久米島町地域防災計画

久 米 島 町 防 災 会 議

目　次

〈沿　革〉
平成２５年７月修正
平成２９年８月改定
令和　５年２月改定

第１編　共通編

第１章　総則

第１節　目的 共通-1
第２節　用語 共通-2
第３節　久米島町の概況 共通-3
第４節　災害の想定 共通-10
第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 共通-55
第６節　住民等の責務 共通-65

第２章　基本方針

第１節　災害の想定と防災計画の基本的考え方 共通-66
第２節　防災対策の基本理念及び施策の概要 共通-70
第３節　本町の特殊性等を考慮した重要事項 共通-73
第４節　防災計画の見直しと推進 共通-75

第３章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針等 共通-78
第２節　災害に強いまちづくり 共通-80
　第１　防災対策に係る土地利用の推進 共通-80
　第２　都市基盤施設の整備 共通-81
　第３　地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等 共通-87
　第４　建築物・構造物等の対策 共通-93
　第５　ライフライン施設等の機能の確保 共通-95
　第６　危険物施設等の対策 共通-101
　第７　不発弾等災害予防 共通-104
　第８　気象観測施設・体制の整備 共通-106
第３節　災害に強い人づくり 共通-107
　第１　防災訓練 共通-107
　第２　防災知識の普及・啓発 共通-110
　第３　自主防災組織の育成 共通-114
　第４　企業防災の促進 共通-117
　第５　消防力の強化等 共通-117
　第６　地区防災計画の普及等 共通-119
第４節　災害応急対策活動の準備 共通-120

第１　初動体制の強化..... 共通-120
第２　活動体制の確立..... 共通-122
第３　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実..... 共通-130
第４　災害ボランティアの活動環境の整備..... 共通-134
第５　要配慮者の安全確保..... 共通-136
第６　観光客・旅行者・外国人等の安全確保..... 共通-138
第５節　避難体制等の整備 共通-140
第６節　孤立化等の防災体制の強化 共通-146
第７節　道路・航空機事故災害予防計画 共通-148
第８節　海上災害予防計画 共通-149

第２編　地震・津波編

第１章　災害応急対策計画

第１節　組織動員計画 ..... 地震・津波-1
第２節　地震情報・津波警報等の伝達計画 ..... 地震・津波-16
第３節　災害通信計画 ..... 地震・津波-26
第４節　災害状況等の収集・伝達計画 ..... 地震・津波-30
第５節　災害広報計画 ..... 地震・津波-38
第６節　自衛隊災害派遣要請計画 ..... 地震・津波-41
第７節　広域応援要請計画 ..... 地震・津波-48
第８節　避難計画 ..... 地震・津波-52
第９節　観光客等対策計画 ..... 地震・津波-63
第 10 節　要配慮者対策計画 ..... 地震・津波-65
第 11 節　消防計画 ..... 地震・津波-67
第 12 節　救出計画 ..... 地震・津波-69
第 13 節　医療救護計画 ..... 地震・津波-71
第 14 節　交通輸送計画 ..... 地震・津波-82
第 15 節　治安警備計画 ..... 地震・津波-91
第 16 節　災害救助法適用計画 ..... 地震・津波-92
第 17 節　給水計画 ..... 地震・津波-95
第 18 節　食料供給計画 ..... 地震・津波-97
第 19 節　生活必需品供給計画 ..... 地震・津波-100
第 20 節　感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画... 地震・津波-103
第 21 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画..... 地震・津波-108
第 22 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画 ..... 地震・津波-112
第 23 節　住宅応急対策計画 ..... 地震・津波-115
第 24 節　二次災害の防止計画 ..... 地震・津波-120
第 25 節　教育対策計画 ..... 地震・津波-123
第 26 節　危険物等災害応急対策計画 ..... 地震・津波-126
第 27 節　在港船舶対策計画 ..... 地震・津波-130
第 28 節　労務供給計画 ..... 地震・津波-131

第 29 節　民間団体の活用計画 ..... 地震・津波-136
第 30 節　ボランティア受入れ計画 ..... 地震・津波-137
第 31 節　公共土木施設応急対策計画 ..... 地震・津波-140
第 32 節　ライフライン等施設応急対策計画 ..... 地震・津波-142
第 33 節　交通機関応急対策対策計画 ..... 地震・津波-146
第 34 節　農林水産物応急対策計画 ..... 地震・津波-147

第２章　災害復旧・復興計画
第１節　公共施設災害復旧計画 ..... 地震・津波-150
第２節　被災者生活への支援計画 ..... 地震・津波-152
第３節　農漁業及び中小企業者等への支援計画 ..... 地震・津波-165
第４節　復興の基本方針等 ..... 地震・津波-167

第３編　風水害等編

第１章　災害応急対策計画
第１節　組織動員計画 風水害等-1
第２節　気象警報等の伝達計画 風水害等-9
第３節　台風災害対策計画 風水害等-19
第４節　災害通信計画 風水害等-25
第５節　災害状況等の収集・伝達計画 風水害等-25
第６節　災害広報計画 風水害等-26
第７節　自衛隊災害派遣要請計画 風水害等-27
第８節　広域応援要請計画 風水害等-27
第９節　避難計画 風水害等-28
第 10 節　観光客等対策計画 風水害等-32
第 11 節　要配慮者対策計画 風水害等-32
第 12 節　水防計画 風水害等-33
第 13 節　消防計画 風水害等-36
第 14 節　救出計画 風水害等-36
第 15 節　医療救護計画 風水害等-37
第 16 節　交通輸送計画 風水害等-38
第 17 節　治安警備計画 風水害等-38
第 18 節　災害救助法適用計画 風水害等-39
第 19 節　給水計画 風水害等-39
第 20 節　食料供給計画 風水害等-39
第 21 節　生活必需品供給計画 風水害等-40
第 22 節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 風水害等-40
第 23 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画 風水害等-41
第 24 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画 風水害等-41
第 25 節　住宅応急対策計画 風水害等-42
第 26 節　二次災害の防止計画 風水害等-42

第 27 節　教育対策計画 風水害等-43
第 28 節　危険物等災害応急対策計画 風水害等-43
第 29 節　海上災害応急対策計画 風水害等-44
第 30 節　在港船舶対策計画 風水害等-54
第 31 節　労務供給計画 風水害等-54
第 32 節　民間団体の活用計画 風水害等-54
第 33 節　ボランティア受入れ計画 風水害等-55
第 34 節　公共土木施設応急対策計画 風水害等-55
第 35 節　航空機事故災害応急対策計画 風水害等-56
第 36 節　ライフライン等施設応急対策計画 風水害等-58
第 37 節　農林水産物応急対策計画 風水害等-58
第 38 節　道路事故災害応急対策計画 風水害等-59
第 39 節　林野火災対策計画 風水害等-61

第２章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧計画 風水害等-64
第２節　被災者生活への支援計画 風水害等-64
第３節　農漁業及び中小企業者等への支援計画 風水害等-65
第４節　復興の基本方針等 風水害等-65

第１編　共通編

共通編は、本計画の総則、基本方針、災害予防計画である。

第１章　総則

第１節 目的

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づいて、久米島町の防災対策に関し、概ね以下の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

１　久米島町の防災対策に関する指定地方行政機関、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民等の責務
２　治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食糧、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
３　防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
４　災害復旧・復興に関する計画
５　その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は以下のとおりである。

■計画の構成･対象災害

部構成	災害対策
第１編 共通編	本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し･推進体制等の基本事項、各種災害に関する予防計画
第２編 地震・津波編	地震･津波対策に関する応急対策計画、復旧・復興計画
第３編 風水害等編災害応急対策計画	台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画び復旧・復興計画
資料編	各部に関する資料・様式

第２節 用語

この計画において、以下の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

１　基本法・・・・・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
２　救助法・・・・・災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
３　県防災計画・・・沖縄県地域防災計画をいう。
４　町防災計画・・・久米島町地域防災計画をいう。
５　県本部・・・・・沖縄県災害対策本部をいう。
６　現地本部・・・・沖縄県現地災害対策本部をいう。
７　地方本部・・・・沖縄県災害対策地方本部をいう。
８　町本部・・・・・久米島町災害対策本部をいう。
９　県本部長・・・・沖縄県災害対策本部長をいう。
10　町本部長・・・・久米島町災害対策本部長をいう。
11　現地本部長・・・沖縄県現地災害対策本部長をいう。
12　地方本部長・・・沖縄県災害対策地方本部長をいう。
13　県医療本部・・・沖縄県災害医療本部をいう。
14　地域医療本部・・沖縄県地域災害医療本部をいう。

第３節 久米島町の概況

１ 自然的条件

(1) 位置と地勢

久米島町は平成 14 年４月１日、島にあった２つの村（具志川村、仲里村）が合併して誕生した。

久米島は、沖縄本島那覇市の西方約 100ｋｍの東シナ海に位置し、行政区面積は 63.65ｋ㎡で久米島本島、奥武島の有人島及び無人島で米軍の射爆撃場となっている鳥島、さらに鹿児島県徳之島の西方にあり県内唯一の活火山島でもある硫黄鳥島、他、オーハ島を含む５つの島から構成されている。

(2) 地形・地質

島の北部にラムサール条約に登録されている大岳、宇江城岳、南東部にはアーラ岳を中心とする山地が連なり、南西海岸は緩やかな砂丘海岸で北西海岸（西銘崎）一帯から島南西部を取り囲むように隆起サンゴ礁が延び内海（イノー）を形成している。

南東部海岸はイーフビーチがあり、海浜地帯となっている。

また、島の東側（奥武島～御願崎）には隆起サンゴ礁、砂州（はての浜）が約８ｋｍにわたって延びている。

地質は、第三紀中新世のアーラ岳や鮮新世中後期の宇江城岳の火山岩類と鮮新世初期の島尻層群、更に琉球石灰岩等で形成されており、観光の名所でもある畳石は柱状節理となっている。

(3) 気象

年間平均気温 23.2℃、年間日平均最高気温 25.9℃、年間日平均最低気温は 20.8℃、年間降水量は年間 2243.5ｍｍ、年間平均相対湿度は 75％となっている。

年間を通して温暖な気候であり、北上する黒潮海流が豊かな漁場を形成している。

しかし、台風の常襲地帯で、近年では平成５年９月に襲来した「台風第 13 号」が甚大な被害をもたらし、久米島全域に災害救助法が適用された。平均値の統計期間は 1991 年～2020 年。

■久米島　平年値（年・月ごとの値）　主な要素

要素	気圧		降水量	気温			相対湿度	風向・風速		日照時間
	現地平均 (hPa)	海面平均 (hPa)	合計 (mm)	平均 (℃)	日最高 (℃)	日最低 (℃)	平均 (%)	平均 (m/s)	最多風向	合計 (時)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1019.9	1020.7	138.3	17.0	19.5	14.6	68	4.2	北	75.2
2月	1019.0	1019.8	141.2	17.3	20.0	14.8	70	4.2	北	80.1
3月	1016.8	1017.6	195.5	19.0	21.8	16.3	73	4.1	北	107.6
4月	1014.0	1014.7	196.8	21.5	24.3	19.0	76	4.1	北	118.4
5月	1010.3	1011.1	260.3	24.2	27.0	21.8	80	3.7	東北東	136.2
6月	1007.7	1008.5	307.4	27.2	29.9	25.1	84	4.0	南南西	158.9
7月	1007.5	1008.2	154.4	29.0	32.0	26.7	80	4.0	南南西	250.3
8月	1006.4	1007.1	197.7	28.9	31.8	26.5	80	3.8	南東	231.9
9月	1008.4	1009.1	235.6	27.7	30.5	25.3	78	3.7	北東	198.6
10月	1013.3	1014.0	152.7	25.3	27.9	23.2	73	4.0	北東	162.3
11月	1017.4	1018.2	129.6	22.4	24.9	20.3	70	4.1	北東	108.3
12月	1019.9	1020.6	134.0	19.0	21.4	16.6	68	4.1	北	89.9
年	1013.4	1014.1	2243.5	23.2	25.9	20.8	75	4.0	北	1717.8

（出典：気象庁）

■台風の久米島への接近数

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2011(H.23)					2			1	1				4
2012(H.24)						2	1	2	2				7
2013(H.25)						1		1	1	2			5
2014(H.26)						2	2*	1*	1	1			6
2015(H.27)					1		2	1					4
2016(H.28)									3	1			4
2017(H.29)							1		1	1			3
2018(H.30)						1	3	3	1	1			9
2019(R.元)							1	1	2		1		5
2020(R.2)								3*	1*				3
2021(R.3)						1	1	3					5
1991～2020平年値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.4	0.7	1.0	1.1	0.5	0.1	0.0	3.9

１．久米島への接近：台風の中心が久米島特別地域気象観測所の 300km 以内に入ることをいう。

２．＊ 印は台風が二つの月にまたがって接近（両月に加算）したことを示す。接近数は月合計と年で異なることがある。

（出典：沖縄気象台）

２ 社会的条件

(1) 人口

令和 4 年 3 月末の住民基本台帳に基づく人口は、7,400 人（男 3,934 人、女 3,466 人）、世帯数は、3,918 世帯となっている。

過去 10 年間では、人口は 11.4%の減少、世帯数は 0.7%の増加となっている。

特に人口に関しては、毎年約 100 人の減少となり、減少傾向が続いている。

昭和 30 年代には１万５千人余りいた人口が昭和 40 年代には若年層の都会流出等がみられ、昭和 50 年代からＵターン等により１万人弱で横ばい状態となっていた。平成６年頃から再び減少傾向にあり、令和 4 年には高齢化率が 31%を超え高齢化が進んでいる。

住民基本台帳人口の推移

（単位：人、戸）

	総数	男	女	世帯数	対前年度増減	
					人口	世帯
平成 25 年	8,353	4,420	3,933	3,892	−145	10
平成 26 年	8,278	4,398	3,880	3,893	−75	1
平成 27 年	8,158	4,318	3,840	3,900	−120	7
平成 28 年	8,075	4,278	3,797	3,927	−83	27
平成 29 年	7,933	4,222	3,711	3,909	−142	−18
平成 30 年	7,806	4,155	3,651	3,914	−127	5
平成 31 年	7,703	4,095	3,608	3,923	−103	9
令和 2 年	7,651	4,076	3,575	3,934	−52	11
令和 3 年	7,569	4,028	3,541	3,949	−82	15
令和 4 年	7,400	3,934	3,466	3,918	−169	−31

※各年 3 月末現在

※日本人のみのデータである（外国人は含まない）

※住民基本台帳法の一部改正に伴う住民基本台帳年報の基準日変更の為、平成 26 年 3 月末以降は「指定区別人口調」を基に作成

（資料：住民基本台帳、久米島町町民課）

(2) 産業構造

令和２年国勢調査による町内の就業者数は、3,445 人となっており、産業別就業者数をみると第３次産業が 2,123 人と 61.6%を占め最も多く、次いで第１次産業の 834 人（24.2%）、第２次産業の 488 人（14.2%）となっている。

職業分類別にみるとサービス業が 1,184 人（34.4%）と最も多く、次いで農林業が 634 人（18. 4%）となっている。

長年、農業を基軸とした産業構造が形成されていたが、平成 17 年以降、就業者数は、サービス業が農林業を上回っている。

産業別就業者数の推移

（単位：人、%）

	S50 年	S55 年	S60 年	H 2 年	H 7 年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
農林業	1,407	1,479	1,397	1,368	1,236	951	1,050	935	845	634
漁業	91	133	161	133	138	131	216	179	212	200
第一次産業	1,498	1,612	1,558	1,501	1,374	1,082	1,266	1,114	1,057	834
	41.1%	37.1%	36.1%	33.8%	31.9%	26.8%	30.3%	27.7%	27.0%	24.2%
鉱業	8	3	8	13	0	6	0	1	1	2
建設業	395	523	531	506	600	548	354	320	288	231
製造業	391	451	389	304	268	250	303	302	289	255
第二次産業	794	977	928	823	868	804	657	623	578	488
	21.8%	22.5%	21.5%	18.6%	20.2%	19.9%	15.7%	15.5%	14.8%	14.2%
卸・小売業	0	2	559	642	578	593	462	396	375	326
サービス業	416	585	662	850	862	911	1,212	1,275	1,296	1,184
公務	340	378	403	378	406	419	366	339	362	340
その他	599	789	205	241	215	232	222	278	250	273
第三次産業	1,355	1,754	1,829	2,111	2,061	2,155	2,262	2,288	2,283	2,123
	37.2%	40.4%	42.4%	47.6%	47.9%	53.3%	54.1%	56.8%	58.3%	61.6%
総数	3,647	4,343	4,315	4,435	4,303	4,041	4,185	4,025	3,918	3,445

※両村合併（平成１４年４月１日）以前のデータは、仲里村と具志川村を足したものである。

※『農林業』は、「農業」、「林業」を足したものである。

※『その他』は、「運輸・通信業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「分類不能の産業」を足したものである。

（資料：国勢調査、久米島町町民課）

(3) 交通

久米島町の道路状況は、県道が 4 路線、町道が 369 路線となっている。

主要地方道 89 号線（久米島空港真泊線）は、久米島空港～真泊港の南側の地区を経由して走っている。一般県道 175 号線（兼城港線）は、久米島町兼城～兼城港を走っており、主要な港と 89 号線を結んでいる。

一般県道 242 号線（宇根仲泊線）は、宇根から北側地区を経由し、仲泊の具志川出張所前を結んでいる。

一般県道 245 号線（久米島一周線）は、久米島空港を起終点とし、89 号線の仲泊～宇根区間と 242 号線の全区間の重複区間を含め海岸に沿う形で一周となっている。

県道の改良率は 100%、町道の改良率は 50.2%となっている。

町内の道路は全般的に幅員が狭く、歩道がない箇所があり、消防用車両等の大型車両の通行が困難な地域も見受けられ防災上の課題となっている。

■道路現況　　令和 2 年 4 月 1 日現在

種 別	総延長 (m)	重用延長 (m)	未供用延長 (m)	実延長 (m)	改良率 (%)	高級舗装率 (%)
合計	267,139	16,012	28,607	222,520	56.8	44.3
県道計	68,847	13,517	25,870	29,460	100.0	92.1
主要地方道	15,738	0	0	15,738	100.0	85.3
一般県道	53,109	13,517	25,870	13,722	100.0	100.0
市町村道	198,292	2,495	2,737	193,060	50.2	37.0

（出典：道路施設現況調書　沖縄県土木建築部道路管理課）

久米島町における沖縄本島との交通手段は海路と空路があり、海路は、那覇泊港～渡名喜港～久米島兼城港を定期フェリーが 1 日 2 便運航している。

空路は、平成 9 年 7 月に滑走路が 2,000m に拡充整備され、ジェット旅客機が就航できるようになった。那覇空港～久米島空港を 1 日 7 便、また、羽田空港～久米島空港を季節運航（7～8 月）1 日 1 便が往復している。これらは生活物資等の輸送並びに観光客を含めた島外からの訪問者の輸送など大きな役割を担っている。

■航路の現況（旅客定期）　　令和３年 10 月 1 日現在

航路	航路距離 (km)	片道所要時間 (時分)	運航回数	使用船舶明細					
				船名	総トン数 (G/T)	旅客定員	乗組員	貨物搭載能力 (トン)	自動車航送能力
泊～渡名喜～久米島	97.5	3:30	1／日	フェリー海邦	1,196	350	9	491	トラック 18 台又は乗用車 51 台
		3:30	1／日	フェリー琉球	1,188	350	9	464	トラック 18 台又は乗用車 51 台

（出典：沖縄県離島関係資料）

■航空輸送　　令和３年 11 月末現在

航路路線	区間距離(km)	機種	所要時間(分)	運航便数	輸送実績					
					旅客(人)			貨物(kg)		
					H30 年度	R 元年度	R２年度	H30 年度	R 元年度	R２年度
久米島～羽田	1,855	B737	225	1/日(7～8 月)	14,635	14,739	4,689	4,441	11,204	6,353
那覇～久米島	169	B737	40	7/日	245,942	241,503	130,088	1,644,822	1,485,926	1,231,063
		DHC8	35							

注）１．区間距離、機種、所要時間、運航便数は令和３年 11 月末現在で表示
２．運航便数の単位は、往復を１とする。
３．離島発本土行きは、沖縄を経由する便を含まないものとする。

（出典：沖縄県離島関係資料）

■路線バス

久米島町内における公共の交通手段として、町営による路線バスがある。29 人乗り 2 台、54～57 人乗り 3 台を保有し、一周線右回り（５本/日）、一周線左回り（5 本/日）、空港線 6 本/日、島尻線（2 本/日）の 4 路線を運行している。

これらは、中高生の通学、買い物や通院など町民の生活の為の路線となっているほか、来島者の町内の移動手段として大きな役割を担っている。

第４節 災害の想定

本計画は、本町の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、以下に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、1771 年の八重山地震津波（明和大津波）の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、町内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和 32 年台風第 14 号（フェイ）

襲来年月日	昭和 32 年９月 25 日、26 日
最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26 日）
死傷者・行方不明者	193 名（うち死者及び行方不明者 131 名）
住宅全半壊	16,091 戸

イ 平成５年台風第 13 号（ヤンシー）

襲来年月日	平成５年９月２日、３日
最大風速	36.5m/s（久米島）※
最大瞬間風速	53.9m/s（久米島）※
降水量	151.0mm（久米島、１日～３日）
負傷者	13 名
住宅全半壊	35 戸

※台風第１３号接近時に測器が故障したため、実際の風速は観測値より強かった可能性がある。

ウ 平成 15 年台風第 14 号（マエミー）

襲来年月日	平成 15 年９月 10 日、11 日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、９～12 日）
死傷者	94 名（うち死者１名）
住宅全半壊	102 棟（うち全壊 19 棟）

エ 平成 28 年台風第 18 号（チャバ）

襲来年月日	平成 28 年 10 月３日、４日
最大風速	48.1m/s（北原（久米島空港））
最大瞬間風速	59.7m/s（北原（久米島空港））
降水量	96.5mm（北原（久米島空港）、２～４日）
住宅部分壊	83 戸

⑵ 高潮（浸水想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。

調査は平成 18 年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本町に関係する予測結果の概要は以下のとおりである。

なお、高潮浸水予測図を次ページ以降に示す。

■高潮浸水想定の概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

■高潮浸水予測図　久米島町(1／4)

案内図

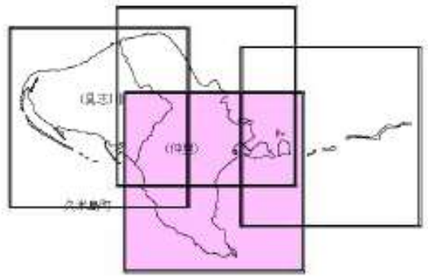

■高潮浸水予測の前提条件および計算条件

・沖縄本島及びその周辺諸島に被害をもたらした特徴的な3つの台風を想定台風とし、各台風の最低気圧を既往最低の870hPaまで下げ、移動コースを本島周辺で最も大きな影響が出るように変更した仮想台風を、高潮想定台風としています。
・それぞれの想定台風ごとに、海岸構造物がまったく機能しない場合「効果なし」と、完全に機能した場合「効果あり」の2パターンの計算を行いました。（全6ケース）
・この図には、全6ケースの最大の浸水範囲・最大浸水深を表示しています。
・高潮浸水予測は、台風の気圧低下に伴う「吸い上げ」による海面上昇、強風に伴う「吹き寄せ」による海面上昇及び高波による越波量（堤防を越えた波）を考慮しています。
・想定の台風が特定のコースで進んだ場合について計算を実施しているため、台風の規模が異なったり、他のコースを進んだりした場合には大きく結果が異なり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります（注２）

［シミュレーション条件］
（１）高潮想定台風
①想定台風5115(RUTH)　：沖縄本島の西側を北上する台風
②想定台風6123(TILDA)　：沖縄本島の南側を西進する台風
③想定台風7920(TIP)　：沖縄本島の東側を北上する台風
（２）構造物
効果あり　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
効果なし　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
（３）潮　　位　：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）
※高潮の最大水位と満潮時が重なった場合を想定しています。

※注１　高潮浸水深（図１参照）
高潮浸水深は、背後地の地表面からの水面の高さです。
※注２
・高潮浸水シミュレーションは、最小メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではないため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。
・河道内や陸上では波浪の影響は見込んでいません。
・港湾や漁港などの防波堤や海岸の離岸堤や人工リーフ等による波浪低減効果は見込んでいません。



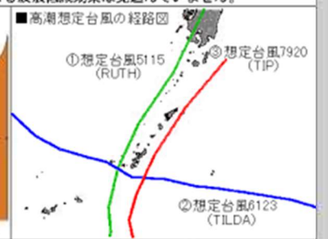



凡　例
3つの想定台風に伴う
高潮最大浸水深(m)
- 0.5m未満
- 0.5m以上 ～ 1.0m未満
- 1.0m以上 ～ 2.0m未満
- 2.0m以上 ～ 3.0m未満
- 3.0m以上 ～ 4.0m未満
- 4.0m以上 ～ 5.0m未満
- 5.0m以上

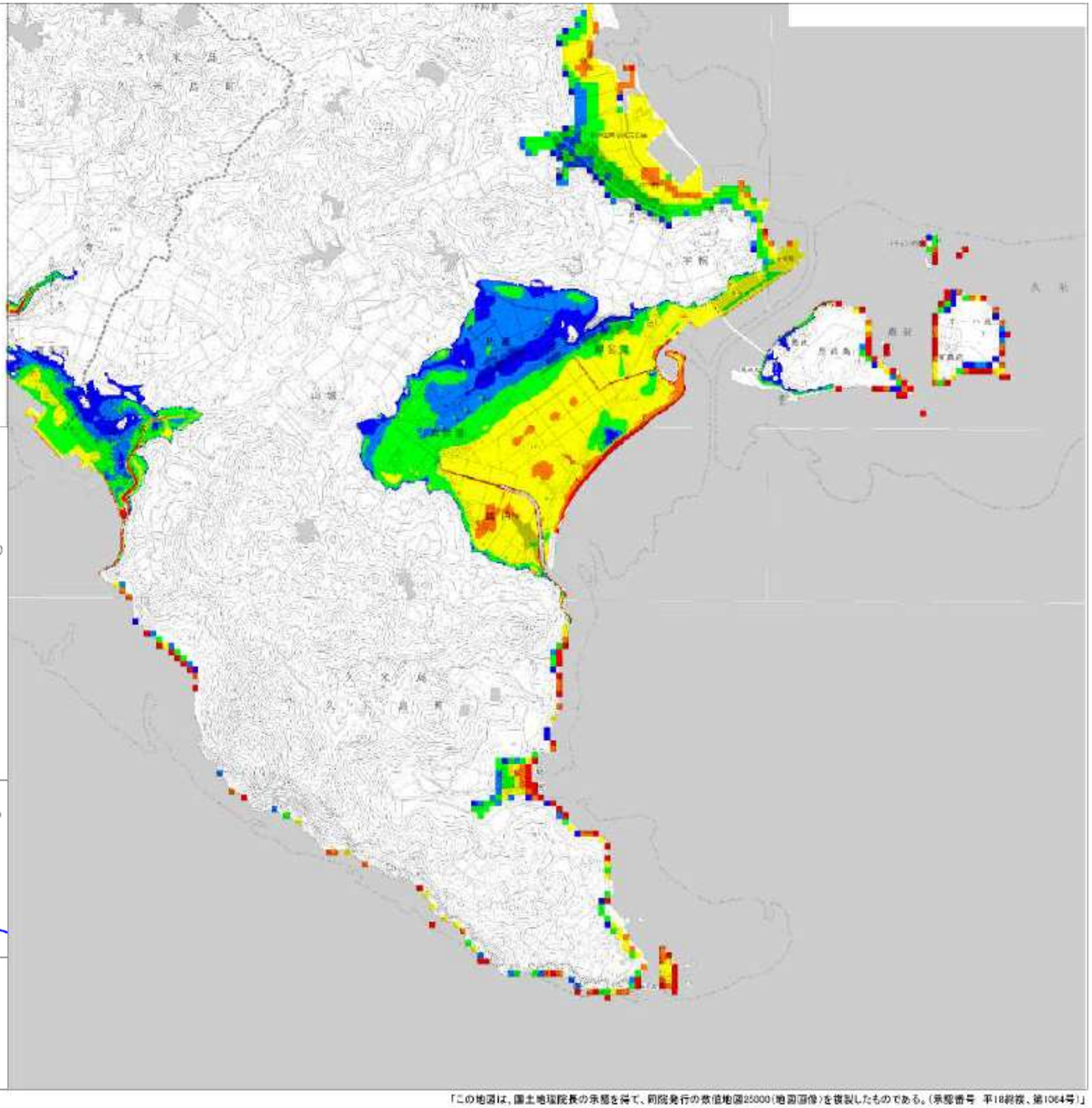

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号　平18総複、第1064号)」

（出典：沖縄県高潮浸水予測図）

■高潮浸水予測図　久米島町（2／4）

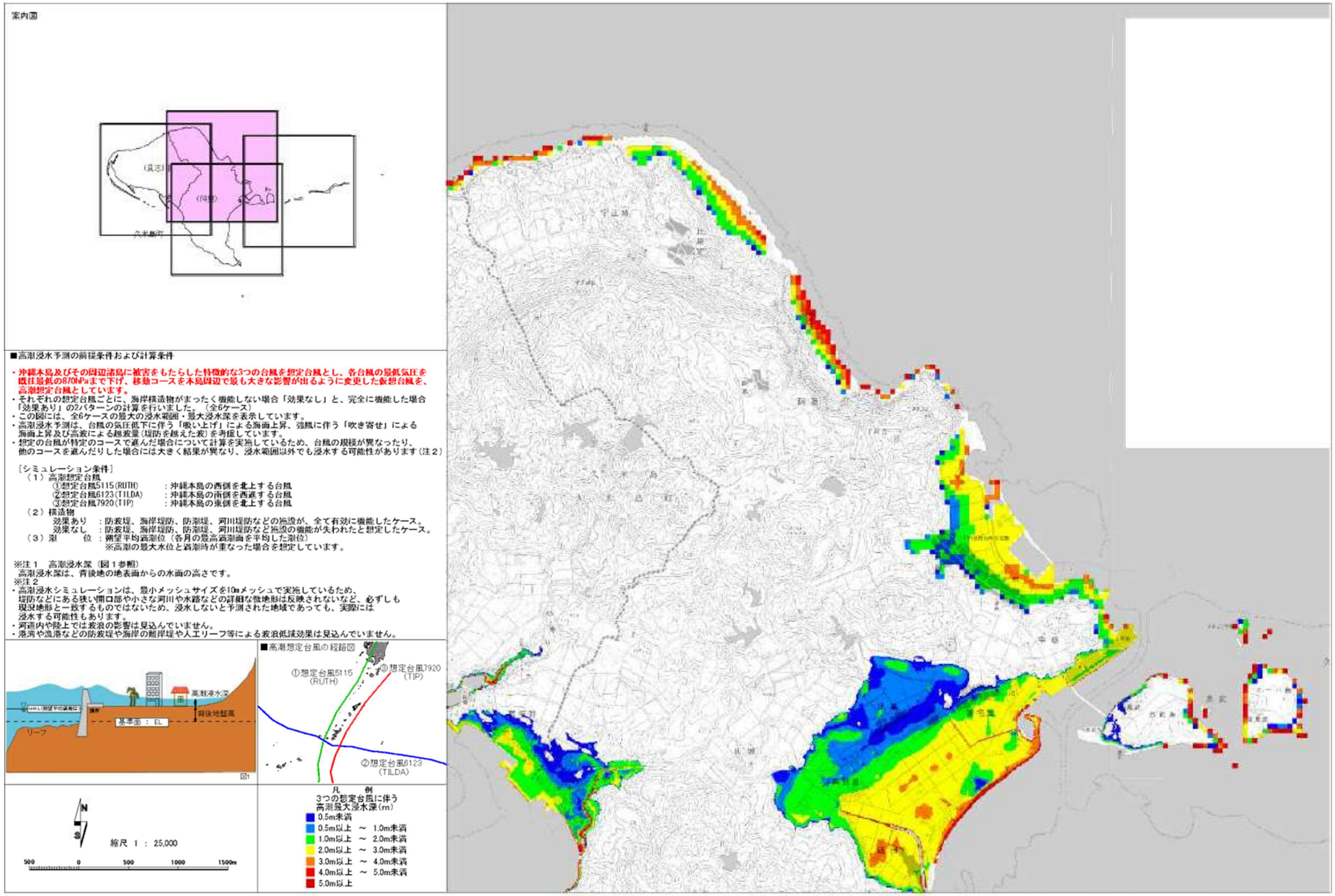

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平18総複、第1064号）」

（出典：沖縄県高潮浸水予測図）

■高潮浸水予測図　久米島町（3／4）

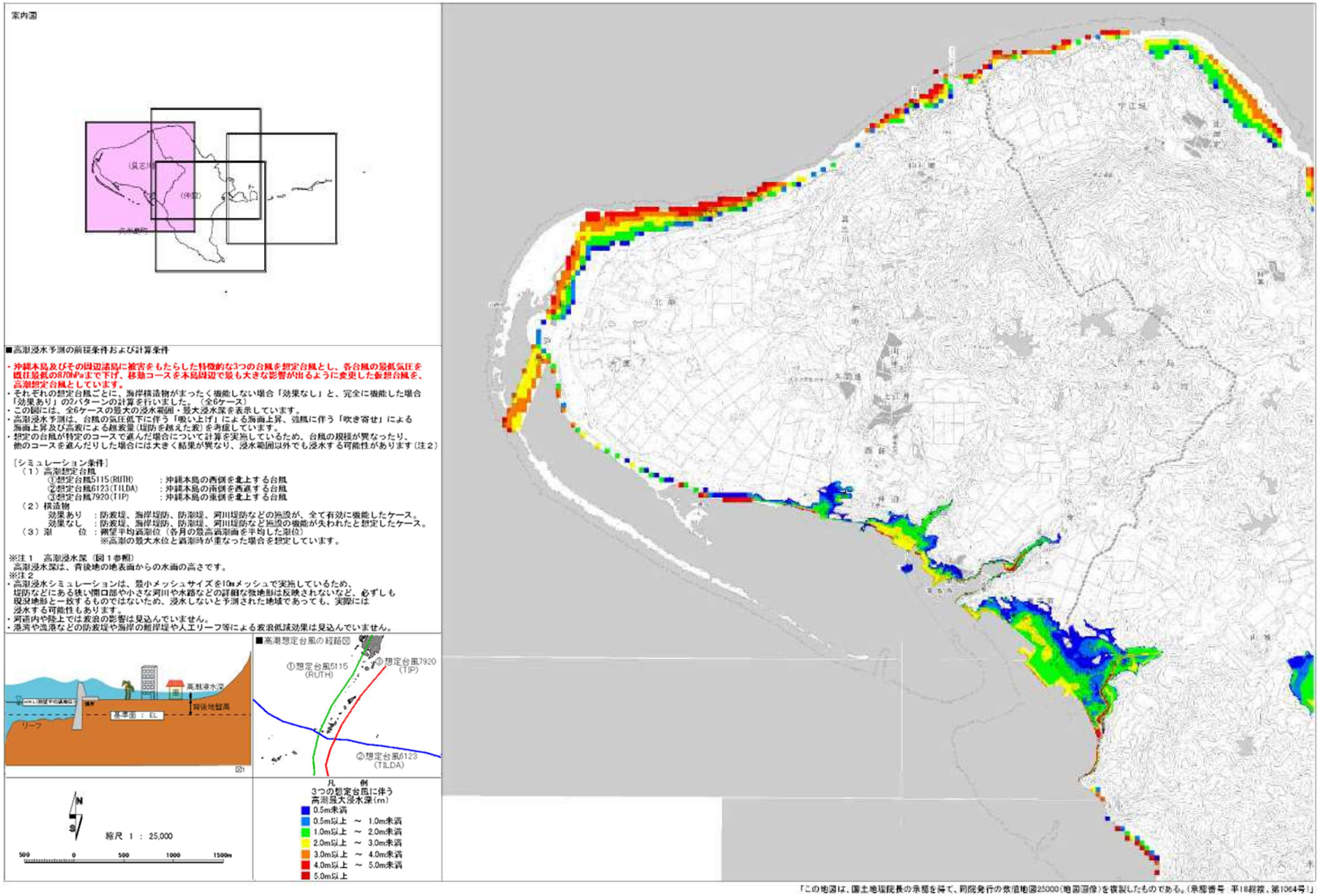

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平18総複、第1064号）」

（出典：沖縄県高潮浸水予測図）

■高潮浸水予測図　久米島町（4／4）

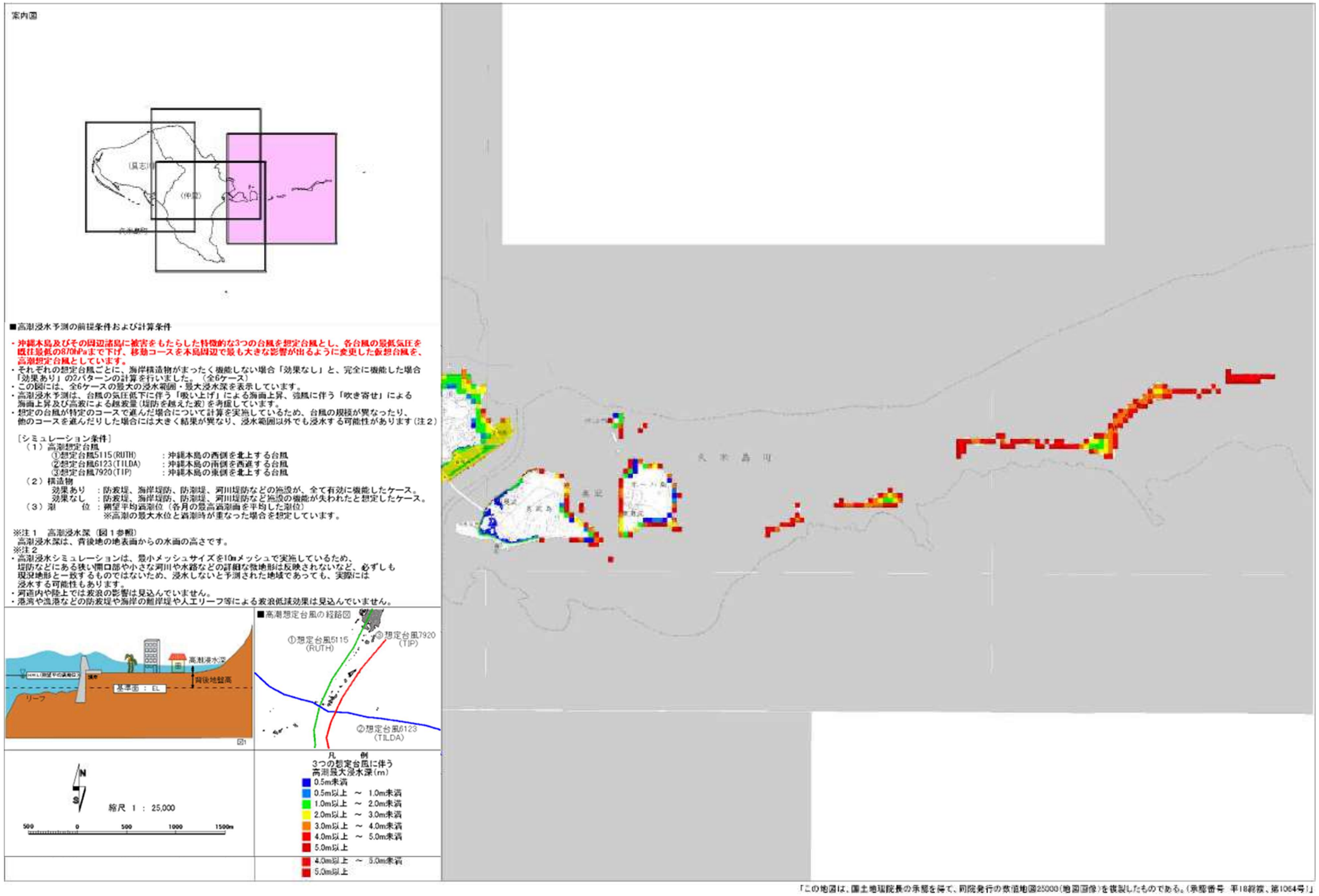

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平18総複、第1064号）」

（出典：沖縄県高潮浸水予測図）

(3) 土砂災害(危険箇所･区域)

本町内に分布する、がけ崩れ、土石流の警戒避難等が必要な箇所は、以下に示すとおりであり、これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

令和３年４月１日現在

土砂災害危険箇所・警戒区域	種別	箇所数
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流（Ⅰ）	3
	土石流危険渓流（Ⅱ）	2
	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	3
	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	1
	合　　計	9
土砂災害警戒区域	土石流警戒区域	6
	急傾斜地の崩壊警戒区域	4
	合　　計	10
土砂災害特別警戒区域	土石流特別警戒区域	3
	急傾斜地の崩壊特別警戒区域	4
	合　　計	7

土石流危険渓流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する渓流。

土石流危険渓流Ⅱ：土石流危険区域内に人家が１～４戸ある場合の当該区域に流入する渓流。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所。

（出典：沖縄県水防計画）

資料編 1-1 土石流危険渓流(Ⅰ)

資料編 1-2 土石流危険渓流(Ⅱ)

資料編 1-3 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

資料編 1-4 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

２ 地震及び津波の被害想定

県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、本町に関係する被害予測の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

県が想定した 20 地震のうち、本町において相対的に大きな被害が予測された地震の特徴は、以下に示すとおりである。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	最大震度	久米島町における最大震度	ゆれ等の特徴
沖縄本島南部断層系地震	内陸型	7.0	7	5 弱	沖縄本島南部において震度が強い
沖縄本島南部スラブ内地震	内陸型	7.8	6 強	5 強	沖縄本島南～中部において震度が強い
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	6 弱	5 強	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	6 弱	5 弱	津波浸水深の最大値を示す
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	6 強	6 強	久米島、粟国島において震度が強い
沖縄本島南東沖地震３連動	海溝型	9.0	6 強	5 強	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い

■被害想定対象地震の震源位置

No	想定地震		深さ (km)	走向角 (°)	傾斜角 (°)	断層長さ (km)	断層幅 (km)	すべり量 (m)※13	マグニチュード	備考
1	沖縄本島南部断層系		3	55 ※12	60	20	10 ※11		7.0 ※4	前回調査（平成21年度）※NO.1,2,8については傾斜角を90°から60°に変更
2	伊祖断層		3	320 ※12	60	17.4 ※1	8.7 ※11		6.9 ※9	
3	石川－具志川断層系		3	140 ※3	60 ※3	12 ※3	6 ※3		6.9 ※5	
4	沖縄本島南部スラブ内		30 ※7	45 ※12	60	30	30 ※11		7.8 ※6	
5	宮古島断層		3	330 ※3	60 ※3	30 ※3	15 ※3		7.3 ※4	
6	西田川－セナイ滝		3	110 ※8	60	20	10 ※11		7.0 ※4	
7	八重山諸島南西沖地震		2	280	12	270	70	20	8.7 ※1	平成23・24年度津波被害想定調査※NO.20,21については断層幅を70kmから100kmに変更
8	八重山諸島南方沖地震		2	265	12	300	70	20	8.8 ※1	
9	八重山諸島南東沖地震		2	235	12	300	70	20	8.8 ※1	
10	沖縄本島南東沖地震		2	225	12	300	70	20	8.8 ※1	
11	沖縄本島東方沖地震		2	218	12	300	70	20	8.8 ※1	
12	石垣島南方沖地震		1	270	70	40	20	20	7.8 ※1	
			0	260	70	15	10	90	(※2) ※1	
13	石垣島東方沖地震		0.3	135	70	60	30	20	8.0 ※1	
14	与那国島北方沖地震		2	280	30	130	40	8	8.1 ※1	
15	石垣島北方沖地震		2	250	30	130	40	8	8.1 ※1	
16	多良間島北方沖地震		2	250	30	130	40	8	8.1 ※1	
17	宮古島北方沖地震		2	250	30	130	40	8	8.1 ※1	
18	久米島北方沖地震		2	225	30	130	40	8	8.1 ※1	
19	沖縄本島北西沖地震		2	225	30	130	40	8	8.1 ※1	
20	3連動（上記9,10,11）	沖縄本島南東沖地震	2	235	12	240	100	20	9.0 ※1	
			2	225	12	170	100	20	9.0 ※1	
			2	218	12	260	100	20	9.0 ※1	
21	3連動（上記7,8,9）	八重山諸島南方沖地震	2	280	12	200	100	20	9.0 ※1	
			2	265	12	175	100	20	9.0 ※1	
			2	235	12	300	100	20	9.0 ※1	
22	沖縄本島北部スラブ内		30 ※7	38	60	30	30 ※11		7.8 ※6	新規（平成25年度）
23	宮古島スラブ内		30 ※7	55	60	30	30 ※11		7.8 ※6	
24	石垣島スラブ内		30 ※7	85	60	30	30 ※11		7.8 ※6	
25	一律地震動		5 ※10	－	45	－	－	－	6.9 ※9	前回調査（平成21年度）

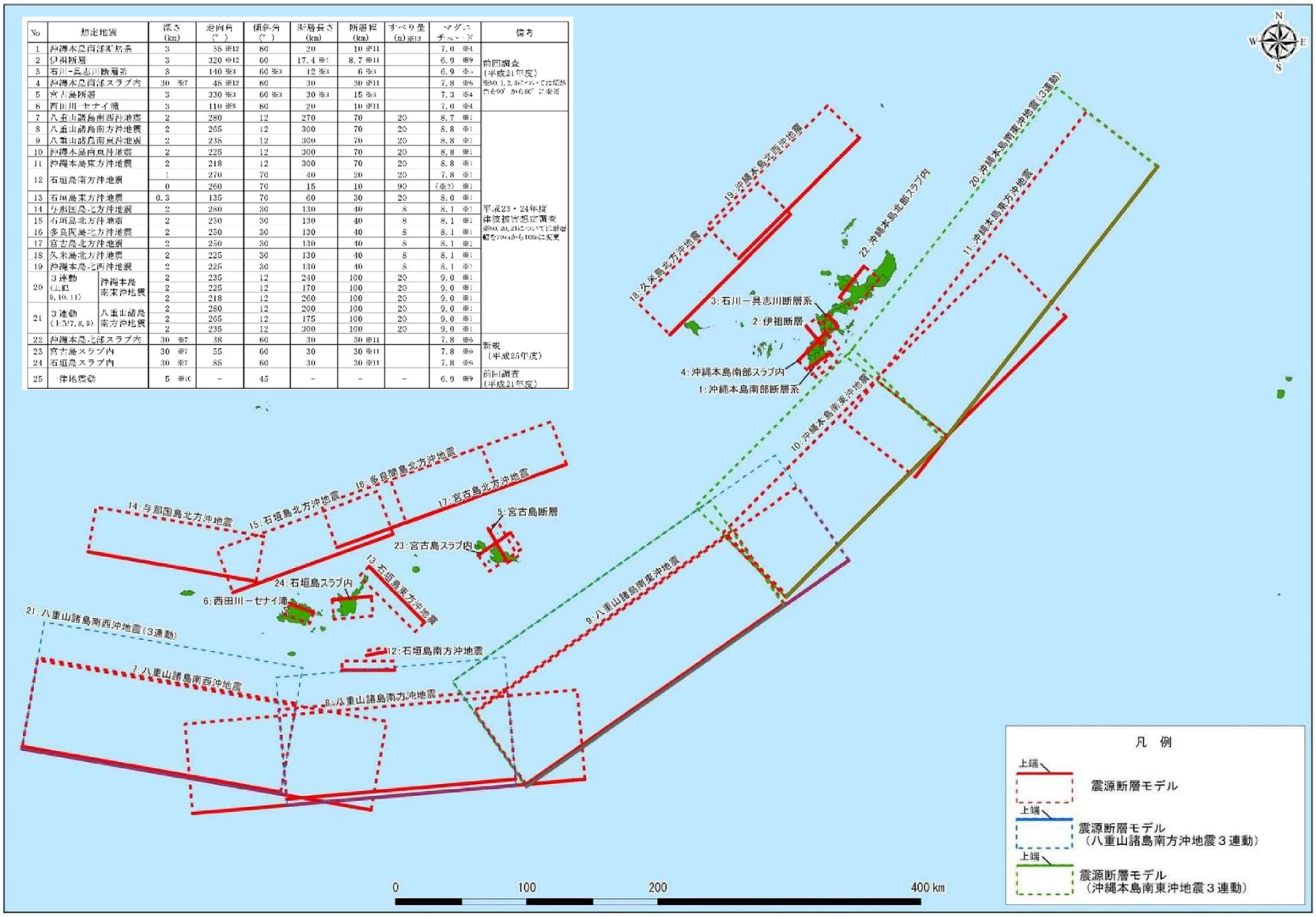

参考資料：Ｈ２５年度沖縄県地震被害想定調査について

(2) 被害想定の概要

県による被害想定項目のうち、建物被害、人的被害、ライフライン被害、避難者、要配慮者被害（調査報告書では災害時要援護者被害と記載されている）は、以下に示すとおりである。

被害想定は、季節・時刻について冬・深夜、夏 12 時、冬 18 時の季節・時刻の３シーン、それぞれについて風速条件として強風時・平常時の２ケースを設定しているが、ここでは各シーン・ケースの最大値を記載した。

■町域における地震・津波被害量予測一覧

				沖縄本島南部スラブ内地震	八重山諸島南東沖地震	久米島北方沖地震	沖縄本島北西沖地震	沖縄本島南東沖地震３連動
建物被害	全壊	地震	棟	94	23	839	111	93
		津波	棟	0	219	14	0	560
	半壊	地震	棟	179	38	1,054	267	134
		津波	棟	0	677	75	0	767
人的被害	死者数	地震	人	0	0	24	0	0
		津波	人	0	81	16	0	133
	負傷者数	地震	人	19	3	321	38	15
		津波	人	0	1778	413	0	2,535
	要救助者数	地震	人	3	0	209	8	3
		津波	人	0	51	3	0	97
	津波に伴う要捜索者数		人	0	1859	429	0	2,669
ライフライン被害	上水道	断水人口	人	72	473	6,608	312	1,259
	下水道	支障人口	人	982	1723	1,367	875	2,818
	電力	停電軒数	軒	0	491	328	8	1,248
	通信施設	不通回線	回線	0	488	1,123	52	1,117
避難者	避難所内		人	89	1844	1,073	114	2,540
	避難所外		人	59	924	645	76	1,279
要配慮者被害			人	25	510	297	32	703

参考資料：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（久米島町）

※建物被害の「地震」：揺れ、液状化、土砂災害、地震火災の合計

※人的被害の「地震」：建物倒壊、土砂災害、地震火災、ブロック塀の合計

※ライフライン被害は発災直後の被害想定

※避難者及び要配慮者被害は地震１日後の被害想定

※数値は各シーン等における最大値

３ 津波の浸水想定

県による避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）では、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等が予測されている。

予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）津波浸水想定のモデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	沖縄本島北方沖（C01）	80 km	40 km	4 m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80 km	40 km	4 m	7.8
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80 km	40 km	4 m	7.8
④	久米島北方沖１（B04W）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑤	久米島北方沖２（B04E）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑥	久米島南東沖（C02）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑦	宮古島東方沖（C04W）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑧	宮古島南東沖（D06N）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑨	宮古島西方沖（C05E）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑩	石垣島東方沖１（C06W）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑪	石垣島東方沖２（NM11）	60 km	30 km	20 m	7.8
⑫	石垣島南方沖（IM00）	40 km	20 km	20 m	7.7
		15 km	10 km	90 m	(※2)
⑬	石垣島北西沖（A03N）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑭	与那国島北方沖（A01N）	80 km	40 km	4 m	7.8
⑮	与那国島南方沖（GYAK）	100 km	50 km	5 m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑫下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

(2) 最大クラスの津波

県では平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測している。

なお、この予測結果は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	（※3）
⑦	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：② ⑥ ⑦は、1771 年八重山地震津波の規模を再現したものである。

※3：⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。

なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震（※4）		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	（※3）
⑨	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	３連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791 年の地震の再現モデル。

(4) 津波災害警戒区域

平成 29 年度において県は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域法」という。）に基づき県内 39 市町村の沿岸部を津波災害警戒区域として指定した。

それに伴い、町は、津波防災地域法に基づき以下の対策を講じる。

○防災計画に、津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項について定める。

○津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設等（以下「避難促進施設※」という。）の名称及び所在地並びに当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を町防災計画に定める。また、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

○津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

※避難促進施設とは

津波災害警戒区域内に立地し、主に防災上の配慮を要する者が利用する以下の施設である。

１地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）

２津波防災地域法施行令第 19 条に基づく次に掲げる施設

(1)老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設

(2)幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学 校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）

(3)病院、診療所及び助産所

次ページ以降に、津波浸水想定結果等を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下

のとおりである。

「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間

「津波到達時間」：津波第１波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

■平成 18 年度 津波浸水想定結果　久米島町（１／４）

案内図

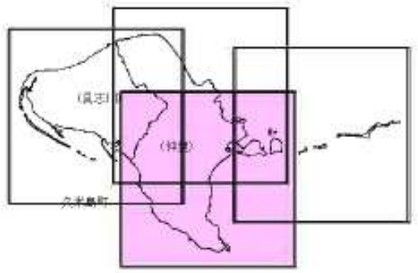

■下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行ないました。（全6ケース）
■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深（注１）を表示しています。
■また、代表地点周辺における最大遡上高（注１）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）を表示しています。（注２）
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。

［シミュレーション条件］

（１）想定津波
①沖縄本島　北方沖　の想定地震津波
②沖縄本島　南東沖　の想定地震津波
③沖縄本島　南西沖　の想定地震津波
④久米島　北方沖　の想定地震津波
⑤久米島　南東沖　の想定地震津波

（２）構造物
効果あり　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
効果なし　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。

（３）潮　　位　：朔望平均満潮位　（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注１　最大遡上高と浸水深（図１参照）
最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。

※注２　影響開始時間（±20cm、+50cm）と津波到達時間（図２参照）
影響開始時間は、地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cmが生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる恐れのある初期水位からの水位上昇が+50cmに達する時間も表示しています。
津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。



図１

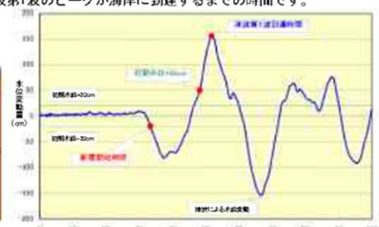
図２

凡　例
3つの想定津波の最大浸水深(m)
0.5m未満
0.5m以上 ～ 1.0m未満
1.0m以上 ～ 2.0m未満
2.0m以上 ～ 3.0m未満
3.0m以上 ～ 4.0m未満
4.0m以上 ～ 5.0m未満
5.0m以上

N
縮尺 1：25,000
500　0　500　1000　1500m

■想定地震の位置

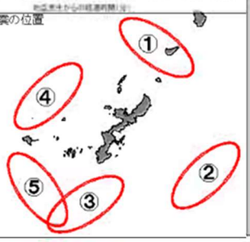

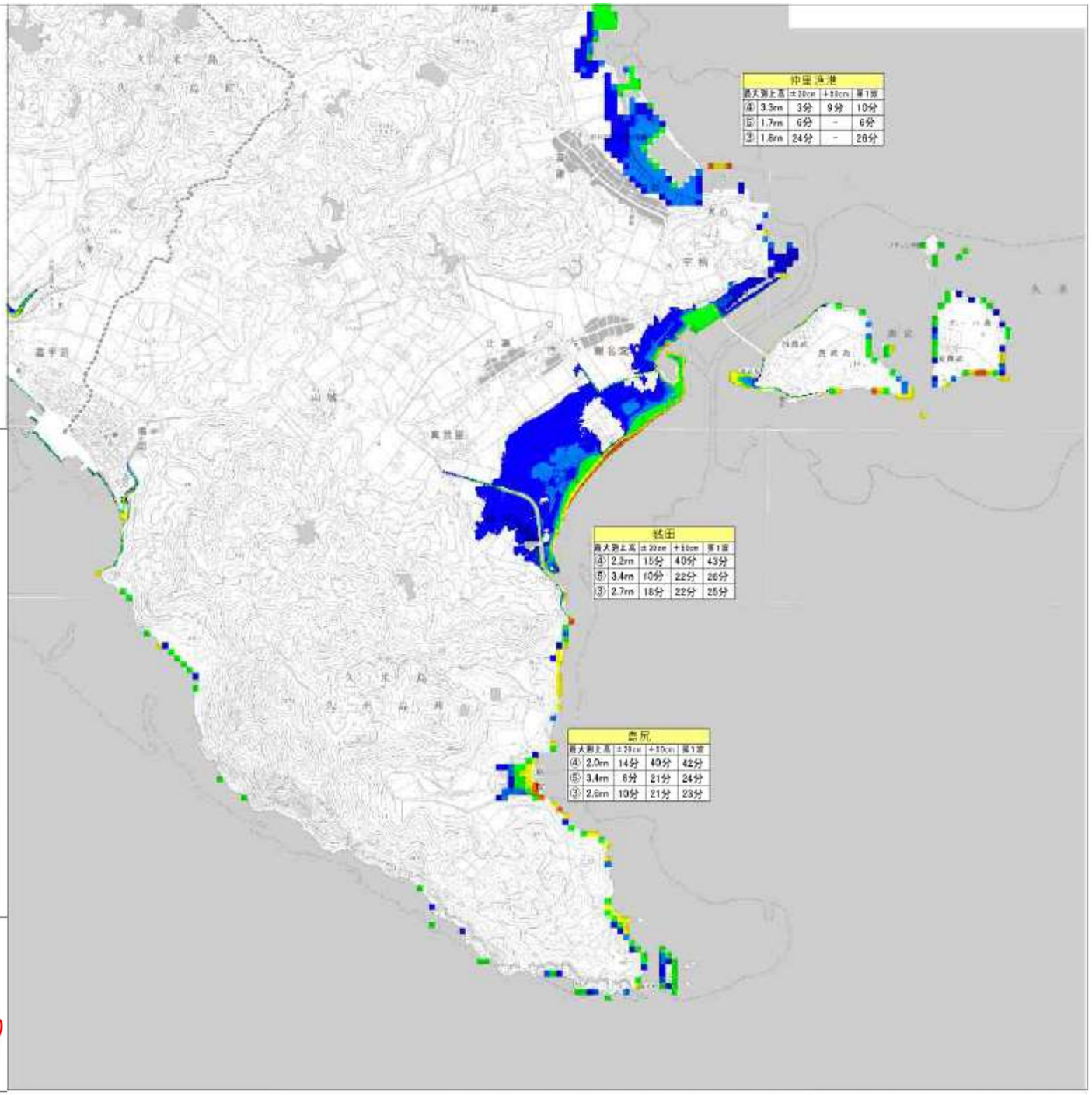

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平18総複、第1064号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 18 年度 津波浸水想定結果　久米島町（２／４）

案内図

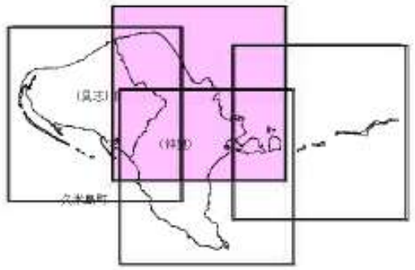

■下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ
構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行ないました。（全6ケース）
■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深（注１）を表示しています。
■また、代表地点周辺における最大遡上高（注１）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）を
表示しています。（注２）
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、
条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、
遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。

［シミュレーション条件］

（１）想定津波
①沖縄本島　北方沖　の想定地震津波
②沖縄本島　南東沖　の想定地震津波
③沖縄本島　南西沖　の想定地震津波
④久米島　北方沖　の想定地震津波
⑤久米島　南東沖　の想定地震津波

（２）構造物
効果あり　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
効果なし　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。

（３）潮　　位　：朔望平均満潮位　（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注１　最大遡上高と浸水深（図１参照）
最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。

※注２　影響開始時間（±20cm、+50cm）と津波到達時間（図２参照）
影響開始時間は、地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化
（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる
恐れのある初期水位からの水位上昇が+50cmに達する時間も表示しています。
津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。



図１

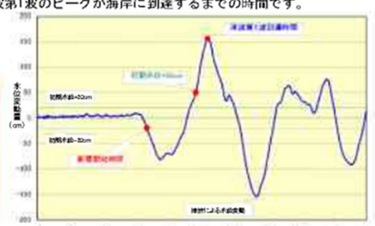

図２

凡　例
3つの想定津波の最大浸水深(m)

0.5m未満	3.0m以上 ～ 4.0m未満
0.5m以上 ～ 1.0m未満	4.0m以上 ～ 5.0m未満
1.0m以上 ～ 2.0m未満	5.0m以上
2.0m以上 ～ 3.0m未満	

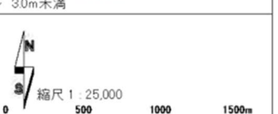

■想定地震の位置



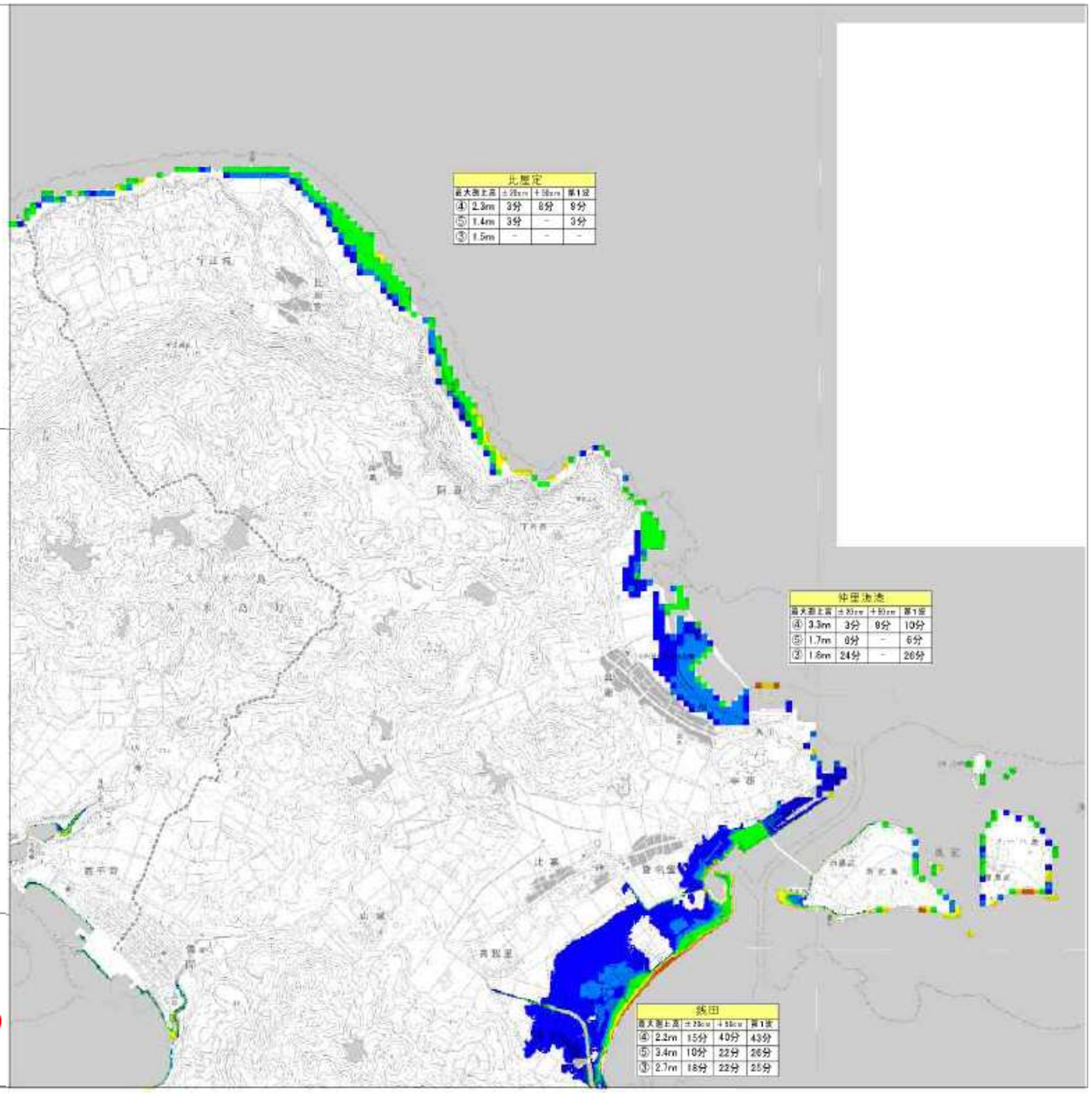

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平19総複、第1064号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 18 年度 津波浸水想定結果　久米島町（３／４）

案内図

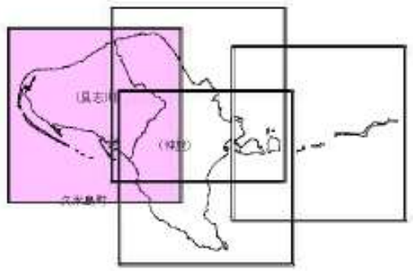

■下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ
構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行ないました。（全6ケース）
■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深（注１）を表示しています。
■また、代表地点周辺における最大遡上高（注１）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）を
表示しています。（注２）
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、
条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、
遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。

［シミュレーション条件］

（１）想定津波
①沖縄本島　北方沖　の想定地震津波
②沖縄本島　南東沖　の想定地震津波
③沖縄本島　南西沖　の想定地震津波
④久米島　北方沖　の想定地震津波
⑤久米島　南東沖　の想定地震津波

（２）構造物
効果あり　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
効果なし　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。

（３）潮　　位　：朔望平均満潮位　（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注１　最大遡上高と浸水深（図１参照）
最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。

※注２　影響開始時間（±20cm、-50cm）と津波到達時間（図２参照）
影響開始時間は、地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化
（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる
恐れのある初期水位からの水位上昇が+50cmに達する時間も表示しています。
津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。

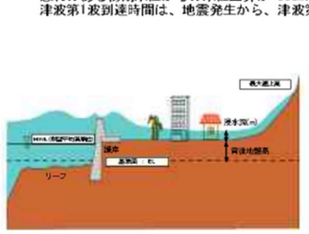

図１

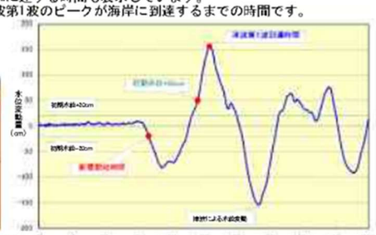

図２

凡　例
3つの想定津波の最大浸水深(m)
0.5m未満
0.5m以上 ～ 1.0m未満
1.0m以上 ～ 2.0m未満
2.0m以上 ～ 3.0m未満
3.0m以上 ～ 4.0m未満
4.0m以上 ～ 5.0m未満
5.0m以上

N
縮尺 1：25,000
500　0　500　1000　1500m

■想定地震の位置



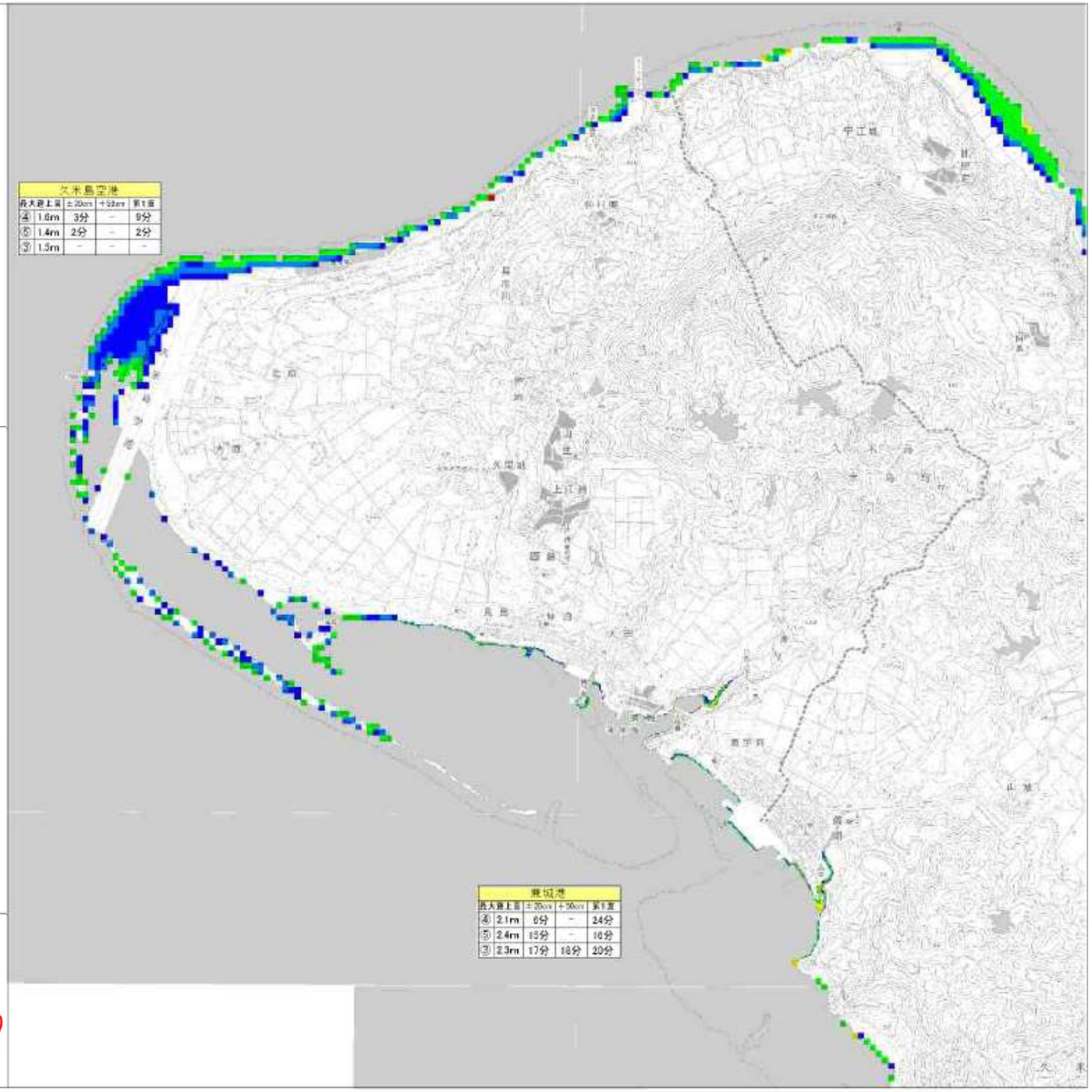

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平18総複、第1064号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 18 年度 津波浸水想定結果　久米島町（４／４）

案内図

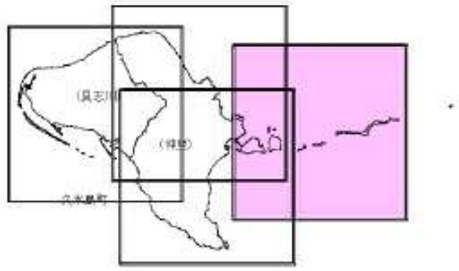

■下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行ないました。（全6ケース）
■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深（注１）を表示しています。
■また、代表地点周辺における最大遡上高（注１）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）を表示しています。（注２）
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。

［シミュレーション条件］

（１）想定津波
①沖縄本島　北方沖　の想定地震津波
②沖縄本島　南東沖　の想定地震津波
③沖縄本島　南西沖　の想定地震津波
④久米島　北方沖　の想定地震津波
⑤久米島　南東沖　の想定地震津波

（２）構造物
効果あり　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
効果なし　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。

（３）潮　　位　：朔望平均満潮位　（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注１　最大遡上高と浸水深（図１参照）
最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。

※注２　影響開始時間（±20cm、-50cm）と津波到達時間（図２参照）
影響開始時間は、地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる恐れのある初期水位からの水位上昇が+50cmに達する時間も表示しています。
津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。



図１

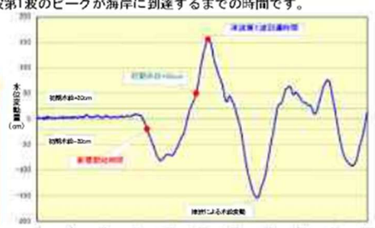

図２

仲里漁港

最大遡上高	±20cm	+50cm	第1波
④ 3.3m	3分	9分	10分
⑤ 1.7m	6分	－	6分
② 1.8m	24分	－	26分

凡　例
3つの想定津波の最大浸水深(m)

0.5m未満	3.0m以上 ～ 4.0m未満
0.5m以上 ～ 1.0m未満	4.0m以上 ～ 5.0m未満
1.0m以上 ～ 2.0m未満	5.0m以上
2.0m以上 ～ 3.0m未満	

N
縮尺 1：25,000
500　0　500　1000　1500m

■想定地震の位置

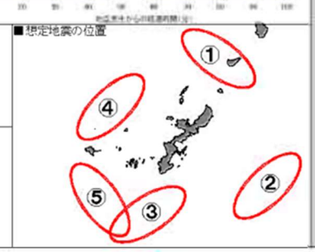

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平19総複、第1064号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 24 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　久米島町（１／４）

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定。

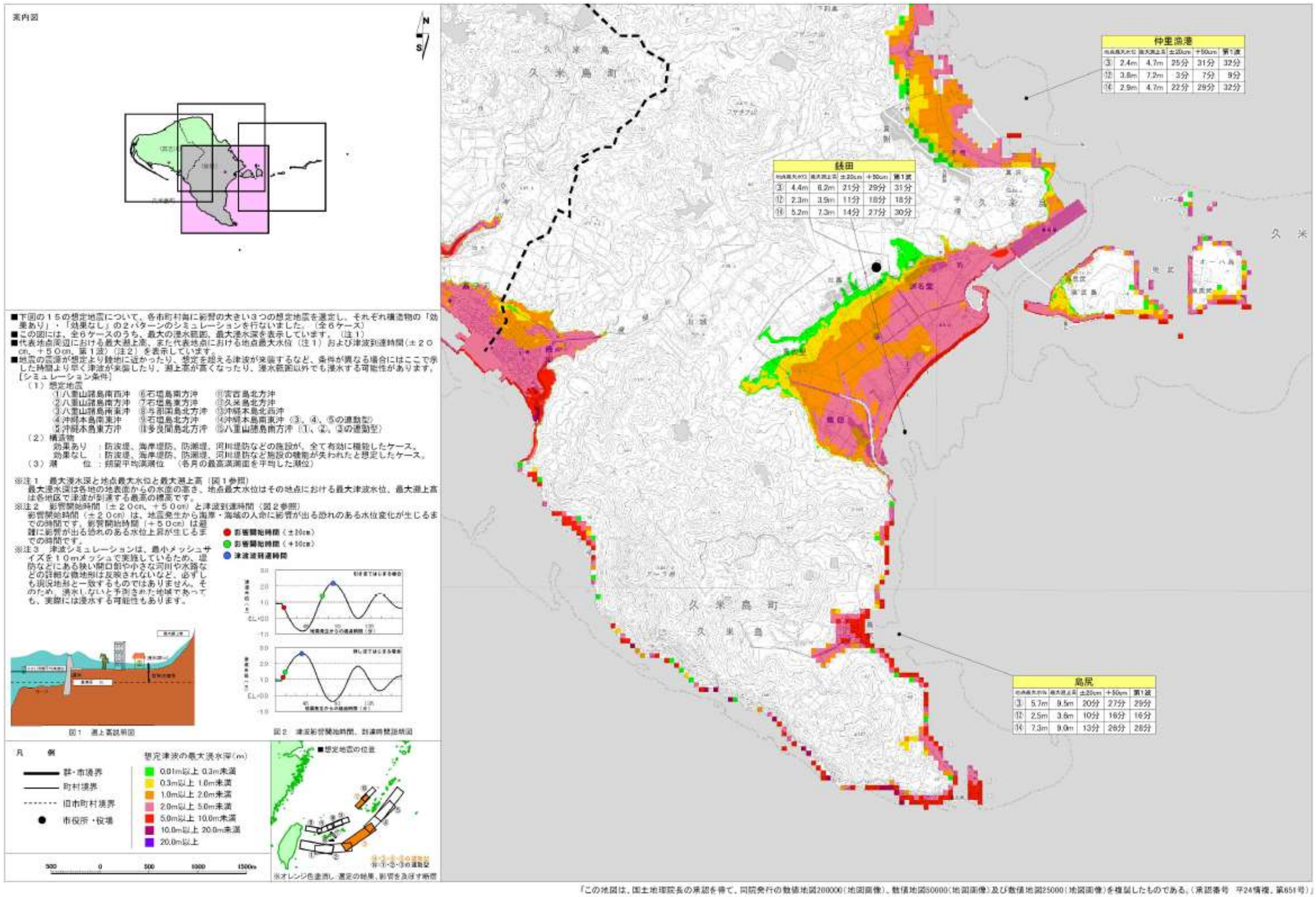

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平24情複、第651号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 24 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　久米島町（２／４）

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定。

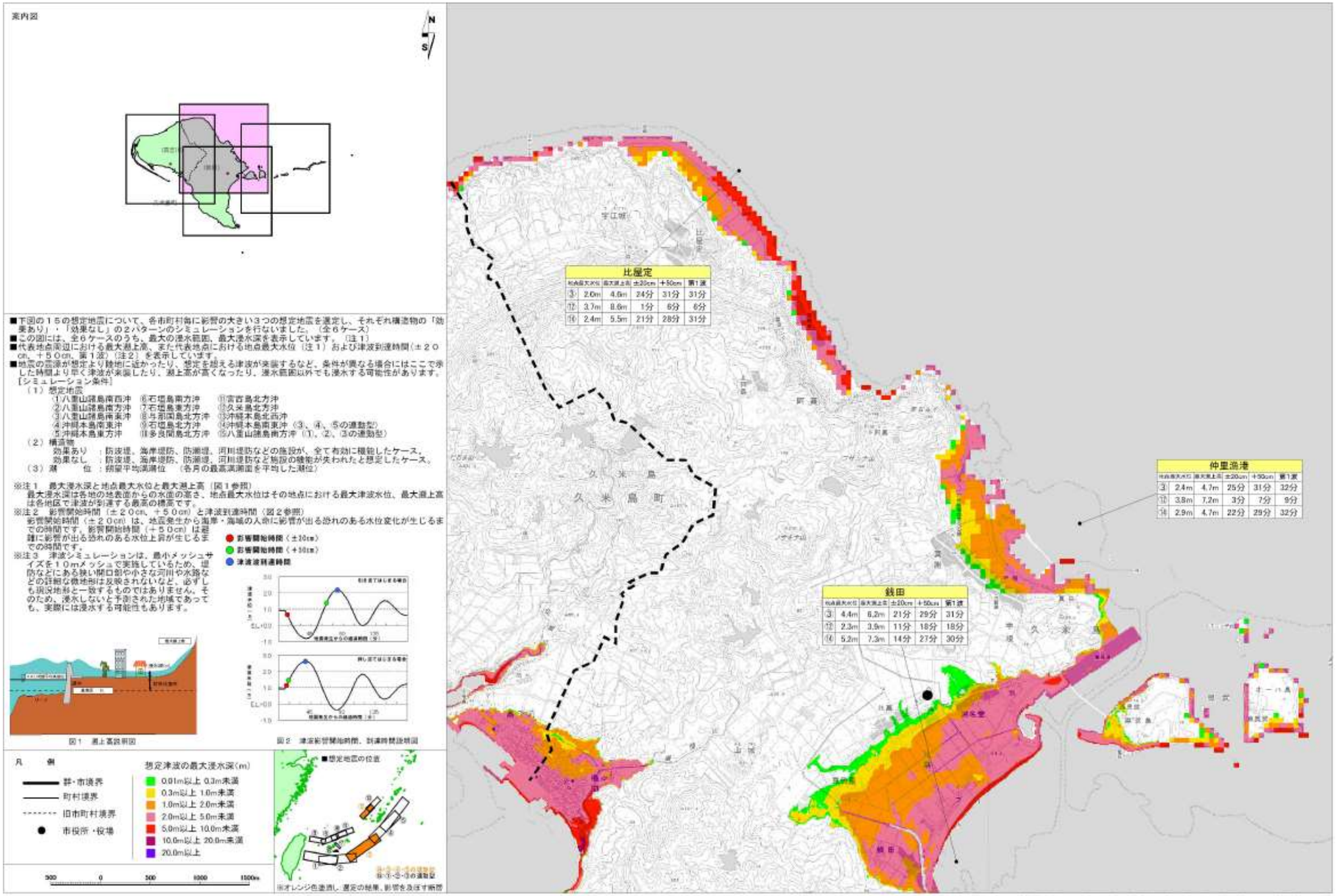

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平24情複、第651号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 24 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　久米島町（３／４）

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定。

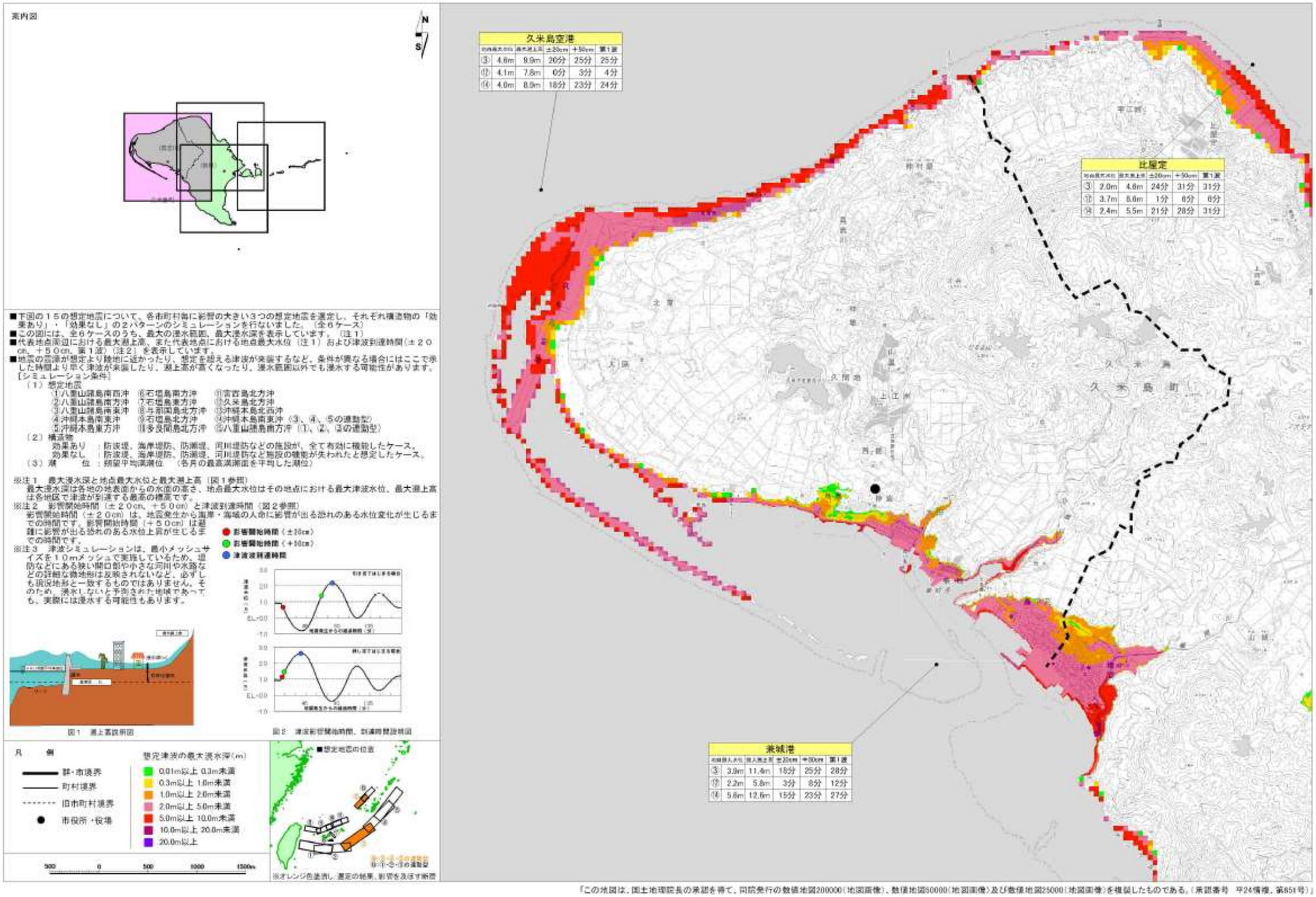

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平24情複、第851号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 24 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　久米島町（４／４）

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定。

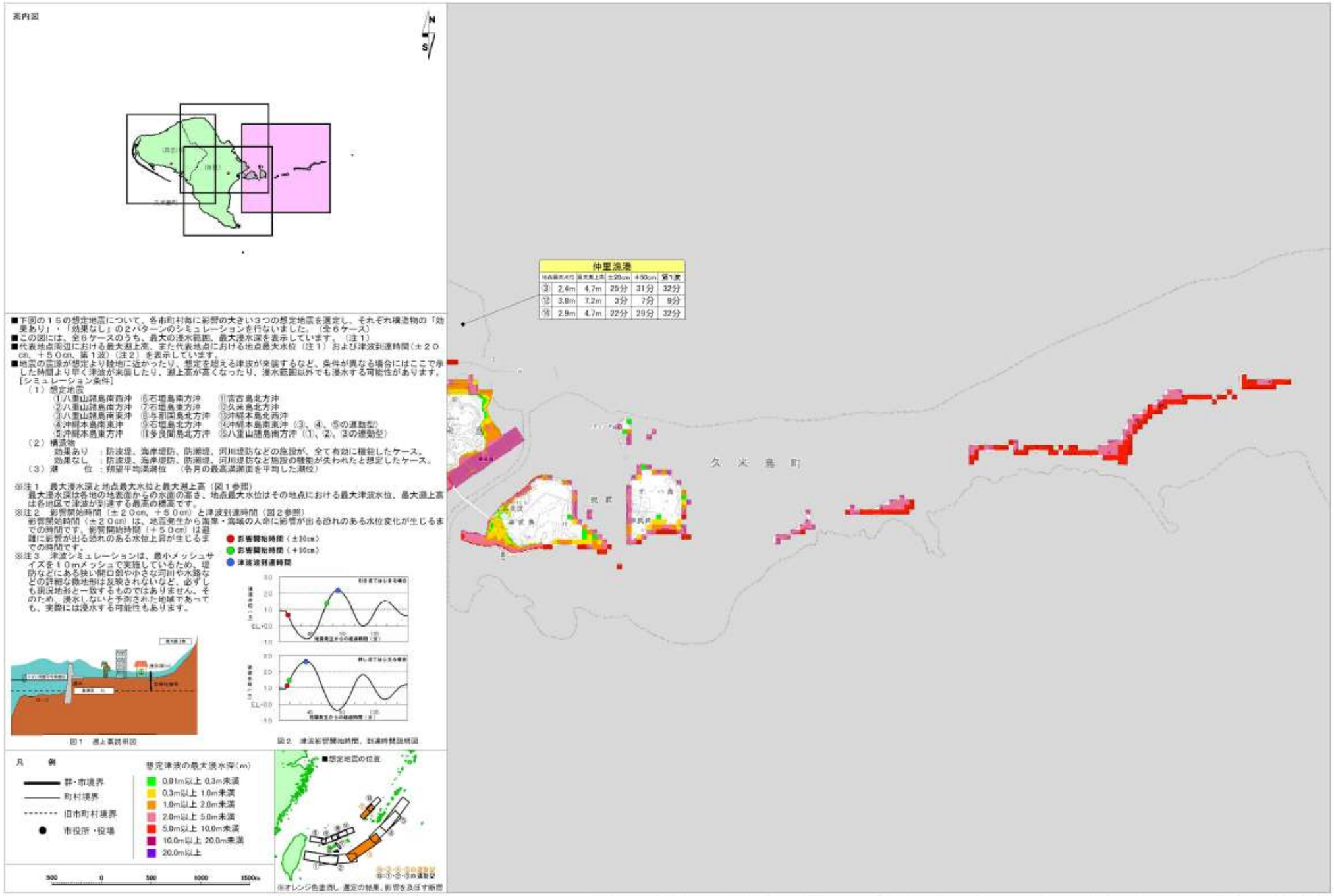

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平24情複、第651号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 26 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　久米島町（１／４）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

※平成 24 年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定。

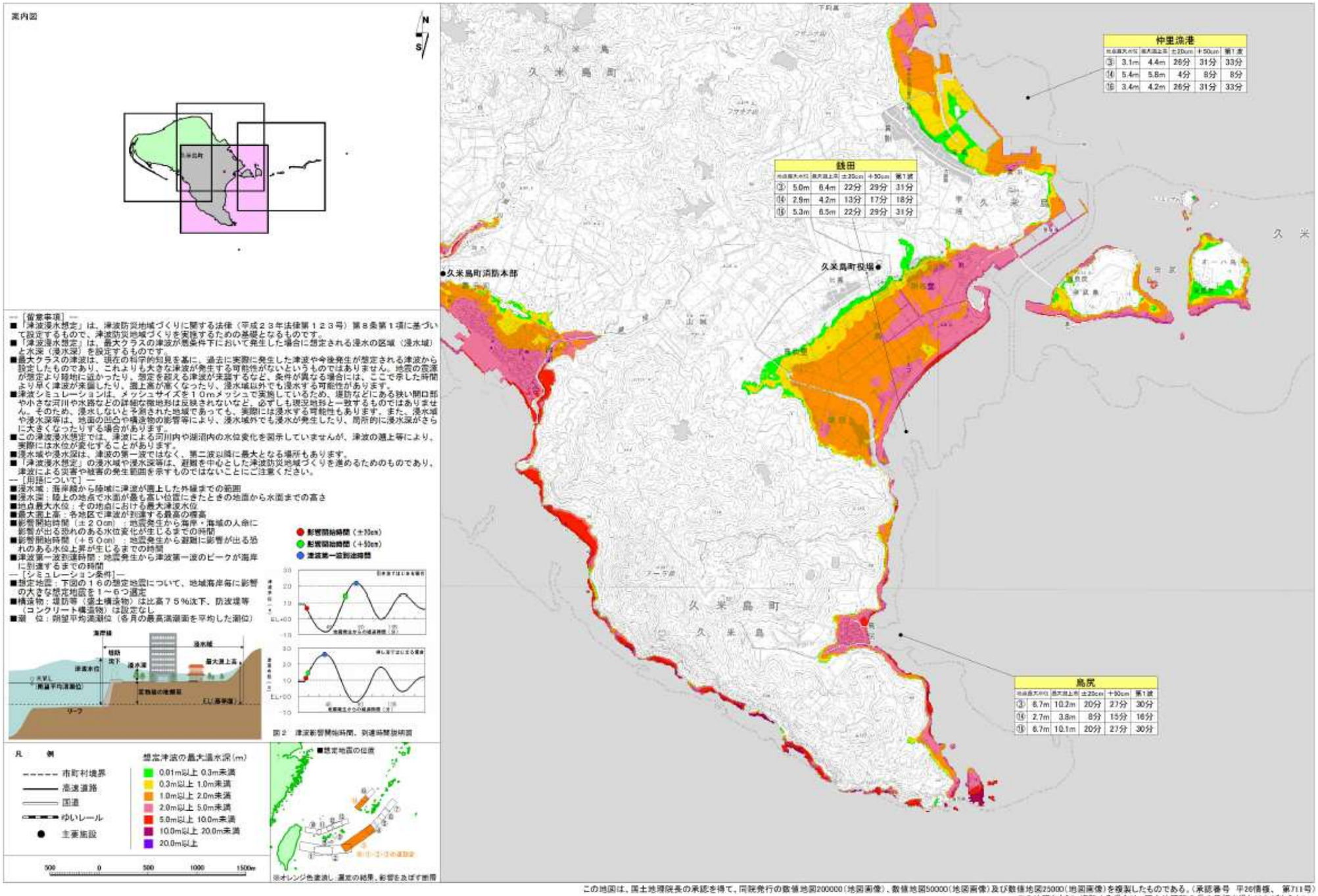

図２　津波影響開始時間、到達時間説明図

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平26情複、　第711号）
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 26 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　久米島町（２／４）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

※平成 24 年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定。

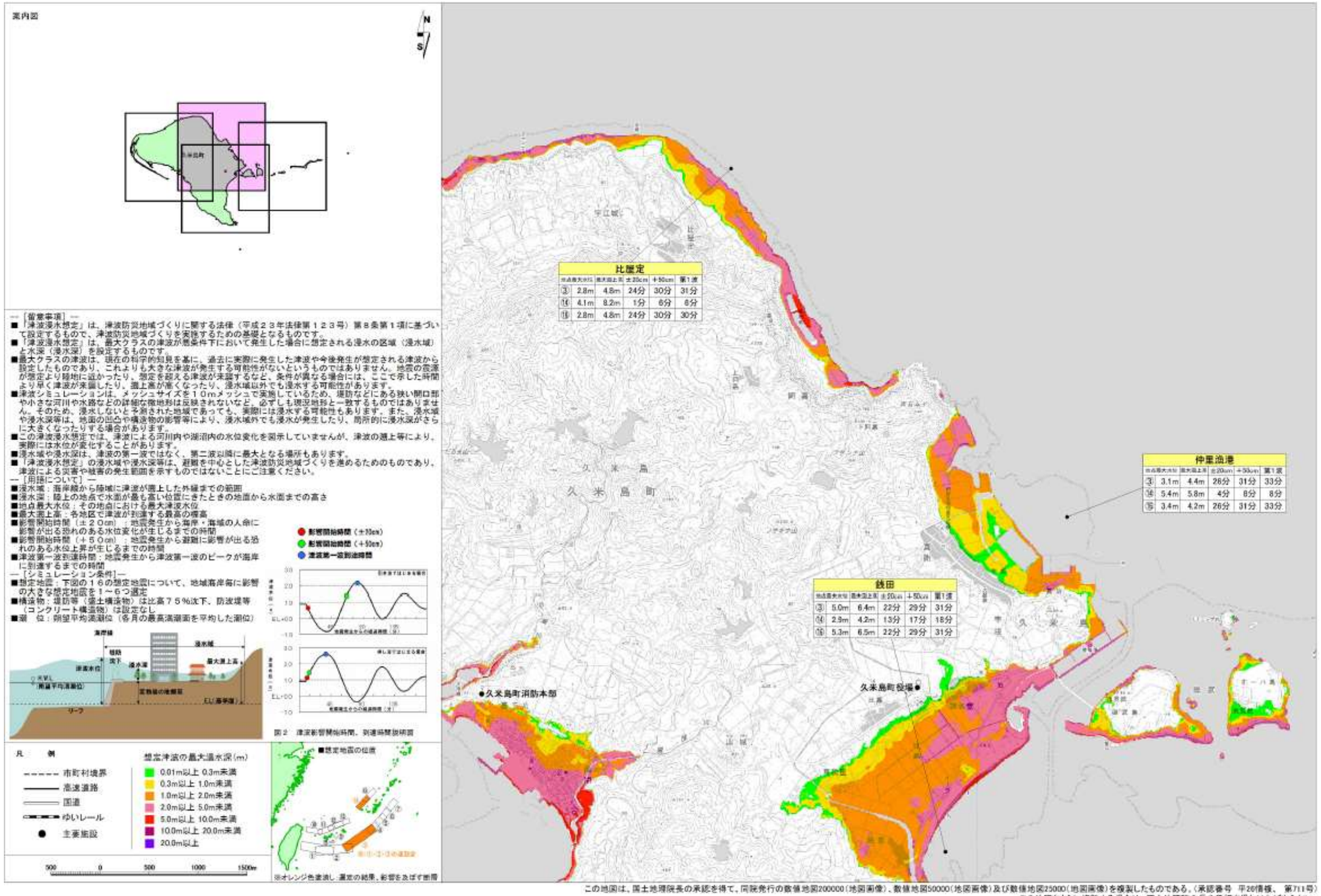

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平26情複、　第711号）
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 26 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　久米島町（３／４）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

※平成 24 年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定。

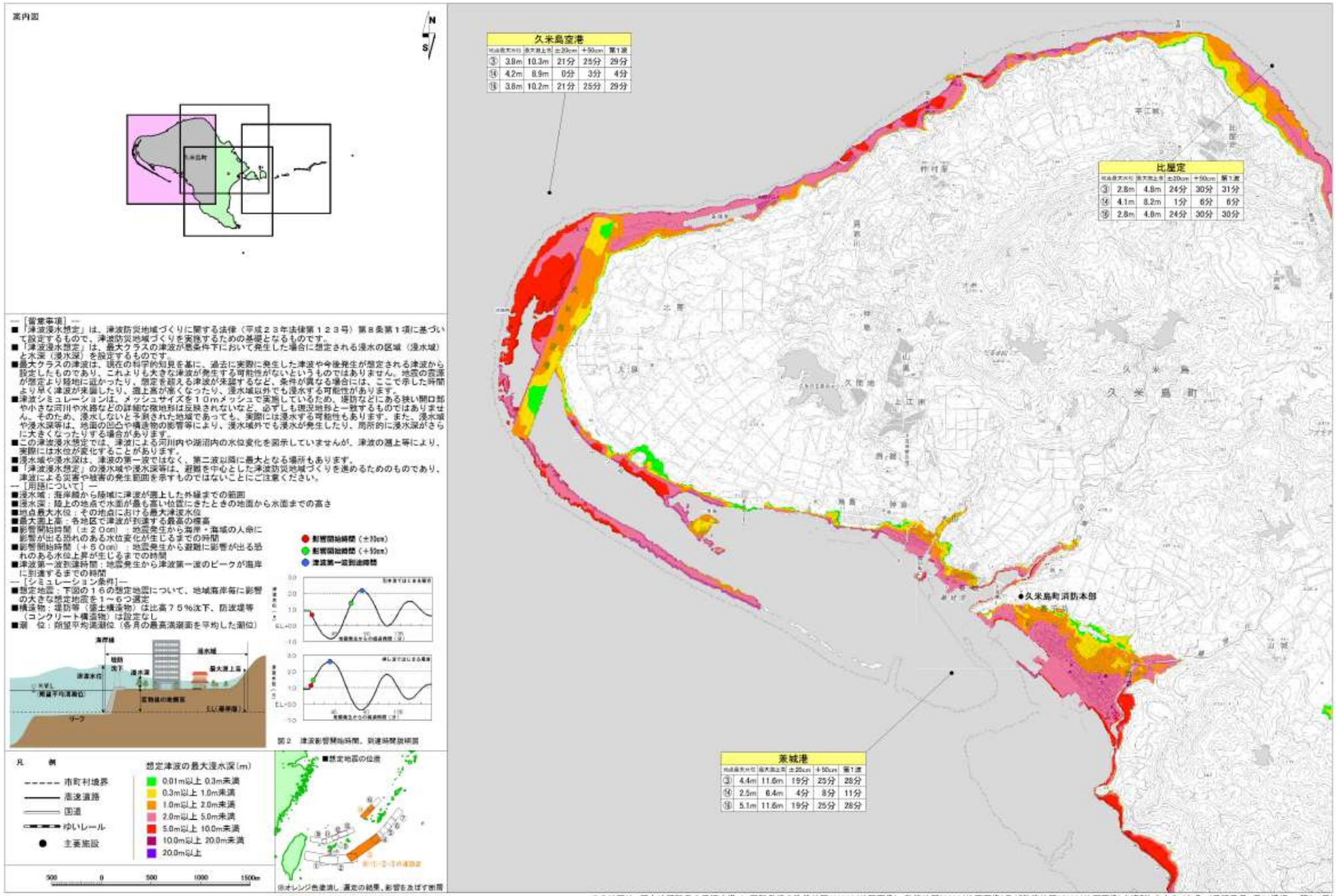

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平26情複、 第711号）
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 26 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　久米島町（４／４）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

※平成 24 年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定。

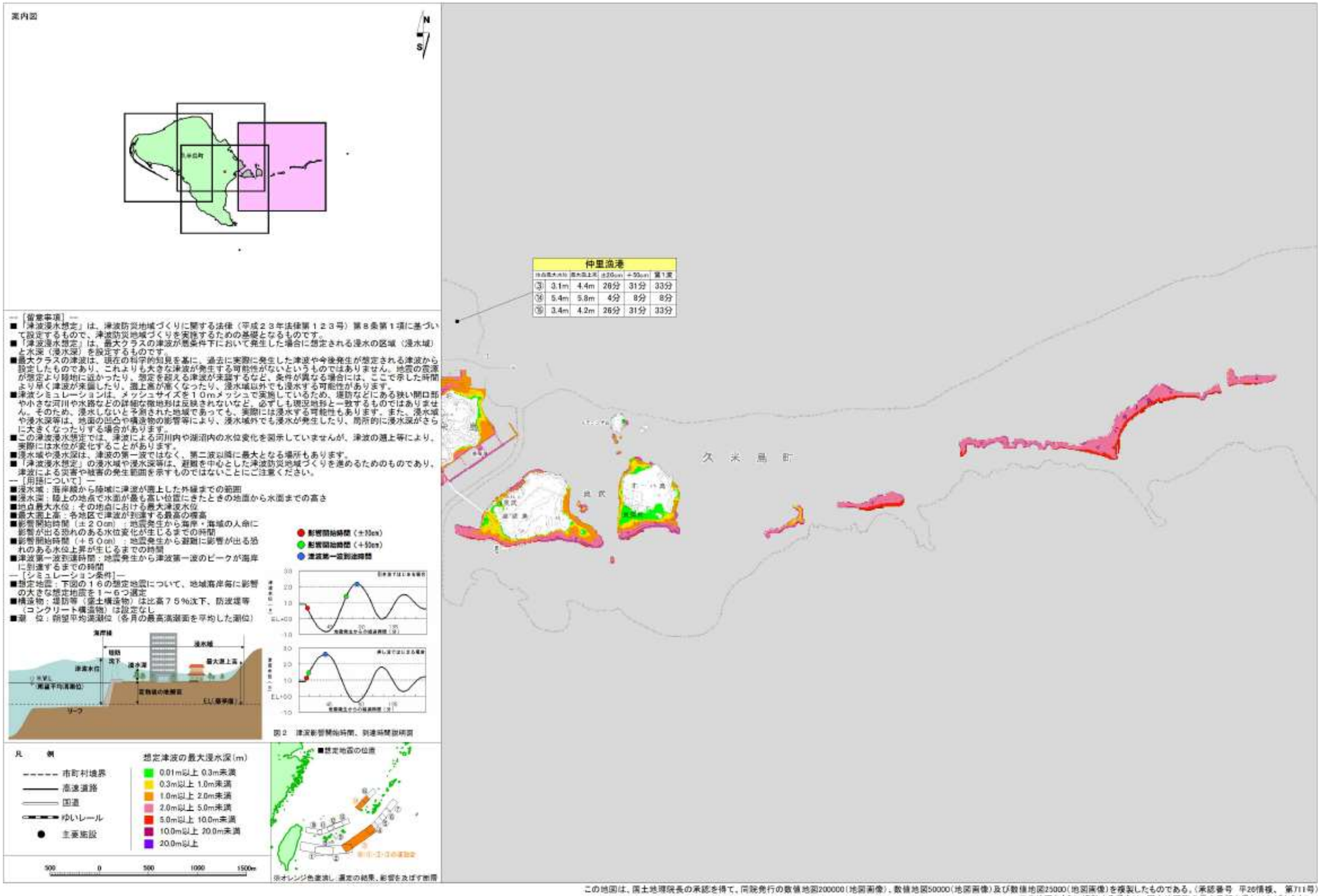

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平26情複、　第711号）
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

■平成 29 年度 津波災害警戒区域（位置図 久米島町）
※詳細については、津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書参照

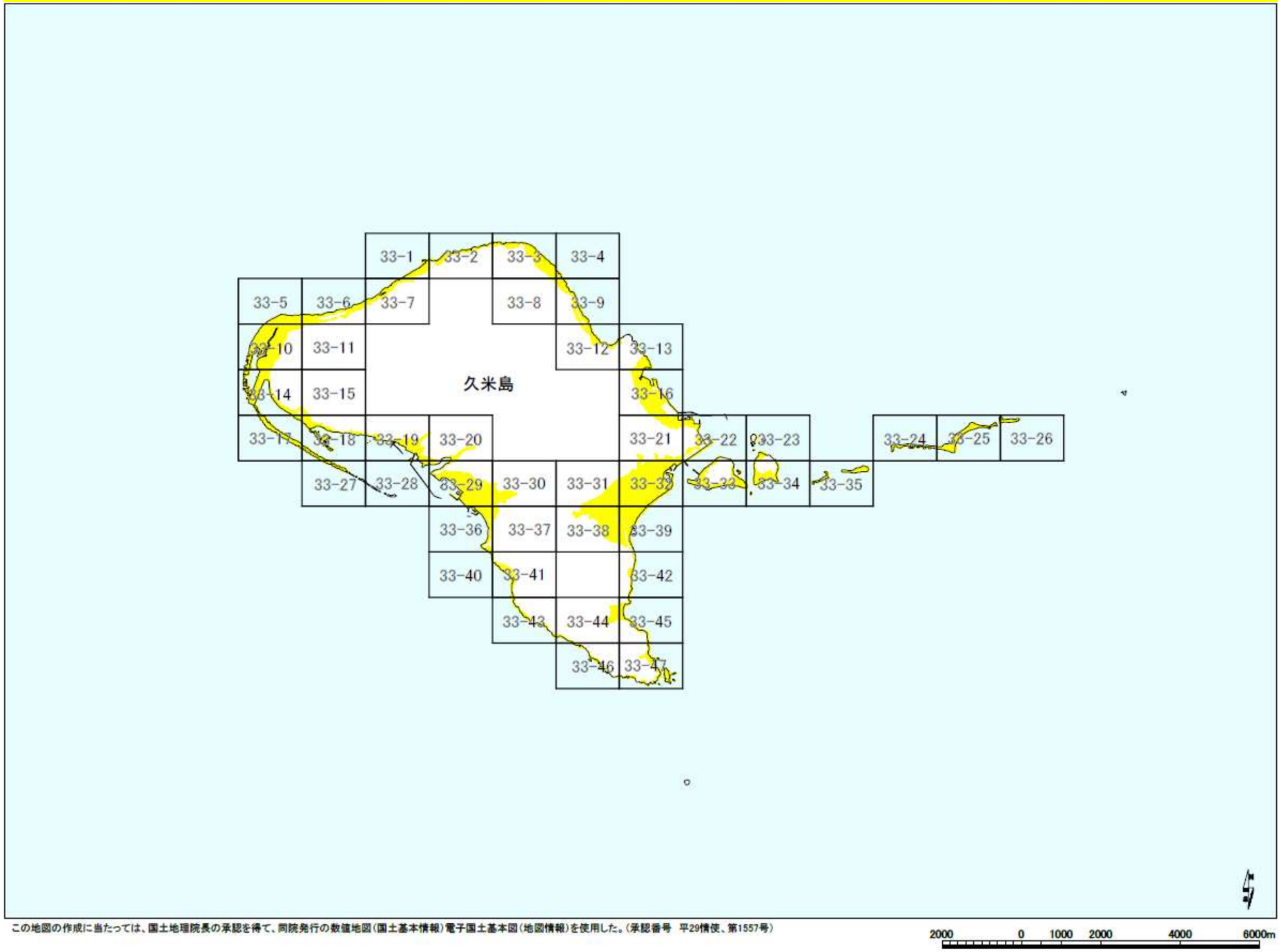

（出典：沖縄県津波災害警戒区域）

第５節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び県並びに本町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね以下のとおりである。

町の機関

１ 久米島町

町は、災害予防、災害応急及び災害復旧・復興の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
(4) 防災に関する施設及び設備の整備
(5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
(7) 水防、消防、救助その他の応急措置
(8) 災害時の保健衛生及び文教対策
(9) 災害時における交通輸送の確保
(10) 災害廃棄物の処理
(11) 被災施設の災害復旧
(12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
(13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
(14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
(15) その他災害の発生の防護又は拡大防止のための措置
(16) 防災に関する研究
(17) 防災まちづくり事業の推進
(18) 住民等への災害時の相談の実施
(19) 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力

２ 久米島町消防本部

(1) 消防、水防、救助その他の応急処置に関すること。
(2) 被災者の救護、救助、避難誘導、その他の保護に関すること。
(3) 防火対象物、危険物施設等の予防に関すること。

沖縄県の機関

１ 沖縄県

町の区域を所管する沖縄県の機関は、災害予防、災害応急及び災害復旧・復興の諸対策に関し、以下のことを実施する。

(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
(4) 防災に関する施設及び設備の整備
(5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
(7) 水防、消防、救助その他の応急措置
(8) 災害時の保健衛生及び文教対策
(9) 災害時における交通輸送の確保
(10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
(11) 被災施設の災害復旧
(12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
(13) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての救助及び調整
(14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
(15) その他災害の発生の防護又は拡大防止のための措置

２ 南部土木事務所

(1) 県災害対策南部地方本部の総括に関する事務に関すること。
(2) 所管に係る施設（道路、橋梁、河川、急傾斜地等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導に関すること。

３ 南部農林土木事務所

(1) 所管に係る施設（道路、農地、用排水、農業用ダム等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧 対策並びにこれらの指導に関すること。

４ 南部農業改良普及センター

(1) 農作物の災害応急対策及び指導に関すること。
(2) 町が行う被害調査及び応急対策への協力に関すること。
(3) 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等に関すること。
(4) その他所管業務についての防災対策に関すること。

５ 南部林業事務所

(1) 保安林の維持管理及び育成事業に関すること。
(2) 林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導に関すること。
(3) その他所管業務についての防災対策に関すること。

６ 南部保健所

(1) 災害時における保健衛生対策及び指導に関すること。
(2) 災害時における生活支援対策への協力等に関すること。

７ 沖縄県警察(那覇警察署久米島交番)

(1) 災害警備計画に関すること。
(2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
(3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。
(4) 交通規制・交通管制に関すること。
(5) 遺体の見分・検視に関すること。
(6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

指定地方行政機関

１ 九州管区警察局

(1) 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること。
(2) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
(3) 管区内各警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
(4) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
(5) 災害時における警察通信の運用に関すること。
(6) 津波警報等の伝達に関すること。

２ 沖縄総合事務局

(1) 総務部
　(ｱ) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。
　(ｲ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。
(2) 財務部
　(ｱ) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
　(ｲ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関すること。
　(ｳ) 公共土木等被災施設の査定の立会に関すること。
　(ｴ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定に関すること。
(3) 農林水産部
　(ｱ) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告に関すること。
　(ｲ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策に関すること。
　(ｳ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策に関すること。
　(ｴ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策に関すること。
(4) 経済産業部
　(ｱ) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策に関すること。
　(ｲ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること。
(5) 開発建設部
　(ｱ) 直轄国道に関する災害対策に関すること。

(ｲ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策に関すること。
(ｳ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策に関すること。
(ｴ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援に関すること。
(ｵ) 大規模土砂災害における緊急調査に関すること。

(6) 運輸部
(ｱ) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策に関すること。
(ｲ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請に関すること。
(ｳ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整に関すること。

３ 九州厚生局沖縄分室

(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。
(2) 関係職員の現地派遣に関すること。
(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

４ 沖縄森林管理署

(1) 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備に関すること。
(2) 災害復旧用材の需給対策に関すること。
(3) 国有林における災害復旧に関すること。
(4) 林野火災防止対策に関すること。

５ 沖縄防衛局

(1) 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整に関すること。
(2) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。
(3) 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整に関すること。
(4) 日米地位協定等に基づく損害賠償に関すること。
(5) 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等に関すること。

６ 那覇産業保安監督事務所

(1) 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策に関すること。
(2) 災害時における火薬､高圧ガス､都市ガス及び電気施設等の保安の確保に関すること。

７ 那覇航空事務所

(1) 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助に関すること。
(2) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。
(3) 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整に関すること。

8 第十一管区海上保安本部

(1) 警報等の伝達に関すること。
(2) 情報の収集に関すること。
(3) 海難救助等に関すること。
(4) 緊急輸送に関すること。
(5) 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
(6) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
(7) 流出油等の防除に関すること。
(8) 海上交通安全の確保に関すること。
(9) 警戒区域の設定に関すること。
(10)治安の維持に関すること。
(11)危険物の保安措置に関すること。

9 沖縄気象台

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

10 沖縄総合通信事務所

(1) 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害ＦＭ局の開設など）に関すること。
(2) 災害時における非常通信の確保に関すること。
(3) 災害対策用移動通信機器の貸出に関すること。
(4) 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整に関すること。

11 沖縄労働局

(1) 災害時における労働災害防止対策に関すること。
(2) 災害に関連した失業者の雇用対策に関すること。

12 九州地方環境事務所･沖縄奄美自然環境事務所

(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。
(2) 環境監視体制の支援に関すること。
(3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

13 国土地理院沖縄支所

(1) 地殻変動の監視に関すること。
(2) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
(3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

自衛隊

(1) 災害派遣の準備に関すること。
(2) 災害派遣の実施に関すること。

指定公共機関

１ NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)

(1) 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。

２ (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

(1) 移動通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

３ 日本銀行(那覇支店)

(1) 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保図り、、信用秩序の維持に資する。

４ 日本赤十字社(沖縄県支部)

(1) 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。
(2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整の実施に関すること。
(3) 義援金の募集及び配分の協力に関すること。
(4) 災害時における血液製剤の供給に関すること。

５ 日本放送協会(沖縄放送局)

(1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

６ 沖縄電力(株)

(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
(2) 災害時における電力供給確保に関すること。

７ 日本郵便(株)沖縄支社

(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
(2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること。
(3) 災害時における窓口業務の確保に関すること。

指定地方公共機関

１ (一社)沖縄県医師会

(1) 災害時における医療及び助産の実施に関すること。

２ (公社)沖縄県看護協会

(1) 災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力に関すること。

３ 琉球海運(株)

(1) 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保に関すること。

４ 日本トランスオーシャン航空(株)

(1) 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保に関すること。

５ (一社)沖縄県高圧ガス保安協会

(1) 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援に関すること。

６ (一社)沖縄県婦人連合会

(1) 災害時における女性の福祉の増進に関すること。

７ 沖縄セルラー電話(株)

(1) 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保に関すること。

８ (一社)沖縄県薬剤師会

(1) 災害時における医療、援護及び保健衛生活動の協力に関すること。

９ (社福)沖縄県社会福祉協議会

(1) 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。
(2) 生活福祉資金の貸し付けに関すること。
(3) 社会福祉施設との連絡調整に関すること。

10 (一財)沖縄観光コンベンションビューロー

(1) 観光危機への対応に関すること。
(2) 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。

11 (公社)沖縄県トラック協会

(1) 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。

12 沖縄テレビ放送(株)

(1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

13 琉球放送(株)

(1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

14 琉球朝日放送(株)

(1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

15 (株)ラジオ沖縄

(1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

16 (株)エフエム沖縄

(1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

17 (一社)沖縄県歯科医師会

(1) 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

18 FM 久米島(株)

(1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

公共的団体及び他防災上重要な施設の管理者

1 (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団

(1) 外国人に関する情報提供等の協力に関すること。

2 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

(1) 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。

3 (公社)沖縄県獣医師会

(1) 災害時の動物の医療保護活動に関すること。

4 (一社)沖縄県建設業協会

(1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。
(2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。

5 沖縄県土地改良事業団体連合会

(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること。
(2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。

6 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会

(1) 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。
(2) 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
(3) 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。
(4) 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。
(5) 被災農林漁業者の再建支援に関すること。

7 久米島商工会

(1) 町が行う防災及び応急対策への協力に関すること。
(2) 救助物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。
(3) 被災者の生活資材の確保についての協力に関すること。

8 (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会

(1) 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。

9 (公財)沖縄県交通安全協会連合会

(1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。
(2) 被災地及び避難場所の警戒に関すること。
(3) 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること。

10 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合

(1) 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。

11 (一社)沖縄県産業廃棄物協会

(1) 災害廃棄物処理についての協力に関すること。

12 (公社)沖縄県環境整備協会

(1) 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。

13 上下水道指定工事店

(1) 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。

14 危険物等取扱事業者

(1) 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。
(2) 災害時における石油等の供給に関すること。

15 社会福祉施設管理者

(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。

16 病院管理者

(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。
(2) 被災傷病者の救護に関すること。

17 金融機関

(1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。

18 久米島町社会福祉協議会

(1) 町が行う防災及び応急対策への協力に関すること。
(2) 被災者の救護活動の展開に関すること。
(3) 災害ボランティアセンターの運営に関すること。

19 JAおきなわ久米島支店、久米島漁業協同組合

(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
(2) 農作物及び漁業災害応急対策の指導に関すること。
(3) 農漁業生産資材・生活資材の確保斡旋に関すること。
(4) 農漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋に関すること。
(5) 被災農漁家に対する融資の斡旋に関すること。

20 町有償バス委託事業者

(1) 災害時における被災者及び一般利用客等のバスでの輸送協力に関すること。

21 南部地区医師会

(1) 災害時における医療及び助産の実施に関すること。

22 久米商船株式会社

(1) 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保に関すること。

23 報道機関(指定公共機関を除く)

(1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

24 (一社)久米島町観光協会

(1)観光危機管理に関する対策の連携に関すること。

第６節 住民等の責務

１ 住民の責務

「自らの命は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の考え方に立ち、平常時より住民一人一人が災害に対する備えを心がけるとともに、各行政区・自治会･自主防災組織等を通じて近隣の連帯感を高めることにより地域の防災体制の確立に努める。

住民	(1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承 (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討 (3) 飲料水、食料及び生活用品等の７日分以上の備蓄と点検 (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力 (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達 (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援 (7) 災害廃棄物の分別 (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動
自治会･自主防災組織等	(1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検 (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承 (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力 (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） (5) 自主防災リーダーの養成 (6) 自主防災活動及び訓練の実施 (7) 気象情報等の収集及び伝達 (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力 (9) 災害時の避難所の自主運営 (10)災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

２ 事業者の責務

事業者は、災害時において地域の中で果たす役割を十分認識し、防災活動の推進に努める

事業者	(1) 従業員の防災教育及び訓練 (2) 事業継続計画（ＢＣＰ）の作成及び更新 (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討 (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検 (5) 自衛消防活動・訓練 (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導 (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力 (8) 避難行動要支援者等の避難支援 (9) 災害廃棄物の分別 (10)災害時の事業継続、国、沖縄県、町の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。） (11)その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第２章　基本方針

第１節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

１ 想定の考え方

(1) 想定災害

ア　地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第１章第４節第２の３「(1)切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や明和８年（1771 年）八重山地震による大津波などがあげられ、第１章第４節第２の３「(2)最大クラスの津波」に示す地震・津波である。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ　風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。

洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づいて浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。また、大規模事故災害の想定として、海上、航空機等の大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も以下の点に留意して適宜見直していく必要がある。

○被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。
○今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。
○津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることにも留意する。

2 防災計画の考え方

町、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることは困難なため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、本町の地域特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定のレベルや地域の社会構造に応じて、以下の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア　最大クラスの災害

最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ　比較的発生頻度の高い一定程度の災害

比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア　社会情勢の変化の対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

町、沖縄県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、以下に掲げるような変化について対応を図るよう検討する。

(ｱ) 人口の偏在への対応

災害に強い市街地の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(ｲ) 要配慮者への対応

高齢者や障がい者等の要配慮者※１が増加しているため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を福祉施設と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者※２の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

※１）要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児及び観光客等があげられる。

※２）避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(ｳ) 観光客・外国人への配慮

経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本町の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、本町の防災体制を強化する必要がある。

(ｴ) 生活者の多様な視点への配慮

生活者の多様な視点への配慮が求められている。防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(ｵ) ライフライン及びインターネット等情報通信施設の耐災化

ライフライン及びインターネット等の情報通信施設や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(ｶ) 近隣扶助の意識の低下への対応

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ　道路構造の変化への対応

近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による町の本庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本町において発生の可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討する必要がある。

第２節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本町は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つ。

そのため、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

このため、災害対策の実施に当たっては、国、県、町及び防災関係機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

併せて、国、県、町を中心に住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、町、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

１ 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

項目	内　　容
基本理念	○災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 ○最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
施策の概要	○災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い市街地の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保 ○事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実 ○住民の防災活動を促進するための防災教育等による防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による住民の防災活動環境の整備等 ○防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用 ○発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

２ 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施設の概要は以下のとおりとする。
なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

項目	内　　容
基本理念	○発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 ○被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
施策の概要	○災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動 ○発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立 ○被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動 ○被災者の速やかな避難誘導と安全な指定避難所等への収容、指定避難所等の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動 ○被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応 ○被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災者のニーズに応じた供給 ○被災者の健康状態の把握等、指定緊急避難場所・指定避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等 ○防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等 ○応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施 ○ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

３ 適切かつ速やかな災害復旧･復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

項目	内　　容
基本理念	災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。
施策の概要	○被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進 ○物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧 ○再度災害の防止とより快適な居住を目指した防災まちづくり ○災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理 ○被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援 ○被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

４ その他

町、県及び公共機関等は互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

第３節 本町の特殊性等を考慮した重要事項

本町は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、沖縄本島から離れた防災上不利な地理的条件下にある。

また、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分踏まえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

なお、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

さらに、耐震化及び津波防護施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

１ 本島からの遠隔性等の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。このため、県から町への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、町の防災体制・対策の充実・強化を図る。

２ 町の小規模性等の条件不利性

町は、以下のような防災体制・対策の充実・強化を図る。

○消防団の拡充強化
○自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援
○町避難計画・ハザードマップ・要配慮者避難支援体制の構築支援
○防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備支援

３ 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本町の人口密集地の大部分は、沿岸部に位置しているため、少なくとも海抜５ｍ以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるよう、以下の津波避難対策を町内全域で進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

○津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
○津波避難計画並びに津波災害警戒区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
○高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
○海抜高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
○避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

４ 観光客や外国人の避難誘導

地震等の災害が発生した場合、町内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、町内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、町、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者は連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海抜５ｍ以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように町内全域で以下の対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

○観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導体制の整備
○海抜高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
○滞留旅客の待機施設等の確保

第４節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、町、県、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

１ 防災計画の修正

本計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針及び本町の情勢等を勘案して毎年検討を加え、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、修正する必要がある場合には、久米島町防災会議に諮り修正する。

防災計画を見直すにあたっては、町の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

なお、計画の修正に際しては、多様な主体の意見を反映できるよう、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画促進に努める。

２ 防災計画の効果的推進

本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して町内の防災に関する事項を網羅的に示している。計画の見直しに当たっては、本町の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討のうえ、必要な事項を記載する。

また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

総務課は、この計画を効果的に推進するため、又、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

関係各課との連携及び他機関との連携を図り、以下の対策を実施する。

(1) 計画推進のための対策

○職員初動マニュアル作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証
○計画、職員初動マニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関の調整に必要な事項や教訓等の反映

(2) 様々な主体の相互連携と住民運動の展開

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う防災活動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

(3) 県及び指定地方公共機関等の連携

町は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、県及び指定地方公共機関等と相互に密接な連携を図る。

また、町及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(4) 久米島町防災会議による審議

本計画は、本町の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

久米島町防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

(5) 多種多様な意見の反映

町は、防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進するように努め、計画等に反映させていく。

(6) 防災計画の周知徹底

この計画は久米島町の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者などに、周知徹底させるとともに、災害対策基本法第 42 条第５項に基づき、修正の際の公表のほか、住民、事業者等に周知徹底するよう努める。

3 防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

町及び県、指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、県から町に対する助言等を通じて、県防災計画、防災業務計画、町防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行う。

また、その他の計画（総合計画等）についても、防災の観点から必要なチェックを行う。

(2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域法その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づける。

４ 地区防災計画の策定等

本計画は、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同で行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

地区居住者等は、共同して、町防災会議に対し、町防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。町防災会議は、遅滞なく、地区居住者等の提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

第３章　災害予防計画

第１節 災害予防計画の基本方針等

項　　目	実施主体	関係機関
第1 災害予防計画の構成	－	－
第2 災害予防計画の推進	総務課、消防本部、関係各課	県、各関係機関

第1 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して住民の生命、身体及び財産の安全を保護するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」の４つ、その他の個別事項として「離島等の防災体制の強化」、「道路・航空機事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分する。

第2 災害予防計画の推進

1 減災目標（実施主体：町、県）

町及び県は、災害の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用（総務課、消防本部、関係各課、県）

国、県等の防災事業を積極的に活用し、本町の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、知事は、社会的・自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

町は、県に対して以下の意向を伝え、事業について具体化を図る

○避難地
○避難路
○消防用施設
○消防活動用道路
○緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港等
○医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校、養護学校等の各種学校施設、その他公的建造物等の改築・補強

○津波避難確保のための海岸保全施設及び河川管理施設
○砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち、地震防災上必要なもの
○地域防災拠点施設
○IP 告知システム・防災行政無線施設、設備
○飲料水確保施設、電源確保施設等
○非常用食品、救助用資機材等備蓄倉庫
○負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
○密集住宅地に係る地震防災対策
○その他

⑵ その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域法、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

３ 防災研究の推進（総務課、各関係機関）

⑴ 防災研究の推進

本町の地震及び津波による災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波、その他災害予想危険箇所や建物崩壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、地域防災計画の見直しに反映させる。また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、町民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

⑵ 調査研究体制の確保等

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める

第２節 災害に強いまちづくり

項　　目	実施主体	関係機関
第1 防災対策に係る土地利用の推進	建設課	県
第2 都市基盤施設の整備	総務課、建設課、上下水道課、環境保全課、消防本部	県、事業者、県総合事務局
第3 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等	総務課、建設課、上下水道課、産業振興課	県
第4 建築物・構造物等の対策	建設課、教育課、総務課、環境保全課、博物館	県、県総合事務局
第5 ライフライン施設等の機能の確保	上下水道課、総務課、プロジェクト推進課	県、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、ライフライン事業者、各関係機関
第6 危険物施設等の対策	消防本部、環境保全課	県、那覇警察署、(一社)沖縄県火薬類保安協会等、各関係機関
第7 不発弾等災害予防	総務課、消防本部	県、那覇警察署、第十一管区海上保安部、県総合事務局、自衛隊、各関係機関
第8 気象観測施設・体制の整備	総務課	県、県総合事務局、県気象台、各関係機関

町、国及び県は、避難路、指定避難所等、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強いまちづくりの形成を図る。

第1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針(実施主体:建設課、県)

町は、災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な市街地の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 防災上危険な商業地の解消

土地区画整理事業や再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

⑵ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（実施主体：建設課、県）

⑴ 土地区画整理事業

市街地における住宅密集地等の防災上危険な住宅地の課題解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による防災活動上の道路、公園等を防災の観点から整備に努める。

また、事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐように努める。

⑵市街地再開発事業等

市街地再開発事業による建築物の共同化、不燃化の促進を推進し、避難地及び避難路の確保、道路、公園、広場等の公共施設を整備することで、都市機能の更新及び地域防災活動の拠点整備を図る。

事業を実施するに当たって、都市防災、緊急性の高い必要な公共施設、住宅施設、商業施設の整備等総合的な都市再開発を推進するとともに、無秩序な開発を防ぎ快適性とゆとりある生活空間の形成から住民の安全性を図る。

⑶ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行う。低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為等に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導等の導入を計画的に行う。

第2 都市基盤施設の整備

1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針（実施主体：建設課、県、事業者）

町は、防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地域については、道路・公園、砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、防災対策を推進する。

なお、必要に応じて事業計画を定める。

2 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

災害に強い住宅地や施設の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

⑴ 防災拠点機能の確保（実施主体：建設課、県、事業者）

避難場所となる公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

(2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置（実施主体：建設課、県、事業者）

避難場所となる基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

(3) 防災上重要な道路の整備

ア　道路整備に係る防災対策の基本的な考え方（実施主体：建設課、県、事業者）

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うほか、、無電柱化促進をし、倒壊による通行の妨げや停電のリスクの解消を図る。

イ　道路施設の整備（実施主体：建設課、県、沖縄総合事務局）

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については市街化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

○所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。 ○耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

ウ　緊急輸送路ネットワークの形成（実施主体：建設課、県、沖縄総合事務局）

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

資料編 3-8 緊急輸送道路ネットワーク計画図

エ　道路啓開用資機材の整備（実施主体：建設課、県、沖縄総合事務局）

町は放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

オ　応急復旧体制の確保（実施主体：建設課、県、沖縄総合事務局）

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

(4) 港湾・漁港整備事業（実施主体：建設課、県、沖縄総合事務局、事業者）

ア　漁港整備事業の実施

沖縄県の離島である本町における避難、救助及び輸送を行う上で、港湾・漁港による海上ルートの使用は極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、災害によっても大きな機能麻痺を生じないよう、港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

また、県で管理する兼城港について、人員や物資の輸送を行う上で重要な機能を持つことから災害後の物資輸送拠点としてなり得るよう耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努めるよう県に要請する。

イ　応急復旧体制の確保

町は、県や事業者等と連携し、災害時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要な航路等の機能を確保するため、必要に応じて立ち入り検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、県に対して要望を行う。

(5) 空港施設整備事業（実施主体：空港管理事務所、県）

空港管理者は、災害に際して空港施設の被害を最小限にとどめるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。

ア　装備・資機材等の整備

(ｱ) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。

(ｲ) 担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。

イ　防災組織及び活動体制の整備

(ｱ) 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

(ｲ) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

ウ　防災組織の普及・啓発

(ｱ) 航空に関する防災知識の普及を図る。

(ｲ) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。

(ｳ) 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

３ 火災に強いまちの形成

（実施主体：建設課、上下水道課、建設課、消防本部、県、事業者）

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針（実施主体：建設課、県）

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア　不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ　消防活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員６ｍ以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

ウ　延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ　地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

⑵ 火災･延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア　防火・準防火地域の指定（実施主体：建設課、県）

防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ　公営住宅の不燃化推進（実施主体：建設課、県）

不燃化推進町営住宅等について、市街地の特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

ウ　消防施設等の整備促進（実施主体：上下水道課、事業者、消防本部）

町は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第１号、平成 26 年消防庁告示第 28 号一部改正、平成 31 年消防庁告示第 4 号一部改正）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号、平成 26 年消防庁告示第 29 号一部改正）及び関係法令等に基づいて整備拡充する。

町は、国庫補助対象施設以外の施設等について、県費補助支援を要請し、必要施設の整備を行う。

エ　水防施設及び流出危険物防除資機材等の整備計画促進
（実施主体：消防本部、建設課、県、事業者）

水防、救助施設等の現況、管理及びその整備は以下による。

(ｱ) 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、町内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備する。

(ｲ) 流出危険物防除資機材

町は、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者と連携し、石油類等の大量流出事故が発生した場合に迅速に処理対応できるよう、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図る。

○流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
○流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
○流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
○流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

４ 林野火災予防計画(実施主体:環境保全課、消防本部、県、防災関係機関)

町は、林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、以下の対策を講じる。

(1) 林野火災対策の推進(実施主体:環境保全課、消防本部、県、防災関係機関)

ア　町は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

イ　県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会が実施する総合的な林野火災対策に協力する。

(2) 出火防止対策(実施主体:環境保全課、消防本部)

ア　町は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努める。

イ　さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。

ウ　町は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

エ　火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

(3) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練(実施主体:消防本部、環境保全課、県)

町は県と連携し、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図る。

また、林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

５ 津波に強いまちの形成
（実施主体：総務課、建設課、上下水道課、県、沖縄総合事務局 ）

津波への強靭化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に立地する港湾、工場、物流施設、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波浸水想定及び津波災害警戒区域の周知

最大クラスの津波による津波浸水想定及び津波災害警戒区域の周知を図るとともに、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 避難路の整備

徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね５分程度の避難を可能とするように努める。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波の到達時間などを考慮し、垂直避難やそれが可能な津波避難ビル等の整備を検討する。

(4) 町防災計画と都市計画等の連携

町防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県及び関係課の連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

(5) 地域特性に配慮した一体的な施設の整備

津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港等の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

(6) 道路等の盛土の検討

内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

(7) 河川護岸の整備等

河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

(8) 土地利用計画及び都市計画と連携した避難施設の計画的整備等

浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(9) 災害応急対策上重要な施設等の整備

社会福祉施設、医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するため、津波浸水区域内であれば浸水の危険性の低い場所へ移転の必要がある。

(10) 緊急輸送道路及び輸送拠点の整備

緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

(11) 被災時の対応

災害により本町が被災した場合、港湾・漁港と一体となって機能する背後緑地に臨時ヘリポートを設置し、海上輸送と連携した空からの緊急物資輸送ラインを確保することで被災時の緊急事態に対応する。

第3　地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

各種の地震災害から町域を保全し、住民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

1 地盤災害防止（実施主体：建設課、上下水道課、産業振興課、県）

町は、地震災害の危険性が指摘される地域について、今後の本町内の住宅地の開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策を以下のとおり実施する。

○町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。
○今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
○液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に住民や関係方面への周知・広報に努める。
○阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

○宅地耐震化推進事業により、既存造成地において地震時に滑動崩落のおそれがある場合は、造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。
○各種の地震災害から県土を保全し、住民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

２ 土砂災害予防計画（実施主体：建設課、総務課、県）

(1) 砂防関係事業（実施主体：建設課、総務課、県）

ア　危険箇所・警戒区域等

本町は、土石流指定箇所は６箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は４箇所、計 10 箇所が土砂災害警戒に指定されている。そのうち、７箇所が土砂災害特別警戒区域となっている。

イ　対策

県は、沖縄総合事務局及び町と連携・協力し、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域を指定し、防災対策を講じる。

町は、警戒避難体制の整備やハザードマップの周知・啓発を進める。

(2) 警戒避難体制の整備（実施主体：総務課、建設課、県）

ア　監視装置等の整備等

町は、県等と連携して、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置並びに風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

イ　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

(ｱ) 土砂災害警戒区域

町は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するにあたり、県に対して必要な情報提供を行う。

土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法 48 条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、町防災計画に定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる。

(ｲ) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定し、以下の措置を講ずる。

町は、県に対して必要な情報提供を行う。

○住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
○建築基準法に基づく建築物の構造規制
○土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
○勧告による移転者への融資及び資金の確保

(ｳ) 土砂災害警戒区域に基づくハザードマップ等の作成、配布

町は、第３節・第２・１「(1)町の役割」により、土砂災害特別警戒区域等に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

資料編 1-3 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

３ 治水計画(実施主体:総務課、建設課、県)

(1) 危険区域

本町に係る河川の氾濫が予想される区域は、以下のとおりである。

(令和３年４月１日現在)

水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		流路延長	区域	流路延長	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
謝名堂川	謝名堂川	3.3	久米島町字比嘉スキナ原～河口	2.2	久米島町比嘉～河口	溢水	68	63.3	243	161.0

資料：令和３年度 沖縄県水防計画別表１ 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

(2) 対策(実施主体:建設課、総務課、県)

所管・管理、その他町内における河川及び海岸等、公有水面の危険調査を実施し、災害が予想される場合については適時巡視するとともに、危険箇所の改修等を緊急かつ計画的に実施する。

(3) 浸水想定区域の指定と周知(実施主体:総務課、建設課)

ア　町の役割

町は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所及び避難路に関する事項、浸水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は町防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。

イ　住民への周知

町は、町防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、指定緊急避難場所・指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ウ　水防法に基づくハザードマップ等の作成及び配布

町は、本章第３節第２の１「(1)町の役割」により、水防法第 15 条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

資料編 1-5 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

資料編 1-7 二級指定河川

エ　施設管理者等の役割

(ｱ) 要配慮者利用施設の所有者・管理者

町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

(ｲ) 大規模工場等の所有者・管理者

町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

４ 農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：産業振興課、建設課、県）

(1) 農地防災事業の促進

ア　農地保全整備事業（実施主体：産業振興課）

町は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ　ため池等整備事業（実施主体：産業振興課、建設課、県）

(ｱ) 土砂崩壊防止工事

町は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(ｲ) 老朽ため池等整備工事

町は、町内に所在するかんがい用水ため池で、老朽化等により豪雨時に破堤し、多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

ウ　地すべり対策事業（実施主体：建設課）

町は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する事業を推進する。

(2) 防災営農の確立(実施主体:産業振興課)

ア　指導体制の確立

町は、本町の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

(ｱ) 指導力の強化

町は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(ｲ) 防災施設の拡充

町は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

イ　営農方式の確立

町は、県の指導のもと、本町の農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

5 海岸保全施設対策(実施主体:建設課、県)

海岸の保全については、海岸法第２条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。

概要は以下のとおりである。

○津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
○海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
○背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
○水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
○海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

６ 高潮等対策計画（実施主体：建設課、総務課、県、沖縄総合事務局）

「地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル」（平成 13 年、内閣府）に基づいて、以下の対策を推進する。

(1) 高潮防災施設の整備（実施主体：建設課、総務課、県、沖縄総合事務局）

ア　現状

沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、中には防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

イ　危険区域

町の海岸には、以下のとおり、重要水防区域内で高潮による危険が予想される区域（延 長）が 1,130ｍある。

（令和３年４月１日現在）

沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
		延長（m）	区域	延長（m）	区域		家屋（棟）	耕地（ha）	面積（ha）
琉球諸島沿岸	仲里海岸	1,130	島尻地区	742	島尻地区	越波	45	1.1	161.0

資料：令和３年度 沖縄県水防計画別表２ 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

ウ　対策

(ｱ) 海岸を防護するため、管理又は海岸法第２条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第３条の海岸保全区域の指定を促進する。

(ｲ) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

(ｳ) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設等）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。

(ｴ) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。

(ｵ) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

(ｶ) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

(2) 警戒避難体制の整備(実施主体:総務課、建設課)

県は、沖縄県高潮被害想定調査結果(平成 18 年度～平成 19 年度)を町に普及させ、高潮浸水想定区域における高潮避難計画の策定及び高潮ハザードマップの作成・普及を支援することとしている。

町は、「水害ハザードマップの手引き」(平成 28 年、国土交通省)等を活用して、高潮避難計画を検討するとともに、高潮ハザードマップの更新・普及に努める。

資料編 1-6 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

7 緑地の整備・保全(実施主体:建設課、県、事業者)

土砂災害の危険性が高い斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による住宅地等における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第4 建築物・構造物等の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」「久米島町耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1 防災建築物・構造物等の建設の促進
(実施主体:建設課、環境保全課、教育課、総務課、県、沖縄総合事務局)

地震・津波災害、風水害、大規模火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図る。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

○建築物・構造物等の耐震設計にあたっては、供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
○建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
○建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
○耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進（実施主体：建設課、教育課、総務課、県、沖縄総合事務局）

町は、「沖縄県耐震改修促進計画」「久米島町耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標（町所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%）の達成に向け、町有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じこめ防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

(3) 建築物等の耐風及び耐火対策（実施主体：建設課、総務課、教育課）

町は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、各種制度の説明を行い、技術的相談に応じるなど、建築物等の耐風及び耐火対策を促進する。また、耐風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

また、町所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によっては、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、新たな建築物についても同様の対策を講ずる。

特に、体育館や公民館等、災害時の指定避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

(4) ブロック塀対策（実施主体：建設課、県）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本町の場合、昔ながらの集落構造を形成している地区や古い建物が残るところについては、ブロック塀や石垣の老朽化及び放置状態による倒壊の危険性が高いといえる。

このような重量倒壊の危険は大きな被害を及ぼすことから、以下の倒壊等の防止策を実施する。

ア　調査及び改修指導

町は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ　指導及び普及啓発

町は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

(5) 公共建築物の定期点検及び定期検査（実施主体：環境保全課、総務課、教育課、県）

町は、県と連携し、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備（実施主体：建設課）

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進（実施主体：建設課）

町は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

２ 文化財災害の予防（実施主体：教育課、博物館、県）

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、以下により災害予防の徹底を図る。

○町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
○町教育委員会は、県の指導を受け、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から那覇警察署及び町（消防本部）と連携し、災害予防対策を実施する。
○県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
○町及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
○町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
○町は、県が開催する文化財担当職員講習会等に参加し、文化財災害対策等について指導を受け、適切な防災措置について指導を受ける。
○暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。
○町は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

資料編 2-9 町内文化財一覧

第5 ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、町に既存する医療機関施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

１ 上水道施設災害の予防（実施主体：上下水道課、県）

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように以下の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の町内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実績的な運用体制を整備・点検するとともに、町が策定する災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定を促進する。

２ 下水道施設災害の予防（実施主体：上下水道課、県）

災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように以下の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

町は、下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など災害に強い下水道の整備を図る。これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

(2) 災害予防体制の整備

町は、発災後における下水道施設の維持又は修繕のための民間事業者等との協定締結、下水道の機能を維持するための可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等、下水道施設の災害が発生した場合に迅速に対応できるよう災害予防体制の整備を推進する。

(3) 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間での広域応援体制構築の支援及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制等を整備する。町は、県の指導に従い、事前に各水道事業者間で広域応援体制の整備に努める。

３ 高圧ガス施設災害の予防（実施主体：町、県、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会）

町は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にして、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が

徹底されるよう必要な対策を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、ＬＰガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進並びに安全機器の普及等を推進する。

(1) 高圧ガス貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス取扱施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

高圧ガス取扱施設等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

消費者への保安啓発指導を(一社)沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。

また、消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

(4) 高圧ガス保安推進月間運動・活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

４ 電力施設災害の予防(実施主体:沖縄電力(株))

沖縄電力(株)は、災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進するとともに、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じ、電気事業法及び災害対策基本法に基づく保安管理の徹底を図る。

(1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国、県及び町が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(2) 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。

ア　火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ　送電設備

(ｱ) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(ｲ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ　変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ　配電設備

(ｱ) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(ｲ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

オ　通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。

５ 通信施設災害の予防（実施主体：総務課、企画財政課、プロジェクト推進課、県、沖縄総合事務局、各電気通信事業者）

町、国、県及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講じる等、万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する

(1) 町における予防計画(実施主体:総務課、県、各電気通信事業者)

ア　災害用情報通信手段の確保

町は、以下について検討のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

項　目	内　　容
代替手段等の確保	○各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ○携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）
冗長性の確保	○無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ○有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化
電源の確保	○非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ○ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策
確実な運用への準備	○災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ○情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ○災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ○非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ○移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要なときは総務省と事前調整）
その他の通信の充実等	○県及び他市町村間とのネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保 ○被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築及び収集された画像を配信する通信網の整備

イ　情報通信機器等の充実

町は、災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進する。

○県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。
- 市町村端末局について、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通 信事業者回線を組み合わせて二重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
- 衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。

○町は、防災行政無線、現行の通信システムの最新設備への更新等を推進する。

ウ　通信設備等の不足時の備え

町は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ　停電時の備え及び平常時の備え

町は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

(2) 各電気通信事業者における防災計画(実施主体:総務課、県、各電気通信事業者)

ア　電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、以下の防災計画を推進する。

○主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
○主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ　伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ　回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ以下の対策を講じる。

○回線の設置切替方法
○可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
○離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
○災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
○可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等
(実施主体:プロジェクト推進課、県、沖縄総合事務局、通信事業者)

ア　通信手段の確保

町及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図る。

イ　広域災害・救急医療情報システムの整備

町及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

6 放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期する。

○放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
○放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
○災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
○その他必要と認められる事項

7 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務課、企画財政課、プロジェクト推進課、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

町及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

(2) 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときには、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定める。

第6 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図る。

1 危険物災害予防計画（実施主体：消防本部、県、那覇警察署、各関係機関、施設管理者）

(1) 危険物貯蔵所等に及び取扱所等に対する指導

町及び消防本部は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止や安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、災害を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物貯蔵所及び取扱所等の予防対策

危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、

以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

ア　火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講じる。

イ　危険物施設の管理・点検

危険物貯蔵所及び取扱所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、災害を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ　保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。

エ　保安体制の整備・確立

危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

オ　従事者に対する教育訓練

危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて災害発生時の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車及び消防機材の整備

消防機関に化学車等及び消防機材の整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

２ 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：消防本部、県、那覇警察署、各関係機関）

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

○毒物及び劇物の取扱状況等の把握
○毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定
○施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
○安全教育及び訓練の実施
○事故対策組織の確立

⑵ 対策

町は、災害発生時による毒物・劇物の危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期する。

○毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
○災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物・劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
○毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。
○毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
○毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

３ 火薬類災害予防計画
（実施主体：消防本部、県、那覇警察署、各関係機関、(一社)沖縄県火薬類保安協会等）

災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、町は、国、県、県警察本部、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講じるとともに、保安教育の徹底を図る。

⑴ 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

町は県と連携し、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督・指導を行わせる。

また、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

⑵ 火薬類消費者の保安啓発蒙

県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。また、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

⑶ 路上における指導取締の実施

県は、火薬運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

⑷ 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

４ 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：環境保全課、県）

町は、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている事業場において、地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進めるよう県に要請する。

■有害化学物質等漏出災害への予防対策

区分	予防対策
有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備	町内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。
「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者指導	「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。 ○対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理 ○地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第7 不発弾等災害予防

町は、不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、国、県、その他関係機関の協力・連携による不発弾等処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び住民一般に対して不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制（実施主体：総務課、県、那覇警察署、第十一管区海上保安部、沖縄総合事務局、自衛隊、各関係機関）

不発弾等の処理は、概ね以下による。また、処理のながれを資料編に示す。

資料編 3-12 不発弾処理業務の流れ

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア　発見者は、最寄りの交番又は那覇警察署に通報し、那覇警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

イ　県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ　第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ　小型砲弾等比較的危険度が少なくて移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ　爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ　信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

(ｱ) 町は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。

(ｲ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ｳ) 副町長を町本部長とする現地対策本部を設置する。

⑵ 海中で発見される不発弾の処理

ア　発見者は、海上保安庁へ通報し、海上保安庁を通じて海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。

イ　沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整のうえ、撤去計画を立てる。

ウ　危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ　危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ　爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、以下の対策を講じた上で実施する。

(ｱ) 町は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するため処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

(ｲ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

(ｳ) 副町長を町本部長とする現地対策本部を設置する。

２ 関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務課）

町は、国、県その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

３ 不発弾に関する防災知識の普及・啓発（実施主体：総務課、消防本部、那覇警察署、事業者）

町及び消防本部、不発弾磁気探査事業者等の関係機関は、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会を通じて、不発弾等の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

住民一般に対しても、不発弾等の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第8 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備充実を推進するとともに、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を住民等に提供する体制やシステムの整備・拡充を推進する。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

1 沖縄気象台における気象業務体制の整備
（実施主体：沖縄総合事務局、沖縄気象台、町、各関係機関）

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、町及び県等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに町や住民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備
（実施主体：総務課、沖縄総合事務局、沖縄気象台、各関係機関）

町、県及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに町や住民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第３節 災害に強い人づくり

項　　目	実施主体	関係機関
第1 防災訓練	総務課、消防本部	県、各関係機関
第2 防災知識の普及・啓発	総務課、教育課、消防本部	県、各関係機関
第3 自主防災組織の育成	総務課、消防本部	－
第4 企業防災の促進	商工観光課、産業振興課、総務課	事業者
第5 消防力の強化等	消防本部、総務課	－
第6 地区防災計画の普及等	総務課	－

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組により、災害に強い人材の育成を図る。

第1 防災訓練

町は地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、町、県及び関係機関は、防災訓練を実施する。訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、町において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努める。

1 防災訓練の実施に係る基本方針（実施主体：総務課、消防本部）

(1) 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

町の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、町、県及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業者等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務課、消防本部、県、各関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

○災害の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
○広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
○傷病者等を念頭に置いた救出・医療訓練
○指定緊急避難所・指定避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
○物資集配拠点における集配訓練
○民間企業・ボランティア等との連携訓練
○避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練
○学校施設等における通信連絡体制の確保と避難誘導訓練

3 総合防災訓練（実施主体：総務課、消防本部、県、各関係機関）

(1) 総合防災訓練

町は、県との連携のもと、広域的な被害を想定した総合訓練を実施する。当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、町全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

項　目	内　　容
実施時期	毎年１回以上適当な時期（防災週間等）に行う。
実施場所	毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。
参加機関	県、町及び防災関係機関
訓練の種目	訓練の種目は概ね以下のとおりとする。 ○避難訓練及び避難行動要支援者等の避難支援訓練 ○広域応援要請訓練（情報伝達訓練） ○水防訓練　○救出及び救護訓練　○炊き出し訓練 ○感染症対策訓練　○輸送訓練　○通信訓練 ○流出油等防除訓練　○その他
訓練実施後の評価	訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行う。

⑵ 広域津波避難訓練

町は、県が津波防災の日（11 月５日）などに実施する、住民等の津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練に参加する。

これにより、町民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

○津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
○津波避難困難地域の把握
○避難行動要支援者等の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

⑶ 災害対策本部運営訓練

町は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。

○災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
○本部会議及び各部の実践力の向上
○防災計画・マニュアルの検証

⑷ 複合災害訓練

町、県及び防災関係機関は、本町の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

⑸ 消防訓練等

防災対応力の向上を図るため、消防関係機関合同により地区単位に総合演習等を実施する。

⑹ 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

⑺ 職員参集訓練

町は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第2 防災知識の普及･啓発

災害を念頭に置いた町及び関係機関の職員並びに住民に対する防災知識の普及・啓発を以下のとおり実施する。

1 防災知識の普及･啓発(実施主体:総務課、消防本部、県、各関係機関)

(1) 町の役割

町は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 沖縄気象台の役割

沖縄気象台は、町や県、その他防災関係機関と連携し、以下の取り組みを行う。

○緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。
○地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、町や沖縄県、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する。
○津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、町や沖縄県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及･啓発を図る。
○土砂災害、洪水害、高潮や竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう町や沖縄県、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識の普及を図る。
○特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。
○津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による普及啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) 普及･啓発の方法等

ア　普及・啓発の時期や内容等

(ｱ) 町及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や以下の対策を住民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

○７日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
○様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
○災害時の家族内の連絡体制の確保
○緊急地震速報受信時の対応行動
○地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(ｲ) 町は、県及び気象台等と連携し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、
住民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(ｳ) 町、県及び沖縄気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防
災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、
受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

≪警戒レベルの一覧表≫

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保	緊急安全確保※1
＜警戒レベル４までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1）町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発
令されるものではない。
※2）警戒レベル 3 は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険
を感じたら自主的に避難するタイミングである。

イ　効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

２ 各種防災教育の実施（実施主体：総務課、教育課、消防本部、県、各関係機関）

町及び、防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図るとともに、町及び県は、教育機関民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

特に近年、県内では台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数見られることから、県、町村及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する住民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要となる。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や町防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校教育では、園児・児童・生徒の発達段階にあわせ、また、青年会、女性団体、子ども会、ＰＴＡ、老人クラブなどの社会教育団体では属性等を考慮し、それぞれ防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等の防災教育の徹底を図る。

町は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(3) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性消防クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震防災活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練の実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、

乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

３ 消防・防火教育（実施主体：総務課、教育課、消防本部、県、各関係機関）

(1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、町において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防災管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

ア　専門教育

項　目		内　　容
消防職員教育	初任教育	新たに採用した消防職員の全てに対して基礎的教育訓練を行う。
	専科教育	現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。
	幹部教育	幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。
	特別教育	初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。
消防団員の教育	基礎教育	任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。
	専科教育	主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。
	幹部教育	主として班長以上の階級にある者に対して、消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。
	特別教育	基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。
その他の教育		消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ　一般教育

一般教育は、町において消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施する。

ウ　防火管理者教育

消防法第８条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対策の強化を図る。

なお、防火管理者教育における講習会等は以下のとおり実施する。

項　目	内　　容
火災防御検討会	○特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

⑵ 防火知識の普及

「火災予防運動」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図る。

4 災害教訓の伝承（実施主体：総務課、教育課、博物館、県）

町は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

第3 自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図る。

特に、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

なお、県内の市町村は、自主防災組織カバー率は全国と比較して低調であることから、防災施策の重要課題として推進を強化する。

1 自主防災組織の整備（実施主体：総務課）

町防災計画に自主防災組織の整備内容等を定め、その役割及び活動、町の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにする。

2 住民の防災意識の向上（実施主体：総務課、消防本部）

町は、住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知、講演会等の開催について積極的に取り組む。

3 組織の編成単位（実施主体：総務課）

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の各区及び自治会等を単位として、自主防災組織を設置する。

○住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模 ○住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域

４ 組織づくり（実施主体：総務課）

町は、既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、以下のような方法により組織づくりを推進する。

○自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
○何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
○女性会、青年会、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

５ 活動計画の策定（実施主体：総務課）

町は、組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした自主防災組織による具体的な活動計画の策定を推進、支援する。

平常時の活動	災害発生時の活動
○防災に関する知識の普及 ○防災訓練の実施 ○防災資機材の備蓄 ○防災リーダーの育成	○災害情報の収集・伝達 ○責任者等による避難誘導 ○出火防止 ○救出救護 ○給食給水

６ 自主防災組織の構成及び役割分担（実施主体：総務課、消防本部）

自主防災組織の構成及び役割分担は、総務省消防庁の「自主防災組織の手引き（平成 29 年 3 月）」を参考に概ね以下のとおりとするが、各地域の実情に応じて構成してもよいこととする。

自主防災組織の構成

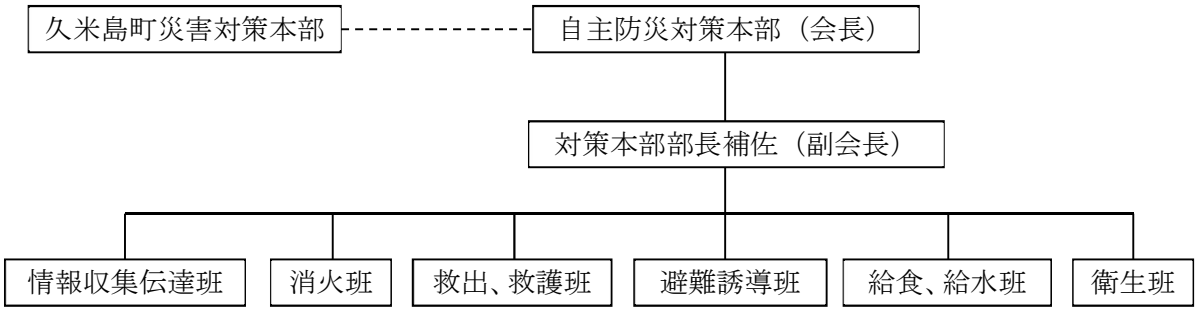

自主防災組織の役割分担

班　　名	平常時の活動	災害発生時の活動
情報収集伝達班	①防災知識の普及に関すること ②情報収集伝達訓練の計画、実施 ③必要資機材の整備点検	①情報の収集、伝達に関すること ②指揮、命令の伝達 ③組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
消火班	①　地域の安全点検に関すること ②消火訓練の計画、実施 ③必要資機材の整備点検	①出火防止と初期消火に関すること
救出、救護班	①　地域の安全点検に関すること ②救出、救護訓練計画、実施 ③必要資機材（救出用具、医薬品等）の整備点検	①負傷者の救出及び搬送 ②負傷者の応急手当 ③仮設救護所の設置
避難誘導班	①　地域の安全点検に関すること ②避難路、避難場所の設定訓練 ③必要資機材の整備点検	①安全な避難誘導に関すること ②避難場所の設定
給食、給水班	①　井戸の現状把握に関すること ②給食、給水訓練の計画、実施 ③必要資機材の整備点検	①炊き出しに関すること ②食料、飲料水、生活必需品などの配分に関すること ③浄水器の運用に関すること
衛生班	①　衛生処理訓練の計画実施 ②必要資機材の整備点検	①仮設トイレに関すること ②ゴミ処理及び消毒に関すること

7 資機材の整備実施主体（実施主体：総務課、消防本部）

町は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、自主防災組織に必要な援助を行う。

8 活動拠点整備等（実施主体：総務課）

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図る。

9 組織の結成の促進と育成（実施主体：総務課）

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

町は、県が実施する自主防災リーダー養成研修や自主防災資機材の整備等の支援を受けて、自主防災組織の結成を促進し、育成する。

(2) 消防団との連携

町は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

○防災研修への参加等による防災リーダーの育成
○多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4 企業防災の促進

1 事業者における防災対策の強化（実施主体：事業者）

各事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 町の支援（実施主体：商工観光課、産業振興課、総務課）

町は、県と連携し、こうした事業者等の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう条件整備に取り組む。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第5 消防力の強化等

1 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務課、消防本部）

町及び消防機関は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

⑴ 消防教育訓練の充実強化

本節第２「３　消防・防火教育」を参照するものとし、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

⑵ 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

⑶ 消防体制の充実・指導

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

⑷ 消防施設・設備の整備促進

第２節・第２・３⑵「ウ 消防施設等の整備促進」を参照とするものとし、消防水利、消防車両等の整備促進を図る。

２ 火災予防査察・防火診断（実施主体：消防本部）

町は火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

(1) 特定防火対象物等

町は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防本部は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。

その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

町及び消防本部等消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

３ 消防職員の充実（実施主体：消防本部、総務課）

消防職員は消防活動の中枢を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の消防力整備指針による目標数を大幅に下回る状況にあることから、町は県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、適正数の確保・強化を図る。

○消防職員の適正数の確保
○消防職員の資質の向上のための研修や、大規模災害等を想定した緊急消防援助隊による九州ブロック訓練等派遣を含めた、消防防災体制の強化

４ 消防団員の充実（実施主体：消防本部、総務課）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。

特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

町は、以下の対策を実施し、消防団員の充実強化を図る。

○消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
○住民への消防団活動の広報
○消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
○青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
○消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

第6 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ（実施主体：総務課）

町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第 42 条第２項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で町防災会議に提案した場合、町防災会議は町防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を町防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及（実施主体：総務課）

町は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業者等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続きを普及、啓発する。

第４節 災害応急対策活動の準備

項　　目	実施主体	関係機関
第1 初動体制の強化	**総務課、企画財政課、プロジェクト推進課、消防本部、関係課**	**－**
第2 活動体制の確立	**総務課、関係課**	**県、各関係機関、那覇警察署、事業者**
第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	**総務課、町民課、福祉課、関係課**	**那覇警察署**
第4 災害ボランティアの活動環境の整備	**福祉課**	**町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、各関係機関**
第5 要配慮者の安全確保	**福祉課**	**事業者、施設管理者**
第6 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	**商工観光課、町民課**	**県**

町及び防災関係機関は、「第２編　地震・津波編」及び「第３編　風水害等編」の「第１章災害応急対策計画」に記載する災害応急対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっては、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第1 初動体制の強化

突然発生する災害に、町、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や町における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

1 町職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務課、消防本部）

町職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件の一つである。

そこで、町は、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 町職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害時の迅速な連絡体制の確立

地震が発生する場合、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。

このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部署の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

⑶ 24 時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予想が困難である。勤務時間の内外を問わず、発生の可能性がある地震に対処するため、24 時間体制の対策要員の確保により、迅速な初動体制を確保可能とするよう強化整備に努める。

⑷ 執務室等の安全確保の徹底

町職員の勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

２ 町災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務課）

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

⑴ 町庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部設置予定庁舎等の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

⑵ 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置・運営できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

⑶ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも７日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

３ 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務課、企画財政課、プロジェクト推進課）

町は、被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

⑴ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、町は以下の対策を推進する。

ア　被災した場合、直接県及び防災関係機関へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。

○災害対策本部用電話装置の整備
○被害情報収集システムの整備

イ　町防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）の導入を図る。
ウ　防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を図る。
エ　地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災ＧＩＳ（地理情報システム）を活用する。

(2) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(3) 連絡体制等の確保

町は、連絡体制等を確保するため、以下の対策を推進する。

○各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保 ○防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討

(4) 情報収集要領の作成

町から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

4 情報分析体制の充実（実施主体：総務課）

町は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え（実施主体：総務課）

町は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え（実施主体：総務課、関係各課、各関係機関）

町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 町職員の防災対応力の向上（実施主体：総務課）

平常時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するため、以下の対策を推進する。

⑴ 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、広報紙等に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

⑵ 町防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。

これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

○国、県等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
○災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。
○防災担当専門職員を養成する。

⑶ 民間等の人材確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

２ 物資及び資機材の確保体制の充実
（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課、消防本部、県、各関係機関）

迅速かつ的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、町は、以下のとおり、町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を確保する。

なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

○自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
○家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
○救助工作車等の消防機関への整備促進
○資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進
○各公共施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

○自主防災組織用の消火用資機材の補助
○家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
○消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品･衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による想定被災者数の２日分以上を目標として確保することとし、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておく。

(4) 食料･飲料水･被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等生活必需品については、災害発生後３日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

○家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の７日分の備蓄に関する啓発
○町における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進（食料の備蓄は、本町人口の 20 分の１の７日分（町人口 約 8,000 人/20×３食×７日＝8,400 食）を目標とする。）
○町による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用型耐震性貯水槽等の設置促進等
○大手流通業者等（大型小売店舗等）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
○公的備蓄ネットワーク（町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築

○乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
○町及び上水道事業者による給水車（一般車両に給水タンクを積載したものを含む。）、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進
○通信手段の途絶や被災地の機能麻痺等を想定し、町からの要請を待たずに県が指定避難所等へ避難者の食料等を供給する体制の構築

⑸ 輸送手段の確保

ア　車両の確保

町は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、災害発生後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

イ　船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておく。

また、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

ウ　航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県を通じた自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておく。

エ　燃料の調達

沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

３ 応援体制の強化（実施主体：総務課、消防本部、県、各関係機関、事業者）

被害が甚大で町において対応が困難な場合、県内他市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

⑴ 市町村の相互応援協力協定締結の推進

県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。

また、県は、町の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

町は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

⑵ 町内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行えるように町内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

○医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
○県、日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

町及び県は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、町のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。

町は、平常時から各機関と十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づき応援体制を整える。

(7) 応援・受援の備え

町、県及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

○応援先・受援先の指定
○応援・受援に関する連絡・要請の手順
○災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
○応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
○広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

４ 交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：建設課、空港管理事務所、那覇警察署、事業者）

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。

こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進する。

(1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実動訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

○沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て、迅速に啓開体制を確保する。
○協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定に努める。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。

そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に１箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

なお、災害時におけるヘリコプター利用方法等（ドクターヘリを含む）について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。

この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第２編及び第３編「第１章　災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(6) 災害交通規制の周知

那覇警察署は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を町民に周知する。

(7) 運送事業者との連携確保

町は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

○被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
○物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
○物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
○輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
○輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(8) 緊急輸送活動関係

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、漁港等の輸送施設及びターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、町及び国、県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。

(9) 生活道路等の通行可否の確認等

道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、表示板等の設置を進める。

5 広報広聴体制の充実（実施主体：総務課、町民課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、町、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

⑵ 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に県からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

⑶ インターネット等を通じた情報発信に関する検討

情報化の発展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、県、町及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

⑷ 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務課、町民課、教育課）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

7 公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：総務課）

町及び防災機関は、災害発生時の災害応急対策等を実施や優先度の高い通常業務を継続するため、業務計画書に基づき、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び業務継続計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

○戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ ○不動産登記の保全等

第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
（実施主体：総務課、町民課、福祉課、商工観光課、教育課、消防本部、那覇警察署）

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水想定区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 風水害等に関する情報の収集・伝達対策の充実

気象情報等を迅速・確実に収集し、住民等への伝達体制の充実を図る。

(4) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を町、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。

そこで、町は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進する。

○社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
○医療機関、社会福祉施設、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
○高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成
○耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進
○避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

⑸ 救出救助対策の充実

町は、建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進する。

○町（消防本部含む）、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）
○自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

⑹ 緊急医療対策の充実

災害等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。町は、医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、以下の総合的な緊急医療対策を検討・推進する。

○地震・津波、風水害等の被害想定、初動期を念頭に置いた緊急医薬品等の備蓄の推進
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び町内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）
○第２次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
○医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
○地震・津波、風水害の危険性、被害想定の予測負傷者を踏まえた町内医療機関等に人命にかかわる重要施設における応急医療体制の整備及び３日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
○災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進
○慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

２ 大規模停電への備え（実施主体：福祉課、各関係機関）

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

３ 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務課、町民課、福祉課、教育課）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

⑴ 学校の防災拠点化の推進

学校は、地域の指定避難所等の防災拠点として機能するため、以下の点に留意し、必要な対策を講じる。

○無線設備の整備
○教職員の役割の事前規定

○調理場の調理機能の強化
○保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
○シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
○学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
○給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
○施設の耐震化及びバリアフリー化
○災害時活用に向けての太陽光発電設備の整備等

(2) 指定緊急避難場所･指定避難所の指定･整備

ア　指定緊急避難場所・指定避難所の指定

町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定にあたっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するための必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

イ　指定緊急避難場所・指定避難所の整備

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年８月)」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課と環境保全課が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。。

また、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 福祉避難所のリストアップ

町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受入れる介護保険施設、障がい者支援施設等福祉避難所を指定しておく。

また、県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障がい者等の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル･旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低７日間)、食料・飲料水・被服寝具等生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

⑸ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

町は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

⑹ 物価の安定等のための事前措置

町は、災害発生時、物価の安定等を図るため、小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

○災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
○災害発生時に営業状況を把握する小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

⑺ 文教対策に関する事前措置

町は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

○学校等の教育施設が指定緊急避難場所・指定避難所等として使用される場合、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
○時間外災害発生時の児童・生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
○時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
○文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

⑻ 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

町は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、町は小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑼ 広域一時滞在等の事前措置

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

○他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
○災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
○一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
○総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等を避難元及び避難先の県及び町が情報を把握する体制の整備
○放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(10)家屋被害調査の迅速化

町は、県が実施する家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を参加させ、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行手続きの迅速化を図る。

また、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(11)災害廃棄物処理計画の策定

町は、国の「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）」及び沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等を具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。その際、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(12)非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定緊急避難所・指定避難所等、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、基本法第 86 条の２及び第 86 条の３により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、町及び消防本部は、消防法に準じる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4 災害ボランティアの活動環境の整備

1 ボランティア意識の醸成（実施主体：福祉課、町社会福祉協議会）

(1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、町は学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じての取組

町及び町社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2 ボランティアの育成等（実施主体：町・県社会福祉協議会、各関係機関）

(1) ボランティアの育成

町は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、町社会福祉協議会と連携して、平常時からボランティアの育成に努める。

⑵ 専門ボランティアの登録等

ア　町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

イ　町は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。

⑶ ボランティアコーディネーターの養成

町は、県、日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

３ ボランティア支援対策（実施主体：福祉課、町・県社会福祉協議会）

⑴ 受入れの準備

町は、町・県社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておく。

⑵ 活動支援の準備

町及び町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

⑶ ボランティア活動の支援

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動を支援していく。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保する。

⑷ ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

また、町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

⑸ 風水害時の活動

町及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力を行う。

第5 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平常時から地域において、要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要である。特に、避難行動要支援者等には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：福祉課、事業者、施設管理者）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。

(1) 町防災計画への位置づけ

町は、災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者、町及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定める。

特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

(2) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を図り、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等が確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食糧等の確保に努める。

また、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量の粉ミルクなどの非常用食料や紙おむつ、哺乳瓶など生活必需品の確保に努める。

２ 在宅で介護を必要とする町民の安全確保（実施主体：福祉課）

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ。）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の配慮が求められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

⑴ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

町は、総務課と福祉課との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するように努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、町防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努める。

避難行動要支援者支援名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（令和３年５月改定、内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。また、町防災計画には以下の事項を定める。

○避難支援を行う関係者の範囲
○避難行動要支援者の対象範囲
○避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
○避難行動要支援者の名簿の更新要領
○避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
○要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
○避難支援者の安全確保対策

⑵ 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

項　目	内　　容
要配慮者及びその家族に対する普及・啓発	○日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておく。 ○地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。
地域住民に対する普及・啓発	○地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備する。 ○発災時には要配慮者の安全確保に協力する。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：福祉課、環境保全課、事業者）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努める。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努める。

第6 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

町、県、防災機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：商工観光課、県）

(1) 避難標識等の整備、普及

町、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海抜表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、災害発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努める。

町は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

⑶ 観光関連施設の耐震化促進

町は、県及び観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

２ 外国人の安全確保（実施主体：総務課、町民課、商工観光課）

町は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する外国人に配慮し、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

⑴ 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

⑵ 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

３ 観光危機管理体制の整備（実施主体：商工観光課）

⑴ 観光危機管理の普及、対策の促進

県は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、町及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

⑵ 観光危機情報提供体制の整備

県は、国、町及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、町、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第５節 避難体制等の整備

項　　目	実施主体	関係機関
第1 基本事項	総務課、教育課	－
第2 津波避難体制等の整備	総務課、教育課、関係各課	県、各関係機関

危険な建物及び地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を町、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する。

第1 基本事項

1 避難体制の整備（実施主体：総務課、教育課）

(1) 町の役割

ア　指定緊急避難場所・指定避難所の選定
イ　指定避難場所・指定避難所の開設及び運営方法の確立
ウ　指定緊急場所・指定避難所の安全確保
エ　住民への周知
オ　警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
カ　避難指示等の基準の設定、国及び県等への避難情報の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
キ　高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
ク　避難経路の点検及びマップの作成
ケ　避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(2) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

ア　避難計画の作成
イ　避難誘導体制の整備

2 指定避難所等の整備等（実施主体：総務課、教育課）

(1) 指定避難所等の指定、整備

町は、災害時の避難に備え、以下により指定緊急避難場所・指定避難所の整備をしておく。

○指定避難所は、公立の学校、公民館、ホテル等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用する
○指定避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに、定期的にその現況を調査する。
○指定緊急避難場所・指定避難所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮する。

○指定緊急避難場所・指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。
○町内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定緊急避難場所・指定避難所の予定施設又は場所を定める。
○指定緊急避難場所・指定避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておく。
○避難所の予定施設となっている学校について、太陽光発電設備が整備されている場合は、災害時の非常用電源としての機能強化を図る。

⑵ 広域避難場所の指定

町は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として、公園等のスペースを広域避難場所として指定をしておく。

広域避難場所の指定は、以下の基準による。

○周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積がある。
○災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しない。
○広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保する。
○広域避難場所ごとの地区割計画の作成にあたっては、各区、自治会区域を考慮する。

また、町は、指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進する。

第2 津波避難体制等の整備

本町は、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務課、教育課、福祉課、商工観光課、消防本部）

⑴ 町における対策（実施主体：総務課、教育課）

町は、県が策定する「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成 14 年３月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年９月）に基づいて策定した沖縄県津波避難計画策定指針、その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、地域の実情に応じて以下の事項について定め、実践的な津波避難計画を策定し、適宜見直しを行う。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていく。

○津波浸水予想図（津波到達予想時間も含む）
○避難対象地域・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
○津波避難困難地域・人口等
○避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等

○職員の参集基準等の初動体制
○避難指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
○津波対策の教育及び啓発
○避難訓練
○観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者等の避難対策その他留意すべき事項

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者（実施主体：福祉課、商工観光課、事業者）

観光・宿泊施設、交通施設（空港、フェリー、バス、ターミナル等）、医療・福祉施設、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点（実施主体：総務課、消防本部）

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が 5 分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、町は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、那覇警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、町職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導に当たる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平常時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

２ 津波危険に関する啓発（実施主体：総務課、福祉課、商工観光課、教育課）

(1) 町における対策（実施主体：総務課）

町は、住民等を対象に以下の項目について各種手段・機会を活用して普及・啓発を行う。

項　目	内　　容
普及・啓発の内容	○津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む） ○津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む） ○過去の津波災害事例や教訓（1771 年八重山地震津波等） ○津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）
普及・啓発を実施する手段・機会	○学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育 ○漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会 ○津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会 ○津波危険地域の自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会 ○広報誌 ○防災訓練 ○防災マップ（津波ハザードマップ） ○統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める） ○電柱・電信柱や公共施設等への海抜、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化（実施主体：総務課、教育課、県）

ア　津波ハザードマップの普及促進

町の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ　津波避難訓練の実施

町は、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ　津波防災教育の推進

町は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解向上に努める。

３ 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務課、建設課、各関係機関）

本町の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地域の解消等を図る。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備（実施主体：総務課、防災関係機関）

町は、沖縄県防災情報システム等により、気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に入手する。

津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

また、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、町防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）、災害情報共有システム（Ｌ－アラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備（実施主体：建設課）

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備（実施主体：総務課、建設課）

ア　避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね５分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から５分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ　避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ　津波避難ビル等の整備

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難施設の指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さと構造及び避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難施設の整備等を検討する。

エ　津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海抜５ｍ以上で想定される浸水深以上の海抜高度を有する高台、浸水想定区域外の高台や避難施設等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、住民への周知と理解を促進する。

オ　津波避難困難地域の解消

町は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。

また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

(4) その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

４ 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：総務課、県）

県は津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について町と連携し検討する。

なお、県知事により津波災害警戒区域に指定された場合には、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

○町防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

○津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を町防災計画に定める。

○町防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

○津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第６節 孤立化等の防災体制の強化

項　　目	実施主体	関係機関
第1 孤立化等に強い施設整備	建設課、空港管理事務所	道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、施設管理者
第２ 津波避難体制等の整備	総務課、消防本部	県、防災関係機関
第３ 地震・津波災害応急対策活動の準備	総務課、消防本部、商工観光課、企画財政課、プロジェクト推進課、建設課	県、関係機関

本町は離島である地理的条件により、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、空港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想される。

また、高台等が存在しない地域は、大津波から避難できない事態も予想される。

このような本町の地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避 難に必要な以下の対策を推進する。

第1 孤立化等に強い施設整備

(1) 港湾・漁港対策（実施主体：港湾・漁港管理者）

港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。

また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

(2) 空港対策（実施主体：空港管理事務所）

空港管理者等は、離島の空港について施設の耐震性や耐浪性等の確保を推進する。

また、施設の応急復旧や消防活動等を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(3) 道路対策（実施主体/関係機関：道路管理者）

道路管理者は、重要な港湾、空港及び漁港や中山間部の孤立予想地域と災害対策拠点（指定避難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(4) 通信施設対策（実施主体/関係機関：施設管理者）

町、県及び通信事業者は、孤立化が予想されるについて所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段の確保を推進する。

第2 孤立化等に強い人づくり

(1) 孤立想定訓練（実施主体；総務課、消防本部、県、各関係機関）

町は、孤立危険地域について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及（実施主体：総務課）

町は、孤立危険地域について、地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について１週間分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成（実施主体：総務課、消防本部）

町内において孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織カバー率 100％を目指す。

このため、町は、県と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。

第3 地震･津波災害応急対策活動の準備

(1) 離島への応援体制の強化（実施主体：総務課、消防本部、県、各関係機関）

町及び県は、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援や、離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

（実施主体：総務課、企画財政課、プロジェクト推進課）

町及び県は、離島や孤立地域等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、地域ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの確保（実施主体：建設課、各関係機関）

町内の孤立危険地域ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

第７節 道路・航空機事故災害予防計画

１ 危険箇所の点検・補修（実施主体：建設課、県）

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

２ 体制・資機材の整備等（実施主体：建設課、那覇警察署）

町及び那覇警察署は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

３ 航空機事故災害予防
（実施主体：空港管理事務所、消防本部、県、沖縄総合事務局、那覇警察署）

(1) 対策資機材等の整備

空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。

(2) 協力・応援体制の整備

空港管理者、警察及び消防機関等は、航空の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。

(3) 防災訓練

空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第８節 海上災害予防計画

１ 航行の安全確保等

（実施主体：建設課、消防本部、県、第十一管区海上保安部、各関係機関）

第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。

２ 災害応急対策への備え

（実施主体：総務課、消防本部、県、第十一管区海上保安部、各関係機関）

(1) 情報連絡体制の整備

町は、第十一管区海上保安本部、県と連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

町及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、町及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

町及び県は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

町、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第２編　地震・津波編

地震・津波編は、地震・津波対策に係る応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。

第１章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節　組織動員計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 組織体制	○			総務課、関係各課	各関係機関
第2 職員動員体制	○			総務課、関係各課	－
第3 関係機関との連携・協力	○			総務課、関係各課	－

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、災害の規模や被災状況等に応じた、必要となる組織動員体制をとる。

第1 組織体制（実施主体：総務課、関係各課、各関係機関）

1 災害対策本部設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒準備体制の設置

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務課職員）による災害警戒準備体制をとる。

災害警戒準備体制の設置基準

○本町域において、震度４の地震が発生したとき。
○沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき。
○災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき。

(2) 災害警戒本部の設置

気象台から地震情報、津波注意報が発表された場合や災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合のとき、町長は、災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

災害警戒本部の設置基準

○本町域において、強い揺れ（震度 4 以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めたとき
○気象庁が、本町域で震度５弱が観測された旨発表したとき。
○沖縄本島地方に、気象業務法に基づく津波注意報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき。
○地震、津波、その他の異常な自然現象により、県の全域又は町域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
○前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

① 災害警戒本部の組織及び所掌事務

災害警戒本部の組織は、以下のとおりとする。

なお、災害警戒本部は災害対策本部の組織編成及び所掌事務（別表別表第１「地震・津波-6」、第２「地震・津波-7」）に準拠し、各種災害予防対策及び応急対策を関係機関等と連携して実施する。

災害警戒本部の組織

○災害警戒本部の本部長は町長とし、副部長は副町長とする。
○災害警戒本部は、本部長、副本部長、教育長、各対策部長（各課長等を含む）で構成する。
○災害警戒本部を設置した場合、総務対策部長は当該配備要員へその旨を連絡する。配備要員は連絡後直ちに出勤し、総務対策部長にその旨を報告するとともに、総務対策部長は出勤者名簿を作成する。
○本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、副本部長（副町長）が指揮をとり、副本部長まで不在の場合は総務対策部長が指揮をとる。

② 災害警戒本部会議の開催

本部長（町長）は、災害警戒本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議をおき、副部長、教育長、各対策部長を参集し、会議を開催する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは各対策部長等の提議によるが、概ね以下のとおりとする。

なお、災害警戒本部会議の開催場所は、「久米島町本庁舎２階会議室」とする。

災害警戒本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	久米島町本庁舎２階会議室

災害警戒本部会議の報告･協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	○各部の配備体制。 ○被害状況に関すること。 ○緊急措置事項。
主な協議事項	○応急対策に関すること。 ○避難準備情報に関すること。 ○災害対策本部の設置に関すること。 ○その他災害対策の重要事項に関すること。 ○災害警戒本部の廃止に関すること。

２ 災害対策本部の設置

町長を本部長として、基本法第 23 条及び久米島町災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに本計画の定めるところにより、町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

資料編 4-2 久米島町災害対策本部条例

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、基本法第 23 条第１項の規定により、以下のような場合において災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準

○町内において大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
○町内で災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。
○県対策本部が設置された場合において、町が対策本部の設置の必要を認めたとき。
○本町域において震度５強以上の地震が発生したとき。（災害対策本部の自動設置発令）
○沖縄本島地方に、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく、津波警報が発表された、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合。（災害対策本部の自動設置発令）
○大津波警報が発表されたとき。
○町域を含む地域に、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。

⑵ 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。

なお、災害対策本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別表別表第１「地震・津波-6」、第２「地震・津波-7」による。

各対策部は、原則として、本部の設置と同時に設置する。

ただし、災害の種別等により、町本部長（町長）が指示した部は設置しないことができる。

■災害対策本部の組織

○災害対策本部に町本部長及び副本部長をおき、町本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。

○町本部に部及び課を設け、それぞれの対策部に部長、課に課長及び課員を置く。

○町本部に災害対策本部会議をおき、町本部長、副本部長、総務対策部長、町民生活対策部長、産業振興対策部長、環境整備対策部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

○本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合において

は、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で 意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得る。

■意思決定権者の代理順位

１位 町長　２位 副町長　３位 総務課長　４位 企画財政課長　５位 プロジェクト推進課長

⑶ 災害対策本部会議の開催

町本部長（町長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部会議室に参集する。

本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね以下のとおりとする。

なお、災害対策本部会議の開催場所は、「久米島町本庁舎２階会議室」とする。ただし、久米島町庁舎が大規模地震等の影響を受けて使用できない場合は、以下の代理候補地のうち可能な場所に設置する。

■災害対策本部会議の開催場所及び代理候補地

本部会議の開催場所	久米島町本庁舎２階会議室
（代理候補地）	久米島町消防本部会議室
	久米島町複合型防災・地域交流センターほんのもり

■災害対策本部会議の報告･協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	○各部の配備体制。 ○被害状況に関すること。　　○緊急措置事項。
主な協議事項	○応急対策に関すること。 ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。 ○避難の勧告・指示及び警戒区域の指定に関すること。 ○災害救助法の適用に関すること。 ○激甚災害の指定に関すること。 ○町民向け緊急声明の発表に関すること。 ○応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ○国、県等への要望及び陳情等に関すること。 ○その他災害対策の重要事項に関すること。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、以下の基準に従い災害対策本部を解散する。

■災害対策本部の解散基準

○予想された災害の危険が解消したと認められるとき
○災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき

(5) 災害対策本部の設置・廃止に関する通知及び公表

町は、本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関及び住民に対し、以下により通知、公表する。

■災害対策本部の設置･解散時の通知及び公表

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各対策部・課への通知・公表	庁内放送、庁内 LAN、電話、その他迅速な方法
住民への公表	テレビ、ラジオ、IP 告知システム・防災行政無線等、広報車、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話、FAX、その他迅速な方法
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な方法
那覇警察署	電話、FAX、その他迅速な方法
その他関係機関	電話、FAX、その他迅速な方法

別表第１【災害対策本部組織図】

久米島町災害対策本部組織及び編成

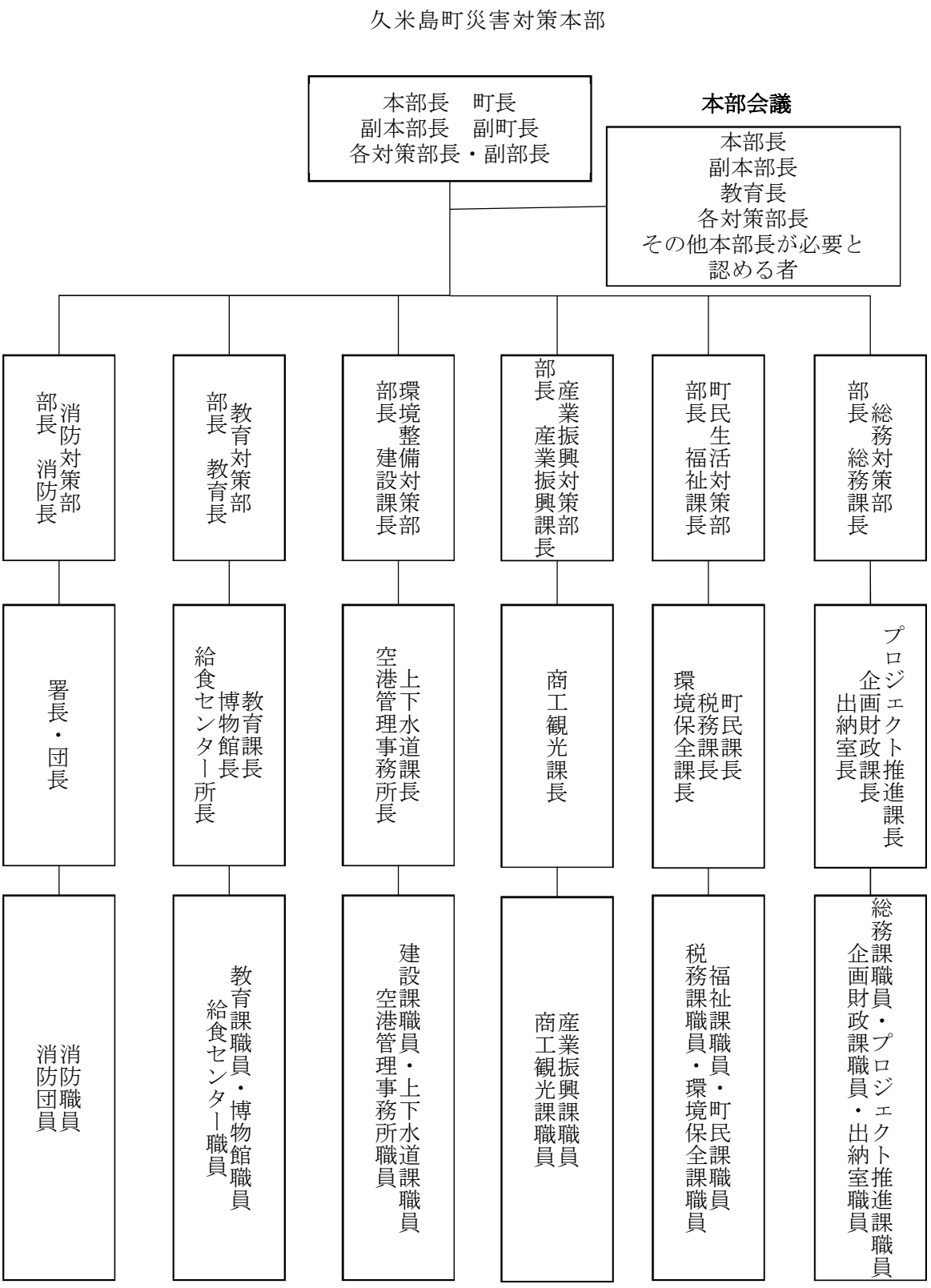

別表第２【災害対策本部の所掌事務及び配備要員】　　（表:1/6）

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1配備	第2配備	第3配備
総務対策部	総務対策部長（総務課長）	総務課長	総務課職員	1. 本部の設置及び廃止に関すること。 2. 災害対策本部会議・防災会議に関すること。 3. 防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 4. 各対策部への連絡調整に関すること。 5. 各対策部の被害状況の収集総括に関すること。 6. 部内の連絡調整に関すること。 7. 国、県、その他の関係機関に対する被害報告に関すること。 8. 職員の非常招集及び配備に関すること。 9. 災害現地視察に関すること。 10. 災害見舞い、視察者の応接に関すること。 11. 気象情報等の収集・広報伝達に関すること。 12. 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 13. 避難指示等に関すること。 14. 相互応援協定に基づく要請に関すること。 15. 職員の衛生管理及びり災職員の福利厚生に関すること。 16. 災害活動に係る出動全般に関すること。 17. 町有財産の被害状況の調査収集に関すること。 18. 災害時情報伝達・収集システムに関すること。 19. 国、県、他市町村、各関係機関との連絡調整に関すること。 20. 災害救助法の適用申請に関すること。 21. 災害に関する情報の総括に関すること。 22. 災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。 23. 災害復旧対策の総合調整に関すること。 24. 対策要員の動員及び配置に関すること。 25. 広報・報道対応に関すること。 26. 公営住宅の入退去に関すること。 27. 応急仮設住宅の維持管理に関すること。 28. その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること。 29. 各対策部の所掌事務に関すること。	2名	3名	全員
		プロジェクト推進課長 企画財政課長	プロジェクト推進課職員 企画財政課職員	30. 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること。 31. 災害写真等の撮影、災害記録の収集及び収録に関すること。 32. 町内、関係団体との連絡に関すること。 33. 災害時受援体制に関すること。 34. 災害対策に関する人員、物資及び資材の調達・管理に関すること。 35. 義援金品、見舞金品等の受付に関すること。 36. 応急食料、その他生活必需品の調達及び管理に関すること。 37. 災害復旧対策車両の確保に関すること。 38. 非常用通信手段の確保に関すること。 39. 各対策部への応援、協力に関すること。	1名	2名	全員
		出納室長	出納室員	40. 指定金融機関との連絡調整に関すること。 41. 資金及び現金の管理に関すること。 42. 各対策部への応援、協力に関すること。	1名	1名	全員

（表:2/6）

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1配備	第2配備	第3配備
町民生活対策部	町民生活対策部長（福祉課長）	福祉課長	福祉課職員	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 災害における医療及び助産に関すること。 4. 救護班の編成及び被災者の応急救護に関すること。 5. 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。 6. 避難住民等に対する健康巡回相談、指導等に関すること。 7. 国民健康保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 8. 災害救助法の適用後の運営に関すること。 9. 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 10. 日本赤十字社等、協力団体等との連絡調整に関すること。 11. 被服、寝具、その他生活必需品の調達給付又は貸与に関すること。 12. 義援金品、見舞金品等の配分に関すること。 13. 応急仮設住宅への入退去に関すること。 14. 応急・備蓄食料等、その他生活必需品の配給に関すること。 15. 応急保育施設に関すること。 16. 災害ボランティアの受入調整に関すること。。 17. 救護所の設置。 18. 災害時における医薬品及び衛生材料のの調達及び配布に関すること。 19. 被災者の公営住宅へのあっせんに関すること。 20. 避難行動要支援者の個別避難計画に関すること。 21. 避難行動要支援者の情報把握に関すること。 22. 福祉相談に関すること。 23. 感染症に関すること。 24. 各対策部への応援、協力に関すること。	1名	2名	全員
		町民税務課長	町民税務課職員	25. 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること。 26. 行方不明者のリストの作成に関すること。 27. 遺体の記録及び火葬許可に関すること。 28. 町民の被災状況調査に関すること。 29. 埋葬許可証の発行に関すること。 30. り災証明書の発行に関すること。 31. 安否情報に関すること。 32. 災害に伴うともなう町税の申告期限の延長及び減免等の町税緩和措置に関すること。 33. 土地家屋等の被害状況等の調査に関すること。 34. 各対策部への応援、協力に関すること。	1名	2名	全員
		環境保全課長	環境保全課職員	35. 災害時の防疫に関すること。伝染病及び防疫状況の調査・報告に関すること。 36. ごみ、し尿の収集、運搬、処理に関すること。 37. 災害廃棄物による被害調査及び災害対策に関すること。 38. 遺体の収容処理及び埋葬、所有物の保管に関すること。 39. 動物の死体の収容及びその処理に関すること。（家畜以外） 40. 浸水家屋の衛生消毒に関すること。 41. 町・民有林野の林産物の災害及び被害調査に関すること。 42. 管轄施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 43. 公園等の災害応急対策及び被害状況調査に関すること。 44. 各対策部への応援、協力に関すること。	1名	2名	全員

（表:3/6）

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1配備	第2配備	第3配備
産業振興対策部	産業振興対策部長（産業振興課長）	産業振興課長	産業振興課職員	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 農地、農業施設及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関すること。 4. 家畜伝染病の防疫に関すること。 5. 水産物、水産施設及び漁船、漁具の災害応急対策及び被害調査に関すること。 6. 畜産の被害調査に関すること。 7. 動物の死体の収容・処理に関すること。（家畜） 8. 漁船停泊、けい留船舶の安全維持に関すること。 9. 農林水産関係災害に対する警戒巡視に関すること。 10. 被災農水畜産生産者への融資対策に関すること。 11. 各対策部への応援、協力に関すること。	1名	2名	全員
		商工観光課長	商工観光課職員	12. 観光客・旅行者等への対応・情報提供等に関すること。 13. 商工業施設及び観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 14. 災害時の公共交通の運用に関すること。 15. 被災商工観光事業者への融資対策に関すること。 16. 物資の流通に関すること。 17. 各対策部への応援、協力に関すること。	1名	2名	全員

（表:4/6）

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1配備	第2配備	第3配備
環境整備対策部	環境整備対策部長（建設課長）	建設課長	建設課職員	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 4. 町道、農道、県道、橋梁及び海岸・港湾施設の災害復旧事業に関すること。 5. 交通不通箇所及び通行路線に関すること。 6. 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 7. 土木対策の庶務及び連絡調整に関すること。 8. 堤防、溜池、溝渠、水路の災害応急復旧措置に関すること。 9. 土木関係災害に対する警戒巡視に関すること。 10. 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去に関すること。 11. 災害時の応急工事に関すること。 12. 事業者への要請及び資機材の確保に関すること。 13. 水防活動に関すること。 14. 土砂災害警戒区域の災害対策に関すること。 15. 河川及び雨水幹線、支線、水路等の警戒巡視に関すること。	1名	2名	全員
		上下水道課長	上下水道課職員	16. 給水区域への給水の確保に関すること。 17. 飲料水の供給に関すること。 18. 上下水道施設の防災及び復旧に関すること。 19. 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。	1名	2名	全員
		空港管理事務所長	空港管理事務所職員	20. 空港施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること。 21. 県、航空局との連絡調整に関すること。 22. 空港施設の復旧に関すること。 23. 災害物資の輸送に関すること。	1名	2名	全員

（表:5/6）

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1配備	第2配備	第3配備
教育対策部	教育対策部長（教育課長）	教育課長	教育委員会職員	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 幼児児童生徒の避難に関すること。 4. 学校教育施設の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること。 5. 給食センターとの連絡調整に関すること。 6. り災児童・生徒の保健管理に関すること。 7. 学校物品調達手続き及び経理に関すること。 8. 教育施設の災害調査及び応急対策に関すること。 9. 児童・生徒に対する学用品等の給付・配布に関すること。 10. 災害時の教育指導に関すること。 11. 社会教育施設の災害調査及び対策に関すること。 12. 職員の動員や配置に関すること。 13. 学校職員の動員や児童生徒の臨時休校等、学校運営に関すること。	1名	2名	全員
		博物館長	博物館職員	14. 管轄施設の災害応急対策及び被害調査及び災害対策に関すること。 15. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること。 16. 収蔵品等の被害調査及び災害対策に関すること。	1名	1名	全員
		給食センター所長	給食センター職員	17. 管轄施設の被害調査及び災害対策に関すること。 18. 災害時の学校給食に関すること。	1名	1名	全員

（表:6/6）

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1配備	第2配備	第3配備
消防対策部	消防長	消防署長	消防職員 団員	1. 所轄対策部の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2. 災害情報の受理及び広報に関すること。 3. 被災者の救出・搬送及び避難に関すること。 4. 職員の非常招集及び配置に関すること。 5. 各関係機関との連絡調整に関すること。 6. 相互応援協力に関すること。 7. 二次災害の防止。 8. 行方不明者の捜索に関すること。 9. 消防団の非常招集及び配置に関すること。 10. 災害復旧に必要な資機材の調達。 11. 火災関係のり災証明書の発行に関すること。 12. 災害対策本部との連絡調整に関すること。 13. 災害の記録に関すること。。 14. 空港での火災等に関すること。	8名	16名	全員

第2 職員動員体制(実施主体:総務課、関係各課)

1 配備基準

本部長（町長）は、災害対策への体制を迅速に整えるため、配備基準に基づき直ちに配備の規模を指定する。

配備基準は、以下のとおりとする。

■地震･津波災害時の配備基準

配備体制		配備基準	配備体制の内容
災害警戒準備体制	警戒初動配備	○本町域において震度４の地震が発生した場合。 ○津波注意報の発表又は津波のおそれがあると判断した場合。	気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制等の初動配備。 海岸部からの退避呼びかけ及び巡回。
災害警戒本部	警戒配備（第一配備）	○本町域に災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合 ○強い揺れ（震度４程度以上）を感じた とき、又は弱くても長い間ゆっくりとし た揺れを感じたときで、必要と認めた場合 ○本町域において震度５弱の地震が発生した場合。 ○津波注意報が発表されたときで、情報収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。	災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動を実施し、状況に応じて次の第二配備に移行できる体制とする。
災害対策本部	第二配備	○本町域において震度 5強の地震が発生した場合。 ○津波警報が発表されたときで、情報収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。 ○大津波警報が発表されたとき	災害救助の実施に必要な町災害対策本部要員は配置につく。
	第三配備	○本町域に震度６弱以上の地震が発生した場合 ○町域を含む地域に、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。	全職員が配置につく

資料編 5-1 気象庁震度階級関連解説表

２ 配備要員

(1) 配備要員計画

配備体制別の配備要員は災害の実情により所属の部長において増減することができる。

各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名し、配備要員指名名簿を作成しておく。

なお、各課長は、毎年 4 月 1 日に配備要員指名名簿を総務対策部長へ提出し、人事異動等において変更がある場合も、その都度報告しておく。

資料編 7-1 災害対策配備要員指名名簿

(2) 配備要員の対象外とする職員

以下に掲げる職員については対象から除外するものとし、該当する職員は所属長に連絡をとりその承認を得る。

■配備要員の対象外とする職員の要件

○平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの。
○妊娠中の女子及び乳児をもつもの。
○発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの。

(3) 配備の決定

本部長は、地震情報、津波警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策のための配備規模を決定する。

なお、本部会議の招集に関する事務は、総務課が行う。

３ 動員方法

(1) 勤務時間内の動員

総務課長（総務対策部長）は、本部が設置され、対策要員の配備規摸が決定されたときは、その旨を各対策部長に通知する。通知を受けた各対策部長は、各副部長にその旨を通知する。

通知を受けた各課長は、直ちに課内の配備要員に対し、その旨を通知する。通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備に就く。

その際、各対策部長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長へ報告する。

なお、各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。

資料編 7-2 災害対策配備要員名簿

(2) 勤務時間外の参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて自主的に参集する。

なお、夜間、休日等における庁内の連絡体制は以下のとおりとし、連絡体制を整備する。

■勤務時間外の連絡体制

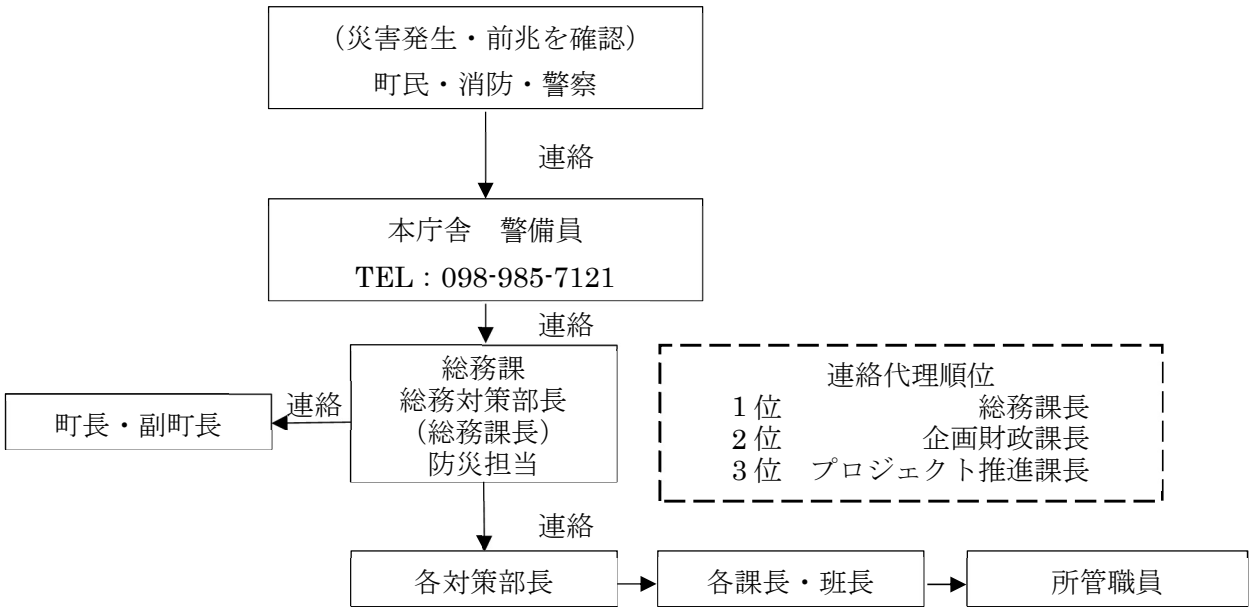

※連絡代理順位は意思決定権に基づく

4 災害応急対策に従事する者の安全の確保

本部長は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮し、災害応急対策を実施する。

第3 関係機関との連携・協力（実施主体：総務課、関係各課）

1 国・県の災害現地対策本部との連携

町は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携し、災害応急対策を実施する。

2 防災関係機関との協力体制

町は、本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関と相互に緊密な連携協力を図り、総合的かつ計画的な災害対策の実施に努める。

また、各分野の応急対策を効率的に行うため、防災関係機関の長に対し、町災害対策本部に対して専門職を派遣するよう要請する。

3 合同調整所の設置

町及び警察・消防・自衛隊等の各機関がそれぞれ応急対策を進める上で、各種調整や情報共有等を図る場として、必要に応じ総務課は合同調整所を設置する。

第２節 地震情報・津波警報等の伝達計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第1 緊急地震速報	○			**総務課**	**沖縄気象台**
第2 地震情報等の種類及び発表基準	○			**－**	**沖縄気象台**
第3 津波警報等の種類及び発表基準	○			**－**	**沖縄気象台**
第4 津波警報等の伝達	○			**総務課、消防本部**	**各関係機関**
第5 近地地震・津波に対する自衛措置	○			**総務課、建設課、消防本部**	**各関係機関**

この計画は、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、地震情報・津波警報等を迅速かつ的確に伝達し、災害発生の未然防止を期するためのものである。

第1 緊急地震速報（実施主体：総務課、沖縄気象台）

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合、または、長周期地震動階級３以上を予想した場合、震度４以上が予想される地域、または、長周期地震動階級３以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたとき、または、長周期地震動階級１以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上又は長周期地震動階級４の大きさの地震動を予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、ワンセグ、全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）経由により町は IP 告知システム・防災行政無線等を通して住民に伝達する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

第2 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄気象台）

気象庁は、以下の地震情報を発表する。

地震情報等の種類及び発表基準・内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 10 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

■地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で)震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの（都道府県内及び）沖縄地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

第3 津波警報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄気象台）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

1 津波警報等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（津波の予想高さの区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2ｍ≦予想高さ≦１ｍ）	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
  このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

２ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※１）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※２）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※３）

（※１）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※２）津波観測に関する情報の発表内容について

○沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※３）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

○沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波推定の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

○津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

３ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
0.2ｍ未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

４ 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内､久米島町が属する津波予報区は、「沖縄本島地方」である。

また、鐘音又はサイレン音及び旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、以下のとおりである。

鐘音又はサイレン音による大津波警報、津波警報、津波注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	（連点）	（約３秒） （約２秒）　（短声連点）
津波警報	（２点）	（約５秒） （約６秒）
津波注意報	（３点と２点との斑打）	（約10秒） （約２秒）
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除	（１点２個と２点との斑打）	（約10秒）　（約１分） （約３秒）

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標　識
津波注意報標識 **津波警報標識** **大津波警報標識**	

第4　津波警報等の伝達（実施主体：総務課、消防本部、各関係機関）

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、以下のとおりである。

情報の発表を知り得た町、防災関係機関、団体等は、あらかじめ本計画又は避難計画等に定めた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度６弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、IP 告知システム・防災行政無線等を活用して住民に伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

地震情報及び津波警報等の伝達系統図

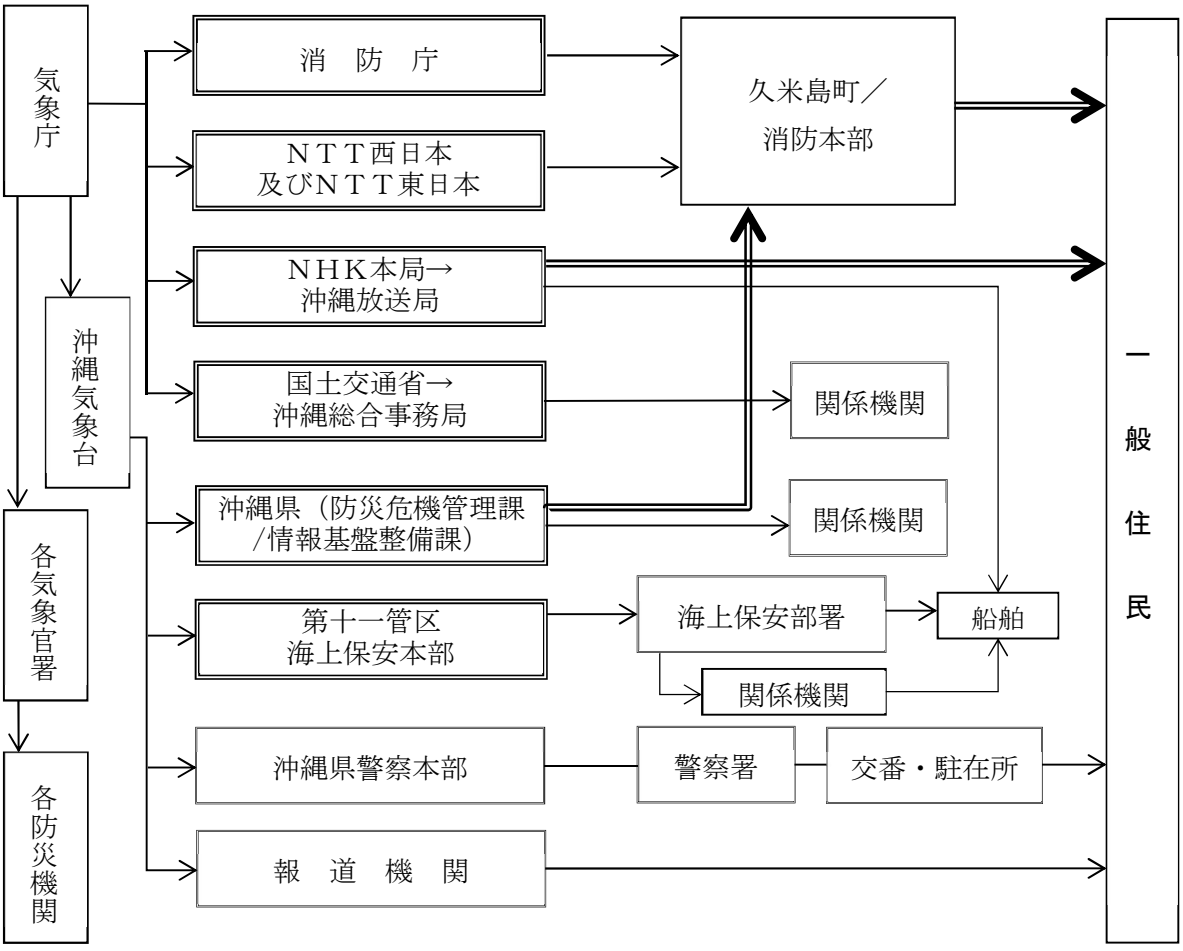

注）二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先。

注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

《J アラートの伝達系統図》

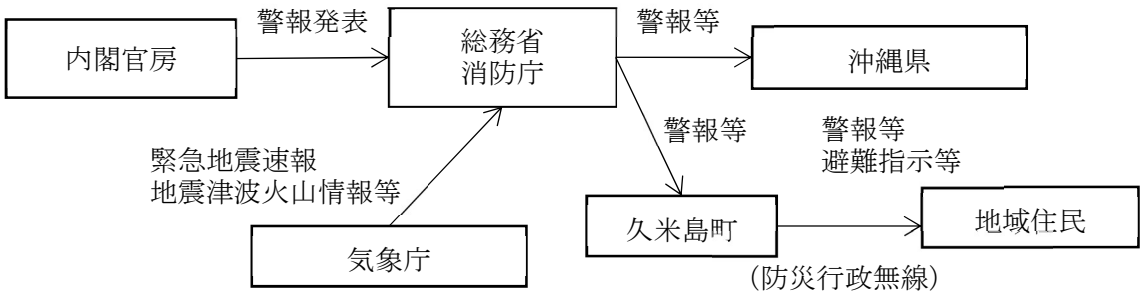

※ J アラート（全国瞬時警報システム）は、消防庁側配信設備で構成される放送局と、県・町においてその同報信号を受信する受信局で構成され、総務省消防庁に配置する衛星送信局では、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波警報・注意報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信する。
受信局設備では、放送局から通信衛星経由で配信された情報を受信し、受信データに応じて画面表示、同報系の防災行政無線の自動起動等の処理を行う。

第5　近地地震・津波に対する自衛措置（実施主体：総務課、建設課、消防本部、各関係機関）

町長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、IP 告知システム・町防災行政無線等や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第３節 災害通信計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 通信の協力体制	○			－	通信設備所有者等
第2 各種通信施設の利用	○			企画財政課、プロジェクト推進課	県、各関係機関

災害情報、気象警報等の収集・伝達、応急対策の指示、伝達等災害時における通信は、概ね以下による。

第1 通信の協力体制（実施主体：通信設備所有者等）

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

第2 各種通信施設の利用（企画財政課、プロジェクト推進課、各関係機関）

災害情報等の伝達、報告及び災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要 な手続きを定めて災害時に利用する。

1 優先的に接続する非常・緊急通話

(1) 非常通話

非常通話は天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合又は発生するおそれがあると認める場合に、以下に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする

ア　非常扱いの通話は、以下の事項を内容とする通話を以下の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2　洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間

通話の内容	機関等
4　交通施設（道路、漁港等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(2) 緊急扱いの電話

緊急扱いの電話とは、公益の利益のため緊急に行うことを要する通信である。

ア　緊急扱いの通話は、以下の事項を内容とする通話を以下の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除く。） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2　治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の１欄からこの欄までに掲げるものを除く。）相互間

２ 電気通信業務用電気通信施設･設備の利用方法

電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法は以下のとおりである。

利用設備	利用方法
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	○沖縄県及び関係機関との通信は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信の確保を図る。
普通電話による通信	○一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常電話」の取扱を受け、通話の優先利用を図る。 ○臨時電話が設置できる状況にあっては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。
災害用特設電話	○大規模災害発生時に避難所となる施設に通信の確保を目的とした災害用特設電話の事前設置等について協定を結び、通信を確保する。
非常電話(災害時優先指定電話)	○災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時からNTT等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておく。
電報による通信	○災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」と取扱を受け、電報の優先利用を図る。 ○非常電報を申し込むに当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常である旨を告げて頼信する。

資料編 2-3 災害時業務用電気通信設備一覧

３ 専用通信設備の利用

業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用する。

専用通信施設	通信方法
町内広報設備（屋外放送・個別受信）	町内広報設備による非常無線の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行う。（防災無線の整備がなされるまでの間）
消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ、通信連絡を行う。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。
その他非常通信の利用	その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町の専用通信設備の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

資料編 2-4 無線通信施設一覧

４ 通信設備優先利用の協定

町は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておく。

５ 放送要請の依頼

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報課）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報課）にその旨を報告する。

６ ポータルサイト･サーバ事業者の利用要請

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、ポータルサイト・サーバ事業者にインターネットを活用した情報提供を必要とするときは、県にその協力を要請する。

第４節 災害状況等の収集・伝達計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 防災関係機関の役割	○			総務課、消防本部	県、各関係機関
第2 災害状況の収集	○			総務課、関係各課	県、各関係機関
第3 地震発生直後の第1次情報の報告	○	○		総務課、消防本部	－
第4 災害報告	○	○		総務課	－
第5 安否情報の提供	○	○		町民課	各関係機関

町は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本町の地域に係る災害の被害状況等を迅速かつ的確に情報収集及び報告伝達する。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

第1 防災関係機関の役割

1 町の役割

町域内で発生した被害状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて実施する。

2 消防機関の役割

消防本部等消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

3 沖縄県の役割

県は、その所管する施設等について被害状況を調査するとともに、本節第２の「１　災害情報の種類」に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告する。

4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各防災関係機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。

5 相互連携

上記１～４の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

第2 災害状況の収集（実施主体：総務課、関係各課、県、各関係機関）

1 災害情報の種類

町は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

○人的被害、住家被害及び火災に関する情報。
○避難指示等の状況並びに警戒区域の指定状況。
○避難者数及び指定緊急避難場所・指定避難所の場所等に関する情報。
○医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報。
○道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報。
○空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報。
○電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報。
○港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報。
○大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況。

2 町による災害情報の収集

町は、以下の方法で情報収集を行う。

収集方法	情報の内容
航空機による情報	発災直後に県警察本部、自衛隊、第十一管区海上保安本部等の航空機により収集された情報を把握する。
職員の参集途上による情報	夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。
住民等からの通報	住民等からの通報、119 番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。 特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

3 町被災時の情報収集

県は、町が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、町に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

第3 地震発生直後の第1次情報の報告（実施主体：総務課、消防本部）

報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

被害の有無に関わらず、地震が発生し、町域内で震度５強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちにその状況を総務省消防庁及び県に対し報告する。

行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、町域（海上を含む）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

行方不明者として把握した者が、他の市町村で住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

第4 災害報告（実施主体：総務課）

災害報告は、被害発生の時間的経過にともない、３段階（災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告については、別紙様式の記入要領に基づいた文書により報告する。

1 災害報告の種類

報告の種類・期間

報告段階	報告期間
①災害概況即報 （発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
②被害状況即報 （中間報告）	被害状況の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
③災害確定報告 （最終報告）	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。
④災害年報	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害の被害状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを 4 月 15 日までに報告する。

２ 県及び国への報告要領

町長は、本町において災害対策本部を設置した場合、又は報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告する。

県（防災危機管理課）に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行う。（総務省消防庁：TEL03-5253-7527、FAX03-5253-7537）

県及び国への報告

報告種別	報告要領
①災害概況即報	災害の初期的な報告で、その状況を県総合行政情報通信ネットワーク等で災害発生後、直ちに報告する。
②被害状況即報	被害状況が判明次第逐次、県地方本部（県南部土木事務所）又は県防災危機管理課へ報告する。なお、報告に当たっては、消防本部、那覇警察署と密接な連絡を保つ。
③中間報告	県災害対策本部等から特に求められたときに行う。
④災害確定報告	当該災害の応急対策が終了した後、20 日以内に行う。
⑤災害年報	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害の被害状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを 4 月 15 日までに報告する。

■災害情報連絡系統図

［県災害対策本部未設置時］

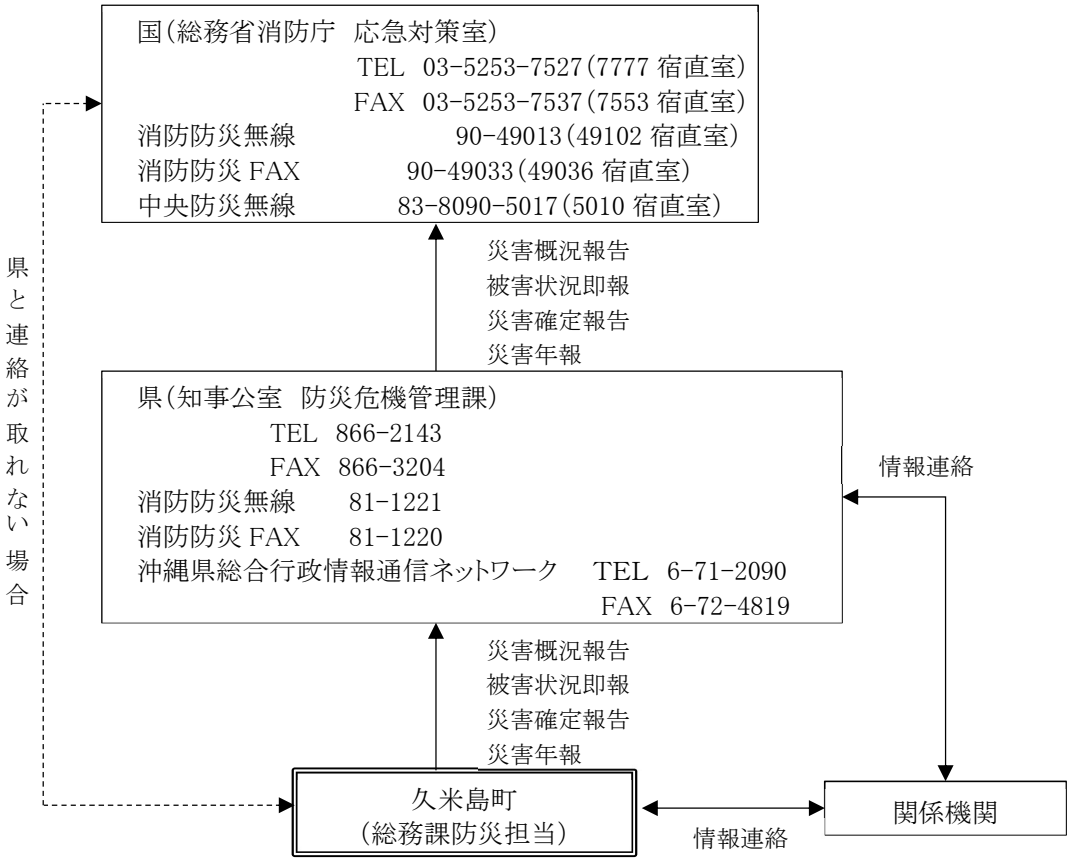

［県及び町災害対策本部設置時］

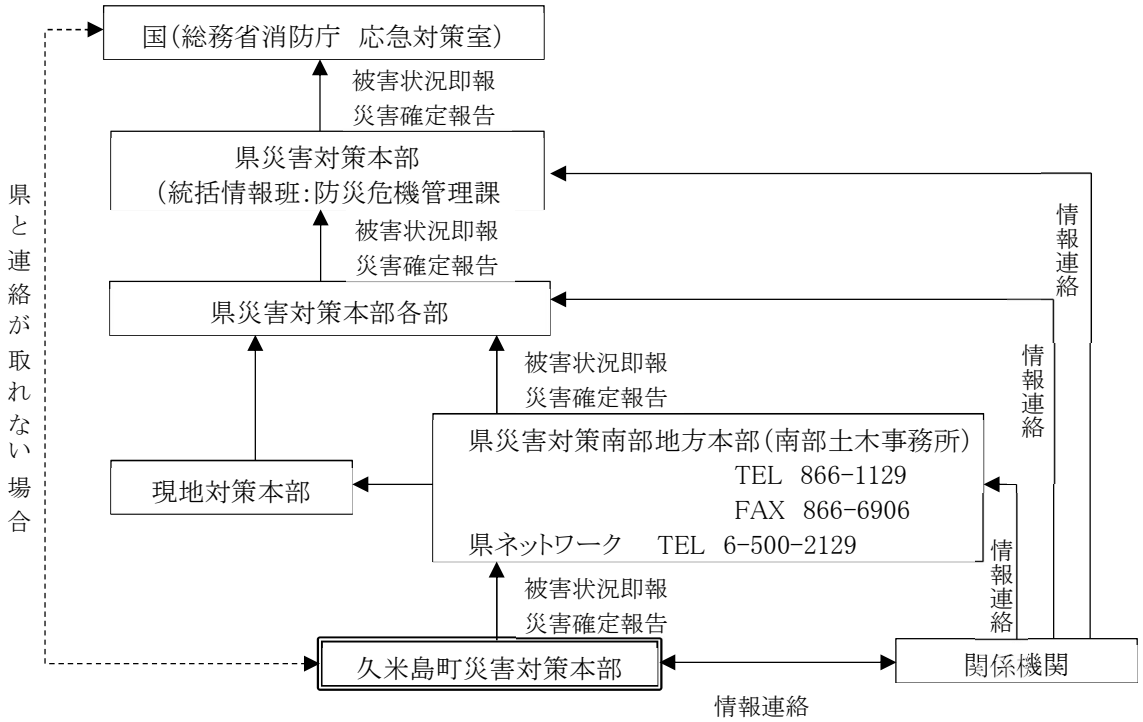

３ 災害概況即報(災害発生時)

(1) 概況調査の実施

町は、大規模な災害が発生した場合、職員（参集途中での情報収集)、自治会長及び関係機関等から６つの事項等(下表)の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

■災害情報

災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地象等情報
被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
避難状況	避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の場所
通信網の確保状況等に関する情報	町関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼動状況等
道路等交通情報	県道、町道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食糧、生活必需品供給状況)、障害物除去状況、応急対策のための物資、資材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼動状況等
その他の情報	大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

(2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を別紙様式（概況調査票）に記入のうえ、所属長へ提出し、所属長は取りまとめた概況調査票を総務対策部長へ報告する。ただし、火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び総務課へ連絡する。

総務課は、各対策部各課等から収集した情報（概況調査事項等）を直ちに災害概況即報として災害即報様式第１ 号にて県に報告する。特に死傷者、住宅被害を優先させる。（例えば、地震時の第一報として、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する等)

資料編 7-3 災害概況調査票
資料編 7-4 災害即報様式（第 1 号）
資料編 7-6 災害即報記入要領

４ 被害状況即報(中間報告)

(1) 中間調査の実施

町は、概況調査等の結果をもとに、救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて中間調査を実施する。調査の対象は人、住家被害等とする。

なお、災害の規模・状況等を勘案し、調査の必要があれば、本部長の指示により総務対策部に被害調査班を結成し、下記により調査を実施する。

■中間調査の要領

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査・連絡方法を打合せる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班編成	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに 2～3 名程度で構成する調査班を編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、別紙「被害状況判定基準」及び災害調査票に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調査期間	本部からの指示後、3 日以内に完了・報告を目指す。

資料編 7-7 災害の被害認定基準

資料編 7-8 災害調査票

(2) 中間調査の報告

町は、被害状況が判明次第遂次報告するものとし、災害即報様式第 2 号に基づく内容を町から県に報告する。県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

なお、町が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

資料編 7-4 災害即報様式（第 2 号）

資料編 7-6 災害即報記入要領

５ 災害確定報告

町は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第１号に基づく内容を県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

資料編 7-5 災害報告様式（第 1 号）

６ 災害年報

町は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを災害報告様式第 2 号に基づき 4 月 15 日までに県へ報告する。

資料編 7-5 災害報告様式（第 2 号）

第5 安否情報の提供（実施主体：町民課、各関係機関）

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第５節 災害広報計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 被害写真の収集	○	○		企画財政課、 プロジェクト推進課	報道機関
第2 報道機関に対する情報等の発表	○	○		総務課	報道機関
第3 町民に対する広報	○	○		総務課、企画財政課、 プロジェクト推進課、 関係各課	－
第4 報道機関への要請	○	○		総務課	－
第5 住民からの問い合わせに対する対応	○	○		町民課、総務課	－
第6 要配慮者等に配慮した広報	○	○		福祉課	報道機関

町は、県等と相互に情報交換を行い、災害情報及び被害状況等の広報を行うとともに、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供する。

《広報の方法》

○IP 告知システム・防災行政無線等・その他の方法による広報
○報道機関を通じ、テレビ・ラジオ・新聞等による広報
○広報車による広報
○写真、ポスター等の提示による広報
○広報誌等の配布、その他

第1 被害写真・動画の収集（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課、報道機関）

町は、現地に職員を派遣して災害現地の写真・動画を撮影するなど資料の収集を図る。
また、報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する。

第2 報道機関に対する情報等の発表(実施主体:総務課、報道機関)

町は、収集した災害情報等を報道機関に対して発表する。災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとる。

なお、情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）をあらかじめ報道機関と協議・周知させ、報道機関との連携を重視することから、災害時には報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

■報道機関への発表内容

○災害の種別（名称）及び発生年月日
○災害発生の場所又は被害激甚地域
○被害の状況
○災害救助法適用の可否
○町における応急対策の状況

第3 町民に対する広報(実施主体:総務課、企画財政課、プロジェクト推進課、関係各課)

各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは、各課に原則として文書でもって通知する。企画財政課、プロジェクト推進課は、総務対策部内での共同体制に基づき、各課が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに町民及び報道機関へ広報する。

また、報道機関への広報は情報の一元化を原則とし、混乱が生じないように行うこととする。

なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。災害広報は、以下の要領により行う。

段階的な災害広報の要領（風水害のケース）

区分	要領
警戒段階（台風等が接近し、大雨等が予想される時期）	○用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○台風・気象情報 ○水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ○警報 ○災害対策の状況(本部の設置､対策の現況と予定等) ○被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○避難情報（準備情報）
初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）	○避難情報（避難指示とその理由、避難所等）

応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）	○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の状況 ○感染症対策活動の実施状況 ○食料、生活必需品の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置

第4　報道機関への要請（実施主体：総務課）

町は、報道機関を通じ町民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び町の対策等の周知徹底を図るため、「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき県に要請する。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容

○不要不急の電話の自粛
○被災者の安否
○空き病院の情報
○二次災害防止のためにとるべき措置
○交通情報
○食料・生活物資に関する情報
○電気・水道などの復旧の見通し

第5　住民からの問い合わせに対する対応（実施主体：町民課、総務課）

町は、住民からの問い合わせに対し、以下のとおり対応する。

○来訪者に対する広報窓口の設置
○広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
○住民専用電話の設置による広報活動
○町ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、ＳＮＳの活用

第6　要配慮者等に配慮した広報（実施主体：福祉課、町民課、報道機関）

町は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報活動を行う。

○テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
○手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。

第６節 自衛隊災害派遣要請計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 災害派遣を要請する場合の基準	○			－	県、各関係機関
第2 災害派遣要請	○			総務課	県、自衛隊
第3 町長の派遣要請要求等	○			総務課	県、自衛隊
第4 災害派遣部隊の活動等	○			総務課	県、自衛隊

この計画は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づき、災害に際して、人命又は財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続、受入れ等を定め、迅速かつ円滑に自衛隊の災害派遣要請が行える体制を確立するためのものである。

第1 災害派遣を要請する場合の基準（実施主体：県、各関係機関）

知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づき、以下の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

○天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
○災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。
○町の通信途絶の状況から判断した場合

第2 災害派遣要請（実施主体：総務課、県、自衛隊）

1 派遣要請者

災害派遣を要請できる者（以下「要請者」という。）は以下のとおりである。

要　請　者	災　害　内　容
知事	主として陸上災害
第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
那覇空港事務所長	主として航空機遭難

2 派遣命令者

災害の派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）は以下のとおりである。

○陸上自衛隊第 15 旅団長
○海上自衛隊第五航空群司令
○海上自衛隊沖縄基地隊司令
○航空自衛隊南西航空方面隊司令官

３ 要請の内容

(1) 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第 106 条）

派遣命令者に対し、以下の事項を明確にして文書をもって要請する。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

○災害の状況及び派遣を要請する事由
○派遣を希望する期間
○派遣を希望する区域及び活動内容
○その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

(2) 緊急患者空輸を要請する場合

区　分	内　容
患者の状況	○入院先病院、空輸区間 ○患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見
付添者等	○付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
特異事項等	○酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数 ○搭載医療器材及びその大きさ、重量 ○現地の風向、風速、天候、視界
その他参考となるべき事項	地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材
緊急患者空輸要請書	資料編「7－14　自衛隊航空機の救急患者空輸要請書」の通りとする。

資料編 7-14 自衛隊航空機の救急患者空輸要請書

４ 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

第3 町長の派遣要請要求等（実施主体：総務課、県、自衛隊）

1 知事への派遣要求

町長は、基本法第 68 条の２に基づき、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（県防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

2 防衛大臣等への通知

町長は、「１知事への派遣要求」ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（派遣命令者）に通知することができる。

なお、通知を行った場合、速やかにその旨を知事（県防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

資料編 7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書

■自衛隊の災害派遣要請系統図

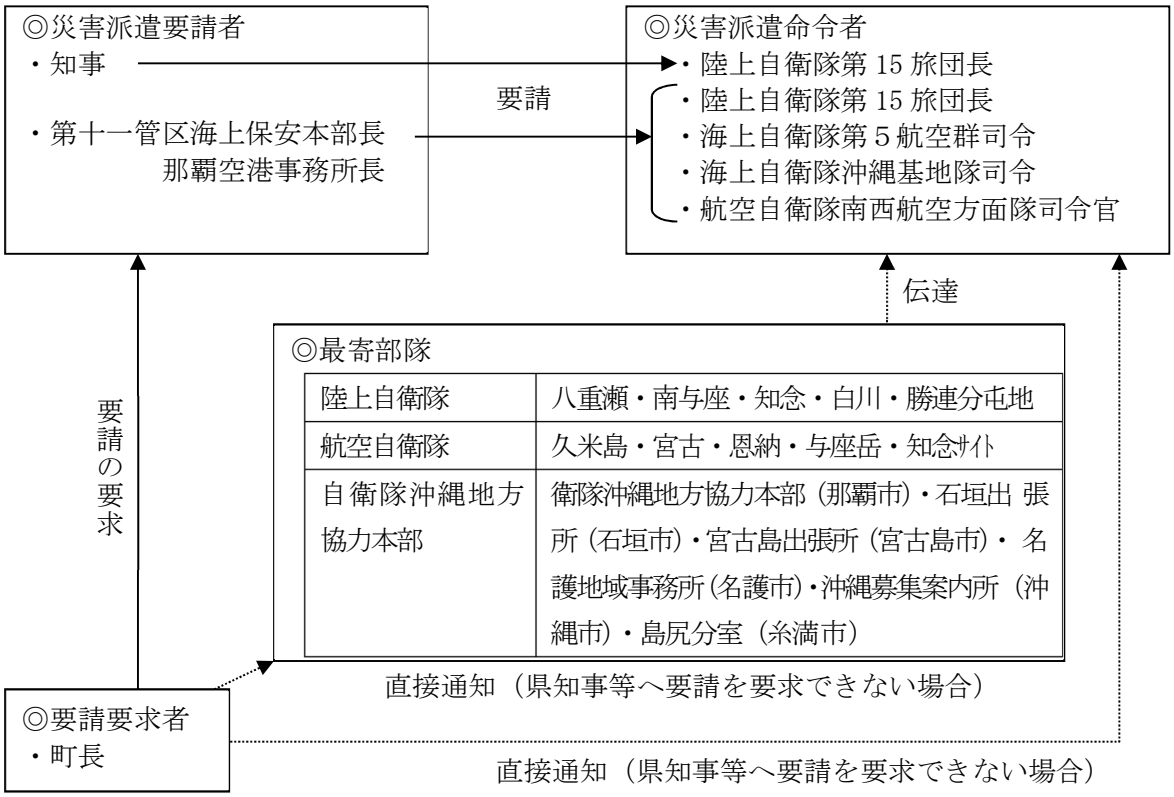

※緊急時における通報を実施した町長は、速やかに県に派遣依頼する。

■自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

	あて先	所在地	実施担当(昼間)		実施担当(夜間)	
			主管	電話	主管	電話
陸上自衛隊	第 15 旅団長	那覇市鏡水 679	第 15 旅団司令部第 3 部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2277 ～ 2279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ﾈｯﾄﾜｰｸ *-6-552-0123	司令部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ﾈｯﾄﾜｰｸ *-6-552-0123
海上自衛隊	第 5 航空群司令	那覇市当間 252	作成幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 230
航空自衛隊	南西航空方面隊司令官	那覇市当間 301	南西空司令部防衛部運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

■急患空輸等の要請先（電話：自衛隊の連絡場所に同じ）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊 15 旅団	航空自衛隊南方隊
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南方隊	海上自衛隊５空群
			海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊５空群	航空自衛隊南方隊
		海上自衛隊沖基	

３ 自衛隊の自主派遣

自衛隊法第 83 条第２款に基づき、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

《部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準》

①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
②災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
③海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
④その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第4　災害派遣部隊の活動等（実施主体：総務課、県、自衛隊）

1 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

派遣部隊の活動内容

○被害状況の把握（偵察行動）
○避難の援助（避難者の誘導、輸送）
○避難者等の捜索、救助
○水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
○消防活動
○道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
○応急医療、救護及び防疫
○人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
○炊飯及び給水支援
○救援物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第１号（昭和 33 年１月１日付）による）
○能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
○その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

２ 派遣部隊との連絡調整

自衛隊は、災害発生時に必要と認める場合、久米島町に久米島分屯基地の指示する者を派遣し、調整・連絡にあたる。

町は、自衛隊の連絡員の派遣にあたり、自衛隊本隊との連絡・調整に必要な施設等の提供を準備する。また、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、町と派遣部隊長等との密接な連絡調整を図る。

３ 町の準備すべき事項

町は、自衛隊派遣に際しては、以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう協力する。

○災害地における作業等に関しては、町及び県（防災危機管理課等）と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
○町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
○派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供する。
○災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り町において準備する。
○町は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図る。

４ 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、以下の措置をとることができる。

区分	措置内容
警察官がその場にいない場合（自衛隊法第 94 条）	○緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（所轄警察署長への通知）（基本法第 76 条の 3 第 3 項） ○避難命令等（災害派遣命令者への報告）（警察官職務執行法第 4 条第 1 項） ○土地、建物等への立入り（警察官職務執行法第 6 条第 1 項）
町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	○警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（町長への通知）（基本法第 63 条第 3 項） ○他人の土地等の一時使用等（町長への通知）（基本法第 64 条第 8 項） ○現場の被災工作物等の除去等（町長への通知）（基本法第 64 条第 8 項） ○住民等を応急措置の業務に従事させること（町長への通知）（基本法第 65 条第 3 項）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

以下の損失・損害については、町が補償を行う。

○自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（基本法第 64 条第 8 項において準用する同条第１項）により通常生ずる損失
○自衛官の従事命令（基本法第 65 条第３項において準用する同条第 1 項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

5 派遣部隊の撤収

要請者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。

派遣命令者は、知事から要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、町長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知する。

6 経費の負担区分等

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは県及び町の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定する。

その他下記に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ協定を行う。

町又は県の負担

○派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に配置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
○関係公共機関等の宿泊施設に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
○岸壁使用料

7 ヘリポートの準備

町は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとする。

災害時には、ヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

資料編 3-5 ヘリポートの準備要領

8 近傍災害派遣

自衛隊法第 83 条第３項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

第７節 広域応援要請計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 応援協定に基づく応援要請	○			総務課、消防本部	－
第2 町の応援要請	○			総務課	県、各関係機関
第3 防災関係機関における応援要請	○			総務課、消防本部	警察、ライフライン事業者
第4 県が実施する支援との連携	○	○		総務課、企画財政課、プロジェクト推進課	県
第5 応援受入れ体制	○	○		企画財政課、プロジェクト推進課	県、各関係機関

大規模な災害が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、応援協定に基づき隣接市町村、県又は指定地方行政機関等に対し応援要請を行い、災害応急活動、応急復旧活動の万全を図る。

第1 応援協定に基づく応援要請（実施主体：総務課、消防本部）

町は、町内に大規模な災害が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、町の応援協定に基づき応援の要請を行う。

資料編 6-4 久米島町災害時応援協定一覧

第2 町の応援要請（実施主体：総務課、県、各関係機関）

1 県等に対する応援要請

(1) 職員の派遣、あっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第 29 条及び 30 条に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体等の職員の派遣についてあっせんを求める。

なお、派遣を求める場合には、指定行政機関等又は県に対し、以下に掲げる事項について文書をもって要請する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

(2) 派遣要請時に明示する事項

○派遣を要請する理由
○派遣を要請する職業別人数
○派遣を要請する期間
○派遣される職員の給与、その他勤務条件
○その他職員等の派遣について必要な事項

２ 他の市町村への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 67 条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。

この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

３ 知事への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 68 条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

また、県は「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」に基づき、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置ができない場合において、九州・山口 9 県に対し、応援を要請する。

資料編 6-1 九州・山口 9 県災害時相互応援協定等

第3 防災関係機関における応援要請（実施主体：総務課、消防本部、警察、ライフライン事業者）

１ 警察

大規模災害発生時において、警察は、警察法第 60 条に基づき、必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請し、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求める。

2 ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

3「緊急消防援助隊」等の出動の要請

大規模災害発生時において、町（消防本部）は、消防組織法第 44 条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

また、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

第4 県が実施する支援との連携（実施主体：総務課、企画財政課、プロジェクト推進課、県）

町の行政機能が喪失又は機能低下した場合は、以下のような県が実施する支援を連携して行う。

1 県調査隊との連携による被害情報の把握

町は、本町に対しヘリコプター等により県職員の調査隊が派遣された場合には、連携して被害情報を把握するとともに、県等からの支援について連絡調整を行う。

なお、県は町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

2 バックアップに必要なニーズの把握

町は、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を要請する際は、町の機能をバックアップするために必要なニーズを県と連携し、把握する。

県は、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して支援を要請する。

3 応援職員の調整

県は、町からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、町への配置や輸送等の調整を行う。

4 派遣職員の配置及び輸送等の調整

町は、本町における派遣職員の配置や輸送等の調整を県と連携し行う。

なお、被災により本町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、町に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置については、その全部または一部を、県が代行する。

○警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
○他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
○現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第5　応援受入れ体制（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課、県、各関係機関）

１ 他市町村等への応援要請時の受入れ

町長は、他市町村等への応援を要請する場合には、関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備する。

受入れに当たっては、受援担当者を置き、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認のうえ、その支援活動が円滑に実施できるよう、県と連携を図る。

２ 海外からの受入れ

町は、県の災害対策本部等から海外からの支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの要否を判断し、受入れを決定した場合は県と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。

受け入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう努める。

第８節 避難計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 避難の原則	○			総務課、消防本部、教育課、町民課、税務課、関係各課	県、各関係機関
第2 津波避難計画	○			総務課、教育課、消防本部、産業振興課、建設課、関係各課	県、各関係機関
第3 広域一時滞在		○		総務課、町民課	県

町は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立退きを勧告又は指示し、人命の安全を確保する。

第1 避難の原則（実施主体：総務課、消防本部、県、各関係機関）

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護は、以下の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 高齢者等避難の発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第 56 条第２項	

※災害対策本部設置前の場合は、災害警戒本部長により提供する。

(2) 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	基本法第 60 条	
知事	災害全般	基本法第 60 条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 61 条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者（町長）	洪水、津波、高潮	水防法第 29 条	

(3)警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第 63 条	
知事	災害全般	災害対策基本法第 73 条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	町長（委任を受けた職員含む)、警察官等がその場にいないとき
消防職員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき
注）人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。 ＜設定の考慮事項＞ ○災害危険の範囲が広範囲で、長期にわたる場合 ○応急対策上、やむを得ない場合			

(4) 避難の誘導

指定避難所への誘導は、高齢者等避難、避難指示の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(5) 指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容保護は町長が行う。なお、災害救助法が適用された場合における指定避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行う。

また、広域避難等において町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する

２ 避難情報の運用

(1) 避難情報の種類

避難情報の種類及び基準は、以下のとおりである。また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台、津波避難ビル等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、基本的に「高齢者等避難」及び「緊急安全確保」は発令せず、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。

災害の状況	住民がとるべき行動	避難情報の種類	内容	根拠法
災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。ただし、地域の状況に応じて早めの避難が望ましい場合は、一般住民に対しても自主避難を求める。 ＜基準＞ ①本町において震度４が観測され、町長が必要と認めたとき ②遠地地震による津波が到達すると予想されるとき（注１） ③町長が必要と認めたとき	災害対策基本法第 56 条第２項
災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	下記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。 ＜基準＞ ①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（注２）が発表されたとき ②強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認めたとき ③震度５弱以上の地震が発生したとき ④町長が必要と認めたとき（注３）	災害対策基本法第 60 条第１項
		警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第 63 条

（注１）津波の到達時間から概ね３時間前までに高齢者等避難を発令する。
（注２）漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ１ｍより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。
（注３）津波警報等が入手できない場合など。

(2) 避難情報等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発する。

○発令者 ○対象区域 ○高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定の理由 ○避難日時、避難先及び避難経路 ○その他必要な事項

(3) 避難情報等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール)、サイレン、ホームページ、LINE、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

ｒｒｒ

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね以下により必要な事項を関係機関へ通知する。

指示者 警戒区域の設定者	必要措置（開係機開への通知）	備　考
町長の措置	町長⇒知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
知事の措置	知事（防災危機管理課）⇒町長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	知事（海岸防災課）⇒所轄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官⇒所轄警察署長⇒町長⇒知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	警察官⇒県警察署長⇒県警察本部長⇒知事（防災危機管理課）⇒町長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
海上保安官の措置	海上保安官中城海上保安部⇒第十一管区海上保安本部⇒町長⇒知事(県防災危機管理課)	災害対策基本法に基づく措置海上保安庁法に基づく措置
自衛官の措置	自衛官⇒町長⇒知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
水防管理者の措置	水防管理者⇒所轄警察署長	水防法に基づく措置
消防吏員・消防団員 の措置	消防吏員・消防団員⇒町長	

(6) 放送を活用した避難情報の伝達

町は、町長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成 17 年６月 28 日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(7) 解除の基準

避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

３ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成（実施主体：総務課）

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年９月）を踏まえつつ、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

４ 避難の実施の方法(実施主体:教育課、総務課、消防本部)

町は、以下の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

(1) 避難の優先順位

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。

また、予想される交通規制等を考慮する。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行う。

○避難誘導員は、避難立退きに当たっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適宜指導をする。
○避難に当たっては、災害状況に応じて避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。
○避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
○誘導に当たっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じ避難経路を２箇所以上選定する。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、町の避難行動要支援者の個別避難計画等に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域や関係者で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行うものとし、その場合、町は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめる。

(5) 二次災害の防止活動

余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための措置をとる。災害発生のおそれのある場合には速やかに適切な避難対策を実施する。

５ 指定避難所の開設及び収容保護
(実施主体:総務課、町民課、税務課、教育課、福祉課、関係各課)

(1) 指定避難所の設置

町は、あらかじめ定められた施設に指定避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置する。

(2) 福祉避難所の設置

町は、要配慮者が相談等を含む必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難ができる体制を整備した福祉施設等を福祉避難所として開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上

げる等、多様な福祉避難所の確保に努める。

資料編 2-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

(3) 広域避難

被害が甚大なため町内の指定避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行う。県は、町からの要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

町長は指定避難所を設置したときは、直ちに指定避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

資料編 7-11 避難者名簿／資料編 7-12 避難場所・避難所の設置基準

6 避難者の移送（実施主体：町民課、税務課、教育課）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本章「第 14 節 交通輸送計画」に定めるところによる。

7 指定避難所の運営管理（実施主体：町民課、税務課、教育課）

町は、指定避難所の適切な運営管理を行う。

(1) 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、避難者による自治を原則とし、運営担当者、居住区域の代表者を選定し、避難者による自主運営の手順や留意事項を周知する。

町は、指定避難所の適切な運営管理を行うため、各指定避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 避難者に係る情報の把握

町は、指定避難所ごとに、収容されている避難者及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

資料編 7-10 避難者カード

(3) 指定避難所の環境

町は、以下のとおり指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

○食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 ○避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

○運営に当たっては、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
○テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
○ペットの同行避難を考慮して、指定緊急避難場所・指定避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

8 避難長期化への対応（実施主体：町民課、税務課、福祉課）

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、指定避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行うこととしている。

9 県有施設の利用（実施主体：町民課、税務課、教育課、福祉課）

町は、指定避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、町から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供することとしている。

10 船舶の利用（実施主体：町民課、税務課、教育課、福祉課、第十一管区海上保安部）

大規模な災害により指定避難所が不足する場合、町は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

町から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請することとしている。

11 在宅避難者等の支援（実施主体：町民課、税務課、教育課、福祉課）

町は、やむを得ず指定避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第2 津波避難計画(実施主体:総務課、関係各課、県、各関係機関)

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示等、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第１　避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、本節・第１「１　実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、本節・第１「２　避難情報の運用」のとおりとする。

町は、町津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令に当たる。

○全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

○強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

○津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

○避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所(実施主体:総務課、建設課)

避難先は、町津波避難計画で定められた、津波災害警戒区域外の安全な高台とする。

なお、津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

4 避難誘導の実施(実施主体:教育課、総務課、消防本部)

住民等の避難誘導は、町津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

5 船舶等の津波避難（実施主体：第十一管区海上保安部、産業振興課）

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 指定避難所の開設・収容保護（実施主体：総務課、教育課、関係各課）

津波により住家を失った被災者は、指定避難所に収容する。指定避難所開設以降の対策は、本節「第１　避難の原則」のとおりとする。

第3 広域一時滞在（実施主体：総務課、町民課、県）

1 広域一時滞在の協議等

(1) 本町が被災した場合の協議

町長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長と協議する。

(2) 知事への報告

町長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び町（協議元市町村）に通知する。

(4) 公示及び報告

町長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

町長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在の協議等

(1) 本町が被災した場合の協議要求

町長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 知事の協議

知事は、町長から要求があったときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(4) 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を町長（協議元市町村長）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、町長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(5) 広域一時滞在の終了

町長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。知事は、速やかに、その旨を協議先都道府知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3 広域一時滞在の受入れ

(1) 県内広域一時滞在の受入れ

町長は、被災した地域の市町村長（協議元市町村）から協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。

また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(2) 県外広域一時滞在の受入れ

町は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて県知事から協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府知事に通知する。

4 知事による代行及び特例

知事は、災害の発生により町が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、町が実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、町から要求がない場合においても、他の都道府知事との協議を実施する。

5 知事の助言の要請

町長は、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、知事に対し助言を求めることができる。

第９節 観光客等対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			総務課、商工観光課、消防本部	施設管理者
第2 避難情報の伝達及び避難誘導	○			総務課、商工観光課、消防本部	施設管理者
第3 避難収容	○			町民課、福祉課、税務課	施設管理者
第4 帰宅困難者対策	○			商工観光課	県、各関係機関

この計画は、観光地である本町に滞在中の観光客が災害に遭遇した場合、安全を確保し、無事に帰宅できるよう、観光事業者、関係団体との連携のもと、協力体制を確立し、観光客等対策の推進を図るためのものである。

第1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び町とする。なお、避難計画の基本的な事項は「第８節　避難計画」のとおりである。

第2 避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：総務課、商工観光課、消防本部、施設管理者）

1 町の役割

町は、津波情報や避難指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、町職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

2 観光施設等の役割

津波情報や町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器、津波フラッグ等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台に位置する安全な指定緊急避難場所等に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

3 交通機関の役割

津波情報や町の避難情報を把握した交通施設の管理者は旅客に対し避難を呼びかけ、高台に位置する安全な指定緊急避難場所等に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な指定緊急避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

第3 避難収容(実施主体：町民課、福祉課、税務課、商工観光課、施設管理者)

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

また、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携し、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

なお、町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

第4 帰宅困難者対策(実施主体：商工観光課、県、各関係機関)

1 情報の提供

町は、県と連携し、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

2 帰宅困難者の対策

町は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が町内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のためにバス、船舶等での輸送について、県及び(一社)沖縄県バス協会等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第１０節　要配慮者対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			福祉課	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第2 避難行動要支援者の避難支援	○			福祉課、消防本部	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第3 避難生活への支援	○			福祉課	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第4 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	○			教育課、福祉課	各施設管理者
第5 外国人への支援	○			町民課	各関係機関

この計画は、地震・津波発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者が特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者への応急対策を実施するためのものである。

第1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、本章「第８節　避難計画」のとおりである。

第2 避難行動要支援者の避難支援
（実施主体：福祉課、消防本部、町社会福祉協議会、社会福祉施設等）

町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定・内閣府（防災担当））に基づき避難行動要支援者名簿、久米島町避難行動要支援者支援計画を作成する。名簿は毎年更新を行い、支援計画を活用し、個別避難計画等の作成、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、女性消防クラブ及び民生委員・児童委員等の支援者の協力を得て、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

第3 避難生活への支援（実施主体：福祉課、町社会福祉協議会、社会福祉施設等）

1 避難時の支援

町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討するとともに、専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難

所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、町は状況に応じて県に対し専門的人材の派遣等の要請を行う。

２ 応急仮設住宅への入居

町は、県と連携のもと、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

３ 福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援するとともに、必要に応じて、県に対し必要な体制の支援を要請する。

第4 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策（実施主体:教育課、福祉課、各施設管理者）

１ 学校

町教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童・生徒の避難を速やかに実施する。

■あらかじめ定めた避難対策

○避難実施責任者
○避難の順位
○避難先
○避難誘導者及び補助者
○避難誘導の要領
○避難後の処置
○事故発生に対する処置
○その他必要とする事項

２ 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難勧告指示権者の指示に基づき、当該施設利用者の避難を速やかに実施する。

第5 外国人への支援（実施主体:町民課、各関係機関）

町は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第１１節　消防計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			総務課、消防本部	消防関係機関
第2 消防体制・出動の確立	○			消防本部	消防関係機関
第3 救助・救急活動	○			消防本部	－
第4 火災原因及び被害調査	○			消防本部	－
第5 相互応援要請	○			消防本部、総務課	県、各関係機関
第6 消防の応援要請	○			消防本部、総務課	－

この計画は、地震・津波による災害が発生した場合に住民の生命及び財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するためのものである。

また、本計画の他に消防本部が定める「久米島町消防計画」に準ずる。

第1 実施責任者

町は消防本部と連携のもと、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

第2 消防体制・出動の確立（実施主体：消防本部、消防関係機関）

消防署は、常に町内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つ。火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員等は、上司の指示に従い、必要に応じて現場若しくは消防署に出動し勤務に就く。

消防団員は、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる体制をとるものとし、サイレン及び電話連絡等をもって出動する（火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は別に定める命令による）。

■火災警報（概ね以下のいずれかに該当する気象状況において、必要と認めたとき発する）

○実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 50%以下のとき
○平均風速 15m/s 以上

第3 救助・救急活動（実施主体：消防本部）

指揮者はまず要救助者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施し、要救助者がいれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。

なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとするが、状況により消防車又は現場付近の車両をもって行う。

第4　火災原因及び被害調査（実施主体：消防本部）

火災原因及び被害調査の結果は、町長へ消防長からの報告をもって行うものとする。

第5　相互応援要請（実施主体：消防本部、総務課、県、各関係機関）

消防長及び町長は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈したときは、「沖縄県消防相互応援協定」、「全国消防長会応援計画・受援計画」及び「消防相互援助協約」等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

1 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第 39 条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期する。

2 他都道府県による応援

(1) 消防庁長官への要請

町長は、災害等非常事態が発生した場合において、町内及び県内の消防力をもってこれに対処することができないと判断したとき、知事を通じ、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請する。（消防組織法第 44 条）

○災害の発生日時・場所・概要 ○必要な応援の概要 ○その他参考となるべき事項

(2) 緊急時における消防庁長官の措置

消防庁長官は、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにも関わらず、通信の途絶等により知事との連絡をとることができないとき、知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

第6　消防の応援要請（実施主体：消防本部、総務課）

町長は、大規模な災害等が発生した場合は、「沖縄県広域消防相互応援協定」に基づく要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。

応援要請を行ったときは、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

また、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第１２節　救出計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 救出計画の実施責任者	○			総務課、消本部	各関係機関
第2 被災者の救出	○			消防本部	各関係機関
第3 救出用資機材の確保	○			消防本部、企画財政課、プロジェクト推進課	各関係機関
第4 惨事ストレス対策	○			総務課、福祉課	各関係機関

町は、各救助機関と連携して迅速な救助活動を実施する。被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任者

町をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2 被災者の救出（実施主体：消防本部、各関係機関）

町は、消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により被災者の救出を実施する。

また、町のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して他の市町村、警察及び自衛隊等の応援を求める。

なお、住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

救出機関別	活　動　内　容
町	本来の救助機関として救出活動を実施する。 町のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対し応援（他の市町村、警察、自衛隊等）を求める。
警　察	町のみでは救出が実施できないと判断した場合及び救出の応援要請があった場合、又は警察が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。 救出に大量の人員を必要とする場合は、広域緊急援助隊の出動により救出を実施する。
県	被災市町村の応援要請を必要と認めたとき、又は町からの応援要請があった場合は、広域応援の要請（他の市町村、警察、自衛隊、他都道府県）を行う。
住　民	可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第3 救出用資機材の調達
（実施主体：消防本部、企画財政課、プロジェクト推進課、各関係機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

第4 惨事ストレス対策（実施主体：総務課、福祉課）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第１３節　医療救護計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 医療救護計画の実施責任者	○			福祉課、消防本部	県、公立久米島病院、医療機関
第2 医療救護活動に関する組織体制	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関
第3 情報収集と共有	○			福祉課、消防本部	県、公立久米島病院、医療機関
第4 医療救護の実施	○			福祉課、消防本部	県、公立久米島病院、医療機関
第5 医療機関の活動	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関
第6 傷病者の搬送	○			福祉課、消防本部	県、公立久米島病院、医療機関
第7 助産体制	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関
第8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関
第9 被災者の健康管理とこころのケア	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、町、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

第1 実施責任者

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合、医療救護及び助産を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助する。

ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、町長が実施する。

本町の主な業務内容

○現地における応急的医療施設の設置並びに管理
○傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
○日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
○地区医師会に対する出動要請

第2 医療救護活動に関する組織体制（実施主体：福祉課、県、医療機関）

県は、医療救護活動の実施に当たり、医療関係団体及び機関の協力の下、以下の体制をとる。

町は、県の医療組織に応援を求める。

1 県医療本部

医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

2 県DMAT調整本部

災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

3 県DPAT調整本部

災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

4 災害医療調整班

県の医療救護活動に関し、医療関係団体及び機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、県ＤＭＡＴ調整本部及び県ＤＰＡＴ調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県医療本部の下に設置する。

5 地域医療本部

地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県災害医療本部の下に、保健所の所管区域ごとに設置する。

6 現場におけるDMAT本部

必要に応じて、地域のＤＭＡＴの指揮及び関係機関等の調整を行う、災害拠点病院ＤＭＡＴ活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。

また、県は必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置し、広域医療搬送にかかわるＤＭＡＴの活動を統括するＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部を設置する。

7 現場におけるDPAT本部

必要に応じて、地域のＤＰＡＴの指揮及び関係機関等の調整を行うＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

≪沖縄県の災害医療体制（全体）≫

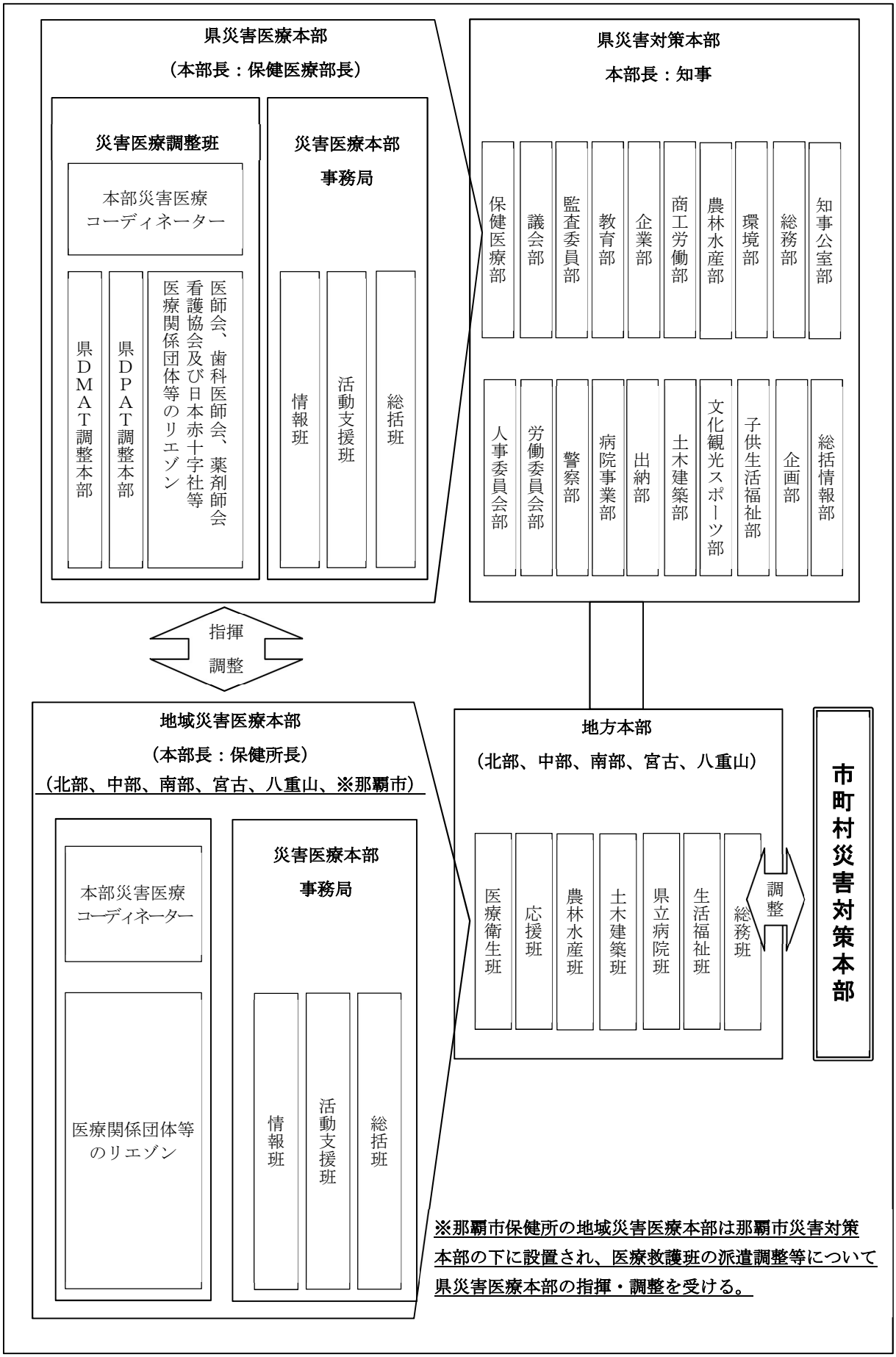

≪災害時における県災害医療本部と地域災害医療本部等との関係図≫

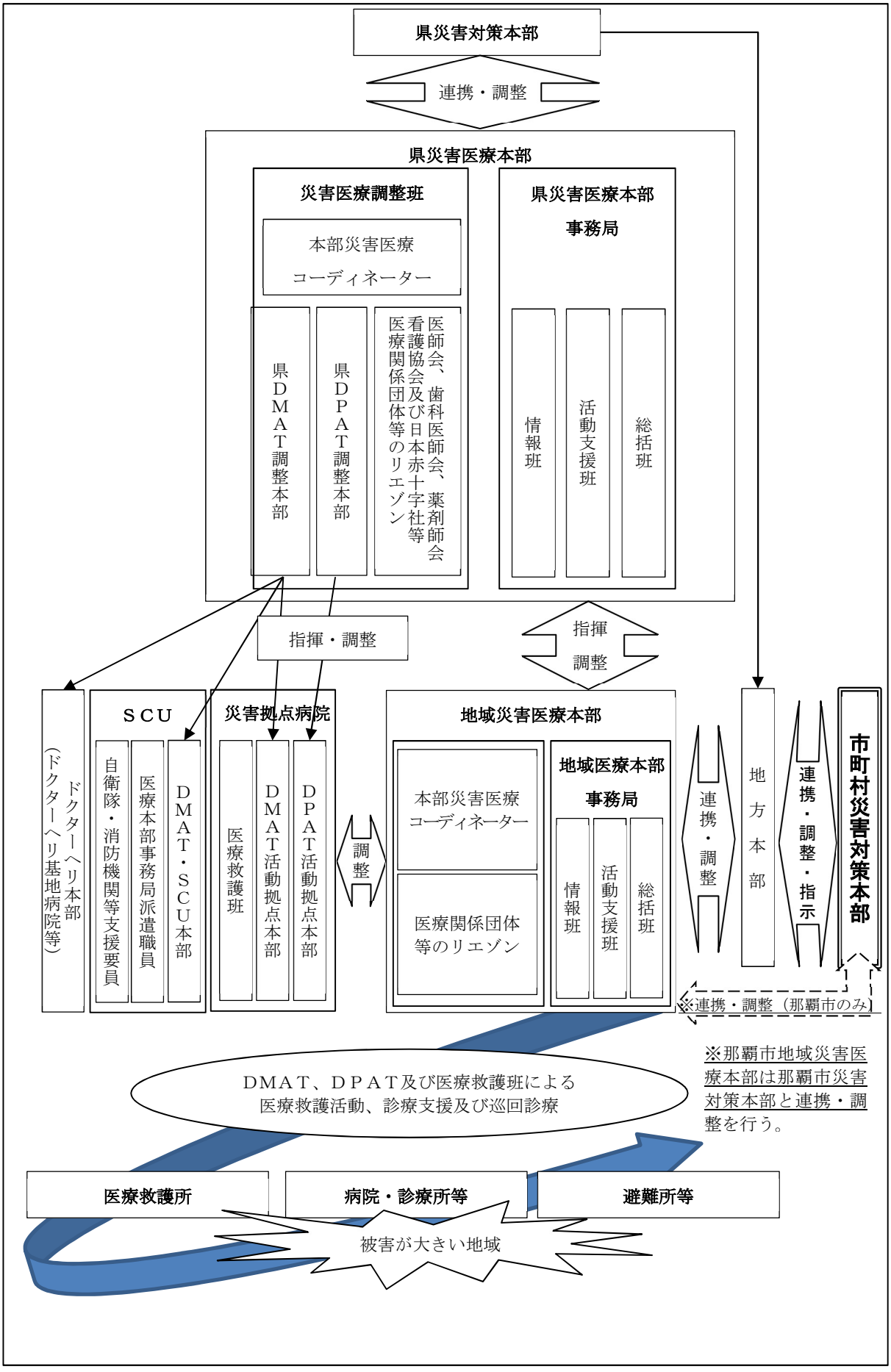

第3 情報の収集と共有（実施主体：福祉課、消防本部、県、医療機関）

町は、県及び医療機関と連携し、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

1 災害時の情報伝達手段

町は、既存の電話、ＦＡＸ、県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。

2 情報収集・提供体制

町は、医療機関の被災状況、診療状況及び空床情報等の情報収集を行い、地域災害医療本部への情報提供に努める。

また、町は、地域災害医療本部と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図るとともに、必要に応じ、医療救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班などの派遣を要請する。

3 住民への情報提供

町の被災地内の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、町又は地域医療本部が主体となって行う。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等県民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

4 医療救護の実施（実施主体：福祉課、消防本部、県、医療機関）

1 町の活動

(1) 医療救護所の設置及び運営等

町は、南部地区医師会及び医療関係機関による医療・助産救護班を編成し、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

また、医療・助産救護班による医療及び助産救護が十分できない場合、また災害規模及び患者の発生状況によっては、日赤沖縄県支部救護課、沖縄県医師会、南部地区医師会、その他医療関係機関に派遣を要請し、協力を得て行う。

なお、医療救護所は被災地の近傍の指定避難所、体育館等既設の建物又はテント等の施設に設置し、傷病者のトリアージ、応急処置、後方医療施設への搬送の要否の決定等を行う。

① 救護所の設置

町は、救護班と連携して、救護所及び応急救護所を設置する。

救護所の設置基準

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議のうえ、救護所として利用設置する。
応急救護所	本部長の指示により、地域被災者の応急救護の拠点として避難場所・避難所（学校・公民館等）のり災者の収容施設、り災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に臨時に設置する。

(2) 救護班の編成

班名	機関名	構成人員	備考
医療・助産 救護班	町（福祉課） 南部地区医師会 町内各医療関係機関	医師 1人 助産師又は看護師 1人 保健師 1人 事務職員 1人	必要により運転手等 助手 1人

班名	機関名	構成人員	備考
県編成 医療班	保健所 県立病院 日本赤十字社 国立病院機構等 他市町村、県医師会	医師（班長）1人 保健師、助産師、看護師 （准看譲師を含む）3人 事務員 1人 運転手 1人	計6人を基準

(3) 医療、助産の費用及び期間

区分	費用	実施期間
医療	○医療・助産救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ○一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ○施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14日以内
助産	○医療・助産救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ○助産師による場合 慣行料金の 80%以内	分娩した日から 7日以内

(4) 町に派遣された医療救護班等への支援

町は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(5) 災害発生の通報連絡系統

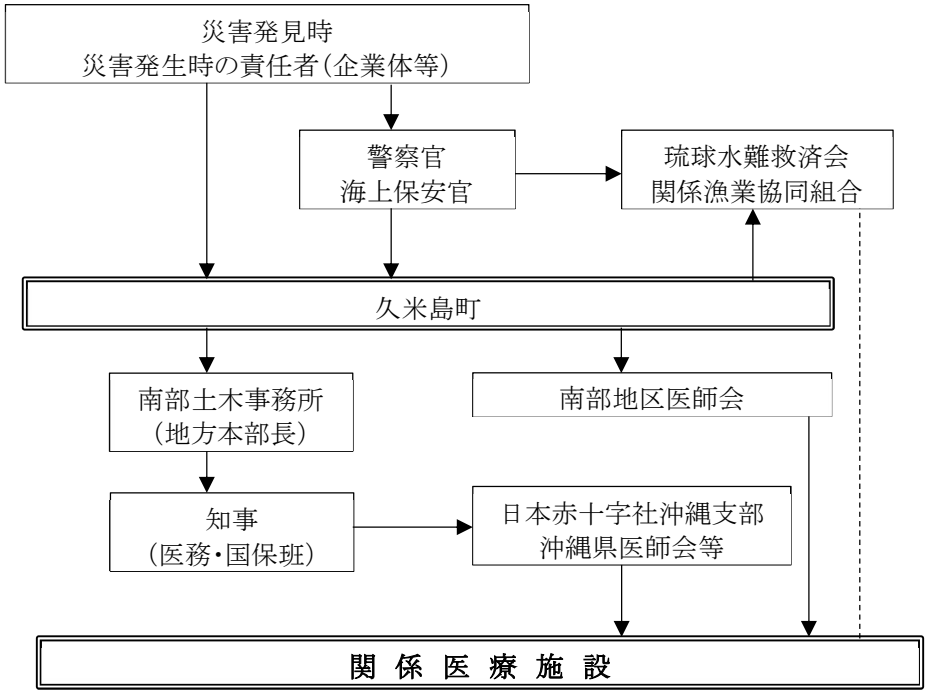

(6) 委託医療機関等による医療

医療・助産救護班による医療措置ができない者や救護が適当でない者は、委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、他の市町村の委託医療機関）において救護を行う。

○救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
○他の市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

資料編 2-8 町内医療機関一覧

資料編 3-7 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図

(7) 船舶の利用

町は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合、県を通じて、第十一管区海上保安本部及び海上自衛隊等に対し所有船舶の供用を要請する。

２ DMAT・DPAT及び医療救護班の活動

県は、必要な情報を収集し、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

区分	内　　容
ＤＭＡＴの活動	○病院支援　○地域医療班　○現場活動 ○広域医療搬送　○その他必要な事項
ＤＰＡＴの活動	○精神科病院支援 ○ＰＴＳＤを始めとする精神疾患発症の予防等の支援 ○その他必要な事項
医療救護班の活動	○避難所及び医療救護所における医療 ○病院及び診療所の支援 ○避難所の状況把握と改善 ○在宅患者及び避難所の医療及び健康管理等 ○その他必要な事項

第５ 医療機関の活動（実施主体：福祉課、県、医療機関）

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に以下の活動を行う。

区分	内　　容
被災地域の医療機関	○必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。 ○病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。 ○必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。
非被災地域の医療機関	○被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。 ○受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。 ○県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

第6 傷病者の搬送（実施主体：福祉課、消防本部、県、医療機関）

1 傷病者の搬送調整

(1) 町が実施する傷病者の搬送

町は、医療・助産救護班によるトリアージ及び応急手当の後、後方医療機関での医療措置が必要とされた重傷者については、搬送先を考慮して、ヘリコプター等適切な搬送手段による搬送を行う。

傷病者の搬送は、原則として町及び消防署の救急車両等により行う。

町は、道路の不通等でヘリコプターでの搬送が必要な場合において、県を通じて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

資料編 3-5 ヘリポートの準備要領

■医療救護の流れ

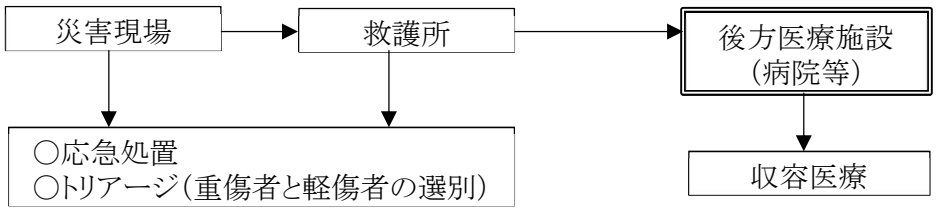

※後方医療施設：救助所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。
（常設の公立、救急指定病院）

(2) 県が実施する傷病者の搬送調整

県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合は、

搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

2 広域医療搬送

(1) 広域医療搬送の決定

被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

(2) 航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設置

沖縄県医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にＳＣＵを設置する。

第7　助産体制（実施主体：福祉課、県、医療機関）

1 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施する。

2 助産の方法

(1) 医療救護班等による助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たる。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えないものとする。

医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、本節「第２　医療救護活動に関する組織体制」における応急医療の方法の場合と同様とする。

(2) 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行う。

○災害救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所 ○上記の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

第8　医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保（実施主体：福祉課、県、医療機関）

1 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

医療救護所において、医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品、資材を携行し、繰替使用する。携帯不能又は不足の場合は、南部地区医師会検診センターにおいて補給する。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（衛生薬務班）に対し、確保・輸送の要請を行う。

2 血液製剤の確保

町は、災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう県（衛生薬務班）を通し、沖縄県赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請に努める。

第9　被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：福祉課、県、医療機関）

1 被災者の健康状態の把握

福祉課は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民の健康状態の把握と対応を決定する。

２ DPATの編成及び活動

沖縄県ＤＰＡＴは、発災当日から遅くとも 72 時間以内に被災地域に派遣されるＤＰＡＴ先遣隊と沖縄県ＤＰＡＴに登録された機関により編成される。

(1) 被災地域での活動

被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。活動内容については、別途「沖縄ＤＰＡＴ活動マニュアル」に定める。

(2) ＤＰＡＴ派遣要請及び受入調整

県は、必要に応じて、国に対してＤＰＡＴ派遣斡旋の要請又は他都道府県に対してＤＰＡＴ派遣協力要請を行う。県ＤＰＡＴ調整本部は派遣されたＤＰＡＴの受入調整を行う。

３ こころのケア

県は、保健所に相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や町への支援体制を構築する。

沖縄県立総合精神保健医療センターは、保健所及び町へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

町は、県との連携により、こころのケア対策（ストレス・ＰＴＳＤ等の被災者対策、精神保健福祉相談、学校における子どもの健康診断・カウンセリング等）を実施する。

災害発生後の各段階におけるこころのケア活動の概要

段階区分	こころのケア活動の概要
フェーズ０ 発生直後、概ね 24 時間	①安全確保・正確な情報収集と情報提供 ②安心感の提供（社会的支え） ③こころのケア体制の検討 等
フェーズ１ 発生後～数日間	①主に避難所でのこころの相談・医療の提供 ②精神障がい者の把握 ③遺族へのケア 等
フェーズ２ 発生数日後から数週間	①要配慮者の把握 ②こころのケア（新たに発生するこころの問題） ③支援者への技術支援・勤務体制への助言（過労防止）等
フェーズ３ 発生数週間～	①こころのケア（長期的なこころのケア） ②要配慮者への継続支援 ③交流の場の提供 等
フェーズ４ 発生数ヶ月後～終結	①要配慮者への継続支援 ②健康相談（巡回型・固定型） ③地域づくり

（出典：福島県 心のケアマニュアル）

４ 継続的治療への対応

町は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて県、医療機関や南部保健所に対応を要請する。

県は、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、町からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受入れの体制を構築する。

第１４節　交通輸送計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			建設課、商工観光課、企画財政課、プロジェクト推進課、	県、那覇警察署、各関係機関、事業者
第2 交通規制に伴う各種措置の実施	○			建設課	県、那覇警察署、各関係機関、事業者
第3 緊急輸送	○			商工観光課、企画財政課、プロジェクト推進課	県、各関係機関、事業者
第4 広域輸送拠点の確保	○			建設課	県、各関係機関、事業者

この計画は、災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行う。

第1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 交通規制（実施主体：建設課、那覇警察署、県、関係機関、事業者）

(1) 交通規制の実施

各責任者は、災害時における交通の規制を行うものとし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資の緊急輸送が円滑に行われるよう努める。

なお、交通規制区間が複数の管理道路にまたがる場合又は互いに隣接する場合は、関係する実施責任者間で総合調整を図るものとする。

交通規制の種別・内容

実施区分		規制種別	規制内容（根拠法）
陸上	道路管理者	危険箇所	○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限する **（道路法に基づく規制「道路法第46条」）**
	県公安委員会	危険箇所	○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する **（道路交通法に基づく規制「道路交通法第4条」）**

	県公安委員会	災害緊急輸送	○県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する **（災害対策基本法に基づく規制「災害対策基本法第76条」）**

２ 交通施設の応急対策（建設課、各関係機関）

交通施設の災害応急対策は本章「第 31 節　公共土木施設応急対策計画」の定めるところによるものとする。

３ 緊急輸送

（実施主体：商工観光課、企画財政課、プロジェクト推進課、県、各関係機関、事業者）

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うこととされており、町長は、本町における被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

ただし、以下の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとる。

県による緊急輸送の措置が必要な場合

○災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
○輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合
○港湾施設、漁港施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
○公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

４ 緊急輸送道路

本町における、緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 31 年２月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）で指定されている緊急輸送道路（第１次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

道路種別	路線名	区間
主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場
市町村道	久米島町道（真泊 1 号線）	久米島町奥武島～宇根

第2 交通規制に伴う各種措置の実施
（実施主体:建設課、那覇警察署、県、関係機関、事業者）

1 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知する。

2 危険箇所における規制

町、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置する。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

3 緊急輸送のための規制

輸送機関及び県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとる。

緊急輸送のための規制に伴う措置内容

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。
県公安委員会の措置（制限の必要を認めたとき）	県公安委員会は、上記の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をする。 ○緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式 1 による表示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置する。 ○緊急通行車両以外の車両以外の通行禁止、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。 ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ○緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

４ 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその道路を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

５ 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登録しておく。

６ 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、以下により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図る。

(1) 使用者の申し出

緊急輸送に車両を使用しようとする者は、県又は県公安員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出る。

(2) 証明書等の交付

県又は県公安委員会は、上記の申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(3) 標章の掲示

上記により交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する

7－１７ 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

７ 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、町は県警察を通じて(一社)沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

８ 交通規制･制限とその周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第 76 条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させる。

９ 車両の運転者の責務

基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、以下の措置をとらなければならない。

規制区分	措置内容
道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合	車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
区域に係る通行禁止等が行われた場合	車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

１０ 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

(1) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両、その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

(2) 自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

11 放置車両等の移動等の措置

道路管理者は、放置車両等について、以下の措置を講じる。

○道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
○道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
○町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。

■基本法に基づく車両等の移動の流れ

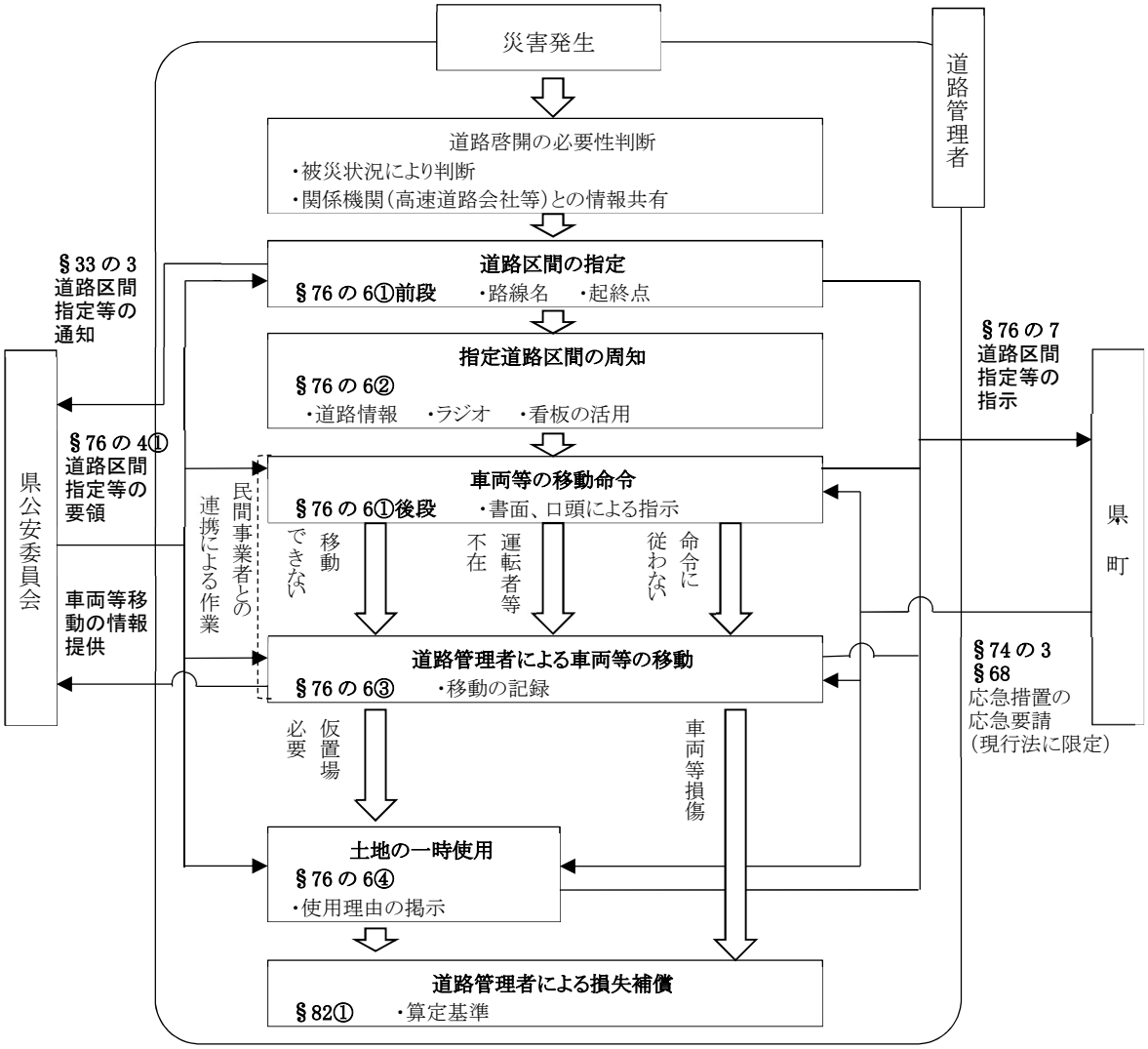

第3 緊急輸送
（実施主体：商工観光課、企画財政課、プロジェクト推進課、県、各関係機関、事業者）

町長は、被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

ただし、以下の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとる。

○災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
○輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

1 緊急輸送の対象・内容

緊急輸送の輸送対象は以下の第１段階から第３段階とする。

優先段階	対象内容
第１段階	○救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階	○第１段階の継続 ○生命維持に必要な物資（食糧・水等） ○傷病者、被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第３段階	○第２段階の継続 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

2 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法による。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講じる。

(1) 道路輸送

ア　車両等の確認

町は、輸送のために必要とする自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の確保は、概ね以下の順位による。

○応急対策を実施する機関に属する車両等
○公共的団体に属する車両
○営業用の車両等
○自家用の車両

イ　町所有車両の確保

企画財政課、プロジェクト推進課は、町所有車両の確保を行う。

各対策部は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

企画財政課、プロジェクト推進課は、各対策部から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した対策部へ通知し、記録する。

配車の要請に必要な事項

○輸送日時及び輸送区間 ○輸送対象の人数、品名及び数量 ○その他必要な事項

ウ　民間車両（町所有車両以外）による輸送

町は、必要な車両確保が困難な場合で、民間車両により輸送を行うときは、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

エ　費用の基準

費用の基準は、以下のとおりとする。

○輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。 ○官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担する。

オ　燃料の確保

町は、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(2) 海上輸送の実施

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施する。

ア　県有船舶による輸送

町は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括班）に対し、以下の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

県有船舶による輸送の要請時に必要な事項

○災害の状況及び応援を必要とする理由 ○応援を必要とする期間 ○応援を必要とする船舶数 ○応急措置事項 ○その他参考となるべき事項

イ　第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

町長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し要請及び要請後の措置を行う（「本章 第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる）。

ウ　民間船舶による輸送

町長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(3) 空中輸送

町は、災害の発生による交通途絶等の理由により空中輸送の必要が生じた場合は、以下の措置を講じる。

空中輸送の措置

実施項目	実施内容
空中輸送の実施及び要請等	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行う。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、「本章 第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる。
ヘリポートの整備	空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図る。

(4) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努める。

第4 広域輸送拠点の確保
（実施主体：商工観光課、企画財政課、プロジェクト推進課、県、関係機関、事業者）

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受入れ、町に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空き地に広域拠点を整備する。

町は、救援物資の受入れのために、県と連携・調整して、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第１５節　治安警備計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 災害地における警察の任務	○			ー	県、那覇警察署
第2 警察への協力・出動要請等	○			総務課	県、那覇警察署
第3 警察による災害警備	○			総務課	那覇警察署、 久米島交番所、駐在所

この計画は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図るためのものである。

第1 災害時における警察の任務

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持に当たる。

第2 警察署への協力・出動要請等（実施主体：総務課、県、那覇警察署）

町は、自主防災組織等と連携し、被災地において警察が行うパトロールや生活の安全 に関する情報提供等の活動に協力し、住民の安全確保に努める。

第3 警察による災害警備（実施主体：那覇警察署、久米島交番、駐在所）

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本町における社会秩序の維持にあたる。

本町において、警察が行う警備活動は、「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「那覇警察署災害警備実施要綱」による。

町長は、以下の措置を実施する。

町長の措置	措置内容
災害応急措置	町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡を行い、両者が密接に協力する。
協力要請	町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出動要請	町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第１６節　災害救助法適用計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 災害救助法適用計画の実施責任者	○			福祉課	県
第2 災害救助法の適用基準	○			総務課	県
第3 災害救助法の適用手続	○			総務課	県

災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法適用計画の実施責任者（実施主体：福祉課、県）

災害救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、町長は、県が行う救助を補助する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

○指定避難所及び応急仮設住宅の供与
○炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
○被服、寝具その他生活必需品の給与
○医療及び助産
○被災者の救出
○被災した住宅の応急修理
○生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
○学用品の給与
○埋葬
○死体の捜索及び処理
○災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

※救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、久米島町地域防災計画に定めるところにより町長が実施する。

第2 災害救助法の適用基準(実施主体:総務課、県)

1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本町の被害が以下のいずれかの災害程度に該当し、かつ現に応急的な救助を必要とする場合に適用される。

○本町の被害世帯数が 60 世帯以上
○県内全域の被害世帯数が 1,500 世帯以上で、うち本町内 30 世帯（上記の 1/2 世帯）以上
○県内全域の被害世帯数が 7,000 世帯以上で、本町の被害状況が特に救助を要する状態
○以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
・災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情（災害が隔絶した地域に発生したものである等）がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
・多数の生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊（焼）、流失等により滅失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、以下の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口による。

被害世帯の算定基準表

住家損壊内容	被害世帯数１（滅失世帯）の算定
全壊（焼）・流失等による滅失	1 世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	2 世帯
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	3 世帯

第3 災害救助法の適用手続(実施主体:総務課)

1 町の役割

町長は、町内における災害が本節「第２　災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、直ちにその旨を知事へ報告する。

災害の事態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、町長は災害救助法に定める救助を行い、その状況を直ちに知事に報告する。その後の処置については知事の指示を受ける。

資料編 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

2 県の役割

県は、町からの報告に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について本町に通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に通知又は報告する。

災害救助法を適用したときは、速やかに公告する。

第１７節　給水計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			上下水道課	県
第2 供給の方法	○			上下水道課	各水道事業者
第3 医療施設等への優先的給水	○			上下水道課	各水道事業者

町は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、生活に必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行う。

第1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行う。

また、災害救助法が適用されない場合で、町長が必要と認めたときは、町（上下水道課）が実施する。

資料編 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 供給の方法(実施主体:上下水道課、各水道事業者)

給水は、必要最低限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を適時測定する。

1 供給の方法

供給の方法は、配水池等を補給基地とし、給水車等、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行う。

○貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する。
○配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。
○ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水する。

２ 給水の対象者

給水の対象者は以下のとおりとする。

○災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。
○災害救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋・家財の被害世帯に係わらず給水実施ができる。
○ただし、り災者であっても自力で近隣より飲料水が確保できれば供給の必要はない。

３ 給水の方法

給水の方法として、その他にろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行う。

(1) ろ水器によるろ過給水

給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。

ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

(2) 容器による搬送給水

最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定める。

取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(3) 給水量

被災者に対する給水量は、１人１日３リットル程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。

(4) 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、給水場所、その他必要な事項を住民に広報する。

４ 水道施設の応急復旧

町は、水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて町水道指定工事事業所の応援を求める。

第3 医療施設等への優先的給水(実施主体:上下水道課、各水道事業者)

医療施設、社会福祉施設、避難場所等に対しては優先的に給水を行う。

第１８節　食料供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			企画財政課、プロジェクト推進課、町民課、税務課、福祉課	県
第2 食料の調達	○			企画財政課、プロジェクト推進課	県、事業者
第3 食料の供給活動	○			町民課、税務課、福祉課	－
第4 炊き出しの実施	○			町民課、税務課、福祉課	－
第5 要配慮者等に配慮した食料の給与	○			町民課、税務課、福祉課	－

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調整、炊き出し及び配給等の迅速、確実を期するためのものである。

第1 実施責任者
（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課、町民課、税務課、福祉課、県）

町は、被災者及び災害応急対策員に対する食料等の給与・供給のため、調達、炊き出し及び配給等を迅速かつ確実に実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された町長が実施する。

第2 食料の調達（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課、県、事業者）

1 食料の需要の把握

企画財政課、プロジェクト推進課は、開設避難所及び町民課等と連絡を行い、食料の需要を把握する。企画財政課、プロジェクト推進課は、災害応急対策活動従事者の人数を調査する。

2 食料の調達

企画財政課、プロジェクト推進課は、町における備蓄食糧、食糧加工業者、製パン業者、スーパー等から弁当、パン、副食品、炊き出し用米穀、野菜等を調達する。乳児に対しては、粉ミルク等を県及び販売業者等から調達する。

県からの食料調達方法は、以下のとおりとする。

区分	調達方法
米穀、災害用乾パン	○米穀については、町長が知事（流通・加工推進班）に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。 ○災害用乾パンについては、町長が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局に売却申請を行い調達する。
その他の主食、副食及び副調味料等	○原則として町が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県及び他市町村の応援を要請し調達する。

第3 食料の供給活動(実施主体:町民課、税務課、福祉課)

1 食料の集積(保管)場所及び輸送

企画財政課、プロジェクト推進課は、食料の集積（保管）場所を町の施設等から選定して管理する。

町民課、福祉課は、配給に関する輸送を行う。

2 食料の配給

町民課、税務課、福祉課は、災害発生第1～2日目は備蓄食糧・弁当・パン等、第3日目以降は米飯の炊き出し又は弁当・パン等の配給を行う。また、乳幼児に対しては粉ミルク等を配給する。配給の際は、食料品等受払簿（別紙様式）を作成する。

食料の供給対象者は以下のとおりとする。

○避難指示等に基づき、避難所に入所している人
○住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
○住家が被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
○旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない人
○米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能な人
○災害応急対策活動従事者
○やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難者

資料編 7-15 食糧品等受払簿

第4 炊き出しの実施（実施主体：町民課、税務課、福祉課）

被災者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、以下による。

区　分	内　　容
給与の方法	○炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。 ○救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。 ○炊き出しは町長（町民生活対策部）が行う。 ○炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、町長（町民生活対策部）が行う。 ○炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。 ○炊き出しの場所は被災状況により給食センター、各避難所とし、施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておく。 ○炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意する。 ○食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。 ○炊き出しは、各避難場所において町民生活対策部が中心となり、自治会、婦人会等のボランティアに協力を要請し行う。
給与の種別	○炊き出し（乳幼児のミルクを含む） ○食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって３日以内の食料品を支給する）
給与品目及び数量	○給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。 ○給与数量は、１人１日精米換算 300ｇ以内とする。乾パン、麦製品（乾ウドン等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

第5 要配慮者等に配慮した食料の給与（実施主体：町民課、税務課、福祉課）

町は、要配慮者や食物アレルギーを有する者等に配慮した食料の給与に努める。

第１９節　生活必需品供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課	県
第2 生活必需品物資等の調達	○			企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課	県、事業者
第3 生活必需品物資等の支給及び貸与	○			福祉課	－
第4 生活必需品物資等の集積及び輸送	○			企画財政課、プロジェクト推進課	－
第5 救援物資の受入れ	○			企画財政課、プロジェクト推進課	県

この計画は、被災者に対する衣料及び生活必需品物資の調達及び配給を迅速かつ確実に実施するためのものである。

第1 実施責任者（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課、県）

町は、被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与を行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認められるときは町長が実施する。

資料編 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 生活必需品物資等の調達（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課、県、事業者）

町は、応急救助用として必要最小限の数量の生活必需品物資等を備蓄する、関係業者との密接な連絡により物資を調達する。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

第3 生活必需品物資等の支給及び貸与（実施主体：福祉課）

町は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、迅速確実な供給に努める。

また、購入による供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲で行う。

生活必需品等の供給の際は、生活必需品等の供給状況（別紙様式）を作成する。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策等の被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

災害救助法が適用された場合の生活必需品の供給の費用及び期間等は、資料編「3-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

資料編 7-16 生活必需品等の供給状況

資料編 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

支給・貸与の基準（災害救助法を基本とする）

区分	支給・貸与の範囲
対象者	○災害により住家に被害を受けた者（住家の被害程度は全・半（壊・焼）、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者）。 ○船舶の遭難等により被害を受けた者。 ○被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者。 ○被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。
品目	給与及び貸与する物資等は、以下に掲げる範囲内において現物をもって行う。 ○寝具・・・・・・・・就寝に必要な最小限度の毛布等 ○衣類・・・・・・・・上着、下着等 ○身廻り品・・・・・・タオル、手拭い、靴、傘等 ○炊事用具・・・・・・鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等 ○日用品・・・・・・・石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等 ○光熱材料・・・・・・マッチ、ろうそく等 ○その他・・・・・・・懐中電灯、ラジオ等
費用	被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯あたりの費用を算出する（災害救助法に基づく）。
期間	災害発生の日から、10 日以内とする。

注）住家の被害世帯における対象基準は、災害救助法に基づく。

第4 生活必需品物資等の集積及び輸送（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課）

企画財政課、プロジェクト推進課は、町の施設等から生活必需品の集積所を選定して管理し、輸送を行う。人手等に不足が出る場合は、その他の課の協力を得て円滑に実施する。

第5 救援物資の受入れ（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課、県）

1 救援物資の受入れ

町は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受入れる。

町で救援物資の受入れができない場合は、県が町のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

2 受入れルールの作成

救援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、明確なルールを作成する。

3 救援物資の受入れ方法

県に救援物資の受入れ要請を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 町のニーズを明確にし、必要な時期に必要な物資が提供されるよう要請する。
イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。
ウ 広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。
エ 町は、空港、港湾等の被害状況を踏まえて、ヘリコプター、又は船舶等の適切な手段での輸送を県に要請し、迅速に輸送する。

第２０節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第1 感染症対策	○	○		環境保全課、福祉課	県
第2 保健衛生	○	○		環境保全課、福祉課	－
第3 し尿処理	○	○		環境保全課	県
第4 食品衛生監視	○			環境保全課	県
第５ 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	○			環境保全課	県、各関係団体等
第6 ペットへの対応	○			環境保全課	県、各関係機関

第1 感染症対策（実施主体：環境保全課、福祉課、県）

1 実施責任者

町は、災害時における感染症対策について、県（南部福祉保健所等）の指示を受け、必要な措置を行う。

知事（県）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）に基づき、感染症対策に必要な措置を行う。

2 感染症対策班の編成

環境保全課、福祉課は災害地域が広域にまたがるときは、その都度即応体制をとる。

感染対策班の編成は以下のとおりとする。

担当	配備体制	実施内容
調査係	人員：２　名 車両：１　台	実施責任機関となる県の検病調査課に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
感染症対策係	人員：２　名 車両：１　台	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、害虫の駆除等、地域感染症対策の実施を図る。

3 感染症対策の指示、命令等

町長は、知事が感染症予防上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発し、それを受けた場合、速やかに指示事項を実施する。

なお、知事又は町長が行う措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

知事の指示事項

○消毒に関する指示（法第 27 条第２款及び法第 29 条第２款の規定）
○ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第 28 条第２款の規定）
○生活の用に供する水の供給に関する指示（法第 31 条第２款の規定）
○臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条第１款の規定）

感染症対策の実施内容

実施事項	実施内容
清潔方法	○感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。 ○また、本町が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。 ○津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。
消毒方法	○同法施行規則第 14 条に定めるところにより行う。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	○同法施行規則第 15 条による。
生活の用に供される水の供給	○法第 31 条第２款の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。
臨時予防接種	○予防接種法第 6 条第１款の規定による県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰り上げの実施等を考慮する。 ○ただし、集団生活の場である避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には、緊急に実施する。
指定避難所の感染症対策	○指定避難所を開設したときは、県の指導のもと避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。 <感染症対策指導の重点事項> ①疫学調査 ②清潔の保持及び消毒の実施 ③集団給食 ④飲料水の管理 ⑤健康診断

３ 感染症対策薬剤の調達

環境保全課は、感染症対策薬剤を緊急に調達する。それが不可能な場合は、県（南部福祉保健所等）に調達あっせんの要請を行う。

第2 保健衛生（実施主体：福祉課）

環境保全課及び福祉課は、被災者の健康管理について、以下の事項の実施を図る。

実施事項	実施内容
良好な衛生状態の保持	○被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。
要配慮者への配慮	○高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。
保健師等による健康管理	○保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第3 し尿の処理（実施主体：環境保全課、上下水道課、県）

町は、被災地におけるし尿の収集処分等、環境衛生の万全を図る。
ただし、被害が甚大のため実施できないときは、他市町村又は県の応援を求める。

１ し尿の収集・処理

町は、以下の方法によりし尿の収集・処理を実施する。
なお、し尿の収集運搬戸数は 1.8 キロリットルバキューム車で１回約 20 世帯とする。

実施区分	実施内容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者に指示して、集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、原則としてし尿処理施設において処理する。必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。

２ 仮設便所等の設置及びし尿処理

町は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

３ 清掃用薬剤の調達

町は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施する。

第4 食品衛生監視活動(実施主体:福祉課、県)

町は、本町の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県の衛生薬務班の指導のもと食品衛生監視活動を実施する。

○救護食品の監視指導及び試験検査
○飲料水の簡易検査
○その他食品に起因する危害発生の防止

第5 犬等及び特定動物(危険動物)の保護・収容計画 (実施主体:環境保全課、県、各関係団体等)

１ 犬及び特定動物(危険動物)対策

町は、必要に応じて犬等収容班を組織し、以下の対策を実施する。

実施区分	責任者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県（環境部、保健医療部）及び町	○町は県と連携のもと、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、久米島町飼い犬条例に基づき放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 ○収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。
特定動物（危険動物）対策	県（特定動物対策班） （協力機関：町、関係機関）	○動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、県の特定動物（危険動物）対策班設置にともない情報収集、関係機関の連絡調整を行う。また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導する。 ○所有者不明の場合、県の活動とともに警察及び民間団体に対し、特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。

２ 保護・収容動物の公示

町は、保護収容された動物について、台帳を作成・県が公示する台帳の作成に協力する。

３ 動物の処分

県は、所有者不明犬等、特定動物（危険動物）について、以下のとおり処分する。

■動物の処分

区分	実施内容
所有者不明犬等	○狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。
特定動物（危険動物）	○人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、当該危険動物を殺処分する。 ○実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。

第6 ペットへの対応（実施主体：環境保全課、県、各関係機関）

町は、災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、指定緊急避難場所・指定避難所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

指定緊急場所・指定避難所においては、ペットの状況を把握するとともに、敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第２１節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○	○		町民課、税務課、消防本部、環境保全課	各関係機関
第2 行方不明者の捜索	○	○		町民課、税務課、消防本部	那覇警察署、自衛隊、各関係機関
第3 行方不明者の発見後の収容及び処置	○	○		消防本部、環境保全課	各関係機関
第4 遺体の調査、身元確認	○	○		町民課	那覇警察署、第十一管区海上保安本部
第5 遺体の処理	○	○		環境保全課	各関係機関、事業者
第6 遺体の埋葬		○		環境保全課	各関係機関、事業者
第7 広域火葬		○		環境保全課	県
第8 行方不明者の捜索等の費用及び期間等		○		総務課	－

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

第1 実施責任者（実施主体：町民課、税務課、消防本部、環境保全課、各関係機関）

町は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

担当は以下のとおりである。

措　置　別	担　　当	協　　力
行方不明者の捜索	消防本部	警察署、 第十一管区海上保安本部 （那覇海上保安部）
遺体の収容、処理及び埋葬等	環境保全課	自治会、住民、事業者等
行方不明者のリスト作成	町民課	自治会等

第2 行方不明者の捜索
（実施主体：町民課、税務課、消防本部、那覇警察署、自衛隊、各関係機関）

町は、捜索隊を編成し、警察、第十一管区海上保安本部及び自衛隊の協力得て、行方不明者の捜索を実施するものとする。

行方不明者の捜索方法等

実施事項	実施内容
行方不明者リスト	○町民課は各庁舎に行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について別紙様式（行方不明者届出票）を作成する。 ○その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、捜索者名簿を作成し、消防本部へ送付する。
捜索隊の設置	○行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防職員を中心に各課員をもって編成する。
捜索の方法	○捜索に当たっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

資料編 7-11 避難者名簿

資料編 7-19 行方不明者届出票

資料編 7-20 捜索者名簿

第3 行方不明者の発見後の収容及び処置（実施主体：消防本部、環境保全課、各関係機関）

町は、医療機関等と連携し、行方不明者の収容及び処置を行う。

行方不明者の発見後の収容及び処置

実施事項	実施内容
負傷者の収容	○捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十一管区海上保安本部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	○町は、遺体を収容、一時安置するための施設をあらかじめ選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。 ○発見した遺体は、速やかに医師の検案を受け、警察官及び海上保安官による死体見分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等適当な施設に搬送・収容する。 ○遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）の一時安置場所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理する。 ○その際、環境保全課は遺体調書（別紙様式）を作成する。
医療機関との連携	○捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、環境保全課及び医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

資料編 7-21 遺体調書

第4 遺体の調査、身元確認（実施主体：那覇警察署、第十一管区海上保安本部、町民課）

発見された遺体については、死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則）、海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年）の規定により、警察官又は海上保安官が所要の死体見分調書を作成する。遺体の調査、身元確認等は、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

海上保安官又は警察官は、身元が明らかになった遺体を遺族又は町長に引き渡し、町長はその後の必要に応じて遺体の処理を行おう。

また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して死亡地を管轄する市町村が引き渡す。

第5 遺体の処理（実施主体：環境保全課、各関係機関、事業者）

遺体について医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

調査及び医学的検査を終了した遺体については、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努める。

遺体の処理に関する実施内容

実施事項	実施内容
納棺、仮葬祭用品等の確保	○環境保全課は、町内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置	○遺体の識別のための処置として行う。
遺体の一時安置所の開設	○環境保全課は、公民館及び学校、寺院等適切な場所を選定し、一時安置所を設置する。 ○その際、環境保全課は一時遺体安置所を開設した旨の広報を実施し、身元の確認及び遺体の引受人を捜索する。
遺体調書及び遺体台帳等の作成	○環境保全課は、死体検分調書等を引き継いだ遺体について「遺体調書」及び「遺体台帳」（別紙様式）を作成するとともに、棺に氏名等を添付する。
遺体の引渡し方法	○遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、「遺体調書」「遺体台帳」により整理のうえ引き渡す。

資料編 7-21 遺体調書

資料編 7-22 遺体台帳

第6 遺体の埋葬（実施主体：環境保全課、各関係機関、事業者）

身元の判明しない遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺族等が遺体を引き取ることができないときは、本部長の許可を得て応急的な遺体の火（埋）葬を実施する。

その際、環境保全課は、遺体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。このとき、環境保全課は遺体埋葬台帳等を作成する。

なお、火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

また、納骨は遺族が行うが、身元不明の遺骨は、１年以内に引き取り人が判明しない場合、身元不明取扱として町長が実施する。

資料編 7-23 遺体埋葬台帳

第7 広域火葬（実施主体：環境保全課、県）

町のみでは火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第8 災害救助法が適用された場合の被災者の救出、遺体の処理及び埋葬等

災害救助法が適用された場合の被災者の救出、遺体の捜索、処理及び埋葬についての費用及び期間は資料編「資料編 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

資料編 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第２２節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			建設課、環境保全課	県、各関係機関
第2 障害物の除去	○			建設課	県、 第十一管区海上保安本部 事業者
第3 災害廃棄物の処理	○			環境保全課	県、各関係機関
第4 ゴミの収集・処理	○			環境保全課	事業者

本計画は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物、災害廃棄物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去及び処理についての対策を図る。

第1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。災害救助法が適用されない場合にあっても、町長が実施の必要を認めたときは、町長が実施する。

また、障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行う。

資料編 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 障害物の除去（実施主体：建設課、県、第十一管区海上保安本部、事業者）

町又は施設管理者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行う。

1 住居又はその周に運ばれた障害物の除去

町は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、災害救助法に基づき実施する。

区　分	内　　容
対象者	○当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。 ○住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。 ○自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。
除去の方法	町は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

２ 倒壊住宅

町は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

３ 道路関係障害物

道路管理者は、死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去するものとし、特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

４ 河川・漁港関係障害物

河川管理者及び漁港管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

また、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

５ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、遊休地、公園、広場を利用する。

第3　災害廃棄物の処理（実施主体：環境保全課、県、各関係機関）

１ 災害廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年３月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年３月）又はこれを踏まえて町が策定している災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

町のみでは廃棄物処理が困難な場合、情報提供や技術的な助言等を県に要請するとともに、県、国及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

２ 仮置場、最終処分地の確保

町は、町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県に要請する。

３ リサイクルの徹底

町は、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を県に要請する。

４ 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

町は、障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第4 ゴミの収集・処理（実施主体：環境保全課、事業者）

町は、清掃課を組織し、清掃計画を策定したうえで、ゴミの収集・処理を行う。

実施区分	実施内容
収集方法	○ゴミの収集は、被災地及び避難所に委任業者の車両を配車して速やかに行う。 ○ゴミの集積地は、地域自治会長と協議して定める。
処理方法	○ゴミ処理は、原則として久米島クリーンセンター又は久米島リサイクルセンターにおいて処理する。必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。

第２３節　住宅応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者		○		建設課	県
第2 応急仮設住宅の設置等		○		建設課	県
第3 住宅の応急修理		○		建設課	県
第4 公営･民間住宅の確保		○		総務課	－
第5 住家の被災調査		○		町民課、税務課、関係各課	各関係機関
第6 被災者台帳の作成		○		町民課	県

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施するためのものである。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行う。

災害救助法が適用されたとき、町長は知事の補助を行う。

ただし、知事が必要あると認めるときは、町長が行うことができる。

資料編 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 応急仮設住宅の設置等（実施主体：建設課、県）

町は、以下により応急仮設住宅を設置する。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行う。

区分	設置内容
対象者	○住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができないと町長が認めた者。
設置の方法	○応急仮設住宅の設置は、県（権限を委任した場合は町）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。
着工及び供与期間	○災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第３項又は第４項による期限内（最長２年）とする。
要配慮者に配慮した仮設住宅	○高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置する。

<table>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>入居者の選定</td><td>○入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。</td></tr>
<tr><td>賃貸住宅借り上げによる収容</td><td>○応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することを検討する。</td></tr>
<tr><td>運営管理</td><td>○入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。
○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。
○女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
○必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</td></tr>
<tr><td>設置戸数</td><td>○設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯の 3 割以内とする。
○ただし、この範囲では困難な特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。
○応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。</td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td>○設置場所は原則として町所有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置する。</td></tr>
<tr><td>規模及び費用</td><td>(建設型応急住宅)
<table>
<tr><th>基　準
別</th><th>基　準　内　容</th></tr>
<tr><td>１戸当り
規模</td><td>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。</td></tr>
<tr><td>設置費用</td><td>設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とする。</td></tr>
</table>
(賃貸型応急住宅)
<table>
<tr><th>基　準
別</th><th>基　準　内　容</th></tr>
<tr><td>１戸当り
規模</td><td>世帯の人数に応じて(建設型応急住宅)に定める規模に準ずる。</td></tr>
<tr><td>設置費用</td><td>家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第3 住宅の応急修理(実施主体:建設課、県等)

町は、以下により住宅の応急修理を行う。

区分	実施内容
対象者	○災害のため住家が半壊（焼）し、そのままで当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理をすることができないと町長が認めた者。
修理の方法	○住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は町）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。 ○応急修理は居室、炊事場及びトイレ等のような、生活上欠くことのできない最小限度必要な部分を対象とする。
戸数	○住家が半壊（焼）した世帯数の 3 割以内とする（沖縄県の規定に準ずる）。
規模及び費用	○住宅の応急修理は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、１世帯当たり以下に掲げる額以内とする。 ア　イに掲げる世帯以外の世帯　595,000 円 イ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　300,000 円
期間	○住宅の応急修理は、災害発生の日から１ヶ月以内に完了させる。

第4 公営・民間住宅の確保(実施主体:総務課)

町は、以下により公営住宅及び民間住宅の空家状況の把握に努め、その確保、利用に努める。

住宅別	実施内容
公営住宅の確保	○町は、町営住宅の応急仮設住宅としての利用、確保に努める。 ○町営住宅の利用は、災害発生の日から 3 年間（公営住宅法第 24 条）に限る。 ○また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。
民間住宅の確保	○民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用、確保に努める。

第5 住宅の被災調査(実施主体:町民課、税務課、関係各課、各関係機関)

町は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、町の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

1 被害家屋調査

(1) 事前準備

町は、被害家屋調査に際し、以下の準備を行う。

○航空写真の撮影
○調査員の確保(各対策部各課からの応援、ボランティア建築士、関係機関からの応援職員等)
○調査備品等の準備（調査票、被害状況判定基準書、住宅地図、調査員運搬車両等）

(2) 被害家屋の調査の実施

町は、り災証明を発行するに当たっての家屋被害判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊の区分で判定を行う。

■被害家屋調査フロー

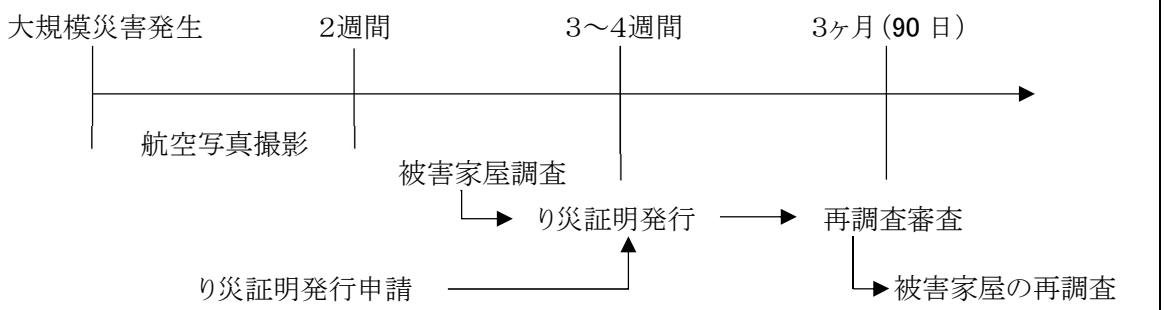

資料編 7-26 住家被害調査票

(3) 応援職員等の派遣要請

町は、中間調査の全体像から、課員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職（建築士等）が必要である又は人員が不足すると予想される場合は、応援要請を行う。その際、税務課は、総務課に連絡し、他課又は関係機関等へ応援職員の派遣を要請する。

2 被害家屋再調査

町は、先に行った被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び物理的に調査ができなかった家屋について、申し出があった場合は被害家屋再調査を行う。

(1) 専門職の派遣要請

町は、再調査については、より専門的な知識等が求められるため、課員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職（建築士等）を必要とする場合は、応援要請を行う。その際、税務課は総務課に連絡し、関係機関等へ応援を要請する。

(2) 被害家屋再調査の判定

町は、先に行った調査基準「災害の被害認定基準の統一について（昭和 43 年 6 月 14 日結審第 115 号内閣総理大臣宮房審議室長通知 平成 13 年 6 月 28 日改正)」等に基づき、被害家屋再調査の判定を実施し、家屋内部への立ち入り調査から家屋被害再調査票により行う。

資料編 7-26 住家被害調査票

第6 被災者台帳の作成（実施主体：町民課、県）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるように努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する町から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

資料編 7-29 被災者台帳

第２４節　二次災害の防止計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			建設課	県
第2 被災建築物の応急危険度判定	○			建設課	県、各関係機関
第3 被災宅地の危険度判定	○			建設課	県、各関係機関
第4 降雨等による水害・土砂災害の防止	○			建設課	国
第5 高潮、波浪等の対策	○			建設課	国、県

この計画は、被災建築物等の二次災害の防止を図るとともに、二次災害の発生に備えて災害の発生に備え避難対策を講ずるためのものである。

第1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、町が実施する。

町は、応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施するに当たって、県に対し技術的な支援を要請する。

第2 被災建築物の応急危険度判定（実施主体：建設課、県、各関係機関）

1 事前準備

建設課は、以下のとおり被害建物の応急危険度判定士の有資格者を確保するとともに、作業体制を確立する。

■有資格者の派遣要請

○県、他市町村へ派遣を要請する。
○町内建築関係団体へ派遣を要請する。
○ボランティア募集のための広報等を行う。

■応急危険度判定の作業体制

○受入れ判定士の名簿作成
○判定基準の資料準備
○判定統一のための打ち合わせ等
○移動方法、担当区域の配分
○判定を標示する用紙等の準備
○その他必要な事項

２ 応急危険度判定の実施

町は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復興技術指針」（一般社団法人日本建築防災協会）、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」に従って、目視にて応急危険度判定を行う。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3 色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等を記載し建物の見やすい場所に貼り付け表示する。

判定の内容

「危険」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない
「要注意」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
「調査済」：建築物の損傷が少ない場合

３ 判定後の措置

町は、判定の結果、「危険」とされた建物は、立ち入り禁止の措置等をとる。

４ 建物の解体、撤去

町は、上記により応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して建物所有者に解体、撤去の措置を促す。

また、自力で撤去できないものについては、町長が必要と認めた場合において実施する。

第３ 被災宅地の危険度判定（実施主体：建設課、県、各関係機関）

町は、地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

第4 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：建設課、沖縄気象台）

県内で震度５強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、県を通じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を国に要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第5 高潮、波浪等の対策（実施主体：建設課、県、国）

町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、県及び国が実施する海岸保全施設等の点検、応急工事及び警戒避難体制等の応急対策に協力する。

また、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第２５節　教育対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者		○		教育課	県教育委員会、県
第2 応急教育対策		○		教育課	県教育委員会
第3 学校給食対策		○		教育課、給食センター	県教育委員会、各関係機関
第4 社会教育施設等の対策		○		教育課	施設管理者
第5 被災児童･生徒の保健管理		○		教育課、福祉課	－
第6 文化財の保護		○		博物館	県教育委員会

この計画は、教育施設又は児童・生徒及び園児の被災により、通常の教育を行うことができない場合は、応急教育の確保を図るためのものである。

第1 実施責任者

各実施責任者は、以下のとおり災害時の教育に関する応急対策を実施する。

実施責任者	実施内容
町長	○町立小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ○知事の補助機関として災害救助法による教科書、教材及び学用品の支給
町教育委員会	○町立小中学校、児童・生徒に対する応急教育（災害救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合、知事又は教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる）
県知事	○災害救助法の適用事項
県教育委員会	○県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ○県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	○災害発生時の学校内の応急措置

第2 応急教育対策（実施主体：教育課、県教育委員会）

災害時における応急教育は概ね以下の要領による。

1 学校施設（小・中学校）の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用する。

被害規模	利用施設等の対応策
校舎の一部が使用不能	○特別教室、運動場等の施設を利用する。 ○不足時には、二部授業等の方法を図る。
校舎の全部又は大部分	○公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用する。
特定の地区が全体的な被害	○避難先の最寄りの学校、又は被害を免れた公民館等の公共的施設等を利用。 ○利用すべき施設がない場合、応急仮設校舎の建設を実施。
本町域内に適当な施設がない場合	○町教育委員会は、県教育事務所を通じ、県教育委員会に対し、施設斡旋を要請する。

2 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び町教育委員会との密接な連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施の支障をきたさないよう適切な教育を行う。

教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

3 教科書、教材及び学用品の支給

町は、被害状況を県教育委員会に報告するとともに、小中学生に対し必要な教科書等を給与する。

教科書、教材及び学用品の支給

実施区分		実施内容
被害状況の調査報告（被災児童・生徒・教科書等）		○町長は、被災した児童・生徒、災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告する。県教育委員会は、町からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行う。
支給	災害救助法適用世帯の児童・生徒	○給与の対象となる児童・生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ○教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ○文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。
	災害救助法適用世帯以外の児童・生徒	○町又は本人の負担とする。

４ 被災児童・生徒の転校、編入

教育長は、被災児童・生徒の転校、編入について定める。

５ 休校措置

大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（防災行政無線、報道機関等）、その他確実な方法により児童・生徒に周知する。

休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。

第3 学校給食対策（実施主体：教育課、給食センター、県教育委員会、各関係機関）

学校長は、応急給食について、県教育委員会、県学校給食会、保健所と協議のうえ、実施する。

第4 社会教育施設等の対策（実施主体：教育課、施設管理者）

管理者は、公民館等の施設は本町の災害応急対策のため利用されることを踏まえ、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等を速やかに実施する。

第5 被災児童・生徒の保健管理（実施主体：教育課、福祉課）

町は、被災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第6 文化財の保護（実施主体：博物館、教育課、県教育委員会）

１ 文化財所有者等の措置

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を以下の機関へ報告する。

区　　分	報　　告　　先
町指定の文化財	町教育委員会
県指定の文化財	県教育委員会
国指定の文化財	県教育委員会（県から文化庁へ報告）

２ 町教育委員会の措置

町教育委員会は、被災文化財について、県文化財審議委員等専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導する。

第２６節　危険物等災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第１ 石油類に関する応急対策		○		消防本部	県、危険物施設責任者、各関係機関
第２ 高圧ガス類に関する応急対策		○		消防本部	県、高圧ガス保管施設責任者等、各関係機関
第３ 毒物・劇物に関する応急対策		○		消防本部	県、毒物・劇物保管施設責任者等、各関係機関
第４ 火薬に関する応急対策類		○		消防本部	県、火薬類保管施設責任者等、各関係機関

この計画は、危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 石油類に関する応急対策（実施主体：消防本部、県、危険物施設責任者、各関係機関）

石油類に関する応急対策は、以下のとおりとする。

実施機関	実施内容
危険物施設	○消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ・危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 ・タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ・従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
久米島町	○町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部	○災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う

資料編 3-3 危険物等災害の通報連絡系統図

第2 高圧ガス類に関する応急対策
（実施主体：消防本部、県、高圧ガス保管施設責任者等、各関係機関）

高圧ガス類に関する応急対策は、以下のとおりとする。

実施機関	実施内容
高圧ガス保管施設	○高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ・火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 ・高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ・充填容器等を安全な場所に移す
久米島町	○町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の各台を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
沖縄県	○高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。 ○高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ○高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部	○災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

資料編 3-3 危険物等災害の通報連絡系統図

３ 毒物劇物に関する応急対策
（実施主体：消防本部、県、毒物・劇物保管施設責任者等、各関係機関）

毒物劇物に関する応急対策は、以下のとおりとする。

実施機関	実施内容
毒物劇物保管施設	毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。 ○タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 ○従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
久米島町	○町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の各台を防止するための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難指示等を実施する。
沖縄県	○保管施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。
沖縄県警察	○警察は、保管施設の責任者、その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部	○災害が海上に及んだ場合、保管施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

資料編 3-3 危険物等災害の通報連絡系統図

４ 火薬類に関する応急対策
（実施主体：消防本部、県、火薬類保管施設責任者等、各関係機関）

火薬類に関する応急対策は、以下のとおりとする。

実施機関	実施内容
火薬類保管施設	○火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 ○時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。 ○搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
久米島町	○施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難指示等を実施する。
沖縄県	○火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 ○火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ○火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
沖縄県警察	○施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部	○災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

資料編 3-3 危険物等災害の通報連絡系統図

第２７節　在港船舶対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 船舶の被害防止対策	○			産業振興課	第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、那覇警察署、久米島町漁業協同組合
第2 船舶等の津波避難	○			産業振興課	第十一管区海上保安部、久米島町漁業協同組合

町は、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、那覇警察署、久米島漁業協同組合と相互に連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、以下の措置を講じる。

第1 船舶の被害防止対策

関係機関は、災害が発生するおそれがある場合は、無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講じる。

○港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
○岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
○荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
○航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
○災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

第2 船舶等の津波避難
（実施主体：第十一管区海上保安部、久米島町漁業協同組合、産業振興課）

第十一管区海上保安本部は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

津波に対する船舶等の避難は、「第８節　避難計画」による。

第２８節　労務供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 職員の派遣・あっせん（相互応援協力計画）				総務課	各関係機関
第2 一般労働者の供給		○		総務課、商工観光課	沖縄公共職業安定所等
第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ		○		総務課	沖縄公共職業安定所等
第4 従事命令、協力命令		○		総務課	県、各関係機関

この計画は、災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合、労務者及び職員等を確保するためのものである。

第1 職員の派遣・あっせん（相互応援協力計画）（実施主体：総務課，各関係機関）

町長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、以下の機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

なお、派遣要請・あっせんの手続きに当たっては、職員の派遣・要請に関する文書に、必要事項を記載する。

職員の派遣要請先

○指定地方行政機関の長（基本法第 29 条第２項）
○他の市町村長（地方自治法第 252 条の 17）

職員の派遣斡旋

○知事に対し、指定地方行政機関の職員派遣について斡旋要求（基本法第 30 条第１項）
○知事に対し、地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員派遣についてあっせん要求（基本法第 30 条第２項）

派遣・要請に必要な事項

○派遣を必要とする理由
○派遣を要請する職員の職種別人員数
○派遣を要請する期間
○派遣される職員の給与その他の勤務条件
○その他職員の派遣について必要な事項

第2 一般労働者の供給（実施主体：総務課、商工観光課、沖縄公共職業安定所等）

町は、以下により一般労働者の供給を依頼する。

供給方法	実施内容
供給手続き	○町長は、沖縄公共職業安定所長(ハローワーク）に対し、以下の事項を明示して労務者の供給を依頼する。 ・作業内容（目的又は救助種目） ・必要労務者数 ・労働期間・時間 ・就労場所 ・賃金 ・その他必要な事項（人夫雇上げ理由等）
賃金の基準	○賃金の基準は、一般職非常勤職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定する。
賃金の支払い	○賃金の支払い事務は、「一般職非常勤職員の給与等に関する規則」に準じて、その担当課が行う。
労務者の輸送方法	○労務者の輸送は、原則として町の車両によって行う。

第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：総務課、商工観光課、沖縄公共職業安定所等）

町が実施する、災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

1 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

区　分	内　　容
被災者の避難誘導賃金職員等	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。
医療及び助産における移送賃金職員等	○医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。 ○医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等を必要とするとき。 ○傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。
被災者の救出賃金職員等	被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。
飲料水の供給賃金職員等	飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。
救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等	以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

	○被服、寝具、その他の生活必需品 ○学用品 ○炊き出し用の食料品、調味料、燃料 ○医薬品、衛生材料
死体捜索賃金職員等	死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。
死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等	死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

２ 賃金職員等雇上げの特例

上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、町は、以下の申請事項を明記して県（住民生活班）に申請する。

○賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
○賃金職員等の所要人員
○雇上げを要する期間
○賃金職員等雇上げの理由

３ 雇上げの費用及び期間

(1) 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

(2) 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

第4 従事命令、協力命令（実施主体：総務課、県、各関係機関）

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、町長及び知事（県）が必要があると認めた場合は、以下の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

資料編 7-24 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

人的公用負担に関する命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法　第 65 条１項	町長
		〃　第 65 条２項	警察官、海上保安官
		〃　第 65 条３項	自衛官（町長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法　第４条	警察官
		自衛隊法　第 94 条	自衛官（警察官がその場にいない場合）

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害対策基本法　第７条１項	知事
	協力命令	〃　第８条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法　第 71 条１項	知事 町長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃　第 71 条２項	
消防作業	従事命令	消防法　第 29 条５項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法　第 24 条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

注）知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を発行する。

人的公用負担に関する命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	１　医師、歯科医師又は薬剤師 ２　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ３　土木技術者又は建築技術者 ４　土木、左官、とび職 ５　土木業者、建築業者及びこれらの従業者 ６　地方鉄道業者及びその従業者 ７　軌道経営者及びその従業者 ８　自動車運送業者及びその従業者 ９　船舶運送業者及びその従業者 10　港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官執務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

物的公用負担に関する公用負担の種類と執行者

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
消防対象・土地	使用、処分 使用制限	消防法第29条 第 1 項	消防吏員 消防団員
土地	一時使用	水防法第21条 第 1 項	町長
土石、竹材、その他資材	使用、収用		
車両、その他の運搬具、器具	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送 業者	保管命令	災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法 第78条 第1 項	指定行政機 関の長 指定地方行 政機関の長
必要な物資	収用		
病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	管理	災害救助法第26 条第 1 項 災害対策基本法 第71条 第2 項	知事 (町長)
土地、家屋、物資	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送 業者	保管命令		
必要な物資	収用		
他人の土地、建物、その他の工作物	一時使用	災害対策基本法 第64 条	町長 警察官 海上保安官 自衛官
土石、竹材、その他資材	使用、収用		
災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障になるもの	除去、その他の必要な措置	災害対策基本法 第64 条	

傷害・損失等に対する補償等

区分	実施内容
傷害等に対する補償（基本法第 84条第1項）	○町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により、町長の職権を行なった場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病となったときは、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。
損失等に対する補償（基本法第 82条第1項）	○町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。

第２９節　民間団体の活用計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			総務課、福祉課	県
第2 民間団体への協力要請	○			総務課、福祉課	－

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体のに協力を図るためのものである。

第1 実施責任者

町は、災害の規模が大きく、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体に協力要請を行う。

なお、大規模な被害、若しくは広範囲にわたる災害の発生等により、本町において処理できない場合、被災をまぬがれた他の市町村又は知事（県）に協力を要請する。

第2 民間団体への協力要請(実施主体:総務課、福祉課)

町は、以下の団体に対し、災害応急対策への協力を要請する。

協力要請の対象団体

○各自治会　○青年会 ○民間事業者 ○各種団体

協力の要請方法及び実施内容

区分	実施内容
要請の方法	○協力を要する作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して協力要請を行う。 ・協力を必要とする理由 ・作業の内容 ・期間 ・従事場所 ・所要人数 ・その他必要な事項
協力を要請する作業内容	○災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等への協力 ○救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等への協力 ○被災者に対する炊き出し、給水への協力 ○警察官等の指示に基づく被災者の誘導 ○関係機関の行う被害調査、警報連絡への協力 ○その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第３０節　ボランティア受入れ計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 ボランティアの募集		○		福祉課、企画財政課、プロジェクト推進課	町社会福祉協議会、各関係機関
第2 ボランティアの受入れ		○		福祉課、企画財政課、プロジェクト推進課	町社会福祉協議会、各関係機関
第3 ボランティアの活動内容		○		福祉課、総務課	町社会福祉協議会、各関係機関
第4 ボランティアの活動支援		○		福祉課	町社会福祉協議会、各関係機関

大規模災害時には、本町及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想されるため、本計画は関係諸団体との連携のもと民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備するためのものである。

第1 ボランティアの募集

1 受入体制の整備

町は、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社、その他関係機関と連携を図り、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制を整備する。

2 窓口の設定等

町及び町社会福祉協議会に設置される町災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

また、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう、県社会福祉協議会に設置される沖縄県災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

第2 ボランティア受入れ（実施主体：福祉課、企画財政課、プロジェクト推進課、町社会福祉協議会、各関係機関）

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、町及び県、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

また、ボランティアの受入れに際しては、ボランティアの登録（別紙様式）を行い、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

さらに、ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

資料編 7-25 ボランティア登録名簿

第3 ボランティアの活動内容（実施主体：福祉課、総務課、町社会福祉協議会、各関係機関）

町は、ボランティアに対し、以下の活動内容への協力を求める。

種別	活動内容
専門ボランティア	○医療救護（医師、看護師、助産師等） ○無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ○外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） ○住宅の応急危険度判定（建築士等） ○その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	○炊き出し ○清掃及び防疫 ○災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ○被災地外からの応援者に対する地理案内 ○軽易な事務補助 ○危険を伴わない軽易な作業 ○指定避難所における各種支援活動 ○その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ○災害ボランティアセンターの運営に関する支援 ○その他必要なボランティア活動

第4 ボランティアの活動支援（実施主体：福祉課、町社会福祉協議会、各関係機関）

1 ボランティアの活動場所の提供

町及び社会福祉協議会は、ボランティアに対し、以下の活動場所を提供する。

区分	活動拠点の場所	役割
本部	町庁舎又は他の公共施設	○ボランティアの活動方針の検討 ○全体の活動状況の把握 ○ボランティアニーズの全体的把握 ○ボランティアコーディネーターの派遣調整 ○各組織間の調整（特に行政との連絡調整） ○ボランティア活動支援金の募集、分配 ○被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援
地区活動	町庁舎 町総合グランド 中央公民館 社会福祉施設 その他公共施設	○避難所等のボランティア活動の統括 ○一般ボランティアの受付、登録 （登録者は本部へ連絡） ○一般ボランティアのオリエンテーション （ボランティアの心得、活動マニュアル） ○ボランティアの紹介 ○ボランティアニーズの把握とコーディネーション ○ボランティアの活動記録の分析と以下の活動への反映

２ 設備機器の提供

町は、ボランティアに対し、町長が必要と認め、かつ本町において提供可能な資機材として、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

３ 情報の提供

町は、県と連携し、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供し、情報の共有化を図る。

また、ボランティア組織が必要とする情報に加え、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

４ ボランティア保険への加入支援

町は、ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援に努める。

５ ボランティアに対する支援物資の募集

町は、県と連携し、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第３１節　公共土木施設応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 公共土木施設応急対策	○	○		建設課	各施設管理者
第2 施設の防護	○	○		建設課	各施設管理者
第3 応急措置	○	○		建設課	各施設管理者
第4 応急工事	○	○		建設課	各施設管理者

この計画は、災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策を実施するものである。

第1 公共土木施設応急対策計画（実施主体：建設課、各施設管理者）

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、それぞれの管轄機関及び管理者が行うものとし、本町は各施設管理者等と調整を図る。

第2 施設の防護（実施主体：建設課、各施設管理者）

道路施設及び港湾・漁港施設の防護について、以下の措置を講じる。

施設	防護に関する各種措置
道路施設	○本町内の道路に被害が発生した場合は、直ちに以下の事項を県（道路管理課）及び南部土木事務所長に報告する。 ＜報告内容＞ ・被害の発生した日時及び場所 ・被害の内容及び程度 ・迂回道路の有無 ○自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し、町長に報告されるよう常時指導・啓発しておく。
港湾・漁港施設	○町長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を南部土木事務所長等に報告する。 ＜報告内容＞ ・被害の発生した日時及び場所 ・被害の内容及び程度 ・泊地内での沈没船舶の有無

第3 応急措置(実施主体:建設課、各施設管理者)

道路管理者及び港湾管理者は、以下の応急措置を講じる。

施設	措置内容
道路施設	○道路管理者は、災害が発生した場合に、全力を挙げて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、交通の確保を図る。
港湾施設	○港湾管理者は、災害が発生した場合は全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護する。

第4 応急工事(実施主体:建設課、各施設管理者)

災害時の応急工事を迅速に実施するため、工事体制を確保したうえで応急工事を実施する。

応急工事体制

実施区分	実施内容
要員及び資材の確保	○応急工事実施責任者による必要な事前措置を講じる。 ・応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法。 ・地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法。
応援又は派遣の要請	○応急工事実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し、応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

応急工事の実施内容

施設		応急工事の実施内容
道路施設		○被害の状況に応じた仮工事等により、交通確保を図る。 また、救助活動及び災害応急対策に必要な道路を重点的に実施する。 ＜工事内容＞ ・路面及び橋梁段差の修正 ・排土作業又は盛り土作業 ・仮舗装作業 ・障害物の除去 ・仮道、桟道、仮橋等の設備設置
港湾・漁港施設	背後地に対する防護	○津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、堤防の破壊又は決壊した場合、潮止め工事、拡大防止応急工 事を施工する。
	航路、泊地の防護	○河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として凌渫を行う。
	繋留施設	○岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第３２節　ライフライン等施設応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 電力施設応急対策	○	○		－	沖縄電力(株)
第2 ガス施設応急対策	○	○		－	各ガス関係業者、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、消防機関、那覇警察署
第3 上水道施設応急対策	○	○		上下水道課	水道事業者、県
第4 下水道施設応急対策	○	○		上下水道課	県
第5 電気通信設備応急対策	○	○		－	電気通信事業者

この計画は、災害によるライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の応急対策について、迅速、適切な対応を図るものである。

第1 電力施設災害応急対策計画(実施主体:事業者)

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力(株)が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。同計画は電力施設の災害予防、災害応急対策および災害復旧を図ることを目的とし、災害発生原因の除去と対災環境の整備のための諸対策について定める。

また、沖縄電力(株)は、久米島町域の被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては、久米島町及び大口需要家と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置する。

実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
沖縄電力(株)	浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
沖縄電力(株)久米島電業所	久米島町儀間 359	0120-586-709

第2 ガス施設災害応急対策計画(液化石油ガス施設)(実施主体:事業者)

ガス施設に関する災害応急対策は、久米島町管轄の各ガス関係事業者が定める保安規程により、各事業者が実施する。

なお、同規程は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定める。

1 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

２ 出動体制及び条件

出動体制及び出動条件は以下に示すとおりである。

出動体制及び条件

対応の種類	担当	実施内容
消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
通報通知による対応ができない場合（特別な事情等）又は現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
事故の状況による消防機関の出動さらなる応援の必要要請	供給 販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編制し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
他販売店から応援出動の依頼又は支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

出動条件

○出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者）とする。
○出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
○出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

３ 事故の処理

ガス施設の事故に対する処理等は、以下に示すとおりである。

事故の処理

○事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。
○整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3 上水道施設災害応急対策計画(実施主体:上下水道課)

1 復旧の実施

水道事業者等は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、給水車及び給水パックを活用し、速やかに緊急給水を実施する。

復旧活動の実施内容

実施機関	実施内容
管路の復旧	管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び、浄水場・ポンプ場の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。
給水装置の復旧	○公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施する。

2 広域支援の要請

町は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関る調整を行う。

また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、上水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

3 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
久米島町上下水道課	具志川出張所	098-985-2066

第4　下水道施設災害応急対策計画(実施主体:上下水道課)

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、公共桝、取付管等の復旧を行う。

復旧活動の実施内容

施設別	実施内容
処理場・ポンプ場の復旧	処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。
管渠施設の復旧	管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
久米島町上下水道課	具志川出張所	098-985-2066

第5　電気通信施設応急対策計画(実施主体:電気通信事業者)

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めたとき、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき、沖縄支店に災害対策本部が設置され、実施される。

ただし、状況により情報連絡室の設置や電気通信施設の復旧処理にあたる等、必要に応じ町災害対策本部と協議のうえ、実施する。

実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
NTT 西日本沖縄支店	浦添市城間 4-35-1	098-870-4010

第３３節　交通機関応急対策計画

１ バス・タクシー　バス・タクシー事業者の措置

地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

２ フェリー等旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者の措置

地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難施設に旅客を誘導する。

３ 空港・空港施設の管理・運営管理者及び航空会社の措置

地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、空港ターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から空港ビル内での待機又は最寄りの高台・避難ビルへの誘導などを適切に判断する。

また、応急対策における傷病者や救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすため、可能な限り機能の早期回復措置を講ずる。

第３４節　農林水産物応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 農林水産物の対策		○		産業振興課	沖縄県農業協同組合久米島支店、久米島漁業協同組合、県
第2 農産物応急対策		○		産業振興課	県、沖縄県農業協同組合久米島支店
第3 家畜応急対策		○		産業振興課	県、沖縄県農業協同組合久米島支店
第4 水産物応急対策		○		産業振興課	県、久米島漁業協同組合

町は、災害時における農林水産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

第1 農林水産物の対策

1 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策計画は、県の指導に基づき町長が行う。

2 農林水産物の事前及び事後対策

町は以下のとおり事前・事後対策を実施するとともに、各関係機関への周知及び農家等への指導を行う。

区分	実施事項
事前対策	町は、農林水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前対策を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農協、漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行う。
事後対策	町は、災害発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農協、漁協、各自治会長並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

第2 農産物応急対策（実施主体：産業振興課、県、沖縄県農業協同組合久米島支店）

1 種苗対策

災害により農作物のまきかえ及び植え替えを必要とする場合は、町は沖縄県農業協同組合久米島支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

町長の要請を受けた沖縄県農業協同組合久米島支店は、直ちに要請を取りまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

２ 病害虫防除対策

(1) 緊急防除対策

災害等による病害虫が町内に広範な地域にわたり発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の指導を仰ぎ病害虫緊急防除対策を樹立し、農協、各自治会並びに農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示する。

(2) 緊急防除指導班の編成

町は、必要と認めるとき緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図る。

(3) 防除器具の使用

災害により発生した病害虫の防除を実施する際、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとし、資機材の確認及び応援協力体制の整備等に努める。

(4) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、農業協同組合に対し手持農薬の緊急供給を依頼する。

第3 家畜対策(実施主体:産業振興課、県、沖縄県農業協同組合久米島支店)

家畜及び飼料に対する応急対策は、以下のとおりである。

対策種別	実施内容
家畜の管理	○地震後の降雨により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させる。 ○この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要に応じ町は事業者と事前調整を図っておく。
家畜の疾病	○家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、町は、県の指示に従い、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導する。 ○診断の必要な家畜は、町長の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣する。 ○災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して町に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行う。 ○特に、水害による予防注射又は畜舎消毒の必要が認められた場合、関係機関と連携し、予防注射又は緊急消毒措置及び被災畜舎の消毒指導を行う。
飼料の確保	○災害により、飼料確保が困難となった場合、町は畜産関係組合等の要請に基づき、県又は沖縄県農業協同組合久米島支店に対し、必要数量の確保及び供給についてあっせんを要請する。

第4 水産物応急対策（実施主体：産業振興課、県、久米島漁業協同組合）

水産物に対する応急対策は、以下のとおりである。

対策種別	実施内容
水産養殖用の種苗・飼料等の確保	災害により、水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合、町長は県に対しその生産を確保するための要請を行う。
魚病等の防除指導	災害による水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合、又は発生のまん延防止のため、町長は県に要請するとともに、水産試験研究機関の指導を受け対策を図る。
漁船漁具の応急対策	漁船漁具の管理については、台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において安全な場所に移動する。 この場合の避難場所の選定、避難の方法等については、あらかじめ計画しておく。

第２章　災害復旧・復興計画

第１節 公共施設災害復旧計画

項　　目	実施主体
第1 災害復旧事業計画作成の基本方針	総務課、関係各課
第2 災害復旧事業計画の作成	総務課、関係各課
第3 施設災害復旧事業の実施	総務課、関係各課

この計画は、災害に対する各種の特性と原因を検討し、被災した施設の被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るものである。

なお、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第2 災害復旧事業計画の作成（実施主体：総務課、関係各課）

災害復旧事業計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討し、その都度作成、実施する。主な計画は以下のとおりである。

区　分	内　　容
(1) 公共土木施設災害復旧計画	ア　河川施設復旧事業計画 イ　海岸　〃 ウ　道路　〃 エ　砂防　〃 オ　地すべり防止施設復旧事業計画 カ　急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画 キ　下水道施設復旧事業計画 ク　港湾施設復旧事業計画 ケ　林地荒廃防止施設復旧事業計画 コ　漁港施設復旧事業計画 サ　公園災害復旧事業計画

区　分	内　　容
(2) 水道施設復旧事業計画	
(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	
(4) 都市災害復旧事業計画	
(5) 住宅災害復旧事業計画	
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画	
(8) 公立学校施設災害復旧事業計画	
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画	
(10)文化財災害復旧事業計画	
(11)その他の災害復旧事業計画	

第3 施設災害復旧事業の実施（実施主体：総務課、関係各課）

1 国の財政措置の把握

災害のために被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握し、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図る。

2 災害復旧事業の実施に必要な措置

■災害復旧事業の実施に必要な措置

区分	実施内容
激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	○著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。
緊急災害査定の促進	○災害が発生した場合、町及び県は被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。
災害復旧資金の確保措置	○町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。
暴力団の排除	○町は、沖縄県警察が実施する暴力団等の動向把握及び復旧・復興事業への参入・介入の実態調査に協力し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

３ 県による復旧工事の代行

町は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けて、町の工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため、必要があるときは県に対して町に代わって工事を行うよう要請する。

第２節 被災者生活への支援計画

項　　目	実地主体
第1 住民サポートセンターの開設	総務課、町民課、関係各課
第2 り災証明書の発行	町民課、消防本部
第3 被災者台帳の作成	町民課
第4 住宅復旧計画	総務課
第5 生業資金の貸付	福祉課
第6 被災世帯に対する住宅融資	福祉課
第7 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	福祉課
第8 災害義援物資・義援金の募集及び配分	企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課、町民課、税務課
第9 租税の徴収猶予及び減免	税務課、福祉課
第 10 職業のあっせん	商工観光課
第 11 被災者生活再建支援	福祉課
第 12 地震保険や共済制度の活用	総務課、町民課、税務課
第 13 その他の被災者支援	総務課

町は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談、暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

第1 住民サポートセンターの開設（実施主体：総務課、町民課、関係各課）

町は、被災者の抱える相談や問い合わせに対応するため、国・県及びその他関係機関と連携し、町庁舎及び被災地の地区公民館等に住民サポートセンター（仮称）を開設する。

開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集め、総合的、横断的に対処するよう努める。

なお、住民サポートセンターにおける相談内容（例）は以下のとおりである。

○倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
○各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証等）
○り災証明の発行手続
○仮設住宅の入居
○災害援護資金に関すること
○被災に伴う税金の減免措置
○医療、保健（精神保健を含む）
○その他必要な事項

第2 り災証明書の発行(実施主体:町民課、消防本部)

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、「久米島町り災証明発行要領」に沿って、被災者にり災証明書を交付するものとする。

なお、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努める。

また、県は町に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

火災によるり災証明書の発行は久米島町火災調査規程（平成 14 年久米島町消防本部訓令第 18 号）第４１条により消防長が交付する。

資料編 4-3 久米島町り災証明書発行要領

1 り災証明書の交付

り災証明書の発行については、基本法第２ 条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、被害家屋調査の結果を踏まえて申し出により、以下の項目の「り災証明」を行う。

①全壊（焼）　②半壊（焼）　③部分壊（焼）　④水損（全・半・部分）

■り災証明発行系統図

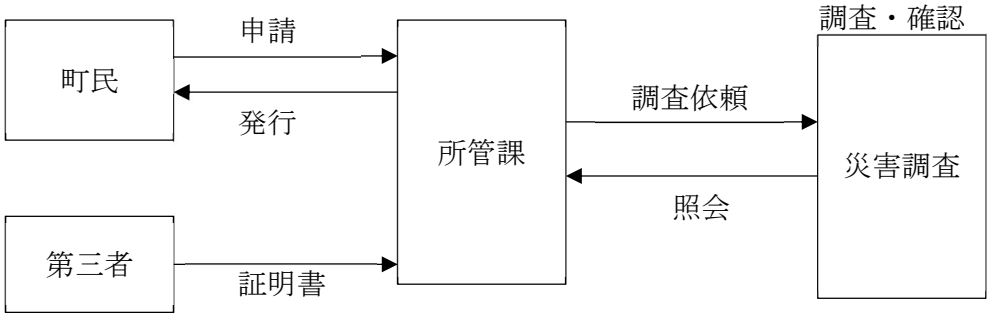

２ 災害時の対応

(1) り災証明書の発行に関する広報

IP 告知システム・防災行政無線等や広報車、マスコミ、町ホームページ等を通じて、り災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行う。

(2) り災証明書の発行

り災証明書の発行は、「第 2 編 第 2 章 第 23 節 第５住宅の被災調査」による。

また、り災証明書の発行に当たっては、久米島町手数料徴収条例第５条の規定により、証明手数料は徴収しない。

(3) その他のり災証明

田畑等その他のり災証明に関しては、被害調査を所管する課が発行する。

(4) 判定結果に関する相談・再調査の受付

判定結果に不服があった家屋及び中間調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生の日から 90 日以内の期間に限り、再調査を申し出ることができる。

(5) 未確認・期限切れの受付

町が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（自治会等）の証明書の添付があり、かつ町長が認めた場合に限って証明書の発行手続きを行うことができる。

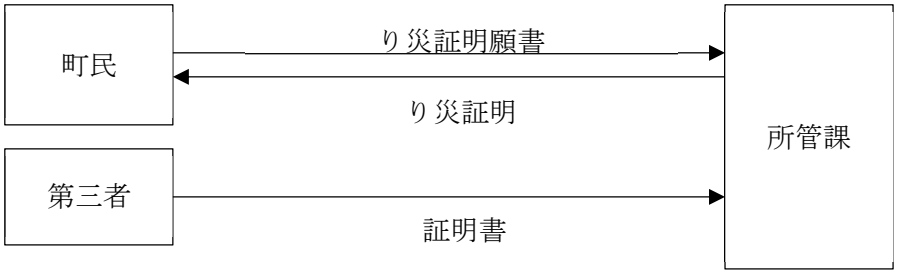

(6) り災届出証明書

未確認・期限切れの発行について、第三者等による証明が不可能な場合において必要があるときは、町長が行う。

資料編 7-27 り災証明願書等

第3 被災者台帳の作成(実施主体:町民課)

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されように努める。

町は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は他の地方公共団体等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

町は、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、内部で目的外利用できる。

町は、被災者の援護の実施に必要な限度で、他の地方公共団体に台帳情報を提供できる。

なお、被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

■被災者台帳に記載する事項

○氏名
○生年月日
○性別
○住所又は居所
○住家の被害その他町長が定める種類の災害
○援護の実施の状況
○要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
○前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

資料編 7-29 被災者台帳

第4 住宅復旧計画(実施主体:総務課)

災害時における住宅の復旧対策は、以下によるものとする。

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図る。

なお、町は、この場合、資金融資が早急に行われるよう、り災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

○災害復興住宅資金
○地すべり等関連住宅資金
○宅地防災工事資金

⑵ 個人住宅（特別貸付）建設資金

町長は管内で地震による住宅の被害が発生した場合においては、り災者に対し、沖縄振興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害り災者貸付制度の内容を周知する。

なお、り災者が借入れを希望する際には「り災者証明書」を交付する。

2 災害公営住宅の建設

町は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯のため国庫補助等を受けて災害公営住宅の建設に努める。

第5 生業資金の貸付（実施主体：福祉課）

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、以下の資金等の導入に努める。

1 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

町は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「弔慰金法」という。）に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

■弔慰金法による災害弔慰金

実施主体	久米島町（条例の定めるところにより実施）
対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用される市町村が 1 以上ある場合の災害とする
貸付対象	対象災害により、負傷又は住居､家財に被害を受けた者
貸付限度額	350 万円 被害の種類､程度により区分（世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円、家財の 3 分の 1 以上の損害 150 万円、住居の全壊 350 万円）
所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で 730 万円（4 人世帯の場合）未満
利率	年 3%（据置期間中は無利子）
据置期間	3 年（特別の場合 5 年）
償還期間	10 年（据置期間を含む）
償還方法	年賦又は半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）

2 生活福祉資金の災害援護資金

町社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費として貸し付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

■生活福祉資金の災害援護資金

貸付限度	150 万円
据置期間	貸付の日から 1 年以内
償還期限	7 年以内
貸付利子	3%

３ 母子父子寡婦福祉資金

町は、災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

４ 生活福祉資金制度による各種貸付

町及び町社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付ける。

第6　被災世帯に対する住宅融資（実施主体：福祉課）

町は、低所得世帯あるいは母子世帯、父子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、以下の資金を融資する。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
○ 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
○ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

第7　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：福祉課）

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

また、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

■災害弔慰金の支給

実施主体	久米島町（条例の定めるところにより実施）
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第 2 条）であって、住家の滅失した世帯が 5 世帯以上の災害、及び県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害とする。
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する
弔慰金の額	○生計維持者が死亡した場合 500 万円 ○その他の者が死亡した場合 250 万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、町（1/4）

■災害障害見舞金の支給

実施主体	久米島町（条例の定めるところにより実施）
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第 2 条）であって、住家の滅失した世帯が 5 世帯以上の災害、及び県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害とする
支給対象	対象災害により精神又は身体に以下に掲げる障害を受けた者に対して支給する ・両眼が失明した者 ・そしゃく及び言語の機能を廃した者 ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ・両上肢をひじ関節以上で失った者 ・両上肢の用を全廃した者 ・両下肢をひざ関節以上で失った者 ・両下肢の用を全廃した者 ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められる者
見舞金の額	○生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ○その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、町（1/4）

第8 災害義援物資･義援金の募集及び配分
（実施主体:企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課、町民課、税務課）

義援物資・義援金の募集、輸送及び配分は、町本部が配分計画を立てて行う。

ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県が以下の機関からなる協議会を編成し、各機関が共同又は協力して災害義援物資・義援金の募集、輸送、配分を行う。

■構成機関

県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者

1 義援物資

(1) 義援物資の受入れ（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課）

町は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

また、義援物資の受付記録を作成し、必要があれば寄託者に受領証（別紙様式）を作成する。

資料編 7-17 義援金品等受領証

(2) 義援物資の保管･仕分け･輸送（実施主体：企画財政課、プロジェクト推進課）

町は、義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行うものとする。

(3) 義援物資の配布（実施主体：福祉課、町民課、税務課）

義援物資の配布は、町本部が協議のうえ決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食糧品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

2 義援金(実施主体:企画財政課)

(1) 義援金の受入れ・配分

町は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 町は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。義援金の受入れに際して受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領証（別紙様式）を発行する。

イ 県が設置する義援金配分委員会より受領した義援金は、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

資料編 7-17 義援金品等受領証

(2) 義援金の保管（実施主体：企画財政課）

町は、義援金の保管に際して、被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。

第9 租税の徴収猶予及び減免等(実施主体:税務課、福祉課)

町長は、地方税法、町税条例に基づき、被災者の状況により町税等の徴収猶予及び減免を行う。

(1) 減免

被災納税者等が災害によって損害を受けた場合は、申請に基づき被災者の状況に応じて減免を行う。

○国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料徴収金等も同様の措置を適時、適切に行う。
○個人住民税、固定資産税、軽自動車税などについて一部減免又は免除する。

(2) 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

(3) 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から２か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

第10 職業のあっせん(実施主体:商工観光課)

公共職業安定所は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康状態、その他の状況から判断し就職可能な者を対象に職業をあっせんする。

町長は、公共職業安定所に出頭することができない被災者について、公共職業安定所長の指示より、被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐ。

公共職業安定所長は、町長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に出向いて市町村と連携し、職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

第11 被災者生活再建支援（実施主体:福祉課）

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援について、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という）に基づき、支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）が実施するが、法人から委託を受けた場合は、町が実施する。

資料編 3-11 被災者生活再建支援制度について

1 支援法の適用

支援法の適用基準等は以下のとおりである。

■支援法の適用基準及び対象世帯

区分	基準内容
適用基準	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の自然災害により生じた被害が以下のいずれかに該当するに至った場合（自然災害に起因する火災・事故等を含む）であり、対象となる災害の程度は、以下のとおりである。 ア　災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条第１項第１号又は第２号を満たす自然災害が発生した市町村 イ　自然災害により全壊 10 世帯以上の被害が発生した市町村 ウ　自然災害により全壊 100 世帯以上の被害が発生した都道府県 エ　ア又はイの都道府県内の他の市町村で、全壊５世帯以上の被害が発生したもの（人口 10 万人未満のものに限る） オ　ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、ア～ウのいずれかに隣接し、全壊５世帯以上の被害が発生したもの（人口 10 万人未満のものに限る） カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、全壊５世帯以上の被害が発生した市町村（人口５万人以上 10 万人未満のものに限る）、又は全壊２世帯以上の被害が発生した市町村（人口５万人未満のものに限る）
対象世帯	自然災害による対象世帯 ア　住宅が「全壊（全焼・全流失）」した世帯 イ　住宅が半壊（半焼）、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

２ 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日内閣府政策統括官（防災担当通知））」により町が行い、県がその取りまとめを行う。

３ 支援金の支給限度額

支援金の支給事務については、県から委託を受けた機関（又は委託を受けた市町村）が行う。

なお、支援限度額は下表のとおりである。

※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額

住宅の被害程度	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	住宅の再建方法		
①全壊（損害割合 50％以上）	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
②解体		補修	100 万円	200 万円
③長期避難		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊（損害割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊（損害割合 30%台）	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

４ 町の事務体制

※　下記の(1)～(7)の後にある「◎」は町で行う事務、「●」は必要な事務を表す。

区　分	内　容
(1) ●制度の周知(広報)	
(2) ◎住宅の被害認定及び被害報告	被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第１条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる以下の被害状況について県に速やかに報告する。 ア　町名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所 イ　災害の原因及び概況 ウ　住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流失を含む。以下同じ。)、大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼を含む。以下同じ。)及び準半壊等の被害を受けた住宅の世帯数等 エ　ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。 オ　報告の責任の明確化 自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県住民生活課の報告責任者と密接な連携を図る。
(3) ◎罹災証明書等必要書類の発行	申請者は、以下に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、町は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。 ア　住民票（転居や世帯分離等により被災時点の被災者の住所や世帯構成が不明の場合は変更履歴が表示された住民票（住民票個人票、住民票附票等）を添付） イ　罹災証明書 ウ　解体証明書
(4) ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務	被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法その他手続等の窓口業務を行う。
(5) ◎支給申請書の受付・確認等	被災世帯からの申請書類は、町が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、以下に掲げる事項等を処理する。 ア　支給対象額の算定支給対象額の算定 イ　添付書類等の有無 ウ　その他の記載事項に関する確認
(6) ◎支給申請書等のとりまとめ	支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。
(7)●その他上記に係る付帯事務	

5 その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき行う。

第12 地震保険や共済制度の活用（実施主体：総務課、町民課、税務課）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はそれらの制度の普及促進に努める。

第13 その他の被災者支援（実施主体：総務課）

1 借地借家制度の特例適用

町長は、必要と認めるときは「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用手続きをとる。

2 住宅供給

町長は、必要と認めるときは、全壊家屋被災者を町営住宅に入居させるなど住宅の確保を図る。

第３節 農漁業及び中小企業等への支援計画

項　　目	実施主体
第1 農業関係	産業振興課
第2 林業関係	環境保全課
第3 水産関係	産業振興課
第4 中小企業関係	商工観光課

この計画は、災害時の被災農漁業者及び中小企業者に対する融資対策を行うためのものである。

第1 農業関係(実施主体:産業振興課)

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、町は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他に「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図る。

第2 林業者関係(実施主体:産業振興課)

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

第3 水産関係(実施主体:産業振興課)

被害漁業者の施設（漁船・漁具)、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易にならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るように指導、推進する。

■農漁業関係の融資

○天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
○沖縄振興開発金融公庫資金による災害資金
○農業経営維持安定資金

第4 中小企業関係（実施主体：商工観光課）

町は、被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、以下に掲げる低利融資の災害対策資金の活用を促進する。

資金名	実施主体等	備考（関連法令）
(1) 災害復旧資金	・沖縄振興開発金融公庫 ・株式会社商工組合中央金庫	国の利子補給（沖縄振興開発金融公庫法）
(2) 災害復旧高度化資金	・沖縄県 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構	
(3) セーフティネット保証	・沖縄県信用保証協会（融資の保証）	（中小企業信用保険法）
(4) 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）	・沖縄県	県から取扱金融機関に原資預託

第４節 復興の基本方針等

項　　目	実施主体
第1 復興計画の作成	総務課、各関係各課
第2 がれき処理	建設課
第3 防災まちづくり	総務課、各関係各課
第4 特定大規模災害時の復興方針等	総務課、各関係各課

町は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1 復興計画の作成（実施主体：総務課、各関係各課）

町は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2 がれき処理（実施主体：建設課）

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

なお、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第3 防災まちづくり（実施主体：総務課、各関係各課）

町は、防災まちづくりに当たっては、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備設置を基本的な目標とする。

また、復興のため、住宅街の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、住民との合意形成に当たっては、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

第4 特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：総務課、各関係各課）

町は、大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて以下の措置を講じる。

■特定大規模災害時の措置

○必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定する。
○復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地再開発事業、土地改良事業等を実施する。
○復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請する。

第３編　風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、危険物等災害、海上災害、航空機事故災害及び道路事故災害等に対する応急対策計画及び復旧・復興計画である。

第１章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節　組織動員計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 組織体制	○			総務課、関係各課	各関係機関
第2 職員動員体制	○			総務課、関係各課	
第3 関係機関との連携･協力	○			総務課、関係各課	各関係機関

第1 組織体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、第２編・第１章・第１節「第１　組織体制」の定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

1 災害対策本部設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒準備体制の設置

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務課職員）による災害警戒準備体制をとる。

■災害警戒準備体制の設置基準

○沖縄気象台による大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されたとき。
○災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき。

(2) 災害警戒本部の設置

気象台から大雨、洪水、高潮等の注意報・警報等が発表された場合や災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合のとき、町長は、災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

■災害警戒本部の設置基準

○町の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき。

○暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は町域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

○前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき。

① 災害警戒本部の組織及び所掌事務

災害警戒本部の組織は、以下のとおりとする。

なお、災害警戒本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、第２編第１章第１節「第１　組織体制」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

■災害警戒本部の組織

○災害警戒本部に本部長をおき、本部長は町長をもって充てる。

○災害警戒本部は、本部長、副本部長、教育長、各対策部長（各課長等を含む）で構成する。

○災害警戒本部を設置した場合、総務対策部長は当該配備要員へその旨を連絡する。配備要員は連絡後直ちに出勤し、総務対策部長にその旨を報告するとともに、総務対策部長は出勤者名簿を作成する。

○本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、副本部長（副町長）が指揮をとり、副本部長まで不在の場合は総務対策部長が指揮をとる。

② 災害警戒本部会議の開催

本部長（町長）は、災害警戒本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議をおき、副部長、教育長、各対策部長を参集し、会議を開催する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは各対策部長等の提議によるが、概ね以下のとおりとする。

なお、災害警戒本部会議の開催場所は、「久米島町本庁舎２階会議室」とする。

■災害警戒本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	久米島町本庁舎２階会議室
（代理候補地）	久米島町消防本部会議室
	久米島町複合型防災・地域交流センターほんのもり

■災害警戒本部会議の報告･協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	○各部の配備体制。 ○被害状況に関すること。 ○緊急措置事項。
主な協議事項	○応急対策に関すること。 ○避難準備情報に関すること。 ○災害対策本部の設置に関すること。 ○その他災害対策の重要事項に関すること。 ○災害警戒本部の廃止に関すること。

２ 災害対策本部の設置

町長を本部長として、基本法第 23 条及び久米島町災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに本計画の定めるところにより、町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

資料編 4-2 久米島町災害対策本部条例

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、基本法第 23 条第１項の規定により、以下のような場合において災害対策本部を設置する。

○久米島町を含む地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき
○暴風、大雨その他の異常な自然現象により、久米島町を含む地域に重大な被害が発生したとき
○大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、久米島町を含む地域に重大な被害が発生したとき
○久米島町を含む地域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する災害が発生したとき
○上記のほか、久米島町を含む地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。

なお、災害対策本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、第２編・第１章災害応急対策計画（別表別表第１「地震・津波-6」、第２「地震・津波-7」）を参照する。

各対策部は、原則として、本部の設置と同時に設置する。

ただし、災害の種別等により、町本部長（町長）が指示した部は設置しないことができる。

■災害対策本部の組織

○災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。
○本部に各対策部を設け、対策部には統括を行う部長をそれぞれおくこととする。
○本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、部長、その他本部長が必要と認 める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
○本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得る。

■意思決定権者の代理順位

１位 町長　２位 副町長　３位 総務課長　４位 企画財政課長　５位 プロジェクト推進課長

(3) 災害対策本部会議の開催

本部長（町長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部会議室に参集する。

本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね以下のとおりとする。

なお、災害対策本部会議の開催場所は、「久米島町本庁舎２階会議室」とする。

ただし、久米島町本庁舎が大規模地震等の影響を受けて使用できない場合は、次の代理候補地のうち可能な場所に設置する。

■災害対策本部会議の開催場所及び代理候補地

本部会議の開催場所	久米島町本庁舎２階会議室
（代理候補地）	久米島町消防本部会議室
	久米島町複合型防災・地域交流センターほんのもり

■災害対策本部会議の報告･協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	○各部の配備体制。 ○被害状況に関すること。　○緊急措置事項。
主な協議事項	○応急対策に関すること。 ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。 ○避難の勧告・指示及び警戒区域の指定に関すること。

	○災害救助法の適用に関すること。 ○激甚災害の指定に関すること。 ○町民向け緊急声明の発表に関すること。 ○応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ○国、県等への要望及び陳情等に関すること。 ○その他災害対策の重要事項に関すること。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、以下の基準に従い災害対策本部を解散する。

■災害対策本部の解散基準

○予想された災害の危険が解消したと認められるとき
○災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき

(5) 災害対策本部の設置・廃止に関する通知及び公表

町は、本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関及び住民に対し、以下により通知、公表する。

■災害対策本部の設置・廃止の通知及び公表

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各対策部・課への通知・公表	庁内放送、庁内 LAN、電話、その他迅速な方法
住民への公表	テレビ、ラジオ、IP 告知システム・防災行政無線等、広報車、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話、FAX、その他迅速な方法
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な方法
那覇警察署	電話、FAX、その他迅速な方法
その他関係機関	電話、FAX、その他迅速な方法

第2 職員動員体制（実施主体：総務課、関係各課）

1 配備基準

本部長（町長）は、災害対策への体制を迅速に整えるため、配備基準に基づき直ちに配備の規模を指定する。

配備基準は、以下のとおりとする。

■風水害等災害時の配備基準

配備体制		配備基準	配備体制の内容
災害警戒準備体制	警戒初動配備	○気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合。	気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制等の初動配備。
災害警戒本部	警戒配備	○町の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき。 ○暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は町域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。	各部の警戒本部要員は配置につく。その他の職員は配置に備え待機する。
災害対策本部	第一配備	○町の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合。	気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合で、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。
	第二配備	○暴風、大雨その他異常な自然現象により、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合。 ○大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合。 ○町の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合。	局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。
	第三配備	○災害により町の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合。	町全域にわたって風水害等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

資料編 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

２ 配備要員

(1) 配備要員計画

配備体制別の配備要員計画は以下のとおりとする。この配備要員は災害の実情により各対策部長において増減することができる。

各対策部長は、「配備体制別の配備要員計画」（第２編・第１章災害応急対策を参照）に基づき、災害対策要員のうちから配備の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名し、配備要員指名名簿を作成しておく。

なお、各対策部長は、毎年４月１日に配備要員指名名簿を総務対策部長へ提出し、人事異動等において変更がある場合も、その都度報告しておく。

資料編 7-1 災害対策配備要員指名名簿

(2) 配備要員の対象外とする職員

以下に掲げる職員については対象から除外するものとし、該当する職員は所属長に連絡をとりその承認を得る。

■配備要員の対象外とする職員の要件

○平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの。
○妊娠中の女子及び乳児をもつもの。
○発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの。

(3) 配備の決定

本部長は、気象予報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策のための配備規模を決定する。

なお、本部会議の招集に関する事務は、総務課が行う。

３ 動員方法

(1) 勤務時間内の動員

総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規摸が決定されたときは、その旨を各対策部長に通知する。通知を受けた各対策部長は、各課長へ通知する。

通知を受けた各課長は、直ちに課内の配備要員に対し、その旨を通知する。

通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備に就く。その際、各課長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長へ報告する。なお、各課長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。

資料編 7-2 災害対策配備要員名簿

(2) 勤務時間外の参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて自主的に参集する。

なお、夜間、休日等における庁内の連絡体制は以下のとおりとし、連絡体制を整備する。

■勤務時間外の連絡体制

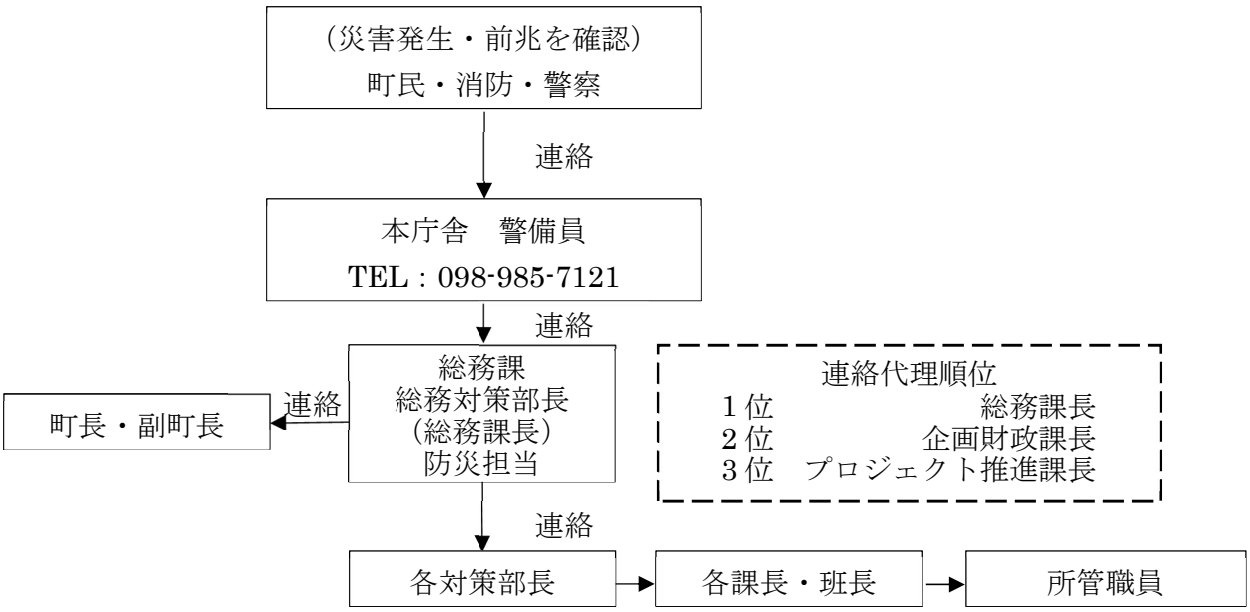

※連絡代理順位は意思決定権に基づ

4 災害応急対策に従事する者の安全の確保

本部長は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮し、災害応急対策を実施する。

第3 関係機関との連携・協力（実施主体：総務課、各関係各課）

1 国・県の災害現地対策本部との連携

町は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携し、災害応急対策を実施する。

2 防災関係機関との協力体制

町は、本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関と相互に緊密な連携協力を図り、総合的かつ計画的な災害対策の実施に努める。

また、各分野の応急対策を効率的に行うため、防災関係機関の長に対し、町災害対策本部に対して専門職を派遣するよう要請する。

3 合同調整所の設置

町及び警察・消防・自衛隊等の各機関がそれぞれ応急対策を進める上で、各種調整や情報共有等を図る場として、必要に応じ総務課は合同調整所を設置する。

第２節 気象警報等の伝達計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 警報等の種類及び発表基準	○			総務課、消防本部	沖縄気象台、県
第2 警報等の発表及び解除の発表機関	○			総務課、消防本部	沖縄気象台、県
第3 気象警報等の伝達	○			総務課、消防本部	各関係機関
第4 異常現象発見時の措置	○			総務課、消防本部	各関係機関

応急対策を実施する上で必要となる気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等の収集・伝達活動を、あらかじめ定めた伝達系統に従って迅速・確実に実施する。

第1 警報等の種類及び発表基準（実施主体：総務課、消防本部、県、沖縄気象台）

警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

防災気象情報の種類

警報等
- １　気象業務法に定める警報等
  - ア　気象注意報等
  - イ　気象警報等
  - ウ　気象特別警報等
  - エ　気象情報等
  - オ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
  - カ　早期注意情報（警報級の可能性）
  - キ　地方海上警報
- ２　水防警報等
- ３　消防法に定める火災警報等
- ４　知事、市町村長が行う警報等
- ５　土砂災害警戒情報
- ６　記録的短時間大雨情報
- ７　竜巻注意情報

１ 気象業務法に定める警報等

(1) 気象特別警報・警報・注意報

沖縄気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときは「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、県内の市町村ごとに発表する。

資料編 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

(2) 気象情報等

沖縄気象台は、気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後に現象の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する沖縄本島地方気象情報」、「記録的な大雨に関する沖縄地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○気象情報」という表題の気象情報を全般気象情報、沖縄地方気象情報、沖縄本島地方気象情報として発表する。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は以下のとおりとする。

台風の大きさ （風速 15 m/s 以上の半径）	台風の強さ（最大風速）
大　型　　500km 以上 800km 未満 超大型　　800km 以上	強　　い　　33m/s 以上 44m/s 未満 非常に強い　　44m/s 以上 54m/s 未満 猛　烈　な　　54m/s 以上

注）上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

(3) キキクル（大雨警報の危険度分布）等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼び掛ける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「災害切迫」（黒色）が出現してからでは命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況となるため、遅くともそれより前の「危険」（紫色）が出現した段階で安全な場所に避難する必要がある。

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。

なお、キキクル（大雨警報の危険度分布）等の概要は、以下のとおりである。

キキクル（危険度分布）等の概要

種　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数※1の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 【土砂災害の危険度】 ○「災害切迫」（黒） 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ○「危険」（紫） 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ○「警戒」（赤） 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ○「注意」（黄） ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ○今後の情報等に留意（白） 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数※2の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 【浸水の危険度】 ○「災害切迫」（黒） 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ○「危険」（紫） 道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなるおそれがある状況。 ○「警戒」（赤） 側溝や下水が溢れて道路がいつ冠水してもおかしくない状況。 ○「注意」（黄） 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意が必要。 ○今後の情報等に留意（白） 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。

※１）土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標
※２）表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が５日先までに予測されているときに、その可能性について[高]、[中]の２段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（久米島など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

なお、大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(5) 地方海上警報

沖縄気象台は、海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合に発表する。

①地方海上予報区の範囲と細分名称

○沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

○細分名称

沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA ）

東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA ）

沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

②地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
ｶｲｼﾞｮｳｹｲﾎｳﾅｼ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
ｶｲｼﾞｮｳﾉｳﾑｹｲﾎｳ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 ｶｲﾘ以下）
ｶｲｼﾞｮｳｶｾﾞｹｲﾎｳ 海上風警報 （英文 WARNING）	最大風速が 13.9 m/s 以上 17.2m/s 未満（28 ﾉｯﾄ以上 34 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳｷｮｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2m/s 以上 24.5m/s 未満（34 ﾉｯﾄ以上 48 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳﾎﾞｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上暴風警報(英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5m/s 以上（48 ﾉｯﾄ以上）
ｶｲｼﾞｮｳﾀｲﾌｳｹｲﾎｳ 海上台風警報(英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上（64 ﾉｯﾄ以上）

２ 水防警報等

(1) 代替警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の注意・警報は、以下に定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

国及び県が指定する河川、海岸等において、水防法に基づき洪水又は高潮等による災害発生が予想される場合に発令されるものについて、本町における水防警報とする。

(3) はん濫警戒情報

町は、河川水位、はん濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も併せて総合的に判断し、避難情報を発令する。

３ 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

町長は、町の区域を対象として、消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

■火災予防上の警報発令基準

○実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 50%以下のとき
○平均風速 15 m/s 以上

(2) 火災気象通報

沖縄気象台は県との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、担当区域に火災気象通報を発表する。

火災気象通報は、沖縄気象台が発表する「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表基準と同一の基準で行われる。

４ 知事、町長が行う警報等

知事は、沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行う。

町長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、本計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において必要があると認めるとき、町長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

５ 土砂災害警戒情報

県と沖縄気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村町が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう対象となる市町村を特定して土砂災害警戒情報を発表する。

なお、補足情報として、実際に危険が高まっている場所が土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。土砂災害警戒情報と土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の「危険」（紫）は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も併せて総合的に判断し、避難指示を発令する。

６ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・はん濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

なお、雨量による沖縄本島地方の発表基準は、１時間 110 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

７ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（久米島等）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から約１時間である。

第2 警報等の発表及び解除等の発表機関(実施主体:総務課、消防本部、沖縄気象台、県)

警報等の発表及び解除は以下の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象地区
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霜 〃 低温 〃 大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃	沖縄気象台	久米島町
記録的短時間大雨情報（発表のみ）	気象庁	久米島町
竜巻注意情報（発表のみ）	気象庁	久米島町（一次細分区域）
火災警報	町長	久米島町
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	久米島町

第3 気象警報等の伝達（実施主体：総務課、消防本部、各関係機関）

町は、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報・特別警報及び気象情報等を受けたとき又は自ら知ったときは、関係機関等に通報するとともに、住民に対して迅速かつ的確に伝達する。

特別警報の場合は、直ちに IP 告知システム、防災行政無線及び広報車等により住民に対して周知する。

■気象警報等の伝達系統図

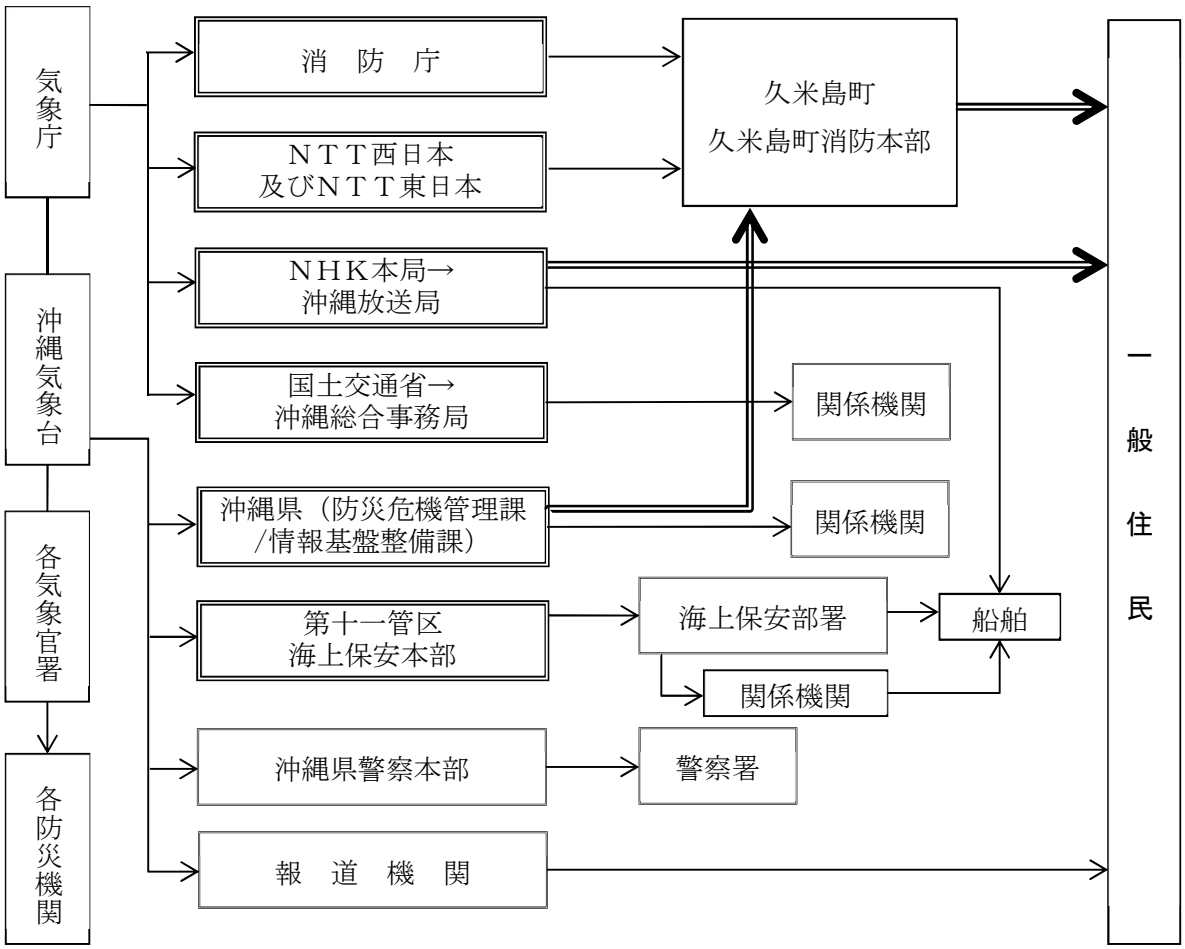

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第 1 号及び第 3 号等の規定に基づく法定伝達先。

注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条及び第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

■火災警報等の伝達系統図

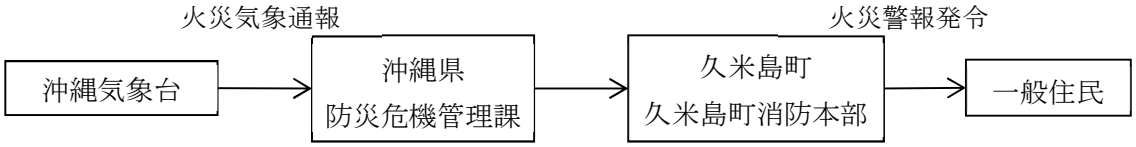

■地方海上警報等の伝達系統



■土砂災害警戒情報の伝達系統図

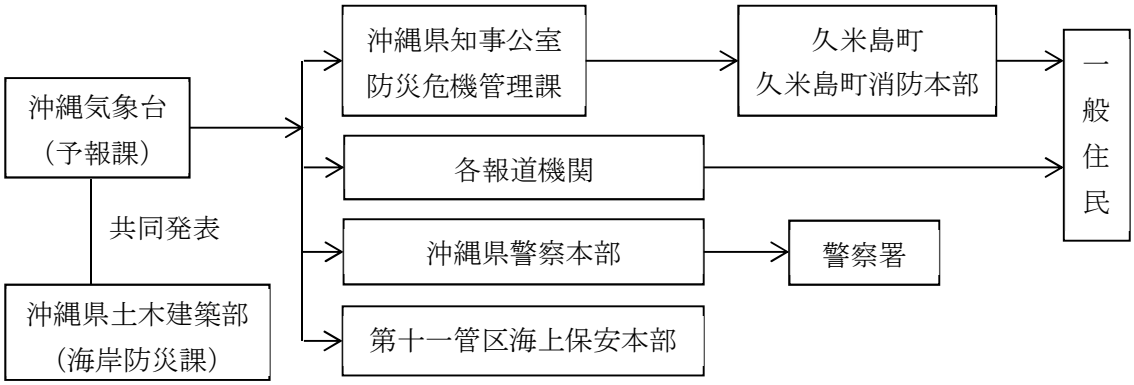

1 NTT西日本及びNTT東日本に通知する警報等

(1) 警報の種類

沖縄気象台が「ＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報である。

(2) 通知の方法

気象庁と「ＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台が発表する警報事項をＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本に通知する。

第4 異常気象発見時の措置（実施主体：総務課、消防本部、各関係機関）

気象、水象あるいは地象に関し、異常な現象を発見した者は、災害の拡大を防止するため、発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

■通報を要する異常現象

事 項	現　　象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		著しく異常な潮位、波浪

■異常現象を発見した者及び関係機関の通報

○発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その場所、状況、経過等をできるだけ具体的に町（町長）又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

○警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官等は、直ちに町（町長）に通報する。

○町の通報

上記により通報を受けた町長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、その現象を確認するなど事態の把握に努め、住民に対する周知を図る。

■通報系統図

異常現象発見者の通報系統図は、以下のとおりである。

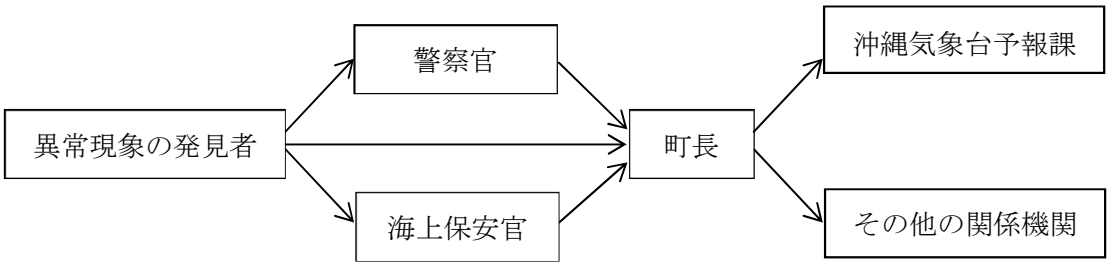

第３節 台風災害対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 台風災害事前対策	○			関係各課	－
第2 暴風警報発表時等の組織計画	○	○		総務課、関係各課	－

第1 台風災害事前対策（実施主体：関係各課）

1 防災知識等の普及計画

町は、台風被害を最小限に抑えるため、台風が発生し、沖縄地方に影響を及ぼすまでに対策を講じられるよう町民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

■事前の啓発・広報

実施区分	担当部課
防災知識の広報	総務課、企画財政課、プロジェクト推進課
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	総務課、企画財政課、プロジェクト推進課
避難所の設置及び利用に関すること	町民課、税務課
町民への協力事項（ゴミ収集日の変更等）	環境保全課、総務課、企画財政課、プロジェクト推進課
気象情報に関すること	総務課、企画財政課、プロジェクト推進課

2 警戒準備体制

町は、台風が沖縄地方に影響を与えると予想される場合は、各部課等において台風の接近に備えて事前対策を講じる。

■台風接近に備えた警戒準備体制

部	課	事前対策
総務対策部	総務課 企画財政課 プロジェクト推進課 出納室	○警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 ○所管する庁舎等の保全対策を講じる。 ○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
町民生活対策部	福祉課	○事前に保育所等の施設の暴風雨対策及び休園連絡調整等にあたる。 ○所管する高齢者及び障がい者の独居世帯の巡視等その対策にあたる。
	町民課 税務課	○台風の規模に応じて避難所開設の準備を行う。
	環境保全課	○所管する施設の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
産業振興対策部	産業振興課	○所管する庁舎などの保全対策を講じる。 ○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 ○農林水産物・施設の被害対策について関係機関と連絡調整を行い、必要なときは事前に対策を講じる。 ○所管する農地及び農業用施設の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○必要があれば資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	商工観光課	○観光客へ情報の提供等を行い、帰宅困難等の発生の対策を講じる。
環境整備対策部	建設課 上下水道課 空港管理事務所	○所管する庁舎等の保全対策を講じる。 ○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 ○町内の地すべり、急傾斜地箇所等の巡視を行う。 ○所管する道路、河川排水等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 ○必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
教育対策部	教育課	○所管する学校施設等の保全対策を講じる。 ○所管する社会教育施設等の安全対策を講じる。 ○児童・生徒の登下校時の保全対策を講じる。
	博物館	○所管する文化財等の保全対策を講じる。
	給食センター	○所管する調理上の保全対策を講じる。

第2 暴風警報発表時等の組織計画(実施主体:総務課、関係各課)

1 災害警戒本部の設置

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は発表されるおそれがあるときは、本庁舎内に町長（町長が不在又は連絡不能な場合は副町長）を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

また、台風が勤務時間外及び祝祭日に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等の協議を行ない、その決定事項を各部局等の課長等へ指示し、備える。

なお、庶務は総務課において処理する。

(1) 災害警戒本部員

災害警戒本部員は、本部長、副本部長、総務対策部長、町民生活対策部長、産業振興対策部長、環境整備対策部長その他本部長が必要と認める者をもって組織する。

(2) 災害警戒本部会議での主な協議事項

本部長（町長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりである。

なお、災害警戒本部員であって、暴風警報発表時、災害警戒本部会議へ出席のため、本庁舎まで登庁することが困難な場合は、総務対策部長へ連絡し待機する。

その際、総務対策部長は警戒本部会議での協議決定事項を速やかに待機中の本部員へ伝達する。

■災害警戒本部会議における報告・協議事項

区分	内容
開催場所	久米島町本庁舎 2 階会議室
主な報告事項	○各部の配備体制に関すること。 ○災害、被害状況に関すること。 ○緊急措置事項。
主な協議事項	○応急対策に関すること。 ○避難準備情報に関すること。 ○避難指示等、警戒区域の指定に関すること。 ○災害対策本部の設置に関すること。 ○災害警戒本部の廃止に関すること。 ○閉庁に関すること。 ○その他、本部長が必要と認めること。

(3) 災害対策要員

災害対策要員は基本的には下記の課の長等とするが、災害状況により各部局長が配備要員の増減を指示する。

各対策部長は、出勤した配備要員の名簿を作成し、総務対策部長に報告する。

また、配備要員等に指示されていない職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

資料編 7-2 災害対策配備要員名簿

(4) 警戒活動

本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。また、消防本部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(5) 避難者の受入れ

町は、住民から避難等の要請があった場合は、各庁舎及び指定避難所で受理する。避難者の対応については総務対策部、町民生活対策部で行う。

また、大規模な避難等を要するときは、「第３ 編 第１ 章 第９ 節 避難計画」で示すとおりとする。

(6) 災害警戒本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったと認める場合は、災害警戒本部を廃止する。

また、災害警戒本部廃止後、総務課防災担当は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

２ 災害対策本部の設置

町全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、又は甚大な被害が発生するおそれがあるときは、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、災害警戒本部員で協議し、災害対策本部への移行が必要と認められる場合、町長に状況を説明し、町長は災害対策本部の設置を決定する。

また、下記以外の事項については、本章「災害応急対策計画」による。

(2) 災害対策本部員

災害対策本部員は、第３編・第１章「第１ 節 組織計画」のとおりとする。

(3) 災害対策本部会議での主な協議事項

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部に参集する。

本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね以下のとおりである。

なお、災害対策本部員であって、暴風警報発表時、本部会議へ出席のため、本庁舎まで登庁することが困難な場合は、総務対策部長へ連絡し待機する。

その際、総務対策部長は本部会議での協議決定事項を速やかに待機中の本部員へ伝達する。

また、災害対策本部員以外で、本部長が特に必要と認める者について本部会議へ出席させることができる。

■災害対策本部会議における報告・協議事項

区分	内容
開催場所	久米島町本庁舎２階会議室
主な報告事項	○各対策部の配備体制に関すること。 ○災害、被害状況に関すること。 ○緊急措置事項。
主な協議事項	○応急対策に関すること。 ○本部の配備体制の切替え及び解散に関すること。 ○関係機関への応援要請に関すること。 ○避難指示等に関すること。 ○警戒区域の指定に関すること。 ○災害救助法の適用に関すること。 ○応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ○国、県への要望及び陳情に関すること。 ○その他、災害対策の重要事項に関すること。

(4) 災害対策要員

災害対策本部が設置された場合の災害対策要員については、第３編・第１章「第１節 組織計画」による。

各対策部長は、出勤した配備要員の名簿を作成し、総務対策部長に報告する。

資料編 7-2 災害対策配備要員名簿

(5) 警戒活動

本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

また、消防本部と密接に連携し、災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(6) 避難者の受入れ

町は、住民から避難等の要請があった場合は、各庁舎及び指定避難所で受理する。避難者の対応については総務対策部、町民生活対策部で行う。

また、大規模な避難等を要するときは、第３編・第１章「第９ 節 避難計画」で示すとおりとする。

(7) 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったとき、又は応急対策活動を終了した場合は、災害対策本部を廃止する。

なお、災害対策本部廃止後、総務課防災担当は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

３ 各本部に共通する対応

災害救助に関する情報及び緊急連絡があった場合は、総務課及び消防本部に速やかに報告する。

ただし、緊急性を要しやむを得ない場合は、事後報告しても差し支えない。

各課等で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して対応する。

第４節 災害通信計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 通信の協力体制	○			－	通信設備所有者等
第2 各種通信施設の利用	○			企画財政課、プロジェクト推進課	県、各関係機関

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、第２編・第１章「第３節　災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第５節 災害状況等の収集・伝達計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 防災関係機関の役割	○			総務課、消防本部	県、各関係機関
第2 災害状況の収集	○			総務課、関係各課	県、各関係機関
第3 地震発生直後の第1次情報の報告	○	○		総務課、消防本部	－
第4 災害報告	○	○		総務課	－
第5 安否情報の提供	○	○		町民課	各関係機関

災害状況等の収集・報告は、第２編・第１章「第４節　災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、町及び久米島町消防本部は、災害発生時の第１次情報の報告を以下のとおり行う。

１　火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告する。

２　久米島町消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

３　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

４　行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第６節 災害広報計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 被害写真の収集	○	○		企画財政課、 プロジェクト推進課	報道機関
第2 報道機関に対する情報等の発表	○	○		総務課	報道機関
第3 町民に対する広報	○	○		総務課、企画財政課、 プロジェクト推進課、 関係各課	－
第4 報道機関への要請	○	○		総務課	－
第5 住民からの問い合わせに対する対応	○	○		町民課、総務課	－
第6 要配慮者等に配慮した広報	○	○		福祉課	報道機関

災害時における情報及び被害状況等の広報は、第２編第１章「第５節　災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、町における災害広報については、町防災計画の定めるところにより、段階に応じて以下のような広報を行う。

１ 警戒段階

台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期の広報は、以下のとおりである。

①用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
②台風・気象情報
③水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
④警報
⑤災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
⑥被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
⑦道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
⑧公共交通機関の運行状況
⑨ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
⑩避難情報（準備情報）

２ 初期段階

暴風、浸水、土砂災害が予測される時期は、高齢者等避難、避難指示等の発令とその理由、指定緊急避難場所・指定避難所の開設状況等、避難情報の広報を行う。

３ 応急段階

暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期の広報は、以下のとおりである。

①ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
②医療機関の状況
③感染症対策活動の実施状況
④食料、生活必需品の供給予定
⑤災害相談窓口の設置状況
⑥その他住民や事業所のとるべき措置

第７節 自衛隊災害派遣要請計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第1 災害派遣を要請する場合の基準	○			－	県、各関係機関
第2 災害派遣要請	○			総務課	県、自衛隊
第3 町長の派遣要請要求等	○			総務課	県、自衛隊
第4 災害派遣部隊の活動等	○			総務課	県、自衛隊

災害時における自衛隊の派遣要請は、第２編・第１章「第６節　自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第８節 広域応援要請計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第1 応援協定に基づく応援要請	○			総務課、消防本部	－
第2 町の応援要請	○			総務課	県、各関係機関
第3 防災関係機関における応援要請	○			総務課、消防本部	警察、ライフライン事業者
第4 県が実施する支援との連携	○	○		総務課、企画財政課、プロジェクト推進課	県
第5 応援受入れ体制	○	○		企画財政課、プロジェクト推進課	県、各関係機関

大規模な災害が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、第２編・第１章「第７節　広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第９節 避難計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 避難の原則	○			総務課、消防本部、関係各課	県、各関係機関
第2 風水害避難計画	○			総務課、関係各課	県、各関係機関
第3 広域一時滞在		○		総務課、町民課	県

第1 避難の原則

避難の原則は、第２編・第１章・第８節「第１　避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、高齢者等避難、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第１　避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第２編・第１章・第８節・第１「１　実施責任者」のとおりとする。

２ 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、第２編・第１章・第８節・第１「２　避難情報の運用」を踏まえて実施する。

町は、町風水害避難計画の定めにより、以下の点に留意して、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合で、かつ緊急を要すると認めるときは、基本法第 60 条第３項に基づき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

(1)　全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

(2)　避難情報の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。

また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、沖縄気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

≪避難情報の意味合いと判断の目安≫

災害の状況	住民がとるべき行動	避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。ただし、地域の状況に応じて早めの避難が望ましい場合は、一般住民についても自主避難を開始。 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【災害共通】 ・災害が発生するおそれがあるとき 【洪水浸水想定区域】 ・洪水警報が発表され、引き続き水位上昇のおそれがあるとき　など 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、引き続き強い又は長い降雨が予想されるとき　など ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき

災害の状況	住民がとるべき行動	避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	【災害共通】 ・切迫した災害の前兆があるとき　など 【洪水浸水想定区域】 ・氾濫危険水位に到達したとき　など 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき　など ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき
災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保	緊急安全確保	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保する	【災害共通】 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき 【洪水浸水想定区域】 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合

※避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後 3 時間後には暴風となるおそれがある）。

(3)　警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(4)　避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

(5)　災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が避難指示等を行えるように権限を委譲しておく。

３ 避難場所

避難先は、町風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

４ 避難誘導

住民等の避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。

また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮する。

５ 船舶等の避難

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

６ 指定避難所の開設･収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、指定避難所に収容する。指定避難所開設以降の対策は、第２編・第１章・第８節「第１　避難の原則」のとおりとする。

第3 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、第２編・第１章・第８節「第３　広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第１０節　観光客等対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			総務課、商工観光課、消防本部	施設管理者
第2 避難情報の伝達及び避難誘導	○			総務課、商工観光課、消防本部	施設管理者
第3 避難収容	○			町民課、福祉課、税務課	施設管理者
第4 帰宅困難者対策	○			商工観光課	県、各関係機関

災害時における観光客等の対策は、第２編第１章「第９節　観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第１１節　要配慮者対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			福祉課	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第2 避難行動要支援者の避難支援	○			福祉課、消防本部	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第3 避難生活への支援	○			福祉課	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第4 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	○			教育課、福祉課	各施設管理者
第5 外国人への支援	○			町民課	各関係機関

災害時における要配慮者対策は、第２編第１章「第 10 節　要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第１２節　水防計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 水防対策本部の設置	○			総務課	－
第２ 水防対策非常配備と出動	○			総務課	－
第3 水防対策巡視	○			建設課、関係各課	－
第4 避難のための立退き	○			建設課、総務課	－

町は、水防法及び基本法の主旨に基づき、久米島町における河川等の洪水、雨水出水、高潮又は津波等の水害から町民の生命、身体及び財産の保護を図る。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

第1 水防対策本部の設置（実施主体：総務課）

沖縄気象台より、洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く）を受けたとき、又は町長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員により水防対策本部を設置する。

ただし、町本部が設置された場合、水防対策本部は同時に災害対策本部組織に統合される。

1 水防対策本部連絡会議

水防対策本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防対策本部連絡会議における協議は、水防対策の全般に関する事項とする。

水防対策本部の組織構成

○本部長・・・・・・・・・町長
○副本部長・・・・・・・・副町長
○本部員・・・・・・・・・町災害対策本部の配備に準ずる

２ 水防対策本部の事務分掌

水防対策本部の事務分掌は、町本部の所掌事務に準ずる。
ただし、建設課は、以下の事務を行う。

建設課の事務分掌

○水防対策本部連絡会議に関すること。 ○水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること。 ○災害情報の受理、伝達に関すること。 ○河川、土木等に関する水害調査及び総務対策部長への報告に関すること。 ○水害に関する応急対策に関すること。 ○その他、関係機関との連絡調整に関すること。

第2 水防対策非常配備と出動(実施主体:総務課)

１ 水防対策非常配備体制の指示

本部長は、通常勤務から水防対策非常配備体制への切替を確実に行うため、第２編・第１章「第１節 組織計画」、第３編・第１・章「第１節 組織計画」における災害時の配備基準の第一配備、第二配備を準用して、以下の要領により配備を指示する。

水防対策非常配備体制の種類

体制別	配備内容
第一配備体制	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備する。
第二配備体制	水防対策を要する事態の発生が予想されるに至った場合、又は情報を総合して事態が切迫した状態が認められるとき、対策に必要な人員を配備する。

２ 非常登庁

水防対策本部員は、常に気象の変化に注意し、水防対策非常配備体制の発令が予想されるときは進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて登庁する。

第3 水防対策巡視（実施主体：建設課、関係各課）

水防対策本部所管の各課及び消防本部は、県からの通報又はその他の方法により気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視する。

通報の種類と方法

通報の種類	通報の方法
水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次総務対策部、消防本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努める。
潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（海抜より２ｍ以上）に達したときは、直ちに関係対策課、関係機関及び団体等に通報する。

第4 避難のための立退き（実施主体：建設課、総務課）

町は、洪水又は高潮等により著しい危険があると認められるときは、水防法第 29 条に基づき、本章における「本章 第６ 節 災害広報計画」「本章 第９ 節 避難計画」により避難のための立退きを実施する。

第１３節　消防計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			総務課、消防本部	消防関係機関
第2 消防体制・出動の確立	○			消防本部	消防関係機関
第3 救助・救急活動	○			消防本部	－
第4 火災原因及び被害調査	○			消防本部	－
第5 相互応援要請	○			消防本部、総務課	県、各関係機関
第6 消防の応援要請	○			消防本部、総務課	－

災害時における消防活動は、第２編第１章「第 11 節　消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第１４節　救出計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 救出計画の実施責任者	○			総務課、消本部	各関係機関
第2 被災者の救出	○			消防本部	各関係機関
第3 救出用資機材の確保	○			消防本部、企画財政課、プロジェクト推進課	各関係機関
第4 惨事ストレス対策	○			総務課、福祉課	各関係機関

災害時における救出活動は、第２編第１章「第 12 節　救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第１５節　医療救護計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第1 医療救護計画の実施責任者	○			福祉課、消防本部	県、公立久米島病院、医療機関
第2 医療救護活動に関する組織体制	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関
第3 情報収集と共有	○			福祉課、消防本部	県、公立久米島病院、医療機関
第4 医療救護の実施	○			福祉課、消防本部	県、公立久米島病院、医療機関
第5 医療機関の活動	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関
第6 傷病者の搬送	○			福祉課、消防本部	県、公立久米島病院、医療機関
第7 助産体制	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関
第8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関
第9 被災者の健康管理とこころのケア	○			福祉課	県、公立久米島病院、医療機関

災害時における医療救護は、第２編第１章「第 13 節　医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第１６節　交通輸送計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			建設課	県、那覇警察署、各関係機関、事業者
第2 交通規制に伴う各種措置の実施	○			建設課	県、那覇警察署、各関係機関、事業者
第3 緊急輸送	○			商工観光課、企画財政課、プロジェクト推進課	県、各関係機関、事業者
第4 広域輸送拠点の確保	○			建設課	県、各関係機関、事業者

災害時における交通の確保並びにり災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、第２編第１章「第 14 節　交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行う。

１　各道路管理者及び沖縄県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

　特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、町に伝達する。

２　県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第１７節　治安警備計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1災害地における警察の任務	○			―	県、那覇警察署
第2 警察への協力･出動要請等	○			総務課	県、那覇警察署
第3警察による災害警備	○			総務課	那覇警察署、久米島交番所、駐在所

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、第２編第１章「第 15 節　治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第１８節　災害救助法適用計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 災害救助法適用計画の実施責任者	○			福祉課	県
第2 災害救助法の適用基準	○			総務課	県
第3 災害救助法の適用手続	○			総務課	県

救助法に基づく被災害者の救助は、第２編第１章「第 16 節　災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第１９節　給水計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			上下水道課	県
第2 供給の方法	○			上下水道課	各水道事業者
第3 医療施設等への優先的給水	○			上下水道課	各水道事業者

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、第２編第１章「第 17 節　給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２０節　食料供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			企画財政課、プロジェクト推進課、町民課、税務課、福祉課	県
第2 食料の調達	○			企画財政課、プロジェクト推進課	県、事業者
第3 食料の供給活動	○			町民課、税務課、福祉課	－
第4 炊き出しの実施	○			町民課、税務課、福祉課	－
第5 要配慮者等に配慮した食料の給与	○			町民課、税務課、福祉課	－

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、第２編第１章「第 18 節　食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２１節　生活必需品供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課	県
第2 生活必需品物資等の調達	○			企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課	県、事業者
第3 生活必需品物資等の給与及び貸与	○			福祉課	－
第4 生活必需品物資等の集積及び輸送	○			企画財政課、プロジェクト推進課	－
第5 救援物資の受入れ	○			企画財政課、プロジェクト推進課	県

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第２編第１章「第 19 節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２２節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 感染症対策	○	○		環境保全課、福祉課	県
第2 保健衛生	○	○		環境保全課、福祉課	－
第3 し尿処理	○	○		環境保全課	県
第4 食品衛生監視	○			環境保全課	県
第5 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	○			環境保全課	県、各関係団体等
第6 ペットへの対応	○			環境保全課	県、各関係機関

災害時における被災者の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、第２編第１章「第 20 節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２３節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○	○		消防本部、環境保全課、町民課	各関係機関
第2 行方不明者の捜索	○	○		町民課、税務課、消防本	那覇警察署、自衛隊、各関係機関
第3 行方不明者の発見後の収容及び処置	○	○		消防本部、環境保全課	各関係機関
第4 遺体の調査、身元確認	○	○		環境保全課	那覇警察署、第十一管区海上保安本部
第5 遺体の処理	○	○		環境保全課	各関係機関、事業者
第6 遺体の埋葬		○		環境保全課	各関係機関、事業者
第7 広域火葬		○		環境保全課	県
第8 行方不明者の捜索等の費用及び期間等		○		総務課	－

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、第２編第１章「第 21 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２４節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			建設課、環境保全課	県、各関係機関
第2 障害物の除去	○			建設課	県、 第十一管区海上保安本部 事業者
第3 災害廃棄物の処理	○			環境保全課	県、各関係機関
第4 ゴミの収集・処理	○			環境保全課	事業者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、第２編第１章「第 22 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２５節　住宅応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者		○		建設課	県
第2 応急仮設住宅の設置等		○		建設課	県
第3 住宅の応急修理		○		建設課	県
第4 公営・民間住宅の確保		○		総務課	－
第5 住家の被災調査		○		町民課、税務課、関係各課	各関係機関
第6 被災者台帳の作成		○		町民課	県

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、第２編第１章「第 23 節　住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２６節　二次災害の防止計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			建設課	県
第2 被災建築物の応急危険度判定	○			建設課	県、各関係機関
第3 被災宅地の危険度判定	○			建設課	県、各関係機関
第4 降雨等による水害・土砂災害の防止	○			建設課	国
第5 高潮、波浪等の対策	○			建設課	国、県

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、第２編・第１章「第 24 節　二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２７節　教育対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者		○		教育課	県教育委員会、県
第2 応急教育対策		○		教育課	県教育委員会
第3 学校給食対策		○		教育課、給食センター	県教育委員会、各関係機関
第4 社会教育施設等の対策		○		教育課	施設管理者
第5 被災児童・生徒の保健管理		○		教育課、福祉課	－
第6 文化財の保護		○		博物館	県教育委員会

災害時における応急教育対策は、第２編第１章「第 25 節　教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２８節　危険物等災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 石油類に関する応急対策		○		消防本部	県、危険物施設責任者、各関係機関
第2 高圧ガス類に関する応急対策		○		消防本部	県、高圧ガス保管施設責任者等、各関係機関
第3 毒物・劇物		○		消防本部	県、毒物・劇物保管施設責任者等、各関係機関
第4 火薬類		○		消防本部	県、火薬類保管施設責任者等、各関係機関

危険物等による災害については、第２編第１章「第 26 節　危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第２９節 海上災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 災害対策連絡調整本部との連携		○		総務課	各関係機関
第2 海上災害防止対策		○		総務課、消防本部	－
第3 海上災害時の対応		○		総務課、消防本部	各関係機関
第4 流出油汚染事故等対策		○		総務課、消防本部	各関係機関
第5 災害復旧・復興対策		○		総務課、消防本部	各関係機関
第6 海上保安本部による災害応急対策		○		－	第十一管区海上保安部
第7 その他防災関係機関の実施事項		○		総務課、消防本部	各関係機関

町は、基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、海上における治安の維持、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の軽減及び拡大防止対策を図る。

第1 災害対策連絡調整本部との連携（実施主体：総務課、各関係機関）

町は、防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部が設置する連絡調整本部又は現地対策本部と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

また、現地対策本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

海上災害応急対策の実施機関及び海上災害発生時の通報系統は、以下のとおりである。

実施機関

○第十一管区海上保安本部	○内閣府沖縄総合事務局
○沖縄気象台	○陸上自衛隊第 15 旅団
○海上自衛隊沖縄基地隊	○沖縄県
○沖縄県警察本部	○那覇警察署及び各関係警察署
○久米島町及び他の市町村	○消防本部
○日本赤十字社沖縄県支部	○他の漁業協同組合
○排出油防除関連事業所等	○事故関係企業
○その他関係機関及び団体	

海上災害発生時の通報系統

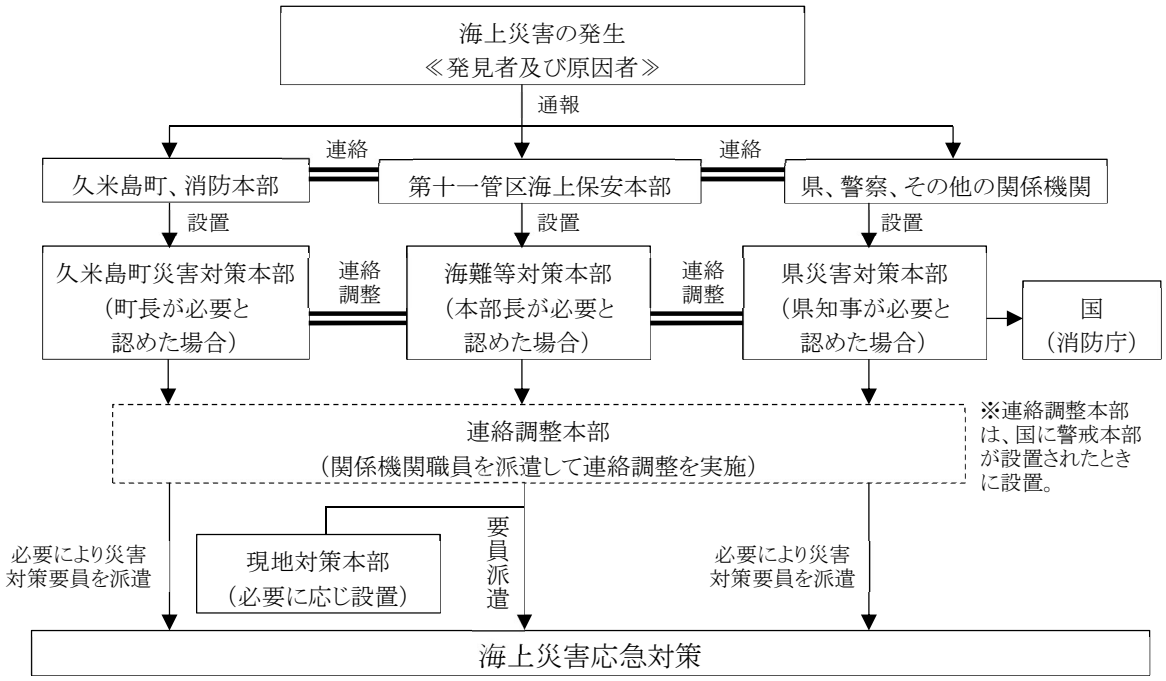

第2　海上災害防止対策（実施主体：総務課、消防本部）

町は、港内又は港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、町長が第十一管区海上保安部に要請し、同部の行う応急対策に協力して活動する。

被害防止措置事項

○沿岸住民に対する災害情報の周知・広報
○沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
○沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
○沿岸及び地先海面の警戒
○傷病者の救出、援護（搬送、収容）
○沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
○消火作業及び延焼防止作業
○防除資機材及び消火資機材の整備
○事故貯油施設の所有者に対する海上への石油等流出防止措置の指導
○漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
○その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

第3 海上災害時の対応（実施主体：総務課、消防本部、各関係機関）

総務課及び消防本部は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安部と協力して実施する。また、第十一管区海上保安部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講じる。

第4 流出油汚染事故等対策（実施主体：総務課、消防本部、各関係機関）

流出油汚染事故について、以下のとおり対策を講じる。

流出油汚染事故等対策

対策別	実施内容
油防除	○油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、町が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 ○油汚染事故等の緊急措置については、本町において港湾法及び漁港法に基づき「油濁防止緊急措置マニュアル」を作成し、油防除資機材等を設置する。
漂着油除去	○漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、町が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 ○応急対策用資機材については、町で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

第5 災害復旧･復興対策(実施主体:総務課、消防本部、各関係機関)

町は、災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように地方公共団体等と連携を図りつつ、被災の復旧・復興対策を講じる。

復旧・復興対策

区分	実施内容
海洋環境の汚染防止	○災害廃棄物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じる。
海上交通安全の確保	○災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、以下に掲げる措置を講じる。 ○船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。 ○広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対して、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第6 海上保安本部による災害応急対策(実施主体:第十一管区海上保安部)

1 非常体制の確立

非常体制を確立するため、以下の措置を講じる。

非常体制の確立のための措置

○管内を非常配備とする。
○大規模海難等対策本部を設置する。
○通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
○巡視船艇・航空機等により、被害状況調査を実施する。
○一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告・出入港の制限等の措置をとる。

２ 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達措置を図る。

警報等の伝達措置の内容

伝達状況	措置内容
気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき。	○航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに必要に応じ関係事業者に周知する。
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき。	○速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに必要に応じ水路通報により周知する。
大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき。	○航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

３ 情報の収集等

災害が予想される又は発災後について、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

発災後の情報収集活動の内容

災害が予想される状況	発災後
○在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷況、旅客船の運行状況等） ○船舶交通の輻輳状況 ○船だまり等の対応状況 ○被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ○港湾等における避難者の状況 ○関係機関等の対応状況 ○その他災害応急対策の実施上必要な事項	○海上及び沿岸部における被害状況 ○被災地周辺海域における船舶交通の状況 ○被災地周辺海域における漂流物等の状況 ○船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 ○水路、航路標識の異常の有無 ○港湾等における避難者の状況 ○関係機関等の対応状況 ○その他災害応急対策の実施上必要な事項

４ 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、以下に掲げる措置を講じる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

海難救助の内容

事故・火災別	活動内容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき。	○速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う。
船舶火災又は海上火災が発生したとき。	○速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。 ○必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
危険物が排出されたとき。	○その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

５ 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮する。

輸送対象の想定は以下のとおりである。

輸送対象の想定

段階	段階別	輸送対象
第一段階	避難期	○救助･救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ○消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ○負傷者等の後方医療機関への搬送 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	輸送機能確保期	○上記(第一段階)の続行 ○食糧、水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第三段階	応急復旧期	○上記(第二段階)の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

６ 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付や譲与について要請があったとき、又はその必要性があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30 年運輸省令第10 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

７ 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき海上における災害応急対策の実施に支障のない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

８ 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、以下に掲げる措置を講じる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるため、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定する。

また、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

流出油等に対する措置

措置別	措置内容
防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的にする措置	○巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき。	○防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるとき。	○海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

9 海上交通安全の確保(措置事項)

海上交通の安全を確保するため、以下の措置を講じる。

海上交通安全の確保措置

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通の輻輳が予想される海域についての措置	○必要に応じ、船舶交通の整理、指導を行う。（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。）
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき。	○必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。	○速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
船舶交通の混乱を避けるための措置	○災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じて船舶への情報提供を行う。
水路の水深に異常を生じたと認められるとき	○必要に応じ検測を行う。 ○応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、又は流出したとき	○速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法第 63　条第１項及び同条第２項の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等により以下に掲げる措置を講じる。

治安の維持のための措置

○災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
○警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12 危険物の保安措置

危険物の保安についての以下措置を講じる。

危険物の保安措置

○危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
○危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
○危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

13 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講じる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

第7 その他防災関係機関の実施事項（実施主体：総務課、消防本部、各関係機関）

防災関係機関における海上災害応急対策の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
沖縄総合事務局の役割	救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
陸上自衛隊の役割	要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項 ○遭難者の救護 ○沿岸住民の避難に必要な支援 ○消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援
海上自衛隊の役割	要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項 ○被害状況の調査 ○遭難者の救出・救護 ○死傷病者の救出・搬送 ○行方不明者の捜索 ○沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 ○人員・物資の輸送等 ○消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援
沖縄県の役割	○沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ○応急物資のあっせん及び輸送手段の調整 ○自衛隊、地方公共団体に対し応援要請その他の応急措置 ○第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備 ○規模に応じ、災害対策本部等の設置 ○危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言 ○災害救助法適用に関する措置

関係機関	実施事項
	○的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報 ○災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施
町及び消防本部の役割	○沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ○沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 ○沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施 ○死傷病者の救出、援護（搬送、収容） ○沿岸及び地先海面の警戒 ○沿岸住民に対する避難指示等 ○消火作業及び延焼防止作業 ○その他海上保安官署等の行う応急対策への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備 ○事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導 ○漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導
沖縄県警察の役割	○警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締まり ○危険防止又は民心安定のための広報活動 ○住民の避難誘導 ○避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保 ○交通の秩序の維持及び通信の確保 ○人命救助の実施 ○災害情報の収集及び関係機関への伝達 ○海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施 ○関係防災機関の活動に関する支援
事故関係機関	○海上保安官署への事故発生の通報 ○遭難船舶乗組員の救助 ○現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施 ○必要に応じ、付近住民に避難するよう警告 ○消火活動等消防機関への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達 ○災害対策連絡調整本部への責任者派遣
指定海上防災機関	○船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施 ○海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施 ○県及び市町村等の災害復旧にあたっての助言
その他関係機関、団体	自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力する。

第３０節　在港船舶対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 船舶の被害防止対策	○			産業振興課	第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、那覇警察署、久米島町漁業協同組合
第2 船舶等の津波避難	○			産業振興課	第十一管区海上保安部

災害時の在港船舶の安全確保は、第２編第１章「第 27 節　在港船舶対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第３１節　労務供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 職員の派遣・斡旋（相互応援協力計画）				総務課	各関係機関
第2 一般労働者の供給		○		総務課、商工観光課	沖縄公共職業安定所等
第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ		○		総務課	沖縄公共職業安定所等
第4 従事命令、協力命令		○		総務課	県、各関係機関

災害時における労務者及び職員等の確保は、第２編第１章「第 28 節　労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第３２節　民間団体の活用計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 実施責任者	○			総務課、福祉課	県
第2 民間団体への協力要請	○			総務課、福祉課	－

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、第２編第１章「第 29 節　民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第３３節　ボランティア受入れ計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 ボランティアの募集		○		福祉課、企画財政課、プロジェクト推進課	町社会福祉協議会、各関係機関
第2 ボランティアの受入れ		○		福祉課、企画財政課、プロジェクト推進課	町社会福祉協議会、各関係機関
第3 ボランティアの活動内容		○		福祉課、総務課	町社会福祉協議会、各関係機関
第4 ボランティアの活動支援		○		福祉課	町社会福祉協議会、各関係機関

災害ボランティアの募集、受入れ等は、第２編第１章「第 30 節　ボランティア受入れ計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第３４節　公共土木施設応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 公共土木施設応急対策	○	○		建設課	各施設管理者
第2 施設の防護	○	○		建設課	各施設管理者
第3 応急措置	○	○		建設課	各施設管理者
第4 応急工事	○	○		建設課	各施設管理者

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、第２編第１章「第 31 節　公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第３５節　航空機事故災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 空港及び周辺区域内での事故	○	○		空港管理事務所、消防本部、関係各課	各関係機関
第2 空港及び周辺区域以外での事故	○	○		空港管理事務所、消防本部、関係各課	各関係機関

この計画は、町域において墜落事故等が発生した場合には、県及び防災関係機関、空港管理事務所等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第1 空港及び周辺区域内での事故

久米島空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、以下により実施する。

1 空港災害応急対策本部の設置

久米島空港及び空港周辺における航空機事故に対する捜索並びに消火救難活動及び空港基本施設等の災害復旧応急対策を実施するため、関係機関の協力により、当該空港に空港災害応急対策本部を設置する。

2 空港災害応急対策の内容

空港災害応急対策の目的は、主として航空機事故が発生し、又は航空機火災が発生するおそれのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

また、空港内に重大な事故が発生した際には、空港施設の早期復旧に努力し、航空交通早期再開と空港の安全確保を図る。

3 事故処理要領

事故処理にあたっては、迅速かつ適切に対処するため、那覇空港事務所航空事故処理規程、「消火救難業務に関する協定」、空港緊急時対応計画及び消火救難業務処理要領に基づき、効果的な事故処理を実施する。

4 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は、資料編のとおりとする。

資料編 3-9 空港における緊急連絡系統図

第2 空港及び周辺区域以外での事故
（実施主体：空港管理事務所、消防本部、関係各課、各関係機関）

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、県、町及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに以下の応急活動を実施する。

関係機関	実施事項
空港管理者	○空港の利用にあたっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。
沖縄県	○航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。 ○地元市町村が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。 ○医療救護活動を実施する必要が生じたときは、医療救護要員の派遣又は待機を行う。 ○必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
町	○航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。 ○事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。 ○死傷者が発生した場合、町内医療機関等で救護班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。 ○災害の規模が大きく地元市町村で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。
沖縄県警察	○航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたるとともに、県警察ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。 ○航空災害が発生した場合において、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。
第十一管区海上保安本部	○航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。 ○海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

第３６節　ライフライン等施設応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 電力施設応急対策	○	○		－	沖縄電力(株)
第2 ガス施設応急対策	○	○		－	各ガス関係業者、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、消防機関、那覇警察署
第3 上水道施設応急対策	○	○		上下水道課	水道事業者、県
第4 下水道施設応急対策	○	○		上下水道課	県
第5 電気通信設備応急対策	○	○		－	電気通信事業者

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、第２編第１章「第 32 節　ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第３７節　農林水産物応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 農林水産物の対策		○		産業振興課	沖縄県農業協同組合久米島支店、久米島漁業協同組合、県
第2 農産物応急対策		○		産業振興課	県、沖縄県農業協同組合久米島支店
第3 家畜応急対策		○		産業振興課	県、沖縄県農業協同組合久米島支店
第4 水産物応急対策		○		産業振興課	県、久米島漁業協同組合

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、第２編第１章「第 34 節　農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、県が樹立する事前対策について関係機関に指導を行う。

第３８節　道路事故災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体	関係機関
第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		○		建設課、総務課	道路管理者、県
第2 応急活動及び活動体制の確立		○		総務課、建設課、関係各課	道路管理者、県
第3 救助・応急、医療及び消火活動		○		消防本部、福祉課	道路管理者、県
第4 道路、橋梁等の応急措置		○		建設課	道路管理者
第5 その他		○		建設課	道路管理者

第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（実施主体：建設課、総務課、道路管理者、県）

町は、多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、人的被害の 状況を把握し、県へ連絡するとともに、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

また、県は被害状況を把握するとともに、総務省消防庁・国土交通省 及び関係省庁に連絡する。那覇警察署は、被害に関する情報を把握し、県警察本部を通じ警察庁に連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立（総務課、建設課、関係各課）

町は、発生後、本章「第１節　組織・動員計画」に定めるところにより、速やかに応急活動体制を確立するとともに、災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

第3 救助・応急、医療及び消火活動（実施主体：消防本部、福祉課、道路管理者、県）

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて関係機関に応援を要請する。

なお、救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、町及び県は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

第4 道路、橋梁等の応急措置（実施主体：建設課、道路管理者）

町は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

また、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

町は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

第5 その他（実地主体：建設課、道路管理者）

1 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 再発防止対策

町は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえて再発防止対策を実施する。

第３９節　林野火災対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体	関係機関
第1 異常気象時の警戒	○			消防本部、環境保全課	－
第2 林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡	○			環境保全課、消防本部	各関係機関
第3 林野火災の消火活動	○	○		消防本部、環境保全課	各関係機関

町は、林野火災の発生と拡大を防止するため、予防と以下の応急対策を講じる。

第1 異常気象時の警戒（実施主体：消防本部、環境保全課）

異常乾燥及び強風時は、火災警報の発令とともに警戒体制を強化する。

警戒体制の内容

○IP 告知システム・町防災行政無線等により、火災予防広報を実施する。
○消防車、広報車等により巡回広報を実施する。
○林野参入者に対する火気注意を徹底する。
○消防職員による巡回警戒を強化する。
○消防職員、団員の自宅待機、又は一部招集を指令する。

第2 林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡（実施主体：環境保全課、消防本部、各関係機関）

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合は、関係機関に通報連絡等を行う。

通報連絡の内容は、火災発生日時、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等とする。

通報連絡系統図

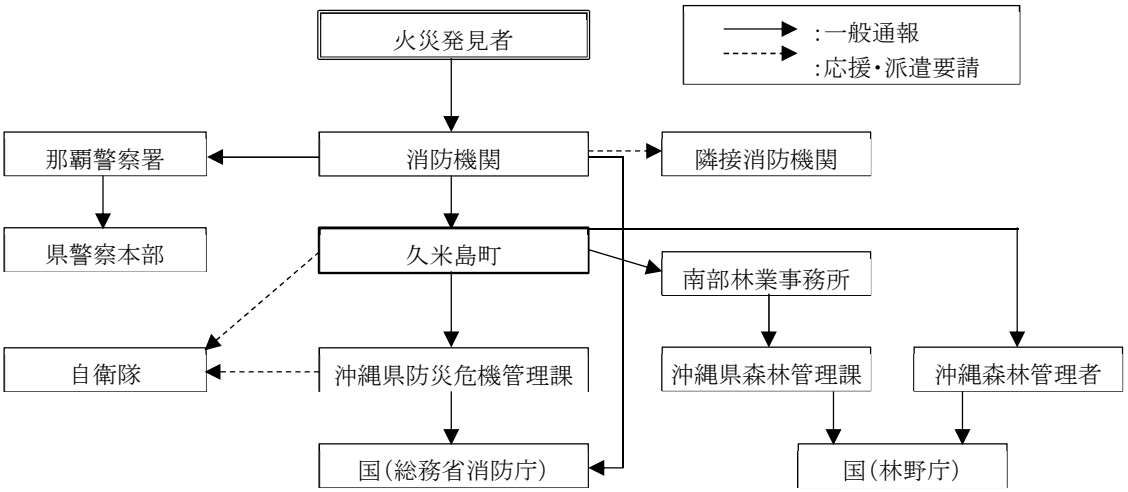

関係機関の対応措置

関係機関	活動内容
沖縄県	○林野火災が発生した場合は、町等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。 ○町からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。 ○林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援隊等を要請する。 ○海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。
沖縄県警察	○林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。 ○必要に応じて、立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。 ○死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。 ○必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第3 林野火災の消火活動（実施主体：消防本部、環境保全課、各関係機関）

1 消火体制及び消火活動

林野火災の消火体制及び消火活動の内容は、以下のとおりである。

消火体制

実施事項	実施内容
現場指揮本部の設置	○林野火災時に応援消防隊及びその他消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに円滑な消火活動ができる体制を確立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。
関係者の協力	○林野火災が発生したときは、山林、原野の所有者及び付近の住民等は、消防機関に協力する。
消火活動	○林野火災の消火活動においては、火勢の状況及び気象状況並びに地理、地勢等に応じた消火活動を行う。

消火活動内容

消火活動別	実施内容
直接攻撃	○火たたき、覆土、撤土、除去による消火、ポンプによる注水消火等。
間接攻撃	○直接攻撃によって防御できない場合、林野の一部を犠牲にして防御線、防火線を築き、火災の延焼を遅らせる。
迎火攻撃	○迎火攻撃は指揮者の指示により、人員を十分に配置し、防火線の幅員を十分にとり燃焼方向に対して一斉に点火する。その際には、飛火に注意する。
残火処理	○残火処理は、焼失線（周囲）から徐々に内面に入り、飛火点に向かって処理し、特に老木、根株、空洞木等の着火後を見回り完全に消火する。
飛火警戒	○飛火による第2、第3の火災発生を防止するもので、防御に当たっては多くの人員を必要とするため、地域住民の協力で飛火警戒を行う。
空中消火	○ヘリコプターによる消火方法であり、消火基地を設け現場指揮本部と密接に情報交換し、空中消火隊の指揮運用を行う。 ○また、地上消火隊と相互に連携をとり消火にあたる。 ○なお、ヘリコプターによる消火基地設置等に当たっては、「本章 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づいて実施する。

2 応援要請

町は、火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。

火災の規模が大きく町で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

第２章　災害復旧・復興計画

第１節 公共施設災害復旧計画

項　　目	実施主体
第1 災害復旧事業計画作成の基本方針	総務課、関係各課
第2 災害復旧事業計画の作成	総務課、関係各課
第3 施設災害復旧事業の実施	総務課、関係各課

被災した施設及び本町がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、第２編・第２章「第１節　公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２節 被災者生活への支援計画

項　　目	実地主体
第1 住民サポートセンターの開設	総務課、町民課、関係各課
第2 り災証明書の発行	町民課、消防本部
第3 被災者台帳の作成	町民課
第4 住宅復旧計画	総務課
第5 生業資金の貸付	福祉課
第6 被災世帯に対する住宅融資	福祉課
第7 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	福祉課
第8 災害義援物資・義援金の募集及び配分	企画財政課、プロジェクト推進課、福祉課、町民課、税務課
第9 町税の徴収猶予及び減免	税務課
第 10 職業のあっせん	商工観光課
第 11 被災者生活再建支援	福祉課
第 12 地震保険や共済制度の活用	総務課、町民課、税務課
第 13 その他の被災者支援	総務課

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、第２編・第２章「第２節　被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第３節 農漁業及び中小企業等への支援計画

項　　目	実施主体
第1 農業関係	産業振興課
第2 林業関係	産業振興課
第3 水産関係	産業振興課
第4 中小企業関係	商工観光課

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、第２編・第２章「第３節農漁業及び中小企業者等への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進する。

第４節 復興の基本方針

項　　目	実施主体
第1 復興計画の作成	総務課、各関係各課
第2 がれき処理	建設課
第3 防災まちづくり	総務課、各関係各課
第4 特定大規模災害時の復興方針等	総務課、各関係各課

復興計画やまちづくりは、第２編・第２章「第４節　復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。